

日露年鑑  
1938

567-21



1200501515124

67

21

Kodak Gray Scale

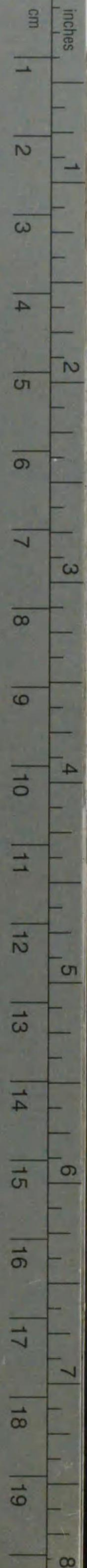
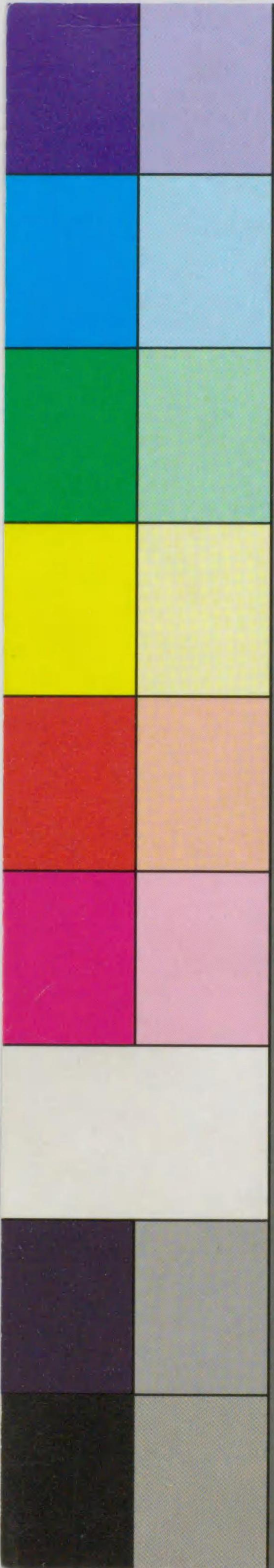
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak



# 日魯漁業株式會社

創立 大正三年三月  
資本金 五千參百八拾萬圓

社長 窪田 四郎  
副社長 平塚 常次郎

本店 東京市丸ノ内(丸ビル)  
函館出張所 函館市眞砂町六番地

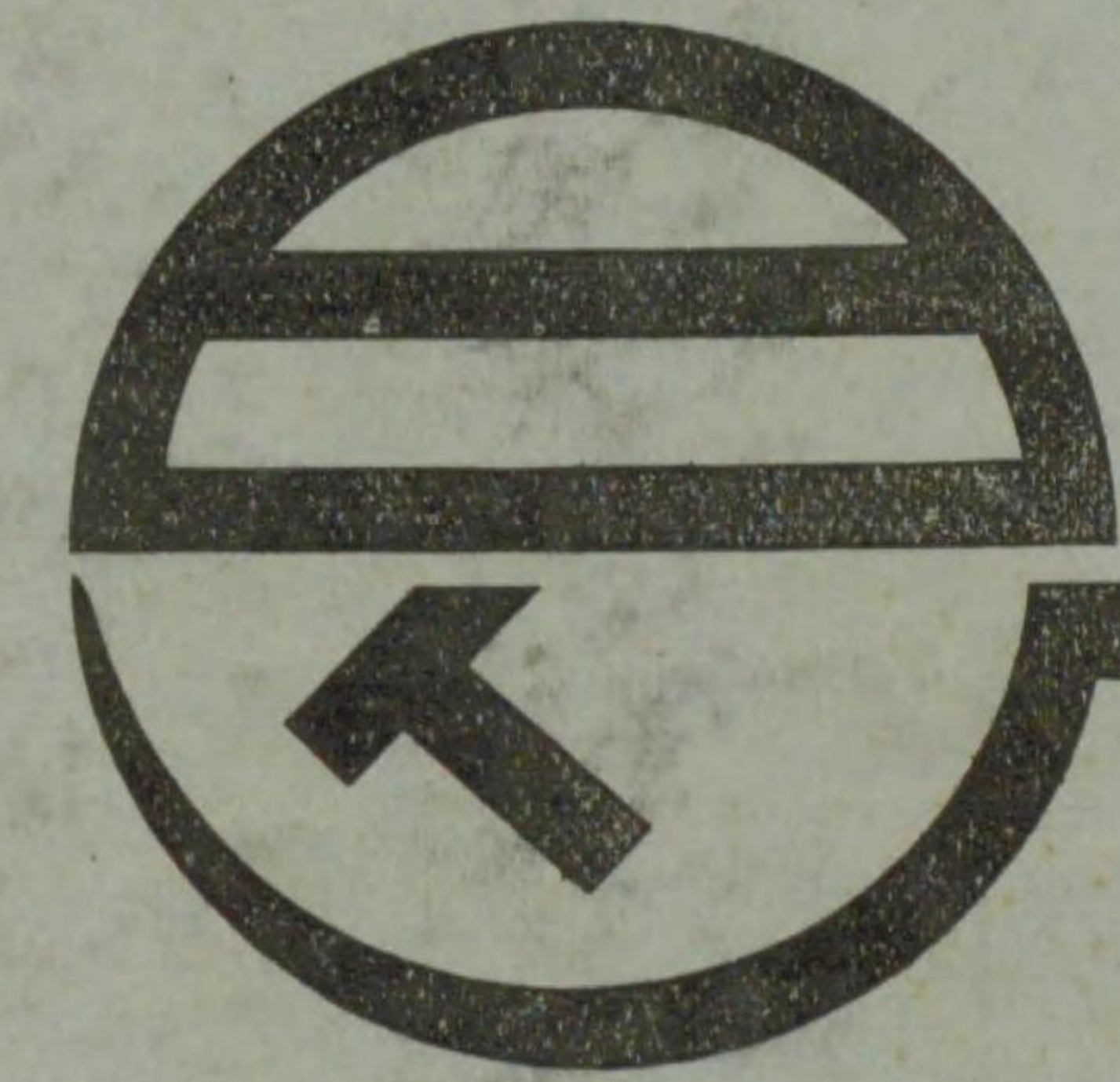
## Ниссо Секию Кабусики Кайша

(ЯПОНО-СОВЕТСКОЕ НЕФТЯНОЕ АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО)

### ПРОДАЖА СОВЕТСКОГО ГАЗОЛИНА.

Правление: „Марубиру“, Коджимачи-ку, Токио.

Телефон: (23) 4347, 4348, 4349.



## 日ソ石油株式會社

本社・東京市麴町區・丸ノ内ビルディング

電話・丸ノ内(23) 4347, 4348, 4349.



Регистров.



Завод. марка

Учреждено в 1887 г.

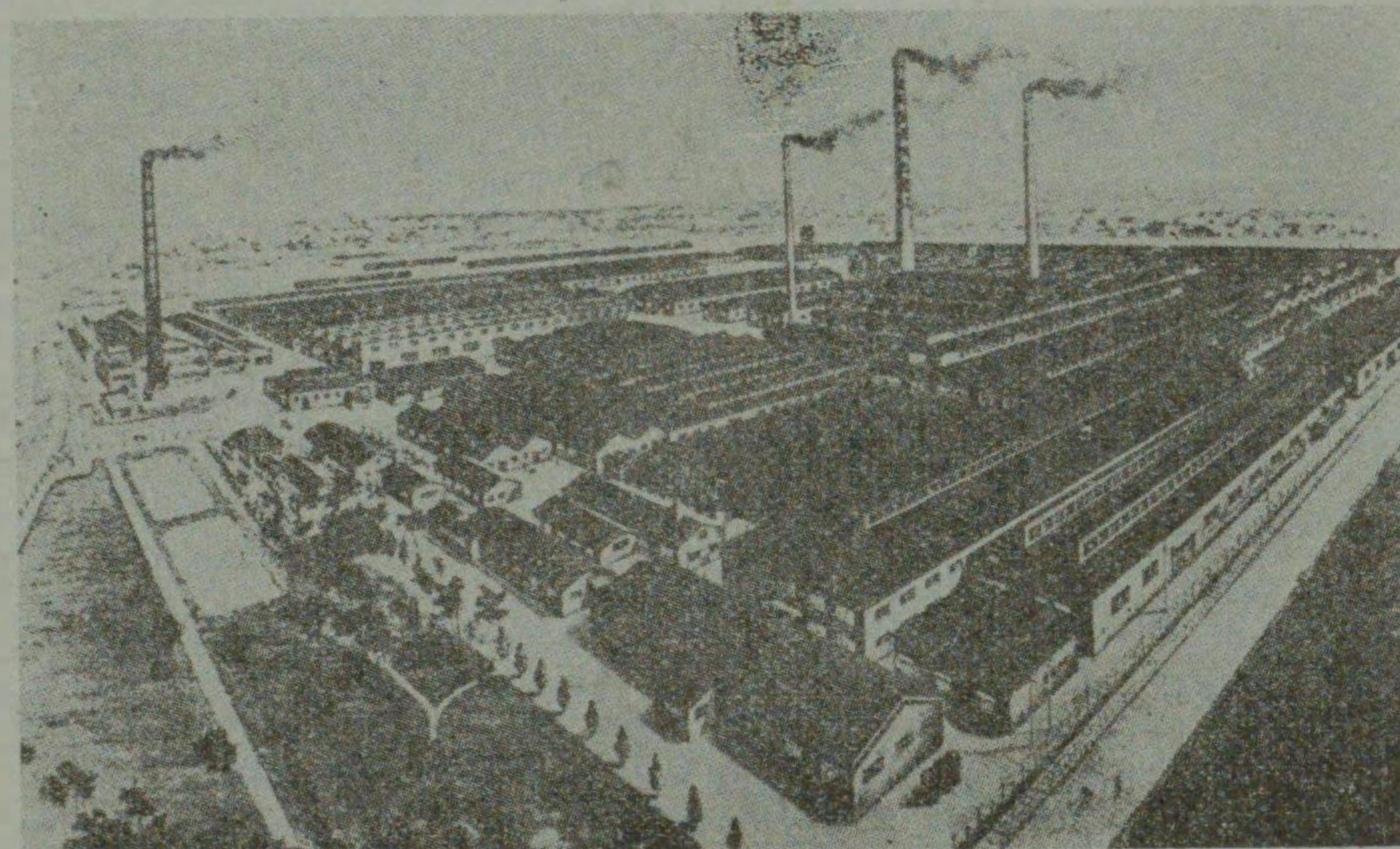
Основ. кап. Иен 10,500.000.

Утверждено Ллойдск. Мореходн. Обществом  
Канатный завод

## „ТОКИО СЕЙКО КАЙША“

Главное правление: Токио.  
Заводы: Токио, Кобе и Кюфура.

Троссы: стальной, манильский, пеньковый, смоленный и хлопчато-бумажный.  
Снопвязальный шпигат, манильское иванто и твайн, железная и стальная проволока



Единственное представительство заводов для СССР,  
Северной Маньчжурии, Кореи и Агентство внутри Японии

Тел. Гинза 4187  
4188  
4189

ИМПОРТНО-ЭКСПОРТНАЯ КОНТОРА

АКЦ. О-ВО

Телеф. код:  
"ABC" 5-го издания  
и „Бентлей“

## ЯСАКА ШОДЗИ КАЙША

№ 3, Гинза 6 чоме, Токио.

Эксплоатация Завод Нихон Лайто, производства "Bake Lite" для изоляционной и других целей  
Завод Акц. О-ви Осака Коруку Кайша, производство пробковых пластинок для изоляционной цели и прокладок

# 露 領 水 産 組 合

組 長 樺 山 資 英  
副 組 長 田 中 丸 祐 厚



創立 大正十五年  
資本金 貳千萬圓

# 北樺太石油株式會社

社長 左近司政三

本社 東京丸ノ内  
鑛場 北樺太

創立 大正十五年  
資本金 壹千萬圓

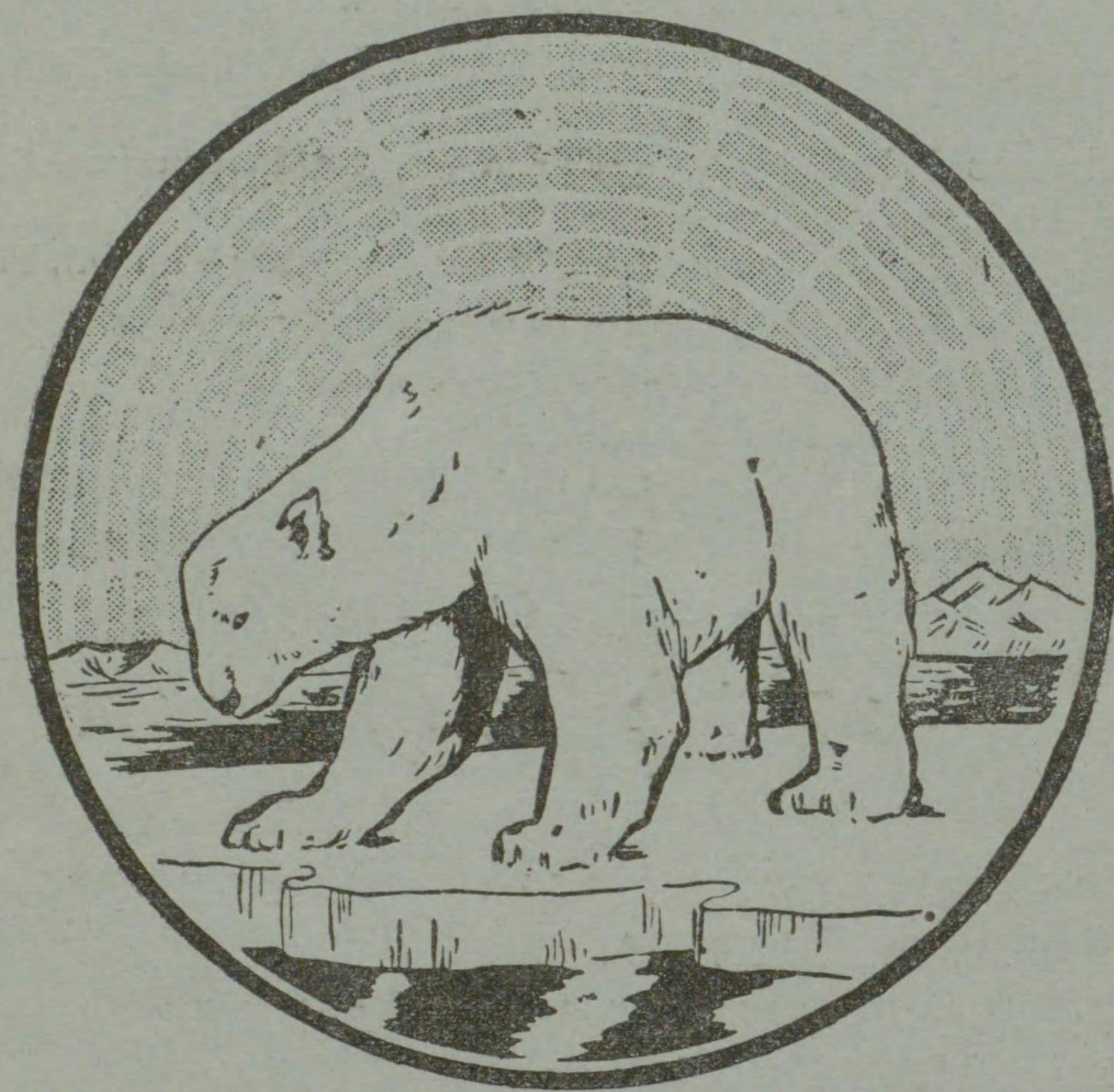
# 北樺太鑛業株式會社

本社 東京丸之内(丸ビル七階)  
鑛業所 北樺太(土威、浦地)



# БАКУ ОИЛ

Фирма Кодзима



Импорт нефтепродуктов непосредственно от Госнефтьтреста СССР.  
Токио, Маруноучи.  
Отдел Нефтепродуктов.

ソヴェート國營石油トラスト製品

直輸入

東京 小島商店鑛油部 丸之内

ТОРГОВАЯ  МАРКА

## “HANSHIN”

### ДИЗЕЛЬМОТОРЫ СИСТЕМЫ „ХАНЬШИН“

Производство и продажа дизельмоторов, полудизелей различных величин и мощности типа безвоздушного и непосредственного инжектора.

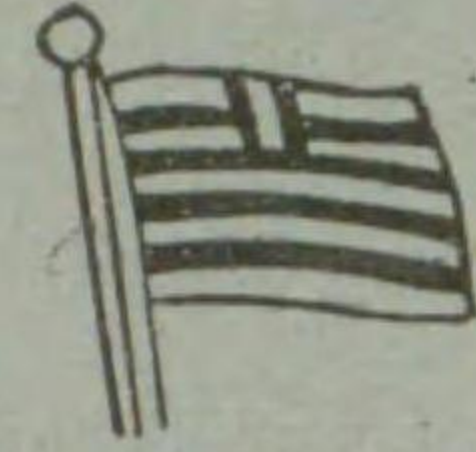
### Акц. О-во Ханьшин Текко-Шо

Правление: Ичибан-чо 3-чоме, Хаясида-ку, Кобе.  
Телефон: Минатогара (5) 1531—1534.  
Отделение: Здание „Маруноучи“, 6-й этаж, Токио.  
Телефон: (23) 3041.

株式會社 阪神鐵工所

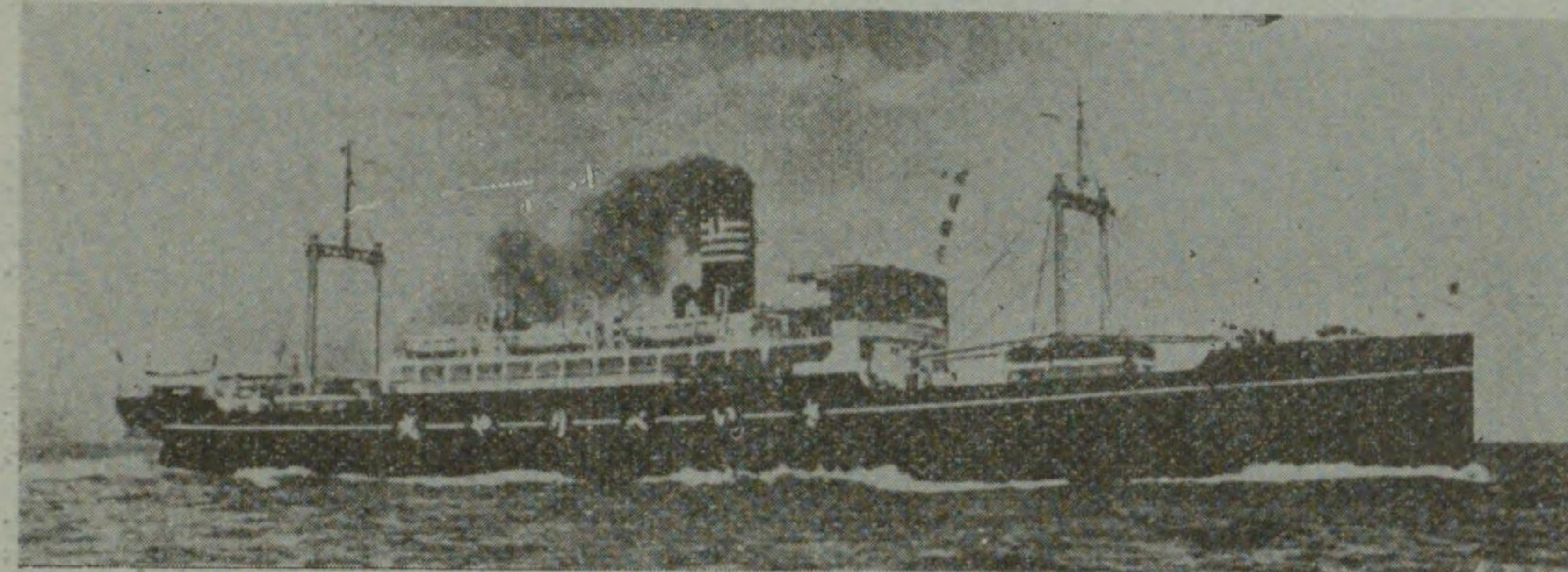
本店 神戸市林田區一番町三丁目  
電話 湊川 (5) 1531—1534.  
出張所 東京市丸之内丸ビル六階  
電話 丸之内 (23) 3041.





ПАРОХОДСТВО  
Акц. О-ва КИТА НИХОН КИСЕН.

Регулярные рейсы, соединяющие железнодорожные линии Европа-Азия



Пароход „Сайберия мару“

П/Х „САЙБЕРИЯ МАРУ“

Владивосток—Северная Корея—Цуруга.	Цуруга—Северная Корея—Владивосток.
Выход из Владивостока: 10, 20, 30, 31	Выход из Цуруга 6, 16, 26
Прибытие в Расин 11, 21, 1	Прибытие в Сейсин 8, 18, 28
Выход из Расин 11, 21, 1	Выход из Сейсина 8, 18, 28
Прибытие в Сейсин 11, 21, 1	Прибытие в Расин 8, 18, 28
Выход из Сейсина 11, 21, 1	Выход из Расин 8, 18, 28
Прибытие в Цуруга: 13, 23, 3	Прибытие во Владивосток 9, 19, 29
(Соединение с поездами японских железных дорог в Цуруга).	(Соединение с поездами в Европу производится во Владивостоке).

Пароход Сайберия Мару прекрасно оборудован и является лучшим судном, плавающим в Японском море.

Тоннаж	3,462 тонн (гросс).
Скорость	17 узлов.
Пассажирские помещения	Специальный класс 2 чел. 1-й класс 32 чел. 2-й класс 44 чел. 3-й класс 354 чел.

Главная контора Акц. О-ва Кита Нихон Кисен: г. Огару.  
Агентства: г. Владивосток (Транспортная контора Шосен Гуми).  
г. Харбин (Отделение трансп. конторы Шосен Гуми).  
Все отделения „Японского Турист Бюро“.  
Все отделения „Томас Кук“.

Trade Mark



KAWAMINAMI KOGYO KAISHA, LTD.

Capital Subscribed:— 15,000,000 yen.

President & Director TOYOSAKU KAWAMINAMI

Business Items

Shipbuilding & repairs, Land and Marine Machines & Boiler Manufacture; Soda, Caustic Soda, Laundry Soda ash & Sheet Glass Manufacture; Land & Sea Forwarding Business and Warehousing; Fishery; Tomato and pepper sardine canning; Fish Oil, Fish Fertilizers; Mining, &C.

Head Office:—No. 25, 2-Chome, Nakanoshima, Osaka.

Branches

Nagasaki Office:—No. 4, Umegasaki-Machi, Nagasaki.  
Tokyo Office:—Marunouchi Building, Marunouchi, Tokyo.  
Shimonoseki Office:—5-Chome, Takezaki-cho, Shimonoseki.

川南工業株式會社

資本金壹千五百萬圓

營業科目

船舶ノ新造並ニ修理、陸船用汽機汽罐製作、曹達灰、苛性曹達、洗曹達、板硝子製造、海陸運送並ニ倉庫業、漁業、トマトソーデン罐詰、ペパーソーデン罐詰製造、魚油、肥料製造、鑛業其他

本社支店出張所

大阪市北區中之島二丁目二十五番地  
長崎市梅香崎町四番地  
東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地丸ビル内  
下關市竹崎町五丁目

事業所

松尾造船所 長崎港番燒島  
浦崎工業所 佐賀縣西松浦郡西山代町浦崎  
(曹達及硝子工場)  
新浦工業所 朝鮮咸鏡南道北青郡新浦  
庫底工場 朝鮮江原道庫底  
六埜工場 朝鮮咸鏡南道新浦港六埜  
平戸工業所 長崎縣北松浦郡平戸町田助  
田助工場 長崎縣北松浦郡平戸町田助  
五島工場 南松浦郡若松村桐古里



大崎工場 煖房、冷房、乾燥諸機械

東京市品川區東大崎二丁目四二四  
(電) 大崎 三一七七・三一七八・三一七九

大島工場 磨鋼帶、燒入りボン

東京市城東區大島町三丁目三四一  
(電) 本所 三七九八・四〇四九

# 高砂鐵工株式會社

志村工場 ティン、ストリップ(長尺鋸力)  
東京市京橋區銀座四丁目三  
(電) 京橋 二二八六・四七〇四・九二六五

東京市板橋區志村西臺町四六三八  
(電) 赤羽 二二九五・二四四四

滋賀工場 蝶番

滋賀縣大津市膳所錦町四二二  
(電) 大津 一一一七八

内外木材移輸入、船舶海運業、並ニ採炭販賣

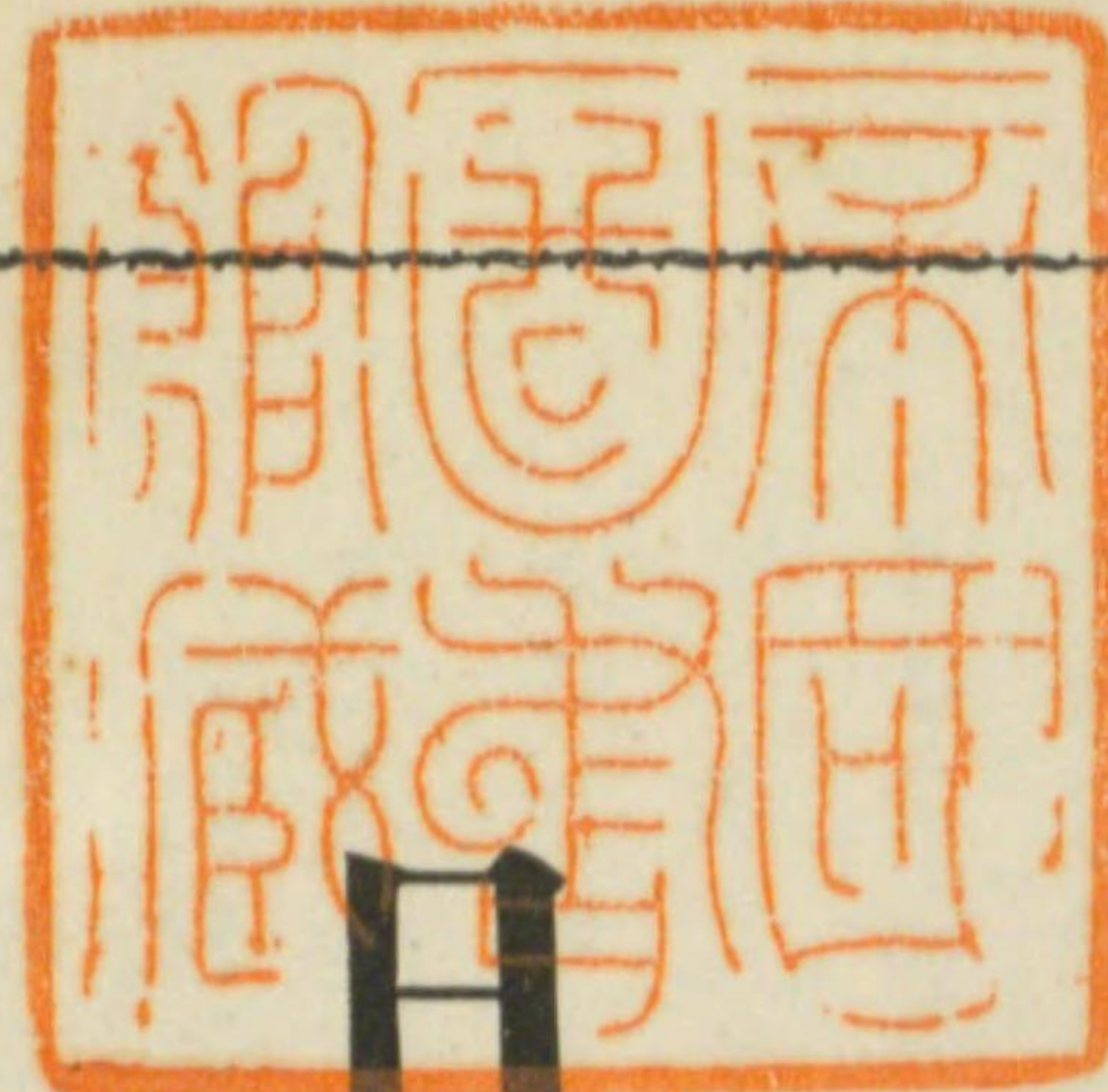
# 增田商事株式會社

本社 東京市麴町區麴町一丁目七 電話九段 三四五

## 營業所

東京市深川區龜住町六十八 電話本所四四六五  
小樽市山ノ上町二十二 電話 一一三八  
山林部 樺太大泊本町西二條 電話 二六一  
出張所 清水、名古屋、大連、青島





昭和十三年版(一九三八年)

日露年鑑

日露通信社



THE JAPAN CENTRAL TEA ASSOCIATION

Cable: "CHAKUMIAI TOKYO"  
CODE BENTLFV's  
PHONE: Ginza 3358.

2-Nichome, Shimbashi, Shiba-ku,  
TOKYO, JAPAN.



Японская Центральная Чайная Ассоциация имеет честь довести до всеобщего сведения о следующих особенностях японского зеленого чая.

Японский зеленый чай производится из листьев чайных кустов, которые произрастают на отлично обработанных чайных плантациях, при чем для обработки чая употребляются исключительно новейшие машины.

Хотя существует много сортов чая, но каждый из них резко отличается один от другого как по виду, так и по своим внутренним качествам.

Наш зеленый чай, как доказано научными исследованиями, содержит в себе весьма важный элемент, необходимый для правильного питания и обновления человеческого организма, а именно, так назыв. „витамины С“.

Всем известно, насколько один, другой стакан зеленого чая помогает побороть усталость и как быстро этот живительный напиток освежает всякого.

Настоящим Японская Центральная Чайная Ассоциация, желая всем полного счастья и здоровья, советует пить японский зеленый чай.



567  
24

序  
言

最近の蘇聯邦は新憲法の實施によつて、内政上に一大轉廻を見たのであるが、而も引續いて行はれつつある赤軍の肅正、清黨は愈々深刻となりつつあり、スターリン政權は對內的に極めて重大なる事態に直面して居るのである。更らに對外的關係に於ても、歐洲に於ては、スペインに於ける人民戰線派の敗北、日獨伊三國の防共協定の成立、獨逸の東歐進出、英國の對外政策の轉廻等によつて、蘇聯邦の外交的立場は非常な困難なる事情に遭遇しつつあると見られて居るのである。

殊に、ソヴェエト政府は乾岔子事件の發生に引續いて勃發したところの支那事變に對して、蘇支不可侵條約の締結を初め、事變に對して極めて重要な役割を演じつつあり、また、日本との關係に於ても、漁業條約の改訂問題を初め、北樺太の石油問題と云ひ、在蘇公館の壓迫問題と云ふ其の他





各種の事件に於て、甚だ注目すべき態度を示して居るのである。斯くの如く、國際關係の全局から見て、まだ我が日本の對外關係に於て、蘇聯邦の動きを見ずして、これを論議することは不可能であると云はなければならぬ。この時に當り日露通信社が既に本一九三八年度の年鑑を刊行したるにも拘らず、更らにこれを改訂して、最近の資料を増補して再版せらるるは、誠に時機に適したる企にして、各方面を裨益するところ甚大なるべしと信ずると共に、その勞を多とせざるを得ない。

外務省情報部長

昭和十三年二月

河 相 達 夫

### 昭和十三年版に序す

支那事變勃發以來東亞の情勢は頗に緊張の度を加へ、日滿ソ支の關係は益々複雑微妙化するに至り、其間ソ聯は滿ソ國境の軍備強化を計ると共に外蒙古、新疆のソヴェート化は益々露骨となり、一九三六年末の日獨防共協定成立後、ソ聯の對日態度は果然惡化の一途をたどり、日ソ漁業條約の調印拒否問題を始め我が領事館閉鎖問題其他兩國間の各種折衝は圓滑を缺くに至つた。

一方ソ聯國內に於てはトハチエフスキー元帥等赤軍首腦部の銃殺に續いて黨内清掃が行はれ國內の動搖特に著しく、乾岔子島事件其他滿ソ間の紛争に續いて支那事變を契機とするソ支不侵略條約の締結、對支軍事援助による軍需品の大量對支輸出は益々積極的に行はるゝに至つた。

殊にスターリン政權強化に新紀元を劃した新憲法に基く最高會議開催後に於るソ聯の動向は多大の注目に値するものあり、更に日獨伊三國防共協定の成立と共に之に反映する日滿ソ三國の種々相は萬華鏡の如く時々刻々變化し、是等種々相を把握し、分析し正確なる觀念を獲得する事は極めて緊急事と言はねばならぬ。

昭和十三年版『日露年鑑』は以上の如き複雑多岐なる昭和十二年度の日滿ソ三國關係の正確懇切なる解説並びに指導書として、新鮮豊富なる資料に準據し、編纂此の大集成を完了し、汎く世に送る運びとなつたが、ここに最近の資料を増補して再版を刊行することとなつた。幸ひに江湖の活用に資するを得ば吾人の幸甚とする處である。

昭和十三年五月

日 露 通 信 社



凡例

- ▽日露年鑑、昭和十三年版（一九三八年版）はソヴェート聯邦の部、日滿ソ關係の部及び外蒙新疆の部に三大分類し編輯した。
- ▽ソヴェート聯邦の部には、政治外交、軍事國防、貿易産業等の諸部の外、昭和十二年に勃發した反革命陰謀事件を始め、新たに極東建設、第三次五ヶ年計畫、外人の見たソ聯邦、ソ聯重要人物略傳及び國勢概觀等を加へた。
- ▽日滿ソ關係の部には、兩國の政治外交關係、條約、契約、協定、北洋漁業、對ソ利權、通商貿易等の外、滿ソ關係中十二年度に惹起された最大の事件、乾岔子島問題其他日獨伊三國防共協定の成立に關する一切の記録を収録した。
- ▽ソ聯邦の呼稱は「ソヴェート」と統一し略稱として「日ソ」「日露」の字句を慣例に従つて使用した。
- ▽年號は、大體西歷を使用した。本邦關係の部門は、昭和、大正、明治等の元號を使用してゐる。
- ▽舊版に於ては各部門別に新頁を用ひたが、當新版よりは終始一貫せる通し頁とし讀者索引の便に供することとした。
- ▽當年鑑の取材は本社調査部資料の外、外務省、農林省、陸海軍省其他日露協會、露水組合等の資料を参考に引用した。
- ▽増補の部には昭和十二年末より十三年三月までの重要事項を収録した。

目次

日露年鑑  
昭和十三年版

ソヴェート聯邦の部

國家組織

- ソ聯邦國家組織の特徴……………一
- 聯邦國家構成……………一
- 聯邦最高權力機關……………一
- 聯邦最高會議……………一
- 聯邦最高會議幹部會……………二
- 共和國最高會議……………二
- 聯邦國家行政機關……………二
- 聯邦人民委員會……………二
- 聯邦人民委員會議職員表……………三
- 單一人民委員部……………三
- 複合人民委員部……………三
- 共和國人民委員會……………四
- 自治共和國最高機關……………四
- 地方政治機關……………四

司法機關

- 聯邦最高裁判所……………五
- 聯邦特別裁判所……………五
- 人民裁判所……………五
- 聯邦檢察局……………六
- 國家機關改廢及新設……………六
- 實施委員會……………六
- 勞農檢察人民委員部……………六
- 黨中央統制委員會……………六
- 陸海軍人民委員部……………六
- ゲ・ベ・ウ……………六
- 供給人民委員部……………七
- 聯邦藝術委員會……………七
- 聯邦保健人民委員部……………七
- 聯邦司法人民委員部……………七
- 國防工業人民委員部……………七
- 聯邦高等教育委員會……………七
- 勞農赤軍管區軍事會議……………七
- 機械製造工業人民委員部……………八

新憲法發布

- 憲法改正問題……………八
- 憲法準備委員會……………九
- 準備委員……………九
- 新憲法草案の發表並に確認……………九
- 新憲法の特徴……………九
- ソ大會と中央執行委員會……………一〇
- 聯邦ソヴェート大會……………一〇
- 聯邦中央執行委員會……………一一
- 聯邦中執委員會幹部會……………一二
- 選舉制度……………一二
- ソ聯邦在住外人勞働者と選舉權……………一三
- ソ聯邦新憲法……………一四
- 第一章 社會機構……………一四
- 第二章 國家機構……………一五
- 第三章 ソ聯邦國家權力最高機關……………一七
- 第四章 聯邦構成共和國最高機關……………一九
- 第五章 ソ聯邦國家行政機關……………一九
- 第六章 聯邦構成共和國行政機關……………二一
- 第七章 自共、國家權力最高機關……………二二
- 第八章 國家權力の地方機關……………二三
- 第九章 裁判所及檢察局……………二三
- 第一〇章 人民の基本的權利義務……………二三



第一章 選舉制度	三五
第二章 國章、國旗、國都	三五
第三章 憲法變更手續	三六
リ聯邦舊憲法	三六
第一編 ソ聯邦構成宣言	三六
第二編 條約	三七
リ聯邦最高會議選舉規則	三五
第一章 選舉制度	三五
第二章 選舉名簿	三五
第三章 聯邦及民族會議選舉	三七
第四章 選舉地區	三七
第五章 選舉委員會	三七
第六章 候補者、推薦手續	四〇
第七章 投票手續	四〇
第八章 選舉結果の確定	四三

**全聯邦共產黨**

共產黨の組織構成	四四
黨中央組織	四四
全聯邦共產黨規約	四四
一、黨員及其義務	四四
二、黨員候補者	四四

三、シンパサイザー團	四四
四、黨の組織構成	四五
五、黨中央組織	四五
六、地方、州、國の黨組織	四五
七、市、區黨組織	四五
八、黨の下級組織	四五
九、赤軍内の黨組織	四五
一〇、黨外組織内のグループ	四五
一一、黨内民主主義及黨規律	四五
一二、黨費	四五
共產黨組織圖表	四五
全聯邦共產黨大會年史	四五
全聯邦レニン共產青年同盟	四五
レニン共產主義少年運動	四五
共產主義幼年運動	四五
黨とソヴェートの關係	四五

**コミンテルン**

共產黨インター	四五
コミンテルン概史	四五
コミンテルンの組織構成	四五

コミンテルン世界大會	五五
コミンテルン執行委員會	五五
コミンテルン大會開催年史	五五
第七回世界大會	五六
コミンテルン幹部會	五六
第七回世界大會決議	五六
A 執行委員會活動に關する決議	五六
B ファシズムの攻勢に關する決議	五六
C 帝國主義、新戰爭に關する決議	五六
D 社會主義成功と世界的意義	五六
(附 除)	五六
コミンテルン最近の動向	五六
其他の國際組織	五六
赤色労働インター	五六
赤色農民インター	五六
赤色青年インター	五六
大會開催年史	五六
國際革命戰士救援會	五六
赤色スポーツ・インター	五六
第六回共產青年インター	五六
コミンテルンと西班牙	五六
コミンテルンと支那	五六
不可侵條約と密約條項	五六

コミンテルンとの關係	五九
中國共產黨の抗日指導	五九
支那共產黨の對日抗戰宣言	五九
上海で暗躍するコミンテルン	六〇
むすび	六〇

**軍事國防**

陸軍	六二
赤軍の沿革	六二
赤軍の組織、制度	六二
新階級令による將校稱號	六二
陸海空軍政治部幹部	六二
陸空軍技術部	六三
經理部幹部	六三
將校階級組織別章	六三
兵科別襟章色別	六三
赤軍將校の服役年限	六三
高級幹部	六四
軍事教育	六五
兵力及び裝備	六六
師團配備兵器數	六七
裝甲戰車隊	六七

化學戰部隊	六八
空中デサント部隊	六八
トーチカ陣地	六九
建軍の要旨と素質	六九
指揮官の素質	六九
特別軍(ゲ・ベ・ウ)	六九
特別極東軍	六九
赤軍の再檢討	六九
赤軍の新徵集令	六九
海軍	七〇
赤色海軍の沿革	七〇
教育と階級	七〇
海軍諸學校	七〇
海軍將校稱號	七〇
海軍技術幹部	七〇
赤色海軍首腦部	七〇
海軍旗章種類	七〇
軍港及艦隊の編成	七〇
バルチック艦隊所屬	七〇
黒海艦隊所屬	七〇
裏海艦隊所屬	七〇
太平洋艦隊所屬	七〇
ソ聯邦海軍主要艦艇	七〇

現有勢力	九八
主力艦	九八
巡洋艦	九八
航空母艦	九八
驅逐艦	九八
潜水艦	九八
極東海軍の現勢	九八
浦鹽方面の軍備	九八
黒龍江沿海州方面	九八
北樺太、堪察加方面	九八
北氷洋の海軍施設	九八
商船隊の現勢	九八
空軍	九八
空軍部隊の編成	九八
空軍本部所在地	九八
飛行部隊所在地	九八
各種中隊數	九八
一隊の機數	九八
空軍の統帥、教育	九八
軍用機の種類	九八
偵察機	九八
戰鬥機	九八
爆撃機	九八



空軍飛行機性能	一〇六
水上機	一〇七
練習機	一〇七
水上機の根據地	一〇七
氣球隊	一〇七
氣球中隊所在地	一〇七
航空船隊	一〇八
現有飛行船要目	一〇八
國防飛行化學協會	一〇九
組織沿革	一〇九
同協會の事業概要	一一〇
赤軍一般	一一一
ソ聯邦の軍機保護法	一一二
刑法中拔萃	一一二
ソ聯法令要觀拔萃	一一二
國境地帯入境及居住	一一三
赤軍の掃蕩活用法	一一三
訊問の理論と實際	一一三
捕虜の供給資料	一一四
捕虜活用の結論	一一五

**航空事業**

民間航空	一一七
ソ聯航空の沿革	一一七
ソ聯國産機の成功	一一七
航空力學研究所	一一八
航空工業一般	一一九
タガンログ飛行機工場	一二〇
フイリイ飛行機工場	一二〇
ドウクス飛行機工場	一二〇
ウオロネジ飛行機工場	一二〇
其他の飛行機工場	一二〇
航空輸送	一二一
現行主要航空路	一二一
現用商業用機要目	一二二
主要區間賃金表	一二三
ソ聯航空輸送實績(表)	一二三
北極探險飛行	一二三
スターリン空路	一二三
第一回飛行	一二三
第二回飛行	一二三
第三回飛行	一二三
ANT式大型飛行機	一二三
グライダー	一二四
一九三七年の帆走飛行	一二五

**外交**

一九三六、七年の主なる飛行	一二六
ソ聯外交の全貌	一二八
最近ソ聯外交の基調	一二九
日獨孤立化政策	一二九
コミンテルン共同	一二九
外交と國內對策	一三〇
ソヴェート大會の呼應	一三〇
外交方針と軍擴	一三一
二面的對外政策	一三一
伊首相の與へた衝動	一三三
一九三六年の對外關係	一三三
一月—十二月	一三三
一九三七年の對外關係	一三四
一月—九月	一三四
一九一八—三五年對外關係	一三七
ソ獨佛の三角關係	一六〇
ソ聯最近の對獨態度	一六三
ソ聯最近の對伊態度	一六四
ソ聯最近の對支態度	一六四
密約内容	一六五

ソ聯邦外務人民委員部陣容	一六六
在外ソ聯邦外交代表	一六六
在ソ聯各國外交代表	一六七
戰爭に關する國際法とソ聯	一六八
ソ聯と各國間條約一覽	一六八
ソ聯各國間條約及協定	一七〇
波、ソ政府間の條約	一七〇
同最終議定書	一七一
一九三三年波ソ間の國境紛争	一七二
解決條約	一七二
ポーランド共和國	一七三
ソヴェート聯邦側	一七三
ルーズヴェルト・リトヴィノフ書簡	一七〇
ソ聯及各國間不侵略條約文	一八八
ソ聯土耳其古條約	一八九
ソ聯リスミアニア間條約	一九〇
ソ聯波斯間保障中立條約	一九一
ソ聯阿富汗相互不侵略條約	一九二
ソ聯芬蘭間不侵略條約	一九四
ソ聯ラ國間不侵略條約	一九六
ソ聯エ國間不侵略條約	一九七
ソ聯波蘭間不侵略條約	一九九
ソ聯佛國間不侵略條約	二〇〇

**反政府陰謀事件**

佛ソ間相互援助條約	二〇三
ソ蒙相互援助議定書	二〇四
ソ聯ラ國間經濟協定	二〇五
ソ支不可侵略條約	二〇七
ソ聯邦と國際條約	二〇八
外交代表に關する規定	二〇九
米大統領の對日演説とソ聯紙	二一〇
三大陰謀事件の内容	二二一
一、合同本部事件	二二一
公訴狀の内容	二二二
反幹部派死刑	二二四
政府巨頭も關係	二二四
二、併行本部事件	二二四
キエフ暗殺との關係	二二四
合同本部事件との關係	二二五
併行本部事件の内容	二二六
三、赤軍陰謀事件	二二八
ガマルニツク將軍の自殺	二二八
八將軍統殺さる	二二八
赤軍掃蕩の動機	二二九

**各國新聞の反響**

一、英國紙	二三〇
二、米國紙	二三一
三、佛國紙	二三三
四、波蘭紙	二三四
五、支那紙	二三四
ソ聯檢舉日誌	二三四
キエフ事件より赤軍事件	二三四
一九三四年	二三四
一九三五年	二三五
一九三六年	二三五
一九三七年	二三五
肅清工作の犠牲者	二三七
赤軍	二三七
外交關係	二三八
內閣關係	二三八
言論文化機關	三三九
黨關係	三三九
ゲ・ベ・ウ關係	三三九
劇關係	三三九
極東地方關係	三三九



外國貿易

ソ聯邦の對外貿易... 外國貿易の特質... 外國貿易人民委員部... 委員部の内外代表機關... 通商代表部... ソ聯邦輸出入機關... ソ聯邦の在外通商機關... 對外通商協約... 關稅... 輸出入品に對する關稅率... 新關稅率... 海運と備船... ソ聯の外國汽船チャーター實績... ソ聯の外國貿易に就て(演說)... ソ聯輸出貿易の動向... 主要生産部門別輸出高... ソ聯輸入貿易の動向... ソ邦外國貿易の新動向... 輸入貿易に現はれた新傾向...

ソ聯外國貿易輸入高... ソ聯の對外貿易第三次五ヶ年計畫... 一九三六年度貿易實績... 一九三六年度輸出貿易... 一九三六年度輸入貿易... ソ聯對外貿易國別輸出入額... 一九三七年度上半期の外國貿易... 外國貿易統計表... 一九三〇—三三年度主要國別輸出入表... 同上、主要國別輸入表... 同上、主要輸出品目表... 同上、主要輸入品目表... 一九三六—三七年度上半期國別輸出入表... 一九三六年度... 一九三七年度上半期... 一九三六—三七年度日ソ貿易輸出入表...

內國商業

輸出の部... 輸入の部... 主要品の國別輸出入高... 輸出の部... 輸入の部... 主要國別貿易狀況... ソ英貿易... ソ獨貿易... ソ米貿易... ソ佛貿易... ソ支貿易... ソ蒙貿易... ソ西貿易... ソ土貿易... 一九三七年—九月對外輸出入... 內國商業の趨勢... ソ聯邦商業の特質... ソ聯の國營商業... 協同組合經營の商業... 特殊配給所...

財政金融

一九二一—三三年に至る... 小賣取引額... 同上小賣取引額... 私營商業... 個人賣店及販賣... 切符配給制廢止... 日用工業品の價格引下... ソ聯各市の野菜穀物價格引下... トルグシンの廢止の外貨換算... 商品價格低下の影響... ルーブル對外貨換算率... ソウエート財政概観... 財政制度の特徵... 單一財政計畫... 取引稅... 直接收入... 銀行の機能... 豫算制度... 一九三七年度聯邦國家豫算...

一九三七年度國家豫算(表)... 一九二一—三二年國家歲入豫算(表)... 同上、國家歲出豫算(表)... 一九三三年度國家豫算... 一九三三年度國家豫算... 一九三三年度國家豫算... 一九三三年度國家豫算... 一九三三年度國家豫算... 一九三三年度國家豫算... 金融制度... 國立銀行正貨準備高及銀行券發行高... 銀行及貯金利率引下問題... 通貨... 公債... ソ聯邦國債... 第二次五ヶ年計畫及國債... 富強公債の發行... 國防公債發行... 整理公債發行... 貯金... 國立銀行の外客預金取扱規定... 財務人民委員部官制...

労働

ソ聯邦の労働... 労働法沿革... 労働契約... 労働に對する報酬... 保障及び賠償... 労働時間... 爭議解決、法規違反審理機關... ソ聯労働者數の動態... 一九二三—三二年平均労働者人數... 同上、平均労働者、勞賃表... 一九二九—三三年人數別工場數... 平均賃銀表... 一九二五—三三年男女労働者成員數... 一九一三—三三年平均婦人労働者數... 社會保險... 概説...



**五ヶ年計畫**

第一次五ヶ年計畫

計畫概説……………三九八

工業第一次五ヶ年計畫の實績……………三九〇

第一次五、計、工業生産價格……………三九〇

工業化政策……………三九一

機械工業……………三九二

機械製造部門……………三九三

同上、生産額……………三九三

石油業……………三九三

石油生産高……………三九三

石炭業……………三九三

炭田別採炭高……………三九四

製鐵業……………三九四

原計畫……………三九四

實績……………三九五

**電 化**

發電力……………三五五

發電量……………三五七

國、州別發電力及量……………三五八

その他の諸工業……………三五八

平均労働者勞賃表……………三五九

同上、勤務員表……………三六〇

生産と生産費……………三六〇

農業五ヶ年計畫……………三六一

全聯邦播種面積……………三六三

ソフホーズ播種面積……………三六四

コルホーズ(同上)……………三六四

個人農(同上)……………三六四

鐵道運輸……………三六五

鐵道運送網發達狀況……………三六五

鐵道輸送實績……………三六六

水 運……………三六七

第一次五、計のスローガン……………三六七

**第二次五ヶ年計畫**

該計畫の概況……………三六七

第二次五、計、の基本的課題……………三六八

技術的改造完成と國民經濟……………三六九

工業の昂揚と改造……………三六九

農業の昂揚と改造……………三七一

運輸の昂揚と改造……………三七二

技術的改造と把握の問題……………三七四

建設計畫と生産能力……………三七五

工業諸部門の新開設……………三七五

スタハノフ運動……………三七六

オルジヨニキーゼの演説……………三七七

ポストイシエフの演説……………三七八

第二次五、計、實績……………三八二

重工業人民委員部管轄工業……………三八三

輕 工業……………三八六

食料品工業……………三八七

林業人民委員部管轄産業……………三八八

鐵道運輸……………三八八

極東新線開通……………三八〇

農 業……………三九〇

ソ聯邦經濟の世界的地位……………三九一

世界工業に於けるソ聯の順位……………三九二

階級的人口動態……………三九二

階級構成の變動……………三九三

工業化の程度……………三九七

一九三四、五年國民經濟實績……………三九七

國民經濟三六、七年實績、計畫……………四〇七

**工 業**

第三次五、計の傾向及目標……………四〇八

金屬工業……………四〇七

金及石油増産計畫……………四〇七

地方工業の發展策……………四〇八

鐵道、水運、空輸計畫……………四〇八

**産 業**

工業の管理組織……………四〇九

國營企業合同に關する法令……………四〇九

國家計畫委員會改組……………四〇〇

電 化……………四〇二

電化事業統制機關……………四〇三

電化事業概況……………四〇三

農 業……………四〇三

農業經營……………四〇三

**極 東 建 設**

極東建設の概要……………四〇四

面積及資源……………四〇四

人口問題と殖民政策……………四〇五

**交 通**

交通運輸……………四〇八

極東鐵道……………四〇九

黒龍鐵道……………四〇九

モロトフ鐵道……………四〇九

東部西伯利鐵道……………四〇九

西伯利鐵道の複線工事……………四〇九

バム鐵道……………四〇九

造船、造船工業……………四〇九

燃料及び動力……………四〇九

金屬工業……………四〇九

建築材料に關する工業……………四〇九

農、漁業及食料品工業……………四〇九

ソ聯極東の現状……………四〇九

極東地方産業數字……………四〇九

**ソ聯の交通運輸**

交通運輸の概観……………四〇八

一九三七年度運輸計畫……………四〇九

**一、鐵道の部**

一、革命後の鐵道事業……………四〇九

二、第一次五、計、時代……………四〇九

**三、第二次五、計、時代**

四、第二次五、計の新設主要鐵道……………四〇九

五、一九三四年ソ聯邦鐵道運輸實績……………四〇九

六、一九三五年ソ聯邦鐵道業績……………四〇九

七、一九三六年度業績……………四〇九

八、一九三七年度計畫……………四〇九

九、準戰時體制下の鐵道業績……………四〇九

ソ聯鐵道従業員數……………四〇九

シベリヤ鐵道時間改正……………四〇九

**二、水運の部**

一、ソ聯の水運概況……………四〇九

二、第二次水運五、計……………四〇九

水運管理機關の改造……………四〇九

三、水運人民委員部中央機關……………四〇九

四、海上運輸……………四〇九

五、三七年度計畫……………四〇九

六、モスクワ・ヴォルガ運河完成……………四〇九

河川運送統計……………四〇九

七、ウオルガ運河貨物運輸……………四〇九

**三、郵電の部**

一、三六、七年度比較……………四〇九

二、モスクワ浦鹽間の直通電信……………四〇九







ソユーズ、フロニカ……………五七九  
ソユーズテフフィルム……………五七九  
ソヴェートに於けるトーキー……………五七九  
トーキー音楽……………五八〇  
第七回全聯邦映畫大會……………五八〇  
最近の映畫界……………五八〇  
トーキー製作状況……………五八〇  
プーシユキン記念映畫……………五八一  
革命二十週年記念映畫……………五八一  
ニユース斷片……………五八二  
ソ聯映畫の海外進出……………五八三  
ベージンの牧場、中止……………五八三  
ミンスクに撮影所……………五八三  
極東映畫界の近況……………五八三  
極東を舞臺の大記録映畫……………五八四  
最後の夜米紙激論……………五八四  
モスクワ兒は映畫が御好き……………五八四  
觀覽者から見たソ聯映畫……………五八四  
ピョートル一世の映畫化……………五八四  
短篇映畫好評……………五八五  
國防映畫「極東」……………五八五  
音樂……………五八五  
革命と音樂……………五八五

音樂政策と音樂機關……………五八六  
ソ聯音樂最近の動向……………五八六  
勞働者音樂團の發展……………五八九  
モスクワの交響樂……………五八九  
レニングラード交響樂團……………五九〇  
最近の諸問題……………五九一  
國際コンクールとソ聯……………五九一  
音樂家に勳章授與……………五九一  
赤軍合唱團巴里博に出演……………五九一  
革命記念國防歌集……………五九二  
レニングラード音樂院記念祭……………五九二  
ワインガルトナー招聘……………五九二  
ソ聯第一回セロ、コンクール……………五九三  
美術……………五九三  
ソヴェート美術の展望……………五九三  
反ソ繪畫で埋められた展覽會……………五九四  
婦人と兒童……………五九五  
婦人……………五九五  
新憲法と婦人……………五九五  
婦人の社會的進出……………五九六  
婦人の極東移住……………五九七  
母性保護法の實施……………五九八  
墮胎禁止令實施成績……………五九八

産婦補助成績……………五九九  
男女關係……………六〇〇  
兒童……………六〇一  
ソ聯兒童に對する施設現狀……………六〇一  
託兒所と幼稚園の意義……………六〇二  
兒童の校外教育……………六〇三  
最近ソ聯兒童娛樂設備……………六〇四  
少年の軍事教練……………六〇五  
巴里博のソ聯館……………六〇六  
對ソ關係團體……………六〇八  
日露協會……………六〇八  
日露通信社……………六〇八  
露西亞事情調査會……………六〇八  
日ソ通信社……………六〇八  
外人の見たソ聯邦……………六〇九  
はしがき……………六〇九  
ロシヤは成長する……………六〇九  
街のコサツク……………六〇九  
燕尾服の勞働者……………六二〇  
オデッサのドクター……………六二二  
興味あるガイドとの會話……………六二四

フアシズムと共產主義……………六二六  
ソ聯邦國勢概観……………六二六  
領土、自然資源、人口……………六二九  
工業……………六三〇  
農業……………六三二  
運輸並に通信事業……………六三三  
文化教育並に保健……………六三三  
資本建設、豫算、國民所得……………六三三  
「五十音順」……………六三四  
ソ聯行政區劃人口面積民族……………六四六  
ソ聯共和國加盟國……………六四六  
舊行政區劃及人口……………六四八  
主要都市一覽……………六四九  
民族一覽……………六五二  
日滿關係の部……………六五二  
政治外交……………六五二

日ソ間の政治外交關係……………六五三  
昭和十二年の日ソ外交……………六五三  
日獨防共協定……………六五三  
防共協定は何故出来たか……………六五三  
防共協定の意義……………六五四  
コミンテルンの正體……………六五五  
歐米に於ける赤化工作……………六五七  
支那の赤化と抗日戦線……………六五七  
第七十議會、有田外相演說要旨……………六五九  
ソ聯の反日宣傳に反省要求……………六六〇  
併行本部事件に對する外務當局談……………六六四  
第七十一議會、林外相の演說……………六六五  
帝國のモントルー條約批准……………六六六  
日本新内閣の外交政策……………六六七  
日本の國際的地位……………六六八  
日本大使官邸に投石……………六六八  
ソ聯紙の帝國議會解散評……………六六九  
日ソ間緊張緩和を希望……………六六九  
米國のソ聯海軍建設援助……………六七〇  
十六時砲の對ソ輸出……………六七〇  
米紙論調……………六七〇  
漁業問題とソ國民……………六七二  
對獨論調悪化……………六七二

駐ソ大使、參事官更迭……………六七三  
在京外國通信費と佐藤外相談話……………六七三  
太平洋不侵略條約に對するソ紙評……………六七三  
ソ聯紙の日本政局觀……………六七三  
日本は赤軍を理解……………六七四  
日獨の對ソ畫策……………六七四  
乾谷子島事件と滿ソ國境問題……………六七四  
事件の概略……………六七四  
兩島は滿洲國の領土……………六七五  
滿ソ國境の實狀……………六七五  
國境に於ける不法事件……………六七六  
乾谷子島問題に關し外務當局談……………六七六  
ソ艇不法挑戰に關する外務當局談……………六七六  
乾谷子島事件と關東軍の發表……………六七九  
各國新聞紙論調……………六七九  
米國紙……………六七九  
ソ紙……………六八〇  
佛國紙……………六八一  
支那紙……………六八二  
チエツコ紙……………六八二  
亞國紙……………六八二  
第七十二議會の廣田外相演說……………六八二  
外務省聲明……………六八四



本邦漁船被不法拿捕事件……………六八五  
 被不法拿捕本邦船一覽表……………六八五  
 我外交官の入國拒否……………六八八  
 駐日ソ大使更迭……………六八九  
 在ソ帝國二領事館閉鎖……………六八九  
 在ソ領事館閉鎖の件……………六九〇  
 我南京空爆にソ聯抗議……………六九一  
 浦鹽商船組問題……………六九一  
 連絡船の抑留……………六九一  
 商船組解消……………六九二  
 附、商船組問題日誌……………六九三  
 北樺太利權壓迫……………六九四  
 同事件と外務當局談大要……………六九四  
 北樺利權ソ側壓迫の事實……………六九五  
 壓迫の歴然たる事實……………六九六  
 北樺鑛業會社……………六九六  
 馬場、川瀬逮捕顛末……………六九八  
 相見、菅原不法收監……………六九八  
 北樺積取船寄港問題……………六九八  
 邦人労働者送入問題……………六九八  
 北樺石油會社……………六九八  
 邦人労働者輸送拒絶……………七〇〇  
 船舶支所寄港問題……………七〇一

酒保品輸入問題……………七〇一  
 潜水作業に關する件……………七〇三  
 カタングリ海底鐵管敷設……………七〇三  
 社員谷川裁判の件……………七〇三  
 前エヘビ支所長裁判の件……………七〇三  
 鑛手收監の件……………七〇四  
 オハ無電封鎖……………七〇四  
 カタングリ貯油タンク問題……………七〇五  
 日獨伊防共協定……………七〇五  
 日獨伊間議定書に關する……………七〇六  
 外務當局談……………七〇六  
 晚餐に於る外相挨拶……………七〇七  
 日ソ漁業條約に關する外務當局談……………七〇七  
 外務省歐亞局長更迭……………七〇八  
 浦鹽總領事更迭……………七〇八  
 在ソ聯帝國外交機關……………七〇八  
 日獨伊防共協定成立の經濟と意義……………七〇九  
 日ソ關係を律する基本的法則に關する條約……………七一

議定書(甲)……………七二  
 議定書(乙)……………七四  
 聲明書……………七五  
 交換公文……………七五  
 附屬公文……………七六  
 署名議定書……………七六  
 一九二四年ソ代表に交附の覺書……………七七  
 石油試掘作業……………七七  
 炭坑作業……………七八  
 日露媾和條約……………七八  
 同上追加約款……………七九  
 樺太千島交換條約……………七九  
 日ソ漁業條約……………七九  
 日ソ間漁業條約(正文)……………七九  
 議定書(甲)……………七九  
 議定書(乙)……………七九  
 議定書(丙)……………七九  
 最終議定書……………七九  
 第一部……………七九  
 第二部……………七九  
 第一附屬書……………七九  
 第二附屬書……………七九  
 交換公文……………七九

一九二八年漁業協約改訂に關する日ソ間會議錄……………七四七  
 罐詰工場經營特別契約……………七四九  
 露領漁業被使用者救恤規則……………七五七  
 同救恤規則施行細則……………七五八  
 超過労働暫定契約……………七六〇  
 極東露領漁業用無稅品目表……………七六三  
 ソ聯邦漁業監視新規則……………七六七  
 諸訓令……………七六七  
 ソ聯太平洋水域漁業水產物採取規則……………七六八  
 臘胴獸保護條約……………七六九  
 ハバロフスク日ソ協定……………七六九  
 日ソ暫定漁業條約……………七六九  
 北鐵讓渡協定交換公文……………七六九  
 公文内容……………七六九  
 物資購入契約期日……………七六九  
 期間内に契約未締結……………七六九  
 契約要綱書……………七六九  
 財務官の任務……………七六九  
 日滿兩國製の物品……………七六九  
 ソ聯從業員の解雇……………七六九  
 退職手当支拂金……………七六九

議定書……………七八  
 最終議定書……………七九〇  
 日ソ間交換公文……………七九一  
 日滿間交換公文……………七九三  
 北樺太鑛業利權……………七九四  
 利權契約内容……………七九四  
 同利權の勅令及法律……………八〇三  
 團體契約……………八〇四  
 北樺太石油會社の對露契約……………八〇七  
 利權契約要項……………八〇七  
 試掘地積新規則要綱……………八〇九

河川國境問題……………八三三  
 陸地國境問題……………八三六  
 東部國境……………八三六  
 西部國境……………八三六  
 滿蒙會議經過……………八三六  
 ソ聯の滿洲國領事館暴壓……………八三七  
 ソ聯在滿領事館閉鎖……………八三八  
 滿ソ水路協定廢棄……………八三八  
 滿ソ貿易……………八三〇



第一、三年度	八四〇
第四年度	八四一
第五年度	八四二
第六、七年度	八四三
第八年度	八四四
第九年度	八四五
第十年度	八四七
第十一年度	八四九
第十二年度	八五三
北權太石炭利權	八五四
對ソ交渉概要	八五六
北權太鑛業會社	八五七
會社の業績	八五八
第一、二、三年度	八五九
第四、五年度	八六〇
第六、七、八年度	八六一
第九、十、十一年度	八六二
第十二年度	八六三
坂井組合石炭利權	八六三
北權太炭礦創立	八六三
亞港で組合員不法逮捕	八六四

<b>北洋漁業</b>	
北洋漁業概観	八五五
北洋漁業の意義	八五五
露領漁業(日本側)	八五六
公海漁業(日本側)	八五六
北千島漁業	八五六
ソ聯經營漁業	八五六
アコ會社	八五六
塘察加の主要漁區	八五六
魚類資源	八五六
第二次五ヶ年計畫	八五六
蟹 漁 業	八五六
蟹罐詰工場所在地	八五六
日ソ漁業勢力の消長	八五六
日ソ漁業條約に就て	八五六
條約の起源と改訂迄の經過	八五六
廣田カラハン協定	八五六
條約改訂交渉	八五六
改訂の三大要綱	八五六
交渉の結果何が決つたか	八五六
暫定協定の成立	八五六

日獨防共と第二次暫定協定	八七五
暫定取極に對する	八七五
外務當局發表	八七五
邦人露領漁業	八七六
昭和十二年度漁區競賣公告文	八七六
同年度追加競賣公告文	八七六
同年度極東漁區貸附條件	八七六
廣田カラハン安定取極	八七六
漁條約效力延長暫定取極	八七六
同上、第一次暫定取極	八七六
留換算に關する取極	八七六
昭和十二年度競賣結果一覽表	八七六
蟹罐詰區の部	八七六
昭和十二年度第一回漁區競賣	八七六
結果明細表	八七六
昭和十二年度漁區、再競賣	八七六
結果明細表	八七六
昭和十二年度邦人所有罐詰工場調	八七六
租借經營漁區及漁獲高表	八七六
昭和十一年度漁區數、漁獲高	八七六
租借漁區借區料公課金表	八七六
昭和十一年度租借漁區、鮭鱈	八七六
罐詰製造高明細表	八七六

自大正九年至昭和十一年經營	九〇三
漁區及蟹罐詰製造高表	九〇三
昭和十一年度蟹罐詰製造高表	九〇三
自大正十年至昭和十一年經營	九〇三
漁區及從業員數	九〇五
昭和十一年經營漁區從業員、及	九〇六
在留日數	九〇六
昭和十二年日ソ操漁業區	九〇七
日本側鮭鱈漁區	九〇七
ソ聯側鮭鱈漁區	九〇八
日ソ兩國蟹漁區	九〇九
昭和十二年の露領邦人漁業	九一〇
ソ側の邦人壓迫	九一〇
北洋各地の十二年度漁況	九一一
北千島鮭鱈漁況	九一一
北洋漁業團體及會社	九一二
露領水産組合	九一二
露領水産組合定款	九一三
北洋漁業研究委員會	九一八
日魯漁業株式會社	九一八
太平洋漁業株式會社	九二〇
日本水産株式會社	九二〇
日本蟹罐詰水産組合聯合會	九二二

<b>公海漁業</b>	
母船式蟹漁業水産組合	九二二
陸上蟹罐詰水産組合	九二二
株式會社林兼商店	九二二
北洋捕鯨株式會社	九二二
日本鮭鱈罐詰水産組合	九二二
東邦水産株式會社	九二二
日本鮭鱈罐詰共販會	九二二
公海沖取漁業	九二三
沖取漁業の意義	九二三
母船式漁業取締規則	九二四
第一章 總則	九二四
第二章 母船式蟹漁業	九二七
第三章 母船式鮭鱈漁業	九二七
第四章 母船式鯨漁業	九二八
第五章 罰則	九二八
附 則	九二九
母船式蟹漁業	九三〇
蟹工船概説	九三〇
沖取蟹漁場と漁期	九三五
工船乘組從業員	九三六

母船式蟹漁業統計	九三七
許可數及出漁數	九三七
北洋蟹工船漁獲生産價格	九三八
同上使用船舶及從業員數	九三八
各年度漁獲成績	九三九
北洋產蟹罐輸出高	九三九
母船式鮭鱈漁業	九四〇
沖取鮭鱈漁業の沿革	九四〇
昭和八年度の概況	九四一
昭和九年度成績	九四三
沖取漁業大合同	九四三
合同懲罰の理由	九四三
沖取鮭鱈組合解散	九四三
昭和十年度の漁況	九四六
昭和十一年度漁況	九四六
母船式鮭鱈漁業統計	九四七
昭和十二年度沖取漁況	九四八
昭和十二年度沖取鮭鱈	九四八
漁業實績	九四八
北洋鮭鱈漁業	九四九
鮭鱈漁業の問題	九四九
鮭鱈漁業の黎明期	九四九
極東水産業假規則	九五〇



假規則第九條附屬	九五五	東方漁業聯合	九六六
極東水域鱈漁區貸下條件	九五五	組合及個人漁業	九六六
日本輸出鱈罐組合	九五五	ソ聯國營企業	九六七
北洋捕鯨漁業	九五五	極東漁業發展策	九六七
北洋の鯨族	九五五	一九三五年の實績	九六八
北洋捕鯨迴遊狀態	九五五	一九三六年の實績	九六八
北洋捕鯨會社創立せる	九五五	一九三七年極東漁業	九六九
アラスカ漁業	九五五	極東漁業第三期計畫	九七〇
ベーリング海の日本漁業	九五五	極東漁業陣の強化	九七一
ベーリング海の米國側漁業	九五五	一―四月全聯邦漁獲高	九七二
昭和十二年度漁況	九五五	極東漁場の反ソ事件	九七三
昭和十二年度米加漁況	九五五	一九三七年六月末の極東漁況	九七四
米漁業家の所論と批評	九五五	全聯邦上半年總漁獲高	九七五
アラスカ鮭鱈漁獲尾數	九五五	第二次五、計、全聯邦漁獲實績一覽	九七六
<b>ソ聯の極東漁業</b>		<b>ソ聯邦蠶工船</b>	
ソ聯邦の漁業	九五五	蠶工船の創業	九七七
ソ聯邦漁業統一機關	九五五	一九二九年の業績	九七八
ソユーズルイバ總則	九五五	一九三〇年の業績	九七八
國營極東漁業トラスト	九五五	一九三一年の業績	九七九
カムチャツカ株式會社	九五五	一九三二年の業績	九七九
サハリン株式會社	九五五	一九三三年の業績	九八〇
		一九三四年の業績	九八一
<b>通商關係</b>		<b>北鐵代償物資取引經過</b>	
		北鐵物資調停委員會出動	九八七
		北鐵物資拂商社別精計	九八八
		昭和十一年度	九八九
		昭和十二年度の對ソ取引	九九五
		日ソ貿易概觀	九九六
		對ソ輸出貿易	九九七
		對ソ輸入貿易	九九八
		日ソ貿易統計表	九九九
		昭和九年(大藏省調査)	一〇〇〇
		昭和十年	一〇〇一

一九三五年日ソ貿易表	一〇〇三	ソ側の對日備船	一〇〇六
昭和十一年	一〇〇五	ソ側日借備船契約書例	一〇〇七
一九三六年日ソ貿易表	一〇〇六	對ソ輸出補償制	一〇〇八
昭和十二年	一〇〇九	對ソ輸出補償の由來	一〇〇九
日ソ石油の露油輸入	一〇一〇	對ソ輸出補償制施行實績	一〇一一
露領材の輸入取引	一〇一一	對ソ輸出補償と北鐵物資	一〇一二
露領材の種類	一〇一一	對ソ輸出補償法の改正	一〇一三
輸入樹種の消長	一〇一一	輸出補償法一覽	一〇一五
紅松及白松	一〇一一	輸出補償法	一〇一五
ソ聯の林業機關	一〇一二	同法施行規則	一〇一七
林産品輸出機關と通商代表部	一〇一二	本邦商品の對ソ輸出統制	一〇一五
露領材輸入の沿革	一〇一二	對ソ輸出取締規則内容	一〇一六
契約の條件	一〇一二	對ソ輸出組合の機構	一〇一九
受渡方法	一〇一三	駐日ソ聯通商機關	一〇五〇
丸太造材規格	一〇一三	駐日通商代表部の機構	一〇五〇
昨年度の取引	一〇一三	通商代表部署名人について	一〇五一
露領材輸入數量表	一〇一三	同部署名人一覽表	一〇五二
十三年度北樺太ソ聯材買附	一〇一四	在東京通商部發行の書類	一〇五三
増田商事買附	一〇一四	各地支那發行の書類	一〇五四
北越製紙買附	一〇一四	在外通商部に對する新法令	一〇五四
積取成績	一〇一四	本邦通商關係者一覽	一〇五七
露領材運送契約條項	一〇一五	一、輸出入關係	一〇五七
北樺材幌内川流送許可運動	一〇一五	二、利權	一〇六一
<b>交通・聯絡・郵電</b>		<b>三、金融</b>	
<b>歐亞聯絡運輸協定</b>		<b>四、運輸</b>	
國際聯絡系統		三、金 融	
歐亞聯絡會議		四、運 輸	
第一回 歐亞聯絡會議「モスクワ」		五、造 船	
第二回 「ベルリン」		三、金 融	
第三回 「リガ」		四、運 輸	
第四回 「ブラーグ」		五、造 船	
第五回 「オデッサ」		三、金 融	
第六回 「東京」		四、運 輸	
第七回 「ナポリ」		五、造 船	
第八回 「ワルソー」		三、金 融	
歐亞聯絡鐵道運賃其他		四、運 輸	
聯絡運輸設定の効果		五、造 船	
歐亞聯絡貨物運輸協定		三、金 融	
第一回 モスクワ會議		四、運 輸	
第二回 東京會議		五、造 船	
第三回 カウナス會議		三、金 融	



第四回 モスクワ會議……………一〇七九

第一回 東洋觀光會議……………一〇八〇

第二回 (同上)……………一〇八一

ソ聯入國案内……………一〇八二

旅券、査證……………一〇八二

乗車券、寢臺券……………一〇八二

手荷物……………一〇八二

列車運轉概況……………一〇八二

食堂、車……………一〇八三

旅客検査及手荷物税関検査……………一〇八三

貨幣……………一〇八四

ソ聯領事館査證交付規定……………一〇八五

入露携帶品通關規則……………一〇八六

日ソ兩國外人査證料……………一〇八七

歐亞聯絡貨客統計……………一〇八八

日ソ郵便關係……………一〇八九

通常郵便物……………一〇八九

小包郵便物……………一〇八九

小包郵便施行規則……………一〇九〇

日ソ間小包郵便交換局設定……………一〇九一

北樺太冬期小包交換……………一〇九二

西伯利經由小包郵便取扱高……………一〇九三

日ソ電信關係……………一〇九三

電信聯絡の沿革……………一〇九三

電信聯絡現況……………一〇九三

歐亞聯絡關係汽船……………一〇九四

川崎汽船……………一〇九四

北日本汽船(敦賀、浦鹽)……………一〇九四

栗林汽船(堪察加航路)……………一〇九四

浦鹽商船組閉鎖問題……………一〇九五

田邊氏の聲明書……………一〇九六

**外蒙及新疆**

赤化外蒙……………一〇九七

内蒙防共政府と外蒙……………一〇九七

外蒙の獨立……………一〇九七

外蒙獨立と露支……………一〇九七

白系露軍の外蒙侵入……………一〇九八

新政府建設……………一〇九八

蒙古國民共和國成立……………一〇九八

ソ蒙條約内容……………一〇九九

外國保護國化……………一〇九九

ソ政府の援助實例……………一一〇一

軍事上の援助……………一一〇一

人的並に技術的援助……………一一〇一

外蒙政府の官吏……………一一〇一

顧問又は教官……………一一〇一

財的援助……………一一〇一

ソヴェート制度の外蒙……………一一〇三

コミンテルンの指導監督……………一一〇三

露蒙修好協定……………一一〇四

露蒙協定附屬議定書……………一一〇五

同上、附屬議定書……………一一〇五

外蒙に於ける露支宣言……………一一〇七

外蒙に於ける露蒙支三國協定……………一一〇八

交換公文……………一一〇八

ソ蒙修好取極……………一一〇九

赤化新疆……………一一〇九

問題化せる新疆……………一一〇九

新疆の一般事情……………一一一〇

新疆の政治と民族運動……………一一一〇

赤化しゆく新疆……………一一一〇

新疆の産業……………一一一〇

ソ聯邦の東方政策……………一一一〇

日露年鑑目次(終)……………一一一〇

**増補目次**

ソヴェート聯邦の部……………一二九

ソ聯邦最高會議總選舉……………一二九

極東地方代議員決定……………一二九

第一次聯邦最高會議……………一二九

黨員除名及黨に關する決議……………一二九

スターリンの公開狀……………一二九

ソ聯の對伊支拂停止公布……………一二九

本年度ソ聯農業計畫決定……………一二九

ソ聯國境兵銃殺事件……………一二九

一九三八年年度工業及鐵道計畫……………一二九

一九三八年年度計畫……………一二九

一九三八年年度第一・四半期計畫……………一二九

重工業第一年計畫……………一二九

日滿ソ關係の部……………一二九

北樺石油會社計畫變更認可……………一二九

北樺鑛業の十三年度計畫……………一二九

北樺鑛業事業縮小にソ聯抗議……………一二九

ソ聯アグネオ利權取消強要……………一二九

不法通告を斷乎一蹴……………一二九

ソ側の取消通告内容……………一二九

坂井組合の抗議内容……………一二九

北樺鑛業に理不盡な壓迫……………一二九

北樺太兩利權邦人四名追放……………一二九

越境ゲベウと邦人釋放問題……………一二九

昭和十二年度本邦對ソ貿易……………一二九

同年十月以降北鐵代價物資拂狀況……………一二九

昭和十二年一月……………一二九

昭和三十二年一月……………一二九

日ソ小包郵便交換停止……………一二九

日ソ交換將校引揚……………一二九

駐ソ陸海軍武官移動……………一二九

岡田杉本樺太越境事件……………一二九

樺太第二の越境事件……………一二九

北洋漁業問題……………一二九

條約調印と民間當業者の運動……………一二九

漁業條約第三次暫定協定調印……………一二九

外務省發表の交渉經過……………一二九

露領水産組合聲明……………一二九

昭和十三年度露領漁獲實況表……………一二九

同競賣公告文……………一二九

北千島水産創立さる……………一二九

露領漁區競賣入札……………一二九

同競賣結果一覽表……………一二九

昭和十三年度競賣漁區表……………一二九

鮭鱒漁區ノ部……………一二九

蟹漁區ノ部……………一二九

個人別落札漁區數及借區料……………一二九

日ソ漁區年度別趨勢……………一二九

露領漁區再競賣……………一二九

滿ソ關係……………一二九

第五回北鐵公債發行……………一二九

ソ聯の不法越境事件……………一二九

ソ領兵滿領に越境發砲……………一二九

滿洲國領事館員に暴壓……………一二九

滿ソ貿易概況……………一二九

事變直前北支のソ聯商社……………一二九

**防共の部**

中華民國臨時政府成立……………一二九

防共親日を命題……………一二九

中華民國臨時歐洲組織法……………一二九

湯養政委員長放送……………一二九

帝國の對支重大聲明……………一二九

伊墮洪防共協定に賛意……………一二九

防共事務官新設……………一二九

日露年鑑・増補目次・終……………一二九



# ソヴェエト聯邦の部

## 内容

反外航軍コ全  
革命命空事ミ聯家  
陰謀事國テ共組  
事件交業防ル産織

極産五勞財内外  
東ケ政國國  
建年計金商貿  
設業畫働融業易

人ソソソ外文交  
口聯聯聯人の見たソ  
表主人物勢概概ソ  
其要都略概概ソ  
他市傳觀觀聯化通

目次



## 國家組織

### ソ聯國家の特徴

ソヴェート社會主義共和國聯邦は一九一七年十月革命による帝制の顛覆プロレタリア獨裁獲得の結果として形成された労働者農民の勤勞代議員ソヴェートを以て構成する社會主義國家であり、資本主義及私有財産制度の廢止による生産手段の社會主義的所有を以て經濟的基礎としてゐる。ソ聯邦に於る全ての財産は國家的所有（全人民の名に於る）或ひは協同組合的ホルホー本的所有の形態をとつてゐるが、労働所得及貯蓄、家屋、家庭副業、家財道具等に對する人民の個人的所有權並びにその相續權を法律によつて保障すると共に、「働かざる者は食ふ可からず」の原則により労働することを人民の義務として規定してゐる。

國家組織

ソ聯邦人民は労働及休息の權利、老齡並に疾病及労働能力喪失の場合物質的保障を享受する權利、教育を受ける權利、民族人種を問はざる男女同權、信仰の自由、言論、出版、集會、街頭行進及示威の自由、身體及住居不可侵の權利を享有し得ることを基本的權利として憲法により認められると共に、労働と社會主義財産保全、兵役と祖國防衛を以て人民の名譽ある基本的義務と規定されてゐる。

### 聯邦國家構成

ソ聯邦は、一九三六年十二月五日發布のスターリン新憲法の規定により、従來のロシア、ウクライナ、白ロシア、後コーカサス、ウズベク、トルクメン、タヂツクの七共和國より成る聯邦國家からロシア、ウクライナ、白ロシア、アゼルバ

イジャン、グルジア、アルメニア、トルクメン、ウズベク、タヂツク、カザツク、キルギスの「均等權利を享有する十一共和國の自由意思的結合に基き成立せる」聯合國家となつた。

權力の最高機關及國家統治機關によつて代表されるソ聯邦は對外國際關係に於て聯邦を代表し、一切の外交關係を處理し、宣戰及講和、聯邦國防の組織及武装力の統轄、外國貿易及國民經濟の管理、單一貨幣及び信用制度の制定其他（全二十三項）ソ聯邦新憲法第十四條参照の事項を管掌する。聯邦構成共和國は聯邦自體の權限に關する上記事項を除き自主的に國家權力を行使し、聯邦よりの自由脱退の權利を保留されてゐる。

### 聯邦最高權力機關

#### 聯邦最高會議

聯邦最高會議（ヴェルホウスイ・ソヴェート）は新憲法發布前の最高機關たる聯邦ソヴェート大會に代るべきソ聯邦國家權力の最高機關であり聯邦に專屬する



一切の権限を行使する。  
聯邦最高會議は平等の権限を享有する  
聯邦會議及民族會議の兩院より成り四年  
の期間を以て左の如き基準により選舉さ  
れる。

- 一、聯邦會議は人口三十萬に付き代議  
員一名
- 二、民族會議は各聯邦構成共和國より  
二十五名、各自治共和國より十一名、  
各自治州より五名、各民族管區より  
一名

聯邦會議及民族會議は同時に開會及閉  
會され兩會議とも各々會議議長一名及代  
理二名を選舉する。兩院合同會議は聯邦  
會議議長及民族會議議長これを交互司  
會、聯邦最高會議幹部會を選舉、聯邦政  
府即聯邦人民委員會會議を組織する（新憲  
法第三十一、四十八條参照）。

〔聯邦最高會議幹部會〕

聯邦最高會議幹部會は聯邦最高會議閉  
會中の最高權力機關で從來のソヴェート  
大會閉會中に於る聯邦中央執行委員會の  
役割に該當する。

聯邦人民委員會會議

聯邦人民委員會會議は聯邦國家權力の最  
高執行及行政機關で各國に於る内閣に該  
當し人民委員は大臣に相當する。  
聯邦人民委員會會議は左の如き権限を行  
使する。

- イ、聯邦單一及複合人民委員部並に其の管  
轄下にある經濟及文化機關の事務統合
- ロ、國民經濟計畫、國家豫算の實現及信用  
通貨制度の鞏化に關する措置
- ハ、公共秩序の保障、國家利益の擁護及人  
民の權利保護に關する措置
- ニ、對外關係に關する一般的指導權
- ホ、毎年兵役に召集さるべき人民の人員を  
決定、國家軍備の一般的建設指導
- ヘ、必要に應じ經濟、文化及國防建設事務  
に關し聯邦人民委員會に附屬する特別  
委員又は主務局を組織

聯邦人民委員會會議は聯邦最高會議によ  
り左記職員を以て構成される。  
現在職員名は左の通り（聯邦最高會議決  
定による役員に非ず、最高會議選舉後の變更  
を豫想される）。

國家組織

聯邦最高會議幹部會は議長一名、同代  
理十一名、幹部會書記一名及幹部會員二  
十四名より成り、議長及副議長は各共和  
國最高會議長これに任ずるものとみられ  
てゐる。聯邦最高會議幹部會の権能は左  
の通りである。

- イ、聯邦最高會議の召集
- ロ、現行法律の解釋、幹部會令の發令
- ハ、聯邦最高會議の解散、新選舉の指定
- ニ、人民投票の施行
- ホ、聯邦及各共和國人民委員會會議決定及命  
令の廢止
- ヘ、聯邦最高會議閉會中に於る聯邦人民委  
員の任免
- ト、聯邦勳章及名譽稱號の授與
- チ、恩赦權の行使
- リ、聯邦軍首腦部の任免及更迭
- ヌ、聯邦最高會議閉會中に於る宣戰布告
- ル、全國的局地的動員令の宣布
- ヲ、國際條約の批准
- ワ、駐外ソ聯邦全權代表の任命及召還
- カ、諸外國外交代表の信任狀及解任狀受理

聯邦最高會議幹部會は聯邦最高會議の  
任期滿了若くは解散の時は新たに選舉さ

△聯邦人民委員會會議職員表

聯邦人民委員會會議々々長	モ	ロ	ト	フ
同 議長代理	アンチーポフ(連)	チ	ユ	バリ
	ル	ズ	タ	ク
	メ	ジ	ラ	ウ
	ミ	コ	ヤ	ン
聯邦國家計畫委員會會議長	ス	ミ	ル	ノ
ソヴェート統制委員會會議長	アンチーポフ(連)	ウ	オ	ロ
國防人民委員	リ	ト	ウ	イ
外務人民委員	ス	ゲ	イ	ン
外國貿易人民委員(心得)	バ	ク	ー	リ
交通人民委員	リ	シ	ヨ	フ
通信人民委員	バ	ホ	ー	モ
水運人民委員	カ	ガ	ノ	ウ
重工業人民委員	ル	ヒ	モ	ウ
國防工業人民委員	メ	ジ	ラ	ウ
機械工業人民委員	ミ	コ	ヤ	ン
食料品工業人民委員	シ	エ	ス	タ
輕工業人民委員	イ	ワ	ノ	フ
林業人民委員	チ	エ	ル	ノ
農業人民委員				フ

れたる聯邦最高會議により新幹部會が組  
成されるまで権限を保持する（新憲法第  
三十一、五十六條参照）。

共和國最高會議

聯邦構成共和國最高會議は各共和國に  
於る最高機關で四ヶ年期間を以て選舉さ  
れる共和國唯一の立法機關で其権限左の  
通りである。

- イ、共和國憲法の採擇及變更
- ロ、共和國を構成する自治共和國憲法の確  
認並びに領域境界の決定
- ハ、共和國國民經濟計畫及豫算の確認
- ニ、共和國人民に對する恩赦權

聯邦構成共和國最高會議は同幹部會を  
選舉する。幹部會は議長一名、同代理(複  
數)、幹部會書記及幹部委員(複數)を以  
て構成、共和國最高會議は議長一名及同  
代理(複數)を選舉、共和國政府即共和  
國人民委員會會議を組織する（新憲法第五  
十七、六十三條参照）。

聯邦國家行政機關

國營農場人民委員	ユ	ル	キ	ン
財務人民委員	チ	ユ	バ	リ
國內商業人民委員	ウ	エ	イ	ツ
内務人民委員	エ	ジ	ヨ	フ
司法人民委員	缺			
保健人民委員	ボ	ル	ゲ	レ
買付委員會會議長	ク	レ	イ	ネ
藝術委員會會議長	ケ	ル	ツ	エ
高等教育委員會會議長	メ	ジ	ラ	ウ
聯邦人民委員部には單一人民委員部と 複合人民委員部とあり單一人民委員部は 聯邦政府にのみあり複合人民委員部は聯 邦政府及共和國政府に重複して存する。 單一人民委員部に屬するもの左の如く				
國 防	外 務	外 國 貿 易		
交 通	水 運	通 信		
重 工 業	國 防 工 業	機 械 工 業		
複合人民委員部に屬するもの左の如 し。				
食料工業	輕工業	林業		
農 業	國營農場	財 務		
國內商業	内 務	司 法		
保 健				



共和國人民委員會會議

聯邦構成十一共和國の最高執行及行政機關は當該共和國人民委員會會議で共和國政府に該當する。人民委員會會議の構成左の如し。

共和國人民委員會會議議長  
同 議長代理(複數)  
共和國國家計畫委員會會議議長  
左記複合人民委員

食料工業 輕工業 林業  
農務 國營農場 財務  
國內商業 內務 司法  
保健 教育 丸方工業  
公共經濟 社會保健  
買付委員會代表  
藝術事務局長  
單一人民委員部代表

自治共和國最高機關

ソ聯邦に於ける自治共和國は新憲法による行政区劃によれば左の二十二である。

自治州の數は左の九つである。

ロシア共和國—アデイゲ、猶太人(ピロビジャン)、カラチャライ、オイローチヤ、ハカスシヤ、チエルケス  
アゼルバイジャン共和國—ナゴルノ・カラバク  
グルジア共和國—南部オセチヤ  
タチツク共和國—ゴルノ・バダフシヤン

地方、州、自治州、管區、區、市及村の勤勞者代議員ソヴェートは二年の期間を以て當該地方、州、自治州、管區、區、市及村の勤勞者により選舉され、これらの勤勞者代議員ソヴェートの執行及行政機關はこれによつて選出された議長、同代理(複數)、書記及委員(複數)を以て構成、小住民地に於る農村勤勞代議員ソヴェートの執行及行政機關は當該構成共和國憲法に準據し議長、同代理(複數)及書記である。

司法機關

ソ聯邦に於る司法機關には聯邦最高裁判所、構成共和國最高裁判所、地方及州

ロシア共和國—タタール、バシキール、ダゲスタン、ブリヤート蒙古、カバルダノ・バルカル、カラムイク、カレリヤ、コミ、クリミヤ、マリイ、モルドワ、沿ヴォルガ獨逸、北オセチヤ、ウドムルト、チエチエーノ・イングーシ、チュワシ、ヤクート

ウクライナ共和國—モルダヴィヤ  
アゼルバイジャン共和國—ナヒチエワン  
グルジア共和國—アブハジヤ、アチャリヤ  
ウズベク共和國—カラ・カルバク

自治共和國の最高權力機關は同共和國最高會議で同共和國憲法により定められた代表の基準により四年の期間を以て選舉される唯一の立法機關であり、同最高會議は最高會議幹部會を選舉し人民委員會を組織する。

地方政治機關

地方(クライ)、州(オブラスチ)、自治州(アウトノムナヤ・オブラスチ)、管區(オークルグ)、區(ライオン)、市(ゴイロド)、村(スタニーツア、ジエレーヴ

裁判所、自治共和國及自治州裁判所、管區裁判所、人民裁判所、聯邦最高裁判所決定により構成される聯邦特別裁判所があり、一切の裁判所に於る事件の審理は特に法律の規定する場合を除き人民陪審員参加の下に行ふ。

聯邦最高裁判所は聯邦最高會議によつて五年の期間を以て選舉される聯邦最高裁判機關で聯邦及構成共和國に於る一切の裁判活動に對する監督の任にあり、共和國最高裁判所の決定、又は宣告が聯邦の一般的立法に違背し、又は他の共和國の利益に抵觸する場合、聯邦最高會議幹部會に對し異議の申立を爲し、加盟共和國の各種決定が憲法上正當なりや否やを決定し、職務上の犯罪により告發せられたる聯邦最高官吏の審判を行ふ。従來の規定によれば同裁判所の構成は左の通りである。

- (イ) 最高裁判所全會 (ロ) 民事裁判部 (ハ) 刑事裁判部 (ニ) 軍事裁判部 (ホ) 軍事交通裁判部 (ヘ) 運輸事務參議會 (ト) 覆審部

ニヤ、フートル、キシユラーク、アウール)に於る國家權力機關は勤勞者代議員ソヴェートである。

聯邦に於る地方の數は左の五つで全部ロシア共和國にある。

アゾフ・黒海、極東、西部シベリヤ、クラスノヤルスク、北コーカサス  
州の數は三十四で共和國別にみると左の如くである。

ロシア共和國—ウオロネシ、東部シベリヤ、ゴリキト、ザイバド、イワノフ、カリニン、キーロフ、クイブイシエフ、クルスク、レニングラード、モスクワ、オムスク、オレンブルグ、サラトフ、スウェルドロフスク、セーウエル、スターリングラード、チエリヤピンスク、ヤロスラーヴリ

ウクライナ共和國—ウインニツア、ドネプロベトロフスク、ドン、キエフ、オデッサ、ハリコフ、チエルニゴフ

カザツク共和國—アクチュビン、アルマ・アタ、東部カザクスタン、西部カザクスタン、カラガンダ、クスタナイ、北部カザクスタン、南部カザクスタン

聯邦特別裁判所は五年の期間を以て聯邦最高會議により選舉される旨規定されてゐるが、従來規定によれば左の如き事件を審理する。

(イ) 刑事又は民事事件にして其の内容がソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の二國以上に關係し且特に重大なもの

(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及同人民委員會會議の構成員に對する一身上の裁判事件

聯邦最高裁判所全會議長及各部長は左の通りである。

- 議長 ア・エヌ・ウイノクローフ  
同代理 エム・イ・ワシリーエフ  
刑事裁判部長 ウエ・ベ・アントノフ  
民事裁判部長 エヌ・エヌ・オウシヤンニコフ  
軍事裁判部長 ウエ・ウエ・ウルリヒ  
交通裁判部長 ア・ベ・エゴロフ

聯邦最高裁判所及聯邦特別裁判所及聯邦特別裁判所の下には左の如き裁判所がある。



構成共和國最高裁判所、自治共和國最高裁判所、地方及州裁判所、自治州裁判所、管區裁判所（以上五年間を以て選舉）  
人民裁判所（三年間を以て選舉）

法律により特別の規定無き限り聯邦に於る一切の裁判は公開とし被告に對しては辯護の權利を保障してをり、裁判官は獨立にして法律にのみ服従する。

聯邦檢察局は凡ての人民委員部及之に所屬する機關並に個々の職員並に聯邦人民による法律の正確なる遵守に對する最高の監督に任ずる。聯邦檢察事は七年の期間を以て聯邦最高會議により任命される。共和國、地方、州檢察事、並に自治共和國、自治州檢察事は五年の期間を以て聯邦檢察事之を任命する。管區、區及市檢察事は聯邦檢察事の確認を経て構成共和國檢察事五年の期間を以て之を任命する。

檢察局機關は専ら聯邦檢察事にのみ服従し一切の地方機關より獨立して其の職務を行使する。

檢察總長 ア・ヤ・ウイシンスキー  
同代理 エス・エヌ・ピリヤフスキー

ことになつた。

- 一、國家保安局
  - 二、民兵局（警察）
  - 三、國境保安局
  - 四、國內保安局
  - 五、消防局
  - 六、列務局（監獄）
  - 七、流刑局
- （其他）

△供給人民委員部 聯邦中央執行委員會及人民委員會議は三五年七月二十九日付決定を以て聯邦供給人民委員部を廢して聯邦内國商業人民委員部及び食料工業人民委員部を新設。

食料工業人民委員としては前供給人民委員ニコヤン、内國商業人民委員としてイ・ウエイツェルが就任。

△聯邦藝術委員會 三六年一月十七日附中央執行委員會及人民委員會議決定を以て聯邦の藝術事業統制を目的とする表記委員會を聯邦人民委員會議附屬機關として設立。議長ケルジエンツェフ。

△聯邦高等教育委員會 三六年五月二十

國家組織

### 國家機關改廢及新設

第一次五ヶ年計畫から第二次五ヶ年計畫へ絶えず眼まぐるしいテンポで變動してゐるソ聯邦の政治經濟情勢並に新憲法制定後に於る最近の情勢は從來國家機關の改廢と新設を要求するに至り、左の如き機關が改廢並に新設された。

△實施委員會 五ヶ年計畫の遂行狀態を監督し實績を検討する實施委員會は、一九三四年一月の第十七回共產黨大會に於てこれを廢止し、ソヴェート黨統制委員會を新設。

△勞農檢察人民委員部 國家機關、國營企業、組合事業の綱紀を肅正する勞農檢察人民委員部は、第十七回共產黨大會に於て廢止し、黨統制委員會新設。

△黨中央統制委員會 前記勞農檢察人民委員部と同時に廢止、黨統制委員會新設。

△陸海空軍人民委員部 聯邦中央執行委員會は一九三四年六月二十日附發令を以てソ聯邦革命軍事委員會を廢止し、

一日附決定を以て人民委員會議直屬として新設。議長メジラウク。

△聯邦保健人民委員部、聯邦司法人民委員部 三六年七月二十日附中央委員會決定を以て聯邦保健人民委員部及聯邦司法人民委員部を新設、ロシア共和國保健人民委員カミンスキー、ロシア共和國司法人民委員クルイレンコが夫々人民委員に就任。

△國防工業人民委員部 三六年十二月八日附中央執行委員會決定を以て重工業人民委員部より國防工業人民委員部を分離獨立せしめ人民委員には重工業人民委員代理ルヒモウイチ就任。

△勞農赤軍管區軍事會議 國防人民委員部創設の際に廢止された革命軍事委員會は三七年五月十六日附決定を以て軍事會議なる名稱の下に復活した。軍事會議に關する規定左の如し。

- 一、軍管區（艦隊、軍隊）の首位には司令官及委員二名より成る軍事會議之に在るものとす。
- 二、管區司令官は軍事會議の議事に際し議

又、ソ聯邦陸海空軍人民委員部を新たにソ聯邦國防人民委員部と改稱する件を公布した。

- 一、ソ聯邦中央執行委員會並びにソ聯邦人民委員會議一九三四年三月十五日附「ソヴェート及び經濟建設方面の組織手段」に關する命令に準據し、ソ聯邦革命軍事委員會及び陸海空軍人民委員部參與會を廢止。
- 二、陸海空軍人民委員部はソヴェート社會主義共和國國防人民委員部と改稱。
- 三、ソ聯邦國防人民委員次長二名を置く。

△ゲ・ペ・ウ（合同國家保安部） チエカ（非常時革命委員會）の昔からソヴェート内外の人民脅威の的であつた合同國家保安部（オ・ゲ・ペ・ウ）が改組され、新設ソ聯邦内務人民委員部の一部となつた。（三四年七月十四日）

新人民委員部の機能は反革命取締、公有財産の保護、結婚及び國境保安等であるが、同人民委員部には左の諸局を置く

- 長たるものとす。
- 三、管區軍事會議は管區内に於る軍權力の最高代表者とす。管區地域内に配置されたる一切の軍部隊は軍事會議に隸屬す。
- 四、管區軍事會議は管區地域内に配置されたる軍部隊及軍管區の政治的精神的狀態、戦闘及動員に對する當時の準備に關し全責任を負ふものとす。
- 五、管區軍事會議は聯邦國防人民委員に直屬す。
- 六、管區軍事會議の管掌事項左の如し。
  - イ、管内部隊の戦闘及政治訓練に對する指導
  - ロ、管區部隊、管区内交通路及通信資材の動員準備
  - ハ、管區部隊及軍管区内に於る幹部員の考查及選出
  - ニ、祖國及ソヴェート政權に對する獻身的忠誠の精神、人民の敵——探偵、擾亂者、害毒者に對する徹底的闘争の精神を以てする兵士及將校の訓育
  - ホ、管區部隊及軍管區に對する一切の技術的及物質的配給の保障に關する指導
  - ヘ、管區の衛生及戰時醫務保障に關する指導



ト、管区内に於る防空施設の組織、一切の行政廳及公共機關に防空施設事業に關する監督及管理  
チ、徵募前の壯丁、豫備の兵士、幹部及隊長並に一般大學生の軍事教練に對する指導及公共機關側の施行する市民の軍事教練に關する監督  
リ、ソ聯邦人民の徵兵及短期召集に關する指導  
ヌ、管区内の防衛及非防衛建設に關する指導  
ル、非軍事機關の後方鞏化事業に對する積極的參加  
七、管区に關する一切の命令は司令官、軍事會議委員中の一名及管區參謀長により署名されるものとす。  
八、軍管區司令官は管区内に配置されたる一切の部隊及軍管廳の最高長官たるに鑑み管区に關する命令は司令官の名に於て發せらるゝものとす。

△機械製造工業人民委員部—聯邦中央執行委員會及人民委員會會議三六年八月二十二日附決定を以て、

一、重工業人民委員部より機械製造工業(自動車工場、工作機械、機關車貨車製造、農業機械、輕工業及食料品工業用機械、ボイラー、タービン、電機工業等)、金屬製品工場、有色金屬、ゴム工業工場、機械ガラス工場を分離し、單一にして全聯邦的の機械製造工業人民委員部を設立。  
二、重工業人民委員部の他の全ての部門(全ての燃料、發電所、黑色及有色金屬工業、化學工業、建築材料製造工業等)は重工業人民委員部に編入。  
三、機械製造工業人民委員部にメジラウク、ワレリー・イワノウイチを任命。  
四、重工業人民委員部にカガノウイチ、ラザリー・モイセウイチが交通人民委員より轉出。  
五、交通人民委員に現次長バクレーリン、アレクセイ・ウエネデクトーウイチを任命。

新憲法發布

憲法改正問題

ソ聯邦憲法はその性質上プロレタリア

舉を聯邦中央執行委員會に提議すること  
四、ソヴェート機關の最近の總選舉を新選舉制度に基いて行ふこと  
斯くして、二月七日附聯邦中央執行委員會決定を以て憲法改正のため憲法委員會を選出したが、其の構成は三十一名左の如きソ聯邦共產黨及政府の巨頭を網羅してゐる。

- 委員長 スターリン(共產黨書記長)
- 委員 アイタコフ(中央執行委員會議長)、アクーロフ(中央執行委員會書記長)、ブアノフ(露西亞共和國教育人民委員)ブハリン(イズヴェスチヤ紙編輯長)、ウオロシエロフ(聯邦國防人民委員)、ウイシンスキー(檢事總長)、ゴロデード(中央執行委員會幹部會員)、エヌキーゼ(當時ソ聯邦中央執行委員會幹部會員)、エルバノフ(中央執行委員會幹部會員候補)、シユダノフ(共產黨組織局長)、イクラーモフ(中央執行委員會幹部會員候補)、カガノウイチ(エル)交通人民委員、カリーニン(中央執行委員會議長)、クラシコフ(元檢事總長)、クルイレソ(露西亞共和國司法人民委員)、リトヴィノフ(外務人民委員)、リュブチェンコ(中央執行委員會幹部會員)、メフリス(共產黨

ト獨裁の基本制度を反映法文化せるものであるからその變遷と共に變更改正されるべきものであり、從來の所謂「レーニン憲法」は一九二一—二八年の新經濟政策(ネップ)時代の制度及原則を規定せるものとして、(一)世界革命主義、(二)階級的特權の擁護、(三)專制的統治組織の採用の三原則を特徴としてゐた。  
その後、第一次及第二次五ヶ年計畫時代の進展、政治經濟機構の變遷は、トロツキーの永續革命論の敗退とスターリンの國社會主義論の勝利に伴ひ、舊憲法改正問題は一九三五年二月の共產黨中央委員會總會に於て提案され、人民委員會議長モロトフは聯邦ソヴェート大會に於て改正問題に關する要領左の如き報告を行つた。

- 一、差別的選舉を平等選舉に、間接選舉を直接選舉に、公開投票を秘密投票に變更し選舉制度を民主化すること
- 二、社會主義財產の鞏化に伴ひ憲法の社會的經濟的基礎を精密化すること
- 三、改正條文起草に關する憲法委員會の選

新憲法草案の發表並に確認

一九三六年六月十一日附決定を以て中央執行委員會は十一月二十五日に臨時ソヴェート大會を召集、草案審議の後スターリン黨書記長は十二月五日の報告に於て修正事項は全四十三項のうち大部分は字句の修正變改に止まり實質的變更をみたのは左記七項なる旨を報告した。

- 一、原案第八條ホルホーズの土地利用に付無制限とあるを無償且無期限とす
  - 二、第十條國民の私有財產とあるを私
- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 三、財政                 | チウバリ    |
| 四、法律                 | ブハリン    |
| 五、選舉制度               | ラデク     |
| 六、裁判機關               | ウイシンスキー |
| 七、中央及地方權力機關          | アクーロフ   |
| 八、國民教育               | シユダノフ   |
| 九、勞働                 | カガノウイチ  |
| 十、國防                 | ウオロシエロフ |
| 十一、外交                | リトヴィノフ  |
| 十二、各委員會議長より成る編纂準備委員會 | スターリン   |

憲法準備委員會

憲法委員會は三五年七月七日スターリン司會の下に第一回總會を開催、左の如く準備委員會及責任者を選出、ソ聯邦史上に劃期的意義を有する憲法改正に着手した。

- △準備委員會
- 一、一般問題 スターリン
- 二、經濟 モロトフ



有財産権と明定し且右権利の相續を認む

三、第三十五條民族會議議員の割當を聯邦構成共和國各二十五、自治共和國各十一、自治州各五とし新たに特別民族區より各一名の代表を出すこととす

四、第四十條聯邦の公布は各聯邦構成共和國の國語を以て爲すことを明かにす

五、第四十八條最高會議議長代理四名を十一名に改む

六、第七十七條全聯邦人民委員部中更に國防人民委員部を加ふ

七、第四十九條最高會議閉會中幹部會が宣戰布告を爲し得る場合としてソ聯に對する武力侵略の外に侵略者共同防衛に關する國際義務履行上必要なる場合を追加す

尙、同日ソヴェート大會は左の如き決定を發表した。

一、大會編纂委員會の提出せるソ聯邦憲法草案を確認す

ものに聯邦ソヴェート大會と聯邦中央執行委員會がある。

聯邦ソヴェート大會ソヴェート社會主義共和國の最高機關で同大會代表は左の如き規定により選舉されてゐた。

一、選舉人二萬五千人に對し一人の割合を以て選出する都市及近郊居住地ソヴェートの代表者

二、選舉人十二萬五千人に對し一人の割合を以て選出する農村ソヴェートの代表者

聯邦ソヴェート大會に出席せしむべき代表者は州ソヴェート大會に於て選舉し、州を有しない共和國では當該共和國ソヴェート大會に於て直接代表者を選挙することになつてゐた。聯邦通常ソヴェート大會は二年に一回聯邦中央執行委員會に於て召集することになつてをり、臨時ソヴェート大會は聯邦中央執行委員會の發意によるか、又は聯邦會議、民族會議若は聯邦一共和國の要求する場合、中央執行委員會に於て之を召集し得ることになつてゐた。

二、新憲法に基き選舉法規を制定し且聯邦最高會議選舉の期日を確定することを中央執行委員會に委任す

新憲法の特徴

スターリン新憲法全百四十六條の特徴は舊憲法の世界革命主義に對し一國社會主義を表明したこと、階級的對立の容認に對し對立無きプロレタリアート國家としたこと、專制主義的統治組織に對して民主主義的組織に移行せることを基本原則とするが、十二月五日の大會に於るスターリンの報告演説せるところを要約すれば左の六點に歸結する。

一、過去の成果の記録 新憲法は一九二四年から三六年迄の間に存在し、達成し且獲得した成果を記録し法制化した。

二、社會主義の基礎 新憲法は資本主義諸國の憲法と異り社會主義的諸原則を反映し法制化した。

ソヴェート大會はスターリン新憲法を採擇した第八回臨時大會を以て最後となつたが、開催年度別にみると左の通りである。

- 第一回大會 一九一七年六月十六日 (レニングラード)。
- 第二回大會 一九一七年十一月六—九日 (レニングラード)。
- 第三回大會 一九一八年一月二十三—三十一日 (レニングラード)。
- 第四回臨時大會 一九一八年三月十五—十七日 (モスクワ)。
- 第五回大會 一九一八年七月四—十日 (モスクワ)。
- 第六回大會 一九一八年十一月六—九日 (モスクワ)。
- 第七回大會 一九一九年十二月五—九日 (モスクワ)。
- 第八回大會 一九二〇年十二月二十二—二十九日 (モスクワ)。
- 第九回大會 一九二一年十二月二十二—二十七 (モスクワ)。
- 第十回大會 一九二二年十二月二十三—二十七 (モスクワ)。
- 第一回全ソ大會 一九二二年十二月三十日

三、勤勞階級の制覇 勞働者農民の友好的關係を前提とする新憲法は「獨裁權」が勞働者階級に屬すべきことを規定してゐる。

四、全民族の平等 新憲法は一切の民族種族が平等で人種上言語上の差異、文化的水準、國家的發展の差異に關せず平等の權利を享受し得ることを法制化した。

五、民主主義の徹底 新憲法は男女間、定住者と不定住者間、無産者と有産者間、教育者と無教育者間に權利の差異を認めない。

六、平等權の保障 新憲法は市民の形式的權利を記録するにとどまらず、言論、集會、結社の權利の保障並に其行使方法を重視しこれを法制化した。

ソヴェート大會と中央執行委員會

新憲法による聯邦最高機關たる最高會議と最高會幹部會選舉後に廢止さるべき

- (モスクワ)。
  - 第二回全ソ大會 一九二四年一月二十六日 (モスクワ)。
  - 第三回全ソ大會 一九二五年五月十三—二十日 (モスクワ)。
  - 第四回全ソ大會 一九二七年四月十八—五月二十六日 (モスクワ)。
  - 第五回全ソ大會 一九二九年五月二十日 (モスクワ)。
  - 第六回全ソ大會 一九三一年三月八—十七日 (モスクワ)。
  - 第七回全ソ大會 一九三五年一月二十八—二月三日 (モスクワ)。
  - 第八回臨時大會 一九三六年十一月二十五日—十二月五日 (モスクワ)。
- 聯邦中央執行委員會 聯邦中央執行委員會は全聯邦ソヴェート大會閉會中に於けるソ聯邦の最高權力機關であつて聯邦會議及民族會議を以て組織し、聯邦會議はソヴェート大會が聯邦構成共和國の代表者中より當該共和國の人口に比例しソヴェート大會の定むる人數を以て選出組織し、民族會議は聯邦内に於る各民族の代表



者を網羅し、聯邦構成共和國及自治共和國より各五名、自治州より各一名を選出組織する。

中央執行委員會通常會議はソヴェート大會閉會中に少くとも三回召集され、全聯邦の根本政策の樹立、國家機關の組織等に關する特に重要な法令を發布する。これらの法令はすべて聯邦及民族兩會議を通過することを要する。中央執行委員會は中央執行委員會幹部會、その他の機關の發布せる命令決定等を停止又は取消す權力を有する。

中央執行委員會は聯邦構成共和國の數により中央執行委員會幹部會員中より議長を選擧する。現在議長十一名、書記長一名、左の通りである。

△共和國

- 長
- カリーニン
- ロシヤ
- チェルウイヤコフ
- 白ロシア
- ベトロフスキー
- ウクライナ
- エフエンゲイエフ
- アゼルバイジャン
- マハラージェ
- ダグスタン
- マルチキヤン
- アルメニア

- トルクメン
- アイタコフ
- ウズベツク
- アフンババーエフ
- タヂク
- シヨトモール(自殺)
- カザツク
- クルムベートフ
- キルギス
- ウラズベコフ
- 書記長
- ゴルキン

聯邦中執委員會幹部會 聯邦中央執行委員會幹部會は中央執行委員會閉會中ソ聯邦の最高權力機關であつて中央執行委員會によつて組織され、聯邦會議及民族會議の幹部會員を含む二十七名の委員より成る幹部會は全聯邦憲法の適用並に全聯邦ソヴェート大會及中央執行委員會の決定の執行を監督すると共に法令を發布し、又人民委員會議その他の機關により發布せられる法令を審議し之を停止又は取消す權力を有する。

- 幹部會員及候補名左の通り(罷免、死亡等により幾分の變更あり)。
- △幹部會員
- アタバーエフ
- ベリヤ
- アフンババーエフ
- ゴロドード(逮捕)
- ウオロシロフ
- シュダノフ
- エヌキーゼ(免)

- カヴノウイチ・エル・エム
- イサーエフ
- コシオル・エス・ウエ
- カリニン
- ムサベコフ
- リュブチenko(自殺)
- ポストイシエフ
- ペトロフスキー
- スタリリン
- ラフマノフ
- ファイラートフ
- ウンシユリフト
- ホジャヤーエフ
- チユバリ
- チユエルニク
- シヤボシニコフ
- シヨテモル(免)

- ルズタク
- シエレハス
- ウエインベルグ
- ツシレンコ
- イクラーモフ
- グロヤン
- ケセリオフ
- ザトンスキー
- ニコラーエワ
- フルシチオフ
- マハラージェ
- シヤドウンツ
- ハツケーウイチ
- ダルガツト
- エフエンゲエフ
- スマドールウイチ
- アブラーモフ
- ブラーシエフ
- ブルガニン
- ウラズベコフ
- ウオイツエホフスキー
- エルバノフ

選舉制度

ソ聯邦に於て一九三六年七月九日全文百十二條より成る新選舉法が採擇公表された。即ち、一切の勤勞者代議員ソヴェート、即ち、聯邦最高會議、構成共和國最高會議、地方及州勤勞者代議員ソヴェート並に管區、區、市及村勤勞者代議員の選舉は秘密投票による普通、平等、直接選舉權に基いて行はれ、新選舉制度の基本的原則は左の如くである。

- 一、代議員選舉は普通選舉にして心神耗弱者及選舉權剝奪の判決を受けた者を除き、滿十八歳に達した一切のソ聯邦人民は人種的及民族的所屬、信教、教育資格、定住、社會的出身、資産状態及過去の行動の如何に拘らば代議員の選舉に参加し、且被選舉人たるの權利を存する。
- 二、代議員選舉は平等選舉にして各人民は一票を有し凡ての人民は平等の基礎に於て選舉に参加する。

國家組織

- 三、女子は男子と平等に選舉及被選舉の權利を享有する。
- 四、赤軍に勤務する人民は凡ての人民と平等に選舉及被選舉の權利を享有する。
- 五、代議員選舉は直接選舉にして凡ての勤勞者代議員ソヴェートより聯邦最高會議に至る迄直接選舉により人民之を行ふ。
- 六、代議員選舉に於る投票は秘密投票とする。
- 七、選舉に對しては選舉區毎に候補者が推薦され、候補者推薦權は公共團體及勤勞者團體、即ち、共產黨機關、勞働組合、協同組合、青年團體、文化團體に對して之を保障される。
- 八、各代議員は選舉人に對し自己の活動及勤勞者代議員ソヴェートの活動を報告する義務を負ひ且選舉人過半数の決議に基き法律の規定する手續に従ひ何時たりとも召還されることがある。

ソ聯邦在住外國人勞働者と選舉權

ソ聯邦に於ては聯邦内に居住する外國人にして勞働者なる場合にはソ聯邦人民に非ずと雖も公民權を有する。即一九二四年十月施行の聯邦國籍法第二條は「外國人にして勞働の爲にソヴェート聯邦領内に居住し且勞働者階級に屬し又は他人の勞働を搾取せざる農民階級に屬する者は聯邦の一切の公民權を取得す」と規定してゐる。従つて外國人にしてソ聯邦に於て勞働に従事する者はソヴェートの選舉權を享有することになつてゐる。

ソヴェート法學者は此の點に付てソ聯邦はプロレタリアートの國家にして其特質は勞働者及農民の獨裁に存する故に勞働者又は農民なる以上何國人と雖もソヴェート主權に參與し得るものと規定してゐる。



### ソ 聯 邦 新 憲 法

ソヴェート社會主義共和國聯邦臨時  
第八回ソヴェート大會決定

ソヴェート社會主義共和國聯邦憲法

(根本法)の確認に關する件

ソヴェート社會主義共和國聯邦臨時第八回ソヴェート大會は左記を決定す。大會の編纂委員會によりて提出せられたる編纂に基くソヴェート社會主義共和國聯邦憲法(根本法)を確認す。

大會幹部會

モスクワ、クレムリ

一九三六年十二月五日

### ソヴェート社會主義共和國聯邦憲法

#### 第一章 社會機構

第一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦(以下ソ聯邦と略す)は労働者及農民の社會主義國家なり

第二條 ソ聯邦の政治的基礎は地主及資本家權力の顛覆及プロレタリアート獨裁獲得の結果成長鞏化する労働者代表議員ソヴェート之を構成す

の増大、労働者の物質的及文化的水準の不撓の向上及ソ聯邦の獨立の鞏化並に國防能力の強化を目的とする國家國民經濟により決定且指導せらる

#### 第二章 國家機構

第十二條 ソ聯邦に於ける労働は「働かざる者は食ふ可からず」の原則に従ひ労働能力ある各人民の義務にして且名譽なり

ソ聯邦に於ては「各人より其の能力に應じて—各人に其の労働に應じて—」なる社會主義の原則を實現する

第十三條 ソ聯邦は均等の權利を享有する左記ソヴェート社會主義共和國の自由意思的結合に基き成立せる聯合國家なり

ロシア・ソヴェート社會主義聯邦共和國  
ウクライナ・ソヴェート社會主義共和國  
白ロシア・ソヴェート社會主義共和國  
アゼルバイジャン・ソヴェート社會主義共和國

#### 國家組織

第三條 ソ聯邦の全權力は労働者代表議員ソヴェートによりて代表せらるる都市及農村の労働者に屬す

第四條 ソ聯邦の經濟的基礎は資本主義經濟制度の清算、生産要具及手段の私有廢止並に人間による人間の搾取廢絶の結果確立せる社會主義制度並に生産要具及手段の社會主義的所有之を構成す

第五條 ソ聯邦の社會主義的所有は國家的所有の形態(全人民の財産)なるか又は協同組合—コルホーズ的所有の形態(個々のコルホーズ財産—協同組合財産)なり

第六條 土地、其の埋藏物、水域、森林、工場、製造所、鑛坑、鑛山、鐵道、水運、空輸、銀行、通信手段、國營大農業企業(國營農場、機械トラクター配給所等)並に都市及工業中心地に於ける公共經濟企業及基本的住宅資源は凡べて國家の所有即全人民の財産とす

第七條 コルホーズ及協同組合に於ける公共企業及之に附屬する家畜及要具並にジョージア・ソヴェート社會主義共和國  
アルメニア・ソヴェート社會主義共和國  
トルクメン・ソヴェート社會主義共和國  
ウズベク・ソヴェート社會主義共和國  
タジク・ソヴェート社會主義共和國  
カザク・ソヴェート社會主義共和國  
キルギス・ソヴェート社會主義共和國

第十四條 權力の最高機關及國家統治機關によりて代表せらるるソ聯邦の管掌に屬する事項は左の如し  
(イ) 國家關係に於ける聯邦の代表、他國との條約締結及批准  
(ロ) 戰爭及び平和の問題  
(ハ) 新共和國のソ聯邦加入  
(ニ) ソ聯邦憲法實行の監督並聯邦構成各共和國憲法と聯邦憲法の適合の確保  
(ホ) 聯邦構成共和國間の境界變更の確保

(ヘ) 聯邦構成共和國の構成中に新地

にコルホーズ及協同組合の生産物並に其等の公共建造物はコルホーズ及協同組合の公共社會主義財産とす

第八條 コルホーズの占むる土地は無償且、無期限の使用の爲即永久にコルホーズに定着するものとす

第九條 ソ聯邦に於ける支配的經濟形態たる社會主義經濟制度と並行して個人労働を基礎とし他人の労働の搾取を除外する個人農及手工業者の小規模私的經濟は之を法律により許可す

第十條 人民の労働所得及貯蓄、家屋、家庭副業、家財及世帯道具並に個人的消費物及便益物件に對する人民の個人的有權、並に國民の個人的所有の相續權は法律により保護せらる

第十一條 ソ聯邦の經濟生活は公共的富  
方及州、並に新自治共和國組成の確保  
(ト) ソ聯邦國防の組織及聯邦全武裝力の統轄  
(チ) 國家獨占を基礎とする外國貿易  
(リ) 國家安寧の保持  
(ヌ) ソ聯邦國民經濟計畫の設定  
(ル) ソ聯邦統合國家豫算並に聯邦豫算、共和國豫算及地方豫算の編成に充當せらるるため租稅及收入の確保  
(ヲ) 聯邦的意義を有する銀行、農工業機關及企業管理  
(ワ) 交通及通信の管理  
(カ) 通貨及信用制度の統轄  
(ヨ) 國營保險の組織  
(タ) 公債の取極及供與  
(レ) 土地の使用並に埋藏物、森林及水域の使用に付基本原則の設定  
(ソ) 教育及保健の分野に於ける基本原則の設定  
(ツ) 統合國民經濟統計制度の組織  
(ネ) 労働立法の要綱設定  
(ナ) 裁判所構成及訴訟手續に關する

15



立法、刑法典及民法典

(ラ) 聯邦國籍に關する法律、外國人の權利に關する法律

(ム) 全聯邦的恩赦令の公布

第十五條 聯邦構成共和國の主權はソ聯邦憲法第十四條に規定せられたる範圍に於てのみ制限せらるる右範圍外に於ては聯邦構成各共和國は國家權力を自主的に行使す

第十六條 聯邦構成各共和國の主權を保護す

第十七條 聯邦構成各共和國に對してはソ聯邦より自由脱退の權利を保留す

第十八條 聯邦構成共和國の領域は其の同意無くして之を變更するを得

第十九條 ソ聯邦の法律は凡べての聯邦構成共和國の領域に於て同等の效力を有す

第二十條 聯邦構成共和國の法律全聯邦の法律と背反する時は全聯邦の法律效力を有す

義共和國はゴルノ・バダフシヤン自治州を包含す

第二十八條 カザク・ソヴェート社會主義共和國は、アクチュビン、アルマ・アタ、東カザクスタン、西カザクスタン、カラガンダ、クスタナイ、北カザクスタン、南カザクスタンの州より成る

第二十九條 アルメニアソヴェート社會主義共和國、白ロシア・ソヴェート社會主義共和國、トルクメン・ソヴェート社會主義共和國及キルギス・ソヴェート社會主義共和國は自治共和國並に地方及州を其構成中に含ます

第三章 ソ聯邦の國家權力

最高機關

第三十條 ソ聯邦國家權力の最高機關はソ聯邦最高會議(ソヴェート)なり

第三十一條 ソ聯邦最高會議は憲法第十四條によりソ聯邦に專屬する一切の權限を行使す但し憲法に基きソ聯邦最高會議の管下に在る聯邦諸機關即ちソ聯邦最高會議幹部會ソ聯邦人民委員部の

國家組織

力を有す

第二十一條 ソ聯邦人民に對しては統合聯邦國籍設定せられ聯邦構成共和國の各人民はソ聯邦の人民なり

第二十二條 ロシア・ソヴェート聯邦共和國は左より成る

地方—アゾフ黒海、極東、西シベリア、クラスノヤールスク、北コーカサス

州—ウオローネジ、東部シベリア、ゴリキー、ザイパド、イワーノフ、カリーニン、キーロフ、クイブイシエフ、クルスク、レーニングラード、モスコ、オムスク、オレンブルグ、サラトフ、スウェルドロフスク、セーウエル、スターリングラード、チエリヤビンスク、ヤロスラーフ

自治ソヴェート社會主義共和國—タタール、バシキール、ダゲスタン、ブリヤートモンゴル、カバルディーノ・バルカル、カルムイク、カレリヤ、コミ、クリミヤ、マリイ、モルドワ、沿

ヴルガ獨逸人、北オセチン、ウドムル

權限に屬せざるものに限る

第三十二條 ソ聯邦の立法權は専らソ聯邦最高會議之を行使す

第三十三條 ソ聯邦最高會議は聯邦會議及民族會議の兩院より成る

第三十四條 聯邦會議は人口三十萬に付代議員一人の基準により選舉區毎にソ聯邦人民之を選舉す

第三十五條 民族會議は左基準により聯邦構成共和國、自治共和國、自治及民族管區毎にソ聯邦人民之を選舉す即ち各聯邦構成共和國よりは二十五名、各自治共和國よりは十一名、各自治州よりは五名、各民族管區よりは一名とす

第三十六條 ソ聯邦最高會議は四年の期間を以て選舉せらる

第三十七條 聯邦最高會議兩院即ち聯邦會議及民族會議の權限は平等なり

第三十八條 聯邦會議及民族會議は平等に立法發案權を有す

第三十九條 法律はソ聯邦最高會議兩院に於て夫々單純多數決により採擇せられたる時確認せられたるものとす

ド、チエチエーノ、イングーシ、チュワシ、ヤクート

自治州—アデイゲ猶太人(譯者註ピロビヂヤン、カラチヤエフ、オイロト、ハカツス、チエルケース

第二十三條 ウクライナ・ソヴェート社會主義共和國はウインニツア、ドネロペトロフスク、ドン、キエフ、オデッサ、ハリコフ、チエルニコフの州及モルドワ自治ソヴェート社會主義共和國より成る

第二十四條 アゼルバイヂヤン・ソヴェート社會主義共和國はナヒチエワン自治ソヴェート社會主義共和國及ナゴルノ・カラバツク自治州より成る

第二十五條 ジョージア・ソヴェート社會主義共和國はアブハズ、アヂャルノ自治ソヴェート社會主義共和國、南オセチン自治州より成る

第二十六條 ウズベカ・ソヴェート社會主義共和國はカラ・カルバツク、自治ソヴェート社會主義共和國包含す

第二十七條 タヂク・ソヴェート社會主義共和國はソ聯邦最高會議により採擇せられたる法律はソ聯邦最高會議幹部會議長及書記の署名を以て聯邦構成共和國の各國語にて公布せられる

第四十一條 聯邦會議及民族會議の今期は同時に開會及閉會せられる

第四十二條 聯邦會議は聯邦會議長及其の代理二名を選舉す

第四十三條 民族會議は民族會議長及其の代理を二名選舉す

第四十四條 聯邦會議及民族會議議長は當該院の議事を指導し院内秩序を管理す

第四十五條 ソ聯邦最高會議兩院合同會議は聯邦會議長及民族會議長交互に之を司會す

第四十六條 ソ聯邦最高會議の會期はソ聯邦會議幹部會により年二回召集せらる

臨時會議はソ聯邦最高會議幹部會の裁量若くは聯邦構成共和中一國の要求により召集せらる

第四十七條 聯邦會議及民族會議間に於

17



ける見解相違の時は平等の原則に基き構成せられたる協議委員會の裁決に付せらる協議委員會が一致せる決定に到達せざるか若くは其の決定が兩院の何れか一力を満足せしめざる時間問題を再び兩院に於て審議す

兩院の一致せる決定無き時ソ聯邦最高會議幹部會は最高會議を解散し新選舉を指定す

第四十八條 ソ聯邦最高會議は兩院合同會議に於てソ聯邦最高會議幹部會を選擧し其の成員は議長一名其代理十一名幹部會書記一名及幹部會員二十四名とすソ聯邦最高會議幹部會は凡ての自己の行動に付聯邦最高會議に對し責に任ず

第四十九條 ソ聯邦最高會議幹部會は

(イ) ソ聯邦最高會議を召集す

(ロ) ソ聯邦現行法律の解釋を與へ、幹部會令を發す

(ハ) ソ聯邦憲法第四十七條に基きソ聯邦最高會議を解散し且新選舉を指定す

(ニ) 自己の發意又は聯邦構成共和國

中一國の要求により人民投票を行ふ

(ホ) ソ聯邦人民委員會及各共和國人民委員會の決定及命令にして法律に合致せざる時は之を廢止す

(ヘ) ソ聯邦最高會議の會期より會期に至る期間ソ聯邦人民會議々長の提意により個々のソ聯邦人民委員を任免す但し右に付てはソ聯邦最高會議の事後確認を得可きものとす

(ト) ソ聯邦勳章を授與し名譽稱號を授く

(チ) 恩赦の權を行使す

(リ) ソ聯邦武装力の最高司令官を任命し交送す

(ヌ) ソ聯邦最高會議の會期に至る期間ソ聯邦に對する軍事攻撃の場合若は侵略國に對する共同防衛の國際條約上の義務履行の必要ある場合戰爭狀態を宣布す

(ル) 總體的若くは部分的動員を宣布す

(ヲ) 國際條約を批准す

(ワ) 外國に於けるソ聯邦全權代表を

任命し召還す

(カ) 幹部會の下に駐劄する外交代表者の信任狀及び解任狀を受理す

第五十條 聯邦會議及民族會議は各院代議員の權限を審査する資格審査委員會を選擧す

資格審査委員會の提意に依り兩院は個々代議員の權限を承認すべきや若くは選舉を無効とすべきやを決定す

第五十一條 ソ聯邦最高會議は必要と認めたる時あらゆる問題に付査問委員會及檢査委員會を任命す

總ての機關及職員は之等委員會の要求を滿し且必要なる資料及書類を提供する義務を負ふ

第五十二條 ソ聯邦最高會議代議員はソ聯邦最高會議の同意無くして又ソ聯邦最高會議閉會中はソ聯邦最高會議幹部會の同意無くして裁判所の責任に問はれ若くは逮捕せらるること無し

第五十三條 ソ聯邦最高會議の任期滿了するか前解散せらるゝ時はソ聯邦最高會議幹部會は新たに選舉せられたるソ

聯邦最高會議によりて新ソ聯邦最高會議幹部會の組成せらるゝ迄其の權限を保持す

第五十四條 ソ聯邦最高會議の任期滿了するか若くは滿了前解散せられたる時はソ聯邦最高會議幹部會はソ聯邦最高會議の任期滿了若くは解の日より二ヶ月を超えざる期間内に新選舉を指定す

第五十五條 新に選出せられたるソ聯邦最高會議は選舉後一ヶ月を超えざる期間内に前組成のソ聯邦最高會議幹部會によりて召集せらる

第五十六條 ソ聯邦最高會議は兩院合同會議に於てソ聯邦政府即ソ聯邦人民委員會會議を組織す

#### 第四章 聯邦構成共和國の

##### 國家權力最高機關

第五十七條 聯邦構成共和國の最高機關は聯邦構成共和國最高會議なり

第五十八條 聯邦構成共和國最高會議は四年の期間を以て共和國人民によりて選舉せらる代表基準は構成共和國憲法によりて設定せらる

#### 國家組織

第五十九條 聯邦構成共和國最高會議は共和國唯一の立法機關なり

第六十條 聯邦構成共和國最高會議は

(イ) 聯邦憲法第十六條に適合して共和國憲法を採擇し又之に變更を加ふ

(ロ) 共和國を構成する自治共和國憲法を確認し其の領域の境界を決定す

(ハ) 共和國の國民經濟計畫及豫算を確認す

(ニ) 聯邦構成共和國司法機關により宣告を受けたる人民に對する恩赦の權を有す

第六十一條 聯邦構成共和國最高會議は構成共和國最高會議幹部會を選擧す其成員は議長其の代理(複數)幹部會書記及幹部會員(複數)より成る

聯邦構成共和國最高會議幹部會の權限は聯邦構成共和國憲法により決定せらる

第六十二條 聯邦構成共和國最高會議は司會の爲議長及其代理復數を選擧す第六十三條 聯邦構成共和國最高會議は構成共和國政府即人民議員會議を組織す

#### 第五章 ソ聯邦國家行政機關

第六十四條 ソ聯邦國家權力の最高執行及處分機關はソ聯邦人民委員會なり

第六十五條 ソ聯邦人民委員會はソ聯邦最高會議に對し責に任じ且報告の義務を負ふ而して最高會議の會期より會期に至る期間はソ聯邦最高會議幹部會に對し責に任じ報告の義務を有す

第六十六條 ソ聯邦人民委員會は現行諸法規に準據し且之を執行する爲決定及命令を發し又其の執行を檢査す

第六十七條 ソ聯邦人民委員會の決定及命令はソ聯邦の全體の全領域に亘り執行せらるべきものとす

第六十八條 ソ聯邦人民委員會は

(イ) ソ聯邦單一及複合人民委員部並に自己の管轄下にある其の他經濟及文化諸機關の事務を統一指導す

(ロ) 國民經濟計畫國家豫算の實現及信用通貨制度の鞏化に關する措置を講ず

(ハ) 公共秩序の保障國家の利益の擁護及人民の權利の保護に關する措置



を講ず

(ニ) 外國との交通に關し一般的指導權を行使す

(ホ) 毎年現役兵として召集せらるべき人民の人員を法定し國家武裝力の一般的建設を指導す

(ハ) 必要の場合經濟文化及國防建設事務に關し聯邦人民委員會に附屬の特別委員會又は主務局を組織す

第六十九條 ソ聯邦人民委員會は聯邦の權限に屬する行政經濟部門に關し聯邦構成共和國人民委員會の決定及命令を停止し又ソ聯邦人民委員の訓令及持命を取消す權限を有す

第七十條 ソ聯邦人民委員會はソ聯邦最高會議に依り左記成員を以て構成せらる

ソ聯邦人民委員會議長

同議長代理(複數)

ソ聯邦國家計畫委員會議長

ソヴェート統制委員會議長

各人民委員

買付委員會議長

藝術委員會議長

高等教育事務委員會議長

第七十一條 ソ聯邦政府又は聯邦各人民委員はソ聯邦最高會議代議員より質問を受けたる場合三日を超へざる期間内に當該院に於て口頭若くは文書による回答を與ふ可き義務を有す

第七十二條 ソ聯邦各人民委員は聯邦の權限内の國家行政部門を統轄す

第七十三條 ソ聯邦人民委員は當該人民委員部の權限内に於て現行法律及ソ聯邦人民委員會の決定及命令に遵據し且之を執行する爲訓令及指令を公布し且其の實行を檢査す

第七十四條 ソ聯邦人民委員部には單一人民委員部と複合人民委員部とあり

第七十五條 單一人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を全領域に亘り直接に又は其の任命せる機關を通じて統轄す

第七十六條 複合人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を原則として構成共和國の同名人民委員部を通して

統轄し且つソ聯邦最高會議幹部會によりて確認せらるゝ表により一定限定數の企業のみを直接に管理す

第七十七條 單一人民委員部に屬するものは左の如し

國防

外務

外國貿易

交通

水運

通信

重工業

國防工業

第七十八條 複合人民委員部に屬するものは左の如し

食料工業

輕工業

林業

農業

國營農場

財務

國內商業

内務

司法

保 健

第六章 聯邦構成共和國の國家行政機關

第七十九條 聯邦構成共和國國家權力の最高執行及處分機關は聯邦構成共和國人民委員會なり

第八十條 構成共和國人民委員會は構成共和國最高會議に對し責任に任じ且報告の義務を負ふ而して聯邦構成共和國最高會議の會期より會期に至る期間はソ聯邦構成共和國最高會議幹部會に對し責任に任じ報告の義務を負ふ

第八十一條 構成共和國人民委員會はソ聯邦及構成共和國の現行法規及ソ聯邦人民委員會會議の決定及命令に準據し且之を執行する爲決定及命令を發し又其の執行を檢査す

第八十二條 構成共和國人民委員會は自治共和國人民委員會會議の決定及命令を停止し又地方州及自治州の勤勞者代議員ソヴェートの執行委員會會議の議決及命令を取消す權限を有す

國家組織

第八十三條 聯邦構成共和國人民委員會は左の成員を以て共和國最高會議により組織せらる

議長同議長代理(複數)

國家計畫委員會議長

左の人民委員

食料工業

輕工業

林業

農業

國營農場

財務

國內商業

内務

司法

保健

教育

地方工業

公共經濟

社會保險

買付委員會代表

藝術事務局長

第八十四條 構成共和國人民委員構成共

和國の權限に屬する國家行政各部門を統轄す

第八十五條 構成共和國人民委員は當該人民委員部の權限内に於て聯邦及構成共和國の法律聯邦及共和國の人民委員會會議の決定及命令並に聯邦單一人民委員部の訓令及指令に準據し且之を執行する爲訓令及指令を發す

第八十六條 聯邦構成共和國人民委員部は複合人民委員部なるか共和國的人民委員部なり

第八十七條 複合人民委員部は聯邦構成共和國人民委員會並に聯邦當該複合人民委員部に從屬し其の委任せられたる國家行政部門を統轄す

第八十八條 共和國人民委員は共和國人民委員會會議に直屬し其の委任せられたる國家行政部門を統轄す

第七章 自治ソヴェート社會主義共和國國家權力の最高機關

第八十九條 自治共和國國家權力の最高機關は自治共和國最高會議なり

第九十條 自治共和國國家權力の最高機關は自治共和國最高會議なり



第九十條 自治共和國最高會議は自治共和國憲法により定められたる代表の基準により四年の期間を以て共和國人民之を選挙す

第九十一條 自治共和國最高會議は自治共和國唯一の立法機關なり

第九十二條 各自治共和國は自治共和國の特殊性を考慮し聯邦構成共和國憲法に完全に適合して制定せられたる自己の憲法を有す

第九十三條 自治共和國最高會議は憲法に従ひ自治共和國最高會議幹部會を選挙し又自治共和國人民委員會會議を組織す

第八章 國家權力の地方機關

第九十四條 地方、州、自治州、管區、區、市及村(スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシユラク、アウール)に於ける國家權力機關は勤勞者代議員ソヴェートなり

第九十五條 地方、州、自治州、管區、區、市及村(スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシユラク、アウ

ール)の勤勞者代議員ソヴェートは二年の期間を以て當該地方、州、自治州、管區、區、市及村の勤勞者により夫々選舉せらる

第九十六條 勤勞者代議員ソヴェートの代表基準は構成共和國憲法によりて決定せらる

第九十七條 勤勞者代議員ソヴェートは之に所屬する行政機關の活動を統轄し國家的秩序の保持法律の遵守人民の權利の擁護を保障し地方經濟及文化建設を統轄し地方豫算を制定す

第九十八條 勤勞者代議員ソヴェートは聯邦共和國の法律により與へられたる權限内にて議定を爲し命令を發す

第九十九條 地方、州、自治州、管區、區、及市の勤勞者代議員ソヴェートの執行及處分機關は之等に依りて選出せられたる執行委員にして其の成員は議長同代理(複數)書記及委員(複數)なり

第一百條 大ならざる住民地に於ける村勤勞者代議員ソヴェートの執行及處分機關は構成共和國憲法に準據し議長其の

代理(複數)及書記なり

第一百一條 勤勞者代議員ソヴェートの執行機關は之を選挙せる勤勞者代議員ソヴェートに對し並に上級勤勞者代議員ソヴェートの執行機關に對し直接責任す

第九章 裁判所及檢察局

第一百二條 ソ聯邦に於ける裁判はソ聯邦最高裁判所構成共和國最高裁判所地方州裁判所自治共和國自治州裁判所管區裁判所人民裁判所ソ聯邦最高裁判所の決定に従ひ構成せらるソ聯邦特別裁判所之を行使す

第一百三條 一切の裁判所に於ける事件の審理は特に法律の規定する場合を除き人民陪審員の参加によりて行はる

第一百四條 聯邦最高裁判所は最高の裁判機關なりソ聯邦及構成共和國に於ける一切の裁判機關の裁判活動に對する監督の任は聯邦最高裁判所に之を課す

第一百五條 聯邦最高裁判所及聯邦特別裁判所は五年の期間を以て聯邦最高會議之を選挙す

第一百六條 構成共和國最高裁判所は五年の期間を以て共和國最高會議之を選挙す

第一百七條 自治共和國最高裁判所は五年の期間を以て自治共和國最高會議之を選挙す

第一百八條 地方及州裁判所管區裁判所は五年の期間を以て地方州若くは勤勞者代議員ソヴェート又は自治州勤勞者代議員ソヴェート之を選挙す

第一百九條 人民裁判所は區の人民裁判所は區の人民之を祕密投票に依る普通直接平等選舉制に基き三年の期間を以て選舉す

第一百十條 訴訟手續は聯邦若くは自治共和國又は自治州の國語を以て行はれ之等の用語を理解せざる者の爲には通事を経て事件の資料に對する充分なる精通を保障せしめ更に母語を以て裁判所に陳述するの權利を保障せしむ

第一百十一條 法律に依り例外の規定無き限りソ聯邦一切の裁判所に於ける裁判を公開とし被告に對しては辨護の權利

を保障す

第一百十二條 裁判官は獨立にして法律のみ服従す

第一百三條 凡ての人民委員部及之に所屬する機關並に個々の職員並に聯邦人民に依る法律の正確なる遵守に對する最高の監督の任はソ聯邦檢察事に之を課す

第一百四條 ソ聯邦檢察事は七年の期間を以て聯邦最高會議之を任命す

第一百五條 共和國地方州檢察事並に自治聯邦檢察事之を任命す

第一百六條 管區區及市檢察事は聯邦檢察事の確認を経て構成共和國檢察事五年の期間を以て之を任命す

第一百七條 檢察局機關は専ら聯邦檢察事にのみ服従し一切の地方機關より獨立して其の職務を行使す

第十章 人民の基本的權利及義務

第一百八條 ソ聯邦人民は勞働權即勞働の量及質に對して之に相應する給付を以て保障せられたる仕事を受くるの權

利を有す勞働權は國民經濟の社會主義組織ソヴェート社會生産諸力の不撓なる發展經濟恐慌の可能性の排除及失業者の清算により保障せらる

第一百九條 ソ聯邦人民は休息權を有す休息權は勞働者の倒壓的多數の爲に勞働時間を七時間に迄短縮し勞働者及勤務者の爲に毎年賃銀保持の儘休暇を設定し且勤勞者に對する奉仕の爲療養所休息の家及俱樂部の廣汎なる設備網を提供し之を保障す

第一百十條 ソ聯邦人民は老齡並に疾病及勞働能力喪失の場合物質的保障を受くるの權利を有す

第一百十一條 ソ聯邦人民は教育を受くるの權利を有す

右權利は普通紡等義務教育高等教育をも含む教育の無料制高級學校學生の大多數に對する國家給費制學校内の母語による授業並に工業國營農場機械トラクター配給所及コルホーズに於ける勤勞者の生産技術及農業の無料教育により之を保障す



第二百二十二條 ソ聯邦に於ける女子は經濟的國家的文化的及社會政治的生活の凡ての部門に於て男子と平等の權利を附與せらる

是等女子の權利實現の可能性は男子と平等に女子に對する勞働權勞働に對する支拂を受くるの權休息權社會保險及教育を受くるの權利を賦與し母子の利益を國家に於て保護し妊娠の際女子に對し賃銀保持の儘の休暇を與へ且廣く產院託兒所及幼稚園の設備を施し之を保障す

第二百二十三條 ソ聯邦人民の權利平等は民族人種の如何を問はず經濟的國家的文化的社會政治的生活の全般に亘り不變の法則なり人民の人種的又は民族的所屬よりして如何なる直接又は間接なる權利の制限も乃至反對に直接又は間接なる特權の設定も又は同様に人種的至民族的排他性憎惡輕侮の宣傳も法律により處罰せらる

第二百二十四條 人民に對し良心の自由を保障する爲ソ聯邦に於て教會は國家よ

り學校は教會より分離せらる宗教的儀典舉行の自由及反宗教的宣傳の自由は全人民に對して認めらる

第二百二十五條 勤勞者の利益に適合し社會主義制度強化の目的を以てソ聯邦の人民に法律により左を保障す

(イ) 言論の自由  
(ロ) 出版の自由  
(ハ) 集會の自由  
(ニ) 街頭行進及示威の自由

是等の權利は勤勞者及其の團體に對し印刷所紙公共建造物街路通信手段其の他之等權利行使の爲必要なる物質的條件を提供することによりて之を保障す

第二百二十六條 勤勞者の利益に適合し人民大衆の組織の自主行動及政治活動の發展を目的とし聯邦人民に對し職業組合協同組合青年團體スポーツ及國防團體文化的技術的及學術的團體等の公共團體結成の權利を保障す而して勞働階級及其の他勤勞層の中最も積極的にて且意識的なる人民は社會主義制度の鞏固發展の爲の闘争に於て勤勞者の前衛

隊を爲し且一切の勤勞者の公共的及國家的團體の指導的核心を爲す處の全聯邦共產黨(ボリシエヴィキ)を結成す

第二百二十七條 ソ聯邦の人民は身體の不可侵を保せられ何人も裁判所の決定又は檢事の同意無くして逮捕せらるることなし

第二百二十八條 人民の住居の不可侵及信書の秘密は法律により保護せらる

第二百二十九條 ソ聯邦は勞勞者の利益擁護又は學術的活動若くは民族解放闘争の故に訴追を受くる外國人民に對し國內避難權を賦す

第三百十條 ソ聯邦各人民はソ聯邦憲法を遵守し法律を履行し勞働規律を恪守し社會的義務に對し誠意を以てし社會主義的共同生活の法則を尊重するの義務を有す

第三百十一條 ソ聯邦人民は公共社會主義財產に付神聖且不可侵なるソヴェエト制度の基礎として祖國の富及力の源泉として且全勤勞者の潤澤なる文化

生活の源泉として之を保全鞏固化するの義務を有す  
公共社會主義財產を侵害する者は全國人民の敵なり

第三百十二條 全國民的兵役の義務は法律なり勞農赤軍に於ける軍事勤務はソ聯邦人民の名譽ある義務なり

第三百十三條 祖國の防衛はソ聯邦各人民の神聖なる義務なり祖國に對する叛逆宣誓違反敵國への内應國家兵力の毀損間諜は最も重大なる罪惡として法律の峻嚴を盡し處罰せらる

第十一章 選舉制度  
第三百十四條 一切の勤勞代議員ソヴェエト即ソ聯邦最高會議構成共和國最高會議地方及州勤勞者代議員ソヴェエト自治共和國最高會議自治州勤勞者代議員ソヴェエト並に管區區市及村(スタニーツア、デレーヴニヤ、フートル、キシユラク、アウール)勤勞者代議員ソヴェエトは秘密投票により普通平等直接選舉法に基きて選舉人之を行ふ

第三百十五條 代議員選舉は普通選舉に

して心神耗弱者及裁判所により選舉權剝奪の判決を受けたる者を除き滿十八歳に達したる一切のソ聯邦人民は人種的及民族的所屬信教教育資格定住社會的出身資産狀態及過去の行動の如何に拘らず代議員の選舉に参加し且被選舉人たるの權利を有す

第三百十六條 代議員選舉は平等選舉は平等選舉にして各人民は一票を有す總の人民は平等の基礎に於て選舉に参加す

第三百十七條 女子は男子と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第三百十八條 赤軍に勤務する人民は凡ての人民と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第三百十九條 代議員選民は直接選舉にして凡ての勤勞者代議員ソヴェエトに對する選舉は村及市の勤勞者代議員ソヴェエトよりソ聯邦最高會議に至る迄直接選舉により人民之を行ふ

第四百十條 代議員選舉に於ける投票は秘密投票なり

第四百十一條 選舉に對しては選舉區毎に候補者推薦せらる

候補者推薦權は公共團體及勤勞者團體即、共產黨機關、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體に對して之を保障せらる

第四百十二條 各代議員は選舉人に對し自己の活動及勤勞者代議員ソヴェエトの活動を報告するの義務を負ひ且選舉人過半数の決議に基き法律の規定する手續に従ひ何時たりとも召還せらるることある可し

第十二章 國章、國旗及國都  
第四百十三條 ソ聯邦の國章は陽光中に描出せられ且麥穗を以て圍まれたる地球上の鍵及槌より成り構成共和國の各國語にて「萬國のプロレタリア團結せよ」なる銘を有す國章の上部には五尖の星を配す

第四百十四條 ソ聯邦の國旗は旗竿の上隅に金色の鍵及槌を表はし且上部に金色の縁取りたる赤色五尖の星を配されたる赤地より成り幅は長さの二分の一



なり

第一百四十五條 ソ聯邦の國都はモスコ  
市なり

第十三章 憲法變更手續

第一百四十六條 ソ聯邦憲法の變更はソ聯  
邦最高會議の兩院夫々に於て三分の二  
を下らざる多數を以て採擇せられたる  
決議によりてのみ行はる

ソ聯邦舊憲法

第一編 ソ聯邦構成に關  
する宣言

ソヴェート諸共和國の建設以來世界の  
國家は二個の陣營即ち資本主義の陣營及  
社會主義の陣營に分れたり。

彼方資本主義の陣營に於ては民族間の  
敵意及不平等、植民地的××制度及××  
的愛國主義、民族的抑壓及××帝國主義  
的××及××存在し

此方社會主義の陣營に於ては相互的信  
頼及平和、民族的自由及平等、國民間の  
平和的共存及同胞的協力存在す。

資本主義の世界が民族の自由なる發展  
と人の人を擯取するの制度とを混用して  
民族問題を解決せんとしたる數十年間の  
企圖は効果なきこと判明し民族間の葛藤  
は却て益々増大し資本主義の存在自體を  
脅威するに至り有産階級は民族間の協力  
を圓滑ならしむるの力無きこと明となり  
たり。

ソヴェートの陣營に於てのみ即ち人民  
の大多數を糾合したる無産階級の獨裁の  
下に於てのみ民族壓迫を其の根底より打  
破し民族間に相互信頼の事態を創出し同  
胞的協力の基礎を設定するの可能なるこ  
と明となりたり。

右狀勢に因りてのみソヴェート諸共和  
國は内外に於ける全世界に帝國主義者の  
攻撃を排除することを得又ソヴェート諸  
共和國は能く國內の争亂を清算し自國の  
存在を保障し且平和的經濟建設に着手す  
ることを得たり。

然れども數歳に亘れる戦争は其の痕跡  
を残さざるを得ざりき戦争の遺産として  
遺されたる荒廢せる田園、休止せる工場

破壊せられたる生産力及涸渴せる經濟資  
源は經濟建設に對する各共和國個々の努  
力を不十分ならしめたり、各國共和國の  
分立的存在の下に於ては國民經濟の復興  
は不可能なること明となりたり。

他方に於て國際政局の不安定及新なる  
攻撃の危険はソヴェート諸共和國をして  
資本主義的包圍に遭ひて單一戰線を數く  
の已むを得ざるに至らしむ。

終に階級的性質上國際的なるソヴェエ  
ト權力の組織夫れ自體はソヴェエト諸共  
和國の勞働大衆を驅りて一つの社會主義  
的集團を構成するの途に向はしむ。

總て此等の事態はソヴェエト諸共和國  
の對外的安全、國內の經濟的繁榮及國民  
の民族的發展の自由を確保するを得べき  
一の聯邦を構成することを強要するもの  
なり。

最近其のソヴェエト大會を開催し滿場  
一致を以てソヴェエト社會主義共和國聯  
邦の構成に關する決定を採用したるソヴ  
エート諸共和國國民の意思は本聯邦が平  
等なる國民の任意的結合なること各共和

國は自由に聯邦より脱退するの權利を保  
障せられたること、既に存在し又は將來  
建設せらるゝことあるべき一切の社會主  
義ソヴェエト共和國は自由に本聯邦に加  
入するを得べきこと、新なる聯邦國家は  
千九百十七年樹立せられたる國民の平和  
的共存及同胞的協力なる原則の榮譽ある  
成果なること並に本聯邦國家は世界資本  
主義に對抗する爲に倚賴するに足る城壁  
にして且總ての勞務者をして一つの世界  
的社會主義ソヴェエト共和國を構成せし  
むべき新なる決定的一步たることの信頼  
すべき保障なるものなり

第二編 條 約

露西亞社會主義聯邦ソヴェエト共和國  
(エル、エス、エフ、エス、エル)、ウク  
ライナ社會主義ソヴェエト共和國(ウ、  
エス、エス、エル)、白露社會主義ソヴェ  
エト共和國(ベ、エス、エル)、後高加索  
聯邦ソヴェエト共和國(ゼ、エス、エス、エ  
ル)即ちソヴェエト社會主義共和國アゼル  
バイジャン、ソヴェエト社會主義共和國

國家組織

ジョルジア及ソヴェエト社會主義共和國  
アルメニア)、トウルクメン社會主義ソヴ  
エエト共和國(トウルク、エス、エス)、  
(エル)、ウズベク社會主義ソヴェエト共  
和國(ウズ、エス、エス、エル)及タジッ  
ク社會主義ソヴェエト共和國(タド、エ  
ス、エス、エル)は一の聯邦國家たるソ  
ヴェエト社會主義共和國聯邦に合同す。

第一章 ソ聯邦權力の最高  
機關の權限

第一條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦  
を表現する最高機關は左の權限を有す

- (イ) 國際關係に於ける聯邦の代表、一切  
の外交事務處理、他の國家との政治上及  
び其の他の條約の締結
- (ロ) ソヴェエト社會主義共和國聯邦國境  
の變更並同聯邦を構成する諸共和國間の  
國境變更に關する諸問題の調整
- (ハ) 新共和國のソヴェエト社會主義共和  
國聯邦加入に關する條約の締結
- (ニ) 宣戰及講和
- (ホ) ソヴェエト社會主義共和國聯邦の外  
債及内債に關する契約並に同聯邦を構成  
する諸共和國の外債及内債の募集の許可

- (ヘ) 國際條約の批准
- (ト) 外國貿易の管理並に供給及國內商業  
制度の樹立
- (チ) ソヴェエト社會主義共和國聯邦の全  
國民經濟の基礎及一般計畫の確立、全聯  
邦的意義を有する工業の部門及各個の工  
業的企業の決定、全聯邦的又はソヴェエ  
ト社會主義共和國聯邦を構成する諸共和  
國の名に於てする利權契約の締結
- (リ) 運輸及郵便電信事務の指導
- (ヌ) ソヴェエト社會主義共和國聯邦の軍  
の編制及指導
- (ル) ソヴェエト社會主義共和國聯邦の單  
一財政計畫及同聯邦を構成する諸共和國  
の豫算を包含する單一國家豫算の承認、  
全聯邦的租税及収入の決定並にソヴェエ  
ト社會主義共和國聯邦を構成する諸共和  
國豫算編成の爲にする右租税及収入より  
の控除金額及之に對する附加金額の決定  
ソヴェエト社會主義共和國聯邦を構成す  
る諸共和國豫算編成の爲にする補充的租  
税及課金の認可
- (ヲ) 單一貨幣及信用制度の樹立
- (ワ) ソヴェエト社會主義共和國聯邦の全  
領域に於ける土地の整理及利用並に地中



埋藏物、森林及水域の利用に關する一般原則の確立

(カ) 共和國相互間に於ける移住に關する全聯邦的立法並に移民資本の設定

(コ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の裁判所の構成、裁判手續並に民事及刑事立法に關する原則の確立

(ク) 勞働に關する根本法の制定

(ケ) 國民教育に關する一般原則の確立

(コ) 國民の健康保全に關する一般的施設

(ツ) 度量衡制度の樹立

(ネ) 全聯邦的統計の作成

(ナ) 外國人の權利に關係あるソヴェート社會主義共和國聯邦の國籍に關する根本的立法

(ラ) ソヴェート社會主義共和國聯邦の全領域に亘る大赦權

(ム) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國のソヴェート大會及中央執行委員會の決定にして本憲法に違反するもの、取消

(ウ) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける競争問題の解決

第二條 本憲法の根本的原則の承認及變

更は専らソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會の權限に屬す

第二章 ソ聯邦諸共和國の

主權並に國籍

第三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權は本憲法に規定したる範圍内に於て且同聯邦の權限に屬する諸事項に關してのみ制限せらるる右制限の範圍外に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する各共和國を獨立して其の國家權力を行使すソヴェート社會主義共和國聯邦は同聯邦を構成する諸共和國の主權を擁護す

第四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は自由に同聯邦を脱退するの權利を保有す

第五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國は本憲法に準據し其の憲法を改正すべし

第六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領土は當該共和國の同意なくして之を變更することを得ず本憲法第四條を改正し、制限し又

は削除する爲にはソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する總ての共和國の同意を用す

第七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國人民の爲に單一なる同聯邦の國籍を設く

第三章 ソヴェート大會

第八條 ソヴェート大會はソヴェート社會主義共和國聯邦の最高權力機關なり但しソヴェート大會の閉會中は聯邦會議及民族會議より成るソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會を以て最高權力機關とす

第九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會は選舉人二萬五千人に付一人の割合に依る市ソヴェート及市的居住地ソヴェートの代表者及住民十二萬五千人に付一人の割合に依る村ソヴェート代表者を以て之を組織す

第十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會に對する代表者は

(イ) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を

有せざる國家のソヴェート大會に於て直接に

(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國にして地方及州の區劃を有する國家に於ては地方及州のソヴェート大會に於て

(ハ) アゼルバイジャン、ジョルジア及アルメニアのソヴェート社會主義共和國のソヴェート大會に於て並に地方及州に合同せられ又は合同せられざる自治共和國及自治州のソヴェート大會に於て

選舉せらる

第十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の通常ソヴェート大會は二年に一回同聯邦中央執行委員會之を召集す臨時ソヴェート大會はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會の決議又は聯邦會議、民族會議若し同聯邦を一共和國の要求に基き同聯邦中央執行委員會之を召集す

第十二條 所定の期日にソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會の召集を妨ぐる特別の事情ある場合には同聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期

するの權利を有す

第四章 中央執行委員會

第十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦會議及民族會議を以て之を組織す

第十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會は同聯邦を構成する共和國の代表者中より各共和國の人口に比例して同聯邦ソヴェート大會の定むる人數の聯邦會議を選任す

第十五條 民族會議はソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國及自治ソヴェート社會主義共和國五名宛の代表者及諸自治州各一名宛の代表者を以て之を構成する民族會議の組織は全體としてソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會に依り承認せらるるものとす

第十六條 聯邦會議及民族會議はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及同人民委員會、同聯邦の各人民委員部及同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會に依り提議せられ

又は聯邦會議及民族會議に依り發議せらるる一切の命令、法典及決定を審議す

第十七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は法典、命令、決定及規定を發布し同聯邦の立法及行政を統一し且同聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會の行動の範圍を定む

第十八條 命令又は決定にしてソヴェート社會主義共和國聯邦の政治的及經濟的生活の一般的規範を定むるもの並に同聯邦國家機關の現存の慣行に根本的變更を加ふるものは總て之を同聯邦中央執行委員會の審議及承認を経る爲提出することを要す

第十九條 中央執行委員會の發布する總ての命令、決定及規定はソヴェート社會主義共和國聯邦の全領域に於て直に之を施行することを要す

第二十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦中央執行委員會幹部會、同聯邦を構成する諸共和國のソヴェート大會及同中央執行委員



會又は同聯邦の領域内に於ける他の權力機關の發布せる命令、決定及規定を停止し又は之を取消すの權力を有す

第二十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會通常議會に同聯邦通常ソヴェート大會の閉會中に少くとも三回中央執行委員會幹部會に依り召集せらる臨時議會はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會の決定、聯邦會議幹部會若は民族會及幹部會又は同聯邦を構成する諸共和國の一の中央執行委員會の要求に基きて召集せらる

第二十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會に審議を経る爲提出せらるる法律案は聯邦會議及民族會議に依り可決せられたる場合に限り法律たるの效力を取得し同聯邦中央執行委員會の名に於て公布せらる

第二十三條 聯邦會議及民族會議の意見一致せざるときは右問題は其の組織する調停委員會の審議に附せらるべし  
第二十四條 調停委員會に於て合意成立

を取消すの權利を有す

第三十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦を構成する諸共和國ソヴェート大會の決定を停止するの權利を有す但し事後該決定を其の審議及承認を経る爲ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會に提出するものとす

第三十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は命令、決定及規定を發布し且ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員部、同聯邦各人民委員部、同聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會、同幹部會及其の他の權力機關の提出する命令案及決定案を審議し及之を承認す

第三十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の中央執行委員會、同幹部會及人民委員會議の命令及決定は同聯邦を構成する諸共和國に於て一般に使用せらるる諸國語(露西亞語、「ウクライナ」語、白露語、「ジョルジア」語、「アルメニア」語、「アゼルバイジャン」語、「ウ

國家組織

せざるときは右問題は之を聯邦會議及民族會議の審議に附す合同會議に於て

得ざる場合には此等の機關の一の要求に依り右問題をソヴェート社會主義共和國聯邦の通常又は臨時ソヴェート大會の裁決に附することを得

第二十五條 聯邦會議及民族會議は其の會議の準備及指導に當らしむる爲各九名より成る幹部會を選任す

第二十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會の閉會中は同聯邦中央執行委員會幹部會を以て最高權力機關とす中央執行委員會に依り組織せられ聯邦會議及民族會議の幹部會員全部を含む二十七名の委員より成るソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會人民委員會議(本憲法第二十六條及第三十七條)を構成する

爲聯邦會議及民族會議の合同會議を開く聯邦會議及民族會議の合同會議に於ける投票は聯邦會議及民族會議各別に之を行ふ

ズベク」語、「トウルクメン」語及「タジツク」語、「フアリシツド」語)を以て之を印刷す

第三十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一方同聯邦人民委員會議及同聯邦の人民委員部と他方同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會との間の相互關係に關する諸問題を調政す

第三十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會に對し責を任す

第六章 人民委員會議

第三十七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦中央執行委員會の執行及行政機關にして同聯邦中央執行委員會に依り左の構成を以て組織せらる

- 人民委員會議議長兼勞動國防會議議長
- 議長 代理
- 國家計畫委員會議長
- 外務人民委員
- 陸海軍人民委員

第二十七條 中央執行委員會はソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する共和國の數に依り中央執行委員會幹部會員中より同聯邦中央執行委員會議長を選挙す

第二十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は同聯邦ソヴェート大會に對し責に任す

第五章 中央執行委員會幹部會

第二十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦中央執行委員會の閉會中立法、執行及行政に關する同聯邦の最高機關なり

第三十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は一切の權力機關に依る同聯邦憲法の適用並に同聯邦ソヴェート大會及中央執行委員會決定の執行を監督す

第三十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は同聯邦の人民委員會議及各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及人民委員會議の法定を停止し及之

- 外國貿易人民委員
- 交通人民委員
- 水運人民委員
- 聯絡人民委員
- 勞農檢察人民委員
- 最高國民經濟會議議長
- 農務人民委員
- 勞働人民委員
- 供給人民委員
- 財務人民委員

(註) 本條第二項の議長代理の原語は複數なり

第三十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦中央執行委員會に依り賦與せられたる權限の範圍内に於て且同聯邦人民委員會議官制に依り同聯邦全領域に亘り執行の義務ある命令及決定を發布す

第三十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會議は同聯邦の各人民委員部並に同聯邦を構成する諸共和國の中央執行委員會及同幹部會に依り提出せらるる命令及決定を審議す



第四十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は其の一切の事務に關し同聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し責に任ず

第四十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會の決定及規定は同聯邦中央執行委員會及同幹部會に於て之を停止し又は取消すことを得

第四十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國中央執行委員會及同幹部會は同聯邦人民委員會の命令及決定に對し同聯邦中央執行委員會幹部會に異議を申立つることを得但し之が執行を停止することを不得す

第七章 ソ聯邦最高裁判所

第四十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の領域内に於て革命の正義を擁護する爲同聯邦中央執行委員會の下に左の權限を有する最高裁判所を置く

- (イ) 全聯邦的法律問題に關しソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國最高裁判所に指導的解釋を與ふること
- (ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の二國以上に關係し且特に重大なるもの
- (ハ) 軍事部
- (ニ) 運輸部事務部

成する諸共和國最高裁判所の判決、又は宣言が全聯邦的法律に違反し又は他の共和國の利益に牴觸する場合同聯邦最高裁判所檢察事の申立に基き之を審理し及同聯邦中央執行委員會に對し異議を申立つること

(ハ) ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會の要求に基き同聯邦を構成する諸共和國の各種決定が憲法上適法なりや否やに關し意見を具申すること

(ニ) ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國相互間に於ける裁判所の爭議を解決すること

(ホ) 職務上の犯罪に因りソヴェート社會主義共和國聯邦の高級官吏に對し爲されたる告發事件を審理すること

第四十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所は左の構成を有す

(イ) ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全會員

(ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所民事部及刑事部

(ハ) 軍事部

(ニ) 運輸部事務部

第四十五條 ソヴェート社會主義共和國

聯邦最高裁判所全會員會は最高裁判所長、同代理、同聯邦を構成する諸共和國最高裁判所全會員會議長、同聯邦最高裁判所各部長及同聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せられる四名の委員(同聯邦合同國家政治部の代表者一名を含む)を以て之を構成す最高裁判所長及同代理はソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會に依り任命せらる

第四十六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所檢察事及代理に同聯邦中央執行委員會幹部會之を任命すソヴェート共和國聯邦最高裁判所檢察事は同聯邦最高裁判所の裁判する一切の問題に付意見を開陳し最高裁判所の會議に於て公訴を支持し且同聯邦最高裁判所全會員會の決定と意見一致せざる場合には同聯邦中央執行委員會幹部會に對し異議を申立つるの義務を有す

第四十七條 第四十三條に掲げたる諸問題をソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全會員會の審理に附するの權利

は専ら同聯邦中央執行委員會、同幹部會、同聯邦最高裁判所檢察事、同聯邦を構成する諸共和國檢察事及同聯邦の合同國家政治部に屬す

第四十八條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所全會員は左の事件を審理する爲特別法廷を構成す

- (イ) 刑事又は民事事件にして其の内容がソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の二國以上に關係し且特に重大なるもの
- (ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及同人民委員會の構成員に對する一身上の裁判事件

ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所に依る此等事件の訴訟開始は其の都度同聯邦中央執行委員會又は同中央執行委員會幹部會の特別決定に依りてのみ之を行ふことを得

第八章 ソ聯邦人民委員部

第四十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會の行政各部を直接掌理する爲本憲法第三十七條に掲げたる十人民委員部を置く人民委員部は

同聯邦中央執行委員會に依り承認せられたる人民委員部官制に従ひて行動す

第五十條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員部は之を

- (イ) ソヴェート社會主義共和國聯邦共同人民委員部即ち全聯邦に亘り單一なるもの
- (ロ) ソヴェート社會主義共和國聯邦合同人民委員部

第五十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦共同人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ

- 外務人民委員部
- 陸海軍人民委員部
- 外國貿易人民委員部
- 交通人民委員部
- 水運人民委員部
- 郵便電信人民委員部

第五十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦合同人民委員部とは左の人民委員部を謂ふ

- 最高國民經濟會議
- 農務人民委員部

第五十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦共同人民委員部は同聯邦を構成する諸共和國に自己直屬の代表を置く

第五十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の領域内に於て同聯邦合同人民委員部の機關として其の任務を遂行するものは當該共和國の同一名稱を有する人民委員部とす

第五十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員部の長官は同聯邦人民委員會議員即ち人民委員とす

第五十六條 各人民委員の下に其の統裁する參議會を置く參議會員はソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會議之を任命す

第五十七條 人民委員は當該人民委員部の管掌する一切の問題を單獨に裁決するの權利を有す但し其の裁決は參議會に通告せらるべきものとす參議會又は同



會員にして之に不服なるときはソヴェ  
ト社會主義共和國聯邦人民委員會  
に異議を申立つることを得但し右裁決  
の執行は停止せらるゝことなし

第五十八條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦各人民委員部の命令は同聯邦中央  
執行委員會幹部會及人民委員會之を  
取消すことを得

第五十九條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦人民委員部の命令は明に同聯邦の  
憲法、法規又は同聯邦を構成する諸共  
和國の法規に違反するときは同聯邦を  
構成する諸共和國中央執行委員會又は  
同幹部會は之を停止することを得ソヴ  
エト社會主義共和國聯邦を構成する  
諸共和國中央執行委員會又は同幹部會  
に右命令の停止に關し速に同聯邦人民  
委員會及同聯邦當該人民委員に通告  
することを要す

第六十條 ソヴェト社會主義共和國聯  
邦人民委員は同聯邦人民委員會、同  
聯邦中央執行委員會及同幹部會に對し  
責に任ず

中央執行委員會の決定に依り評議權又は  
表決權を有する同聯邦の外務、陸海軍  
外國貿易、交通、水運、郵便電信各人  
民委員部の代表者を以て其の執行機關  
たる人民委員會を構成す

第六十八條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦の構成する諸共和國の最高國民經  
濟會議並に農務、供給、財務、勞働勞  
農検査各人民委員部は同聯邦を構成す  
る諸共和國の中央執行委員會及人民委  
員會議に隸屬し且同聯邦の當該人民委  
員部の命令に依り行動す

第六十九條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦を構成する諸共和國の司法及行政  
機關に依り處分を受けたる人民に對し  
大赦、特赦及復權を爲すの權利は此等  
共和國の中央執行委員會に屬す

第十一章 ソ聯邦の國章、  
國旗及首府

第七十條 ソヴェト社會主義共和國聯  
邦の國章は太陽の光線中に表はされた  
且麥穗を以て圍まれたる地球の上に配  
せる鎌及槌より同聯邦を構成する諸共

國家組織

第九章 合同國家政治部

第六十一條 政治的並に經濟的反革命運  
動、間諜及匪賊行為との抗争に關する  
ソヴェト社會主義共和國聯邦構成諸  
共和國の革命的努力を統一する爲同聯  
邦人民委員會の下に合同國家政治部  
を置く右合同國家政治部の長官はソヴ  
エト社會主義共和國聯邦人民委員會  
議に列し評議員を有す

第六十二條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦合同國家政治部は同聯邦を構成す  
る諸共和國人民委員會の下に派遣す  
る其の代表を通じ國家政治部地方機關  
の活動を指導す  
右代表は立法手續を以て承認せられた  
る特別規定に依り行動す

第六十三條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦合同國家政治部の行動の適法なり  
や否やは同聯邦中央執行委員會の特に  
定むる規定に依り同聯邦最高裁判所檢  
事之を監視す

第十章 ソ聯邦構成の諸共和國  
第六十四條 ソヴェト社會主義共和國

和國に於て一般に使用せらるゝ言語を  
以て記せる「總ての國の無產者團結せ  
よ」なる銘を有す國章の上部に五尖の  
星を配す

第七十一條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦の國旗は赤又は紅地の布に旗竿の  
側の上隅に金色の鎌及槌を表はし其の  
上に金色にて縁取りたる赤色の五尖の  
星を配したるものとす幅の長さに對す  
る割合は一と二なり

第七十二條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦の首府は莫斯科市とす

ソ聯邦最高會議選舉規則

第一章 選舉制度

第一條 ソ聯邦憲法第三百三十四條に従ひ  
ソ聯邦最高會議代議員の選舉は秘密投  
票による普通、平等且つ直接選舉權に  
基き選舉人之を行ふ

第二條 ソ聯邦憲法第三百三十五條に従ひ  
代議員の選舉は之を普通選舉とす即ち  
心神耗弱者及裁判所により選舉權剝奪  
の判決を受けたる者を除き、滿十八歳

聯邦を構成する諸共和國の領域内に於  
ては最高權力機關はソヴェト大會な  
り但しソヴェト大會の閉會中は當該  
共和國の中央執行委員會を以て最高權  
力機關とす

第六十五條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦を構成する諸共和國の最高權力機  
關と同聯邦の最高權力機關との相互關  
係は本憲法を以て之を定む

第六十六條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦を構成する諸共和國の中央執行委  
員會は同會員中より幹部會を選任す中  
央執行委員會の閉會中は同幹部會を以  
て最高權力機關とす

第六十七條 ソヴェト社會主義共和國  
聯邦を構成する諸共和國の中央執行委  
員會は人民委員會議長、議長代理國  
家計畫委員會議長、最高國民經濟會議  
議長、農務人民委員、財務人民委員、  
供給人民委員、勞働人民委員、司法人  
民委員、勞農検査人民委員、教育人民  
委員、保健人民委員、社會保障人民委  
員並に同聯邦を構成する諸共和國の中

に達したる凡てのソ聯邦人民は人種的  
及民族的所屬、信教、教育資格、定住、  
社會的出身、資産状態及過去の行動の  
如何を問はず代議員の選舉に参加し、  
且被選舉人たるの權利を有す

第三條 ソ聯邦憲法第三百三十六條に従ひ  
代議員選舉は之を平等とす即ち各人民  
は一票を有し總ての人民は平等の基礎  
に於て選舉に参加す

第四條 ソ聯邦憲法第三百三十七條に従ひ  
女子は男子と平等に選舉及被選舉の權  
利を享有す

第五條 ソ聯邦憲法第三百三十八條に従ひ  
赤軍に勤務する人民は總ての人民と平  
等に選舉及被選舉の權利を享有す

第六條 ソ聯邦憲法第三百四十一條に従ひ  
選舉に際して選舉區毎に候補者推薦せ  
らる

第二章 選舉人名簿

第七條 選舉人名簿は市に於ては勤勞者  
代議員市ソヴェト、區の區劃を有す  
る市に於ては區ソヴェト、村落地に  
於ては勤勞代議員村(スタニーツア、デ





イヴニヤ、フートル、キシユラク、アウル)ソヴェート之を調製す

第八條 選舉人名簿には選舉權を有し且名簿調製の時迄該ソヴェートの管轄區域に(恒常的又は一時的に)居住する人民にして選舉の日迄に滿十八歳に達したる者は凡て之を登録す

第九條 裁判々決により選舉權を喪失せる者は判決の定むる選舉權喪失の期間中、又法律の定むる手續により心神耗弱者と認定されたる者は之を選舉人名簿に登録せず

第十條 選舉人名簿は各選舉地區毎に選舉人の姓、名、父稱、年齢及住所を記載しアルフアベット順に之を調製し且勤勞者代議員ソヴェート議長及書記之に署名するものとす

第十一條 選舉人の中何人と雖も一以上の選舉人名簿に登録せらるゝことを得ず

第十二條 軍部隊及軍聯合に勤務する選舉人の名簿は司令官及軍事委員の署名の上司令部之を調製す凡てその他の軍

勤勞者は住所に従ひ當該勤勞者代議員ソヴェート之を選舉人名簿に登録す

第十三條 勤勞者代議員ソヴェートは選舉前三十日間選舉人名簿を一般の閱覽のため之を公示し又は選舉人をしてソヴェート廳内に於て名簿を縦覽することを得せしむ

第十四條 選舉人名簿の原本は夫々勤勞者代議員市ソヴェート、軍部隊及軍聯合に於て之を保存す

第十五條 選舉人名簿公示より選舉日に到る期間に於て選舉人がその居住の場所を變更したる場合には當該勤勞者代議員ソヴェートは中央選舉委員會所定の様式により選舉人に對し「投票權證明書」を附與し且選舉人名簿に「不在」の旨記入す新居所に於てはその恒常的なると一時的なるを問はず選舉人はその本人たることを證する證書並に「投票權證明書」を呈示したるときは選舉人名簿に登録せらるゝものとす

第十六條 選舉人名簿の誤謬(名簿に登録され居らざること、名簿より削除され居ること、姓、名、父稱の誤記、選舉權喪失者が不正に名簿に登録され居ること)に關する異議の申立は名簿を公示せる勤勞者代議員ソヴェートに對して之を提起す

第十七條 勤勞者代議員ソヴェート執行委員會は選舉人名簿の誤謬に關する異議の申立を夫々三日以内に審理することを要す

第十八條 選舉人名簿の誤謬に關する申立を審理したる後勤勞者代議員ソヴェート執行委員會は或は選舉人名簿に必要なる修正を施し或は申立却下の理由書を申立人に交付することを要す勤勞者代議員ソヴェートの裁決に不服なるときは申立人は人民裁判所に訴訟を提起することを得

第十九條 人民裁判所は三日以内に申立人及ソヴェートの代表者を召喚の上公開に於て名簿の誤謬に關する訴訟を審理し申立人並にソヴェートに對し遲滞なくその裁決を通告することを要す

人民裁判所の裁決を以て終結的とす

第三章 聯邦會議及民族會議選舉に關する(選舉(管)區(以下選舉區と稱す))

第二十條 ソ聯邦憲法第三十四條に従ひ聯邦會議は選舉區毎にソ聯邦市民之を選舉す

第二十一條 聯邦會議(選舉に關する)選舉區は人口三十萬人に付き一區の原則によりて之を設置す聯邦會議(選舉に關する)各選舉區は代議員一名を選出す

第二十二條 ソ聯邦憲法第二十五條に従ひ民族會議は選舉區毎にソ聯邦市民之を選舉す民族會議(選舉に關する)選舉區は各聯邦共和國毎に二十五區、各自治共和國毎に十一區、各自治州毎に五區及各民族管區に一區の原則によりて之を設置す民族會議(選舉に關する)各選舉區は代議員一名を選出す

第二十三條 聯邦會議及民族會議(選舉に關する)選舉區の設定はソ聯邦最高會議幹部會之を行ふ

第二十四條 聯邦會議及民族會議(選舉に關する)選舉區の表は選舉期日の指定と同時にソ聯邦最高會議幹部會之を公示す

第四章 選舉地區

第二十五條 投票用紙の受理及投票計算のため選舉區を構成する市及區の區域は聯邦會議及民族會議選舉に共通の數選舉地區に之を區劃す

第二十六條 選舉地區の設定は市に於ては勤勞者代議員市ソヴェート、區の區劃を有する市に於ては勤勞者代議員區ソヴェート、村落地に於ては勤勞者代議員區ソヴェート之を行ふ

第二十七條 選舉地區の設定は選舉の四十五日以前に之を行ふ

第二十八條 人口二千人を超えざる村ソヴェート區域は原則として一選舉地區を構成す人口五百人以上二千人を超えざる村(スタニーツア、デレーヴニヤ、キシユラク、アウル)に於ては個々の選舉地區を設置す

第二十九條 主として小移住地を有する

遠隔の西部及東部地區に於ては人口百人以上を有する選舉地區の設置を許す

第三十條 人口二千人以上を有する市、工業地點並に村ソヴェートの管轄區域は人口千五百人乃至二千五百人に付き一選舉地區の劃を以て之を數選舉地區に分つ

第三十一條 軍部隊及軍聯合は選舉人五十人以上千五百人を超えざる個々の選舉地區を構成す右選舉地區は部隊又は聯合所在地の選舉區に所屬す

第三十二條 選舉期日に於て航行中の船舶にして五十人以上の選舉人を有するものは船舶登記の場所に從ひて選舉區に所屬する各々の選舉地區を構成す

第三十三條 五十人以上の選舉人を有する病院、産院、療養所、癱疾者の家に於ては各個の選舉地區を設置す

第五節 選舉委員會

第三十四條 ソ聯邦最高會議(選舉に關する)中央選舉委員會は公共團體及勤勞者團體の代表者を以て之を構成し選舉期日の公表と共にソ聯邦最高會議幹



部會之を確認す

第三十五條 中央選舉委員會は議長、副議長、書記及委員十二名を以て之を組織す

第三十六條 中央選舉委員會は

(イ) ソ聯邦全領域にわたり選舉施行上に於ける「ソ聯邦最高會議選舉規則」の確乎たる履行を監視す

(ロ) 選舉委員會の不正なる行爲に對する訴願を審理し訴願に關して終結的裁決をなす

(ハ) 投票函の型式、「投票權證明書」の様式、投票用紙及其の封筒の様式及色彩、選舉人名簿の様式、投票數計算調書の様式、當選證書の様式を定む

(ニ) ソ聯邦最高會議に當選せる代議員を登録す

(ホ) 聯邦會議及民族會議の資格審査委員會に對し選舉に關する事務を移管す

第三十七條 各聯邦構成及自治共和國、自治州及民族管區に民族會議選舉に關する聯邦構成及自治共和國、自治州及民族管區の選舉委員會を設置す

第三十八條 民族會議(選舉に關する)選舉委員會を設置す

舉委員會は公共團體及勤勞者團體の代表者を以て之を構成し聯邦構成及自治共和國最高會議幹部會、自治州及民族管區勤勞者代議員ソヴェートによりて選舉の五十日以前に確認せらるゝものとす

第三十九條 民族會議選舉に關する聯邦構成及自治共和國、自治州及民族管區の選舉委員會は議長、副議長、書記及委員六名—十名を以て之を組織す

第四十條 民族會議選舉に關する聯邦構成及自治共和國、自治州及民族管區の選舉委員會は

(イ) 共和國、自治州、民族管區の區域にわたり民族會議選舉の施行上に於けるソ聯邦最高會議選舉規則の確乎たる履行を監視す

(ロ) 民族會議選舉に關する不正なる行爲に對する訴願を審理す

第四十一條 聯邦會議に關し各個の選舉區に聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會を設置す

第四十二條 地方又は州の區劃を有する

共和國に於ては聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會は公共團體及勤勞者團體の代表者を以て之を構成し選舉の五十日以前に地方及勤勞者代議員ソヴェート之を確認す地方又は州の區劃を有せざる共和國に於ては選舉の五十日以前に共和國最高會議幹部會之を確認す

第四十三條 聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會は議長、副議長、書記及委員八名を以て之を組織す

第四十四條 聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會は

(イ) 當該勤勞者代議員ソヴェート執行委員會による選舉地區の適時の設置を監視す

(ロ) 選舉人名簿の適時の調製及一般公示を監視す

(ハ) ソ聯邦憲法及「ソ聯邦最高會議選舉規則」の規定に悖違して推薦せられたる聯邦會議代議員候補者を登録す

(ニ) 地區選舉委員會に對し聯邦會議選舉に關する所定の様式の投票用紙及封筒を配給す

(ホ) 投票數の計算を行ひ選舉區につき選舉の結果を確認す

(ハ) 中央選舉委員會に選舉事務を移管す

(ト) 選舉せられたる代議員に對し當選證書を附與す

第四十五條 民族會議に關する各個の選舉區に民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會を設置す

第四十六條 民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會は公共團體及勤勞者團體の代表者を以て之を構成し選舉の五十日以前に聯邦構成及自治共和國の最高會議幹部會及自治州勤勞者代議員ソヴェート之を確認す

第四十七條 民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會は議長、副議長、書記及委員八名を以て之を組織す

第四十八條 民族會議選舉に關する管區選舉委員會は

(イ) ソ聯邦憲法及「ソ聯邦最高會議選舉規則」の規定に悖違して推薦せられたる民族會議代議員候補者を登録す

(ロ) 地區選舉委員會に對し民族會議選舉に關する所定の投票用紙を配給す

國家組織

(ハ) 投票數の計算を行ひ選舉區につき選舉の結果を確認す

(ニ) 選舉事務を中央選舉委員會に、及び夫々民族會議(選舉に關する)共和國選舉委員會又は民族會議(選舉に關する)自治州選舉委員會に移管す

(ホ) 選舉せられたる代議員に對し當選證書を附與す

第四十九條 地區選舉委員會は公共團體又は勤勞者團體の代表者を以て之を構成し市に於ては勤勞者代議員市ソヴェート、區の區劃を有する市に於ては勤勞者代議員區ソヴェート、村落地に於ては勤勞者代議員村ソヴェート何れも選舉の四十日以前に之を確認す

第五十條 地區選舉委員會は議長、副議長、書記及委員四名—八名を以て之を組織す

第五十一條 地區選舉委員會は

(イ) 選舉地區につき投票用紙の受理を行ふ

(ロ) 聯邦會議及民族會議代議員各候補者につき投票數の計算を行ふ

(ハ) 選舉事務を夫々聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會に移轉す

第五十二條 中央選舉委員會、民族會議(選舉に關する)共和國選舉委員會、民族會議(選舉に關する)自治州及民族管區選舉委員會、聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會及民族會議選舉委員會の會議は委員會全員の過半数出席したる場合之を有效と看做す

第五十三條 選舉委員會に於ける問題は凡て投票の單純多數決を以て之を議決す可否同數なるときは議長の決するところによる

第五十四條 ソ聯邦最高會議選舉施行に關する費出は國家の支辨に於て之を行ふ

第五十五條 中央選舉委員會民族會議(選舉に關する)共和國選舉委員會、民族會議(選舉に關する)自治州、民族管區選舉委員會、聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會並に地區選舉に關する)管區選舉委員會並に地區



選舉委員會は中央選舉委員會の定むる型式によりその出版物を有す

第六章 ソ聯邦最高會議代議員候補者推薦手續

第五十六條 ソ聯邦最高會議候補者推薦權はソ聯邦憲法第四十一條に従ひ公共團體及勤勞者團體即ち共產黨機關、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體及その他法律所定の手續により登録せられたる團體に對して之を保證す

第五十七條 候補者推薦權は公共團體及勤勞者團體の中央機關、その共和國、地方、州及區機關並に企業に於ける労働者及勤務員總會、軍部隊に於ける赤衛兵の總會、コルホーズに於ける農民總會、ソヴホーズに於けるソヴホーズ労働者及勤務員總會均しく之を行ふ

第五十八條 代議員候補者は聯邦會議及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會、並に代議員候補者として推薦せられたる選舉區の地區選舉委員會の委員たることを得す

第五十九條 選舉の五十日以前にソ聯邦

最高會議代議員候補者を推薦する總ての公共團體及勤勞者團體は夫々或は聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會に、或は民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會に於て代議員候補者を登録することを要す

第六十條 聯邦會議(選舉に關する)及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會はソ聯邦憲法及「ソ聯邦最高會議規則」の規定に恪遵して公共團體及勤勞者團體の推薦せるソ聯邦最高會議代議員全候補者を登録することを要す

第六十一條 ソ聯邦最高會議代議員候補者を推薦する公共團體又は勤勞者團體は管區選舉委員會に對し左の書類を提出することを要す  
(イ) 代議員候補者を推薦せる集會又は會議の調査にして幹部會員によりて署名せられその年齢、住所、候補者を推薦せる團體の名稱、代議員候補者を推薦せる集會又は會議の場所時及出席者數を記入せるもの尙ほ調査には代議員候補者の姓、名、父稱、その年齢、住所、黨籍の有無、職業を示すことを要す

(ロ) 候補者を推薦せる團體よりの、當該選舉管區に於て投票せらるゝことを同意する旨の候補者の申告書

第六十二條 ソ聯邦最高會議代議員候補者は一選舉區に於てのみ投票せらるゝことを得

第六十三條 聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會の候補者登録の拒否は二日以内に中央選舉委員會に之を訴願することを得べくその裁決を以て終結す

第六十四條 民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會の候補者登録の拒否は二日以内に聯邦構成及自治共和國、自治州の選舉委員會に之を訴願することを得。その裁決に對しては之を中央選舉委員會に訴願することを得べくその裁決を以て終結す

第六十五條 登録せられたるソ聯邦最高會議代議員候補者の姓、名、父稱、年齢、職業、黨籍の有無及候補者を推薦せる公共團體の名稱は選舉の二十五日以前に夫々聯邦會議(選舉に關する)管

區選舉委員會又は民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會之を公示す

第六十六條 ソ聯邦最高會議代議員候補者にして登録せられたる者は凡て投票用紙に記載せらるべきものとす

第六十七條 聯邦會議(選舉に關する)管區選舉委員會及民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會はソ聯邦最高會議選舉期日の十五日以前に投票用紙を印刷の上總ての地區選舉委員會に送附することを要す

第六十八條 投票用紙は當該選舉區の住民の言語を以て之を印刷す

第六十九條 投票用紙は中央選舉委員會の定めたる様式に従ひ且つ總ての選舉人に配布せらるゝに足る數之を印刷す  
第七十條 管區選舉委員會に登録せられたる候補者を推薦せる各團體並にソ聯邦人民はソ聯邦憲法第二百二十五條に従ひ集會出版その他の方法により右候補者のため支障なく運動をなす權利を保障せらる

第七章 投票手續

第七十一條 ソ聯邦最高會議選舉は全ソ聯邦にとり共通の一日の期日内に之を行ふものとす

第七十二條 ソ聯邦最高會議選舉期日はソ聯邦憲法第五十四條に従ひ選舉期日の二ヶ月以前にソ聯邦最高會議幹部會之を定む

第七十三條 選舉前二十日間毎日地區選舉委員會は選舉期日及選舉の場所を公示し又は廣く之を告示す

第七十四條 選舉人の投票は選舉日の朝六時より夜十二時迄之を行ふ

第七十五條 選舉日午前六時に地區選舉委員會議長は委員出席の下に投票函及所定の様式に従ひ作成されたる選舉人名簿の存否を點檢し函を閉鎖し且つ委員會の封印を以て之を封緘す然る後選舉人を投票に着手せしむ

第七十六條 各選舉人は投票のため投票所に到り單獨に投票をなす選舉人の投票は投票用紙を封筒に封緘したる上投票函に投入する方法により之を行ふ

第七十七條 投票所に於ては投票用紙記入のため特別室を設く投票時間中は投票人たる者を除き地區選舉委員會委員たるその他何人たるを問はず右室に入ることを禁ず投票用紙記入のため同時に數人の選舉人を入室せしむる場合は同時に入室を許さるゝ選舉人の數の仕切又は衝立を右室に備付くことを要す

第七十八條 投票所に出席したる選舉人は地區選舉委員會書記に對し旅券、コルホーズ帳、勞働組合券、又はその他本人たることを證する證書を提示す選舉人名簿との對照を經且選舉人名簿に記入ありたる後所定の型式の投票用紙及び封筒を受領す

第七十九條 「投票權證明書」を持參して投票所に至りたる者に對しては本「ソ聯邦最高會議選舉規則」第十五條に従ひ地區選舉委員會は特別名簿を作成し選舉人名簿に添附せしむ

第八十條 選舉人は投票用紙記入のため設けられたる室に於て各投票用紙上自



己の投票する候補者の氏名を残り他を抹消するものとす選挙人は用紙を封筒に封緘したる後地区選挙委員会所在の室に到り投票用紙を入れたる封筒を投票函に投入するものとす

第八十一條 無學又は何らかの身體的缺陷によりて自ら投票用紙に記入することを得ざる選挙人は投票用紙記入のために任意の他の選挙人を投票用紙記入の室に招請するの權利を有す

第八十二條 投票時に於ける投票所内の選挙運動は之を許さず

第八十三條 投票所の秩序に對する責任は委員会議長之を負ひ其の命名は總ての出席者を拘束す

第八十四條 選挙日の夜十二時に地区選挙委員会議長は投票の終了せる旨を告示し、委員会は投票函の開放に着手す

第八章 選挙の結果の確定  
第八十五條 地区選挙委員会が投票計算を行ふ室に於ては投票計算に際して公共團體及勤勞者團體の全權代表者並に新聞の代表者は特に之に出席する權利

を有す

第八十六條 地区選挙委員会は函を開披し投ぜられたる封筒數と投票に参加せる者の數とを照合し、照合の結果を調書に記入す

第八十七條 地区選挙委員会議長は封筒を開披し地区選挙委員会總員の出席のもとに、各用紙につき投票の結果を告示す

第八十八條 投票の結果の記入は聯邦會議及民族會議に付き夫々別個に之を行ふ

第八十九條 各代議員候補者に付き委員会書記及地区選挙委員会全權委員は計算表二部を作成す

第九十條 左の投票用紙は之を無効と看做す

- (イ) 成規の型式及色彩に非ざるもの
- (ロ) 封筒に入れず又は成規の型式に非ざる封筒に封入して投ぜられたるもの
- (ハ) 選挙せらるべき候補者數を超えて候補數を記入せるもの

第九十一條 投票用紙の效力に付き疑義

の生じたる場合問題は調書に記載せらるゝ投票の方法により地区選挙委員会之を裁決す

第九十二條 地区選挙委員会は成規の様式に従ひ投票調書三通を作成す該調書は議長及書記を含む地区選挙委員会全委員之に署名するものとす

第九十三條 地区選挙委員会投票調書には左の事項を記載することを要す

- (イ) 投票開始及終了の時刻
- (ロ) 選挙人名簿によりて投票をなしたる選挙人の數
- (ハ) 「投票權證明書」によりて投票をなしたる選挙人の數
- (ニ) 投ぜられたる封筒の數
- (ホ) 地区選挙委員会に提起されたる申立及訴願の簡單なる記述及地区選挙委員会採擇したる裁決

第九十四條 投票計算及調書作成の終了後委員会議長は委員会全委員出席のもとに投票の結果を告示す

第九十五條 地区選挙委員会を作成したる投票調書一通は聯邦ソヴェート會議

代議員候補者に對する計算表兩通と共に之を二十四時間以内に聯邦會議(選挙に關する)管区選挙委員会に特使を以て送致す地区選挙委員会の作成したる投票調書の他の一通は民族會議代議員候補者に對する計算表兩通と共に之を二十四時間以内に民族會議(選挙に關する)管区選挙委員会に特使を以て送致す

第九十六條 投票用紙は凡て(有効のもの及び無効と認定せられたるもの夫々別個に)聯邦會議に關する分並に民族會議に關する分夫々別個に地区選挙委員会に以て之を封印し投票調書の第三通と共に封印をなして地区選挙委員会議長之を市に於ては勤勞者代議員市ソヴェートに、區の區劃を有する市に於ては勤勞者代議員區ソヴェートに、村落地に於ては勤勞者代議員區ソヴェートに保管のため引渡すものとす

第九十七條 ソ聯邦最高會議が當該選挙區選出代議員の全權を確認する迄勤勞者代議員ソヴェートは投票用紙保管の

責に任ず

第九十八條 管区選挙委員会は地区選挙委員会提出したる調書に基き投票の決算を行ふ

第九十九條 投票決算に付き特別に授權されたる公共團體及勤勞者團體の代表者並に新聞の代表者は投票決算に際して管区選挙委員会の投票決算を行ふ場所に出席する權利を有す

第一百條 管区選挙委員会は各候補者につき計算表二通を作成す該表には各代議員候補者の取得せる投票數を記載す

第一百一條 管区選挙委員会は投票調書二通を作成す該調書は議長及書記を含む管区選挙委員会全委員之に署名すべきものとす

第一百二條 管区選挙委員会調書には左の事項を記載することを要す

- (イ) 管区選挙人の總數
- (ロ) 投票に参加せる選挙人の總數
- (ハ) 各代議員候補者に對して投ぜられたる投票數
- (ニ) 管区選挙委員会に對して提起されたる申立及訴願の簡單なる記述及管区選挙

委員会の採擇せる裁決

第一百三條 投票決算の終了後二十四時間以内に聯邦會議(選挙に關する)管区選挙委員会議長及民族會議選挙に關する管区選挙委員会議長は計算表を封印添付して調書の一部を特使を以て中央選挙委員会に、調書の他の一部は聯邦構成共和國、自治共和國、自治州の民族會議(選挙に關する)選挙委員会に送致するものとす

第一百四條 投票の絶對多數即ち選挙區に於て投ぜられ且つ有効と認定せられたる全投票の過半數を取得したるソ聯邦最高會議代議員候補者は之を當選したるものと看做す

第一百五條 調書署名の後聯邦會議(選挙に關する)管区選挙委員会議長は選挙の結果を告示し當選したる聯邦會議代議員候補者に對し當選證書を附與す

第一百六條 調書署名の後民族會議(選挙に關する)管区選挙委員会議長は選挙の結果を告示し當選したる民族會議代議員候補者に對して當選證書を附與す



第一百七條 投票の絶對多數を取得したる候補者なき時は當該管區選舉委員會はその旨特に調書に記載し且之を中央選舉委員會及民族會議(選舉に關する)共和國、自治州又は民族管區の選舉委員會に通告し之と同時に投票の比較多數を取得したる二人の候補者の再投票を行ふべき旨公告し第一次選舉終了の後二週間以内に再投票日を指定するものとす

第一百八條 管區投票數が右管區に於て投票權を有する選舉人の半數に充たざる時は聯邦會議(選舉に關する)又は民族會議(選舉に關する)管區選舉委員會はこの旨特に調書に記載し遲滞なく之を中央選舉委員會及民族會議選舉に關する共和國、自治州の選舉委員會に通告す尙右の場合中央選舉委員會は第一次選舉の後二週間以内に新選舉を指定するものとす

第一百九條 代議員候補者再投票並に無効の認定を受けたる選舉に代る新選舉は何れも最初の選舉のために作成せられ

たる選舉人名簿により且つ本「ソ聯邦最高會議選舉規則」に完全に準據して之を行ふものとす

第一百十條 代議員がソ聯邦最高會議を退職したる場合はソ聯邦最高會議幹部會は二週間の期間内に當該選舉區に於ける新代議員選舉の期日を指定す。但しその期日は代議員のソ聯邦最高會議よりの退職後二ヶ月以内なることを要す

第一百一條 強制、欺罔、脅迫又は買収の方法によりソ聯邦人民のソ聯邦最高會議選舉及被選舉の權利實現を阻害したる者は二年以下の自由喪失に處す

第一百十二條 ソヴェートの官吏又は選舉委員會委員にして選舉書類の偽造をなし又は故意により不正の投票計算をなしたる者は二年以下の自由喪失に處す  
モスクワ・クレムリ  
一九三七年七月九日  
ソヴェート聯邦中央執行委員會議長  
エム・カリーニン  
ソヴェート聯邦中央執行委員會書記  
ア・ゴルキン

### 國家計畫委員會擴大強化

聯邦人民委員會會議は一九三八年二月二日付決定を以て國家計畫委員會(ゴスプラン)令を公布、ゴスプランを人民委員會直屬恒久的機關として計畫經濟の實際家、著名學者、専門家十一名より成る委員を以て構成する旨を規定、ソ聯計畫經濟の全部門に亘り企畫調整することに決定、委員會直屬機關として國民經濟中央査定局を置き、中央機關として左の四部二十一局を置くことに決定した。

- △國民經濟綜合計畫部、△基本建設部、△財務(算算及信用)部、△企業配置及地區計畫部
- △天然資源局、△燃料局、△電化局、△金屬工業局、△化學工業局、△機械製造局、△自動車航空運輸及道路經濟局、△林業局、△食品工業局、△輕工業局、△鐵道運輸局、△水運局、△農業局、△商品流通局、△地方産業及産業組合局、△住宅公營事業局、△外國貿易局、△文化及幹部局、△保健局、△通信局

右中央機關のほかには委員會には左の如き機關を置く  
△計畫幹部局、△發明登錄局、△事務局、△雜誌「計畫經濟」及出版所、△ゴスプラン議長書記局  
猶ほ總員九十名以内より成る評議會を常置することに決定した。

## 全聯邦共產黨

### 共產黨の組織構成

全聯邦共產黨はソ聯邦における單一絶對の指導政黨であり、ソヴェート聯邦といふ生ける肉體において、心臓と頭腦の役割を併せ持つてゐる。ソ聯邦における全國家機關、即ち地方から中央へかけてのソヴェート機關も、經濟機關も、軍事機關も、文化團體も共產黨の完全なる指導下に組織され運用されてゐるのである。

この全聯邦共產黨の母胎は一八九八年三月組織されたる露西亞社會民主勞動黨である。同黨が一九〇三年の大會においてポリシエヴィキ(多數派)とメンシエヴィキ(少數派)に分裂して、以後はこの多數派即ちポリシエヴィキこそ、今日の全聯邦共產黨の前身をなすもので今日でも黨の正式の名稱を「全聯邦共產黨

全聯邦共產黨

(ポリシエヴィキ)と呼んでゐるのはポリシエヴィキと全聯邦共產黨とが相即不離であることを語るものである。

全聯邦共產黨の組織原則は民主的中央集權である。即ちその黨の組織構成はあくまで民主的であるが、分派(フラクション)を許さず、單一の中心を置いて之に絶對の指導權限を與へてゐる。全黨員は中央指導部の命令に對して絶對服従し如何なる場合も獻身的に、課題の遂行のため粉骨砕心努力せねばならぬ。此點で黨の規律は鐵の如く嚴格である。

黨組織の最下級單位は從來ヤチエイカ(細胞)であつたが、一九三四年の第十七回共產黨大會以來廢止され各工業企業、運輸、赤軍、コルホーズ、學校等に於る黨委員會が最下級單位となつてをり、日常の黨務として労働者及農民間の連絡、

黨の主義、決議の宣傳並に實施、新黨員養成等に從事してゐる。これより成る區委員會又は市委員會に統一せられ、州(地方)委員會又は民族共產黨中央委員會を経て、中央部機關に達する。

右の外に黨フラクションなるものがある。これはソヴェート、労働組合、協同組合其他一般の大會、協議會等に三名以上の黨員がある場合に設置され、黨外に於て黨の主義綱領を實施し、黨外機關の行動を黨の監督下に置くことを目的とし、當該黨機關に屬してゐて常に其の指導下に活動する組織である。

又、軍部内の黨機關は最下に細胞又は黨團があつて、最高は勞農赤軍政治部である。

部内の一般黨務は、各部隊政治部軍務委員及黨務委員會を経て、勞農赤軍政治部に於て指導統一される。



族共産黨中央委員會を経て全聯邦共産黨中央機關にまで達する。

黨員は所得勞賃に應じて黨費を納入する義務がある。黨及黨機關の資金は全く黨費、黨企業収入及其他の収入を以て充當し、候補加入に際しては所得勞賃の二%を入党金として納入することになつてゐる。

一九三四年二月召集の第十七回黨大會は従來の定時大會召集期間二年に一回に對し三年に一回以上と規定、従來の黨規約に代ふるに全十二章四十三條より成る改正新規約を満場一致採擇した。右規約改正の動機及目的は大會に於るスターリン、カガノウイチ等の報告演説によつて窺はれる如く大體次の四點、即ち、一、黨員の質的向上。二、黨規律の嚴守強化。三、黨決議の遂行を一層嚴重ならしめる事及び四、社會主義的建設に對する指導を更に徹底せしめる事にある。以上改正の四大目的について少しく説明を加へるならば

〔黨員の質的向上〕

量的に黨員數の擴大をはかる傾向があつたため左右兩翼の極端に走る者が現れるに至り、黨員としては黨規を紊り、黨機關としては上級機關の決議に悖るやうな場合が往々あつたので、黨規律の絶對服従を計り、黨内統一を徹底せしめる高壓策の實現である。

(註) 一九一七年以來の黨員數を掲げれば左の通りで、一九三〇年七月以來その増加は著しいものがある。

- 一九一七年十一月 二〇〇,〇〇〇人
  - 一九二〇年(第十回大會) 七〇〇,〇〇〇
  - 一九二二年(第十二回大會) 四〇〇,〇〇〇
  - 一九二五年(第十四回大會) 一,〇八〇,〇〇〇
  - 一九二七年十月一日 一,二一一,九四七
  - 一九二八年一月一日 一,二二二,八三六
  - 一九二九年一月一日 一,四三九,〇三二
  - 一九三〇年四月一日 一,七三一,五九八
  - 一九三〇年七月一日 一,八四二,一六〇
  - 一九三二年七月一日 三,一三〇,〇〇〇
- 右の中一九二二年には黨員數が一九二〇年に比較して三十萬人も減じてゐるのは、一九二〇年から二二年にかけて大規模の、しかも斷固たる清黨工作の行はれた結果である。

一九三三年四月二十八日の黨決議に據り六月一日より全国的に開始された黨内清掃カンパにおいて黨員にして黨綱領、黨規約に通曉せざる者初等の政治的知識を有せざる者、又、階級的裏切者の黨内潜入の意外に多い事實等を發見した。そこで黨首脳部は右の對策として入党希望者の詮衡を嚴重にする方針をとり、今後

の入党希望者の資格に關しては、従來いづれかの公共組織内にあつて相當の實績を擧げたる人物を拔擢すると共に、本人に關係ある公共組織より内申書を徴し採用の可否を決定することとなつた。猶ほ入党に際しては他の黨員の紹介を必須條件とするが、其の紹介者の數も従來の規約では第一種入党候補者には二名、第二種入党候補者には三名であつたものを、改正黨規約では第一種入党候補者には三名、第二種入党候補者には五名と増加したる如き、又、紹介者の黨内經歷の年數も従來は二ケ年とせるものを五ケ年に延長せるが如き、又、黨員候補者として試験期にある期間も、第一種に屬する者は

〔黨決議遂行の監視〕

昨年来、黨の最高機關が行政的法令の公布にさへ頻繁に署名するやうになつたが、それにも拘らず其の實績の極めて舉らないのに鑑み、黨機關の決議は勿論、行政的決議の實施に當つても充分これを監督する爲め黨機關では従來の中央統制委員會(黨及びソヴェート機關の統制、改善を任務とするもの)を改造して黨統制委員會とし、政治方面では勞農監督人民委員部(國家機關及び國營企業をしてソヴェート建設に邁進せしむべく、その事務の改善、企業及び組合組織の改良發達を計るを目的としたもので、其の委員長は黨中央統制委員會議長兼務であつた)を廢止してこれに代ふるにソヴェート統制委員會を新設した。

〔社會主義建設の指導〕

國內が社會主義的社會の建設途上にある現狀に鑑み、黨としてこれに對する陣容を整備し、全面的にこれが實現の覺悟を示すものである。即ち従來の官僚的局誤を廢止して黨機關を縦斷一貫する各生

従來六ヶ月、第二種に屬する者一ケ年以上、第三種に屬する者二年以上となつてゐたが、改正黨規約では第一種の者一ケ年、第二種、第三種、第四種の者いづれも二ケ年に延長し、他黨よりの轉向者に對しては三ケ年以上黨外試験期を必要としたのである。これによつて入党者の質を高めると共にシンパサイザー團の存在を公認した。これは黨員候補の養成團體ともいふべきもので、黨はこれによつてより廣汎なる大衆に黨勢力を浸潤せしめることが出来るやうになつた。而してこのグループは黨員候補期間を更に延長したものと見るべく、即ち一定の期間中黨員たる豫備訓練を行はしめるものである。

〔黨規律の嚴守〕

黨規律は彼等はこれを「鐵則」(ジエレズナヤ・デステブリーナ)と稱し、その嚴守はポリシエヴィキイ傳統の方針であり、これによつて黨内の統一を計り、延いてはプロレタリアート獨裁を擁護する勢力の鞏化となるものであるが、従來は各種の政治的情勢に支配されて、質より

産部門別による課を新設し、社會主義的建設の後れたる方面、例へば農村、鐵道、其他に政治部を設置し、是に優秀なるオルグを配屬せしめ又、従來の細胞組織(工場、商工業企業を始とし、共營農場、學校、赤軍内等苟くも三人以上の黨員のある所には必ず存在す)を現下の要求を満さないものとしてこれを廢止し、下級黨機關(ベルウイチナヤ・オルガニザチヤ)なる本格的名稱の機關を設置し、これを直接生産に參與せしむる等、相當思ひ切つた改正を行つた。

以上の如く改正規約は全聯邦共産黨をしてソ聯邦中央執行委員會の系統に對し其の權威を形式並に實質的に高めたもので、國務に對する従來の指導監督の立場から一步進んで黨の系統により自ら國務を執行する爲め、先づ全生産部門を把握するに至つたものである。猶ほ黨規約の改正と共に黨員三百萬人の大舞臺を動かす黨幹部の改選も亦、見通すことは出来ない。しかも黨の最高政策を生む中樞機關であり、單に全聯邦共産黨内において



のみならず、ソ聯邦國內における他の一切の機關に對し最も重要な役割を演じる政治局「ボリト・ビュロー」が、スターリンの腹心の者をもつて組織されるに至つたことは單にスターリンの立場を鞏化したといふ意味ばかりでなく、これによつてソ聯邦の一般政策の實施に當つて益々勇敢に突進し得る契機となつたことを物語るものとして意義が深い。

黨中央組織

黨大會(スエズド) 黨の最高機關で中央委員會、黨統制委員會、中央検査委員會其他の報告を聴取し、これを承認すること、綱領規約の改正、重要國策の決定、黨中央諸機關の改選等を行ふ。三年に一回以上召集されることになつてゐるが、最近では一九三四年二月第十七回大會を開催、中央諸機關の改選を行つた。

黨中央委員會(ツエ、カー) 黨大會によつて選出され、大會と次回大會との期間中黨務を執行する重要機關で黨の全活動を指導し、中央諸機關紙編輯局の任命、

地方の主要機關紙編輯長の裁決を爲し、同時に社會的意義を有する企業の組織指導に當る。現在七十一名の委員と六十六名の候補より成り四ヶ月に一回以上全體會議を開催する。

中央委員會はその最高幹部會とも稱すべき政治局、組織局、書記局を選出、これが不斷に黨務を執行する。第十七回全聯邦共產黨大會直後新たに選舉された中央委員會總會で選出された新執行機關及新委員氏名左の如し。

A 政治局(ボリトビュロー) 黨の政治問題を執行する機關でソ聯邦最重要の人物を以て組織し、黨の首脳部を成してゐる。ソ聯邦の重要政策は全て右政治局の劃策による。局員及候補左の如し。

局員(十名)  
アンドレーエフ、ウオロシロフ、カガノーウイチ(エル・エム)、モロトフ、カリーニン、オルジョニキエ(死亡)、コシオル、スターリン、ミコヤン、チユバリジユダノフ  
候補

ペトロフスキー、エジヨフ、フルンチエフ、エイヘ

B 組織局(オルグビュロー) 組織問題に關する最高の黨務を管掌して居り黨員間に於ける職務の配分又は變更等を審議決定する。局員及候補左の如し

局員(十名)  
ステツキー、コサリオフ、ガマルニク(赤軍陰謀事件に加擔して自殺)、スターリン、エジヨフ、ジュダノフ、カガノーウイチ(エル・エム)、シユウエルニク、メフリス  
候補  
クリニツキー、カガノーウイチ(エム・エム)

C 書記局(セクレタリアート) 組織及執行に關する當面の黨務を管掌する。

書記長(一名) スターリン  
局員(三名)  
エジヨフ、ジュダノフ、アンドレーエフ

黨統制委員會 第十七回大會において新設したもので、黨大會選出の委員より

成り中央委員會に直屬し、黨及中央委員會の決議の實行を監督し、黨規の肅正に勤め、黨務、行政、經營に關する黨大會中央委員會の決定の實施をも統制する。委員六十一名より成り參與會及委員會ビュローを有す。

議長 エジヨフ  
參與會(二名) 黨の體面及規律を取締る附屬機關。

書記長 シユキリヤートフ  
參與

ヤロスラフスキー、カラワエフ  
委員會ビュロー(七名) 委員會の常務を處理する附屬機關  
カガノーウイチ(エル・エム)、エジヨフ、シユキリヤートフ、ヤロスラフスキー、アクローフ、ブライトフ、ベitelス

黨中央検査委員會 黨大會選出の委員より成り、黨中央機關の事務取扱の迅速正確なることを監督し、書記局機關の圓滑なる運行、中央委員會の會計及企業を檢察する。

委員 二十二名。

議長 ウラヂミルスキー

黨中央機關紙ブラウダ 革命前の一九二二年五月五日第一號をベトログラード(現在のレニングラード)に創刊、黨の組織的宣傳煽動機關として今日に至つてをり、一九三七年度末には七千三百數十號を重ねることになつてゐる。五月五日は現在「新聞デー」として國祭日になつてゐる。

全聯邦共產黨規約

共產インターナショナル支部全聯邦共產黨(ボリシエヴィキ)はソヴェエト聯邦プロレタリアートの前衛的、組織的部隊にして、ソヴェエト聯邦における階級組織の最高形態なり。

黨はプロレタリア獨裁、社會主義の勝利の闘争においてプロレタリアート、勤勞農民及び全勤勞大衆の指導を實現す。

黨はプロレタリア獨裁の全機關を指導し、社會主義社會の建設成功を完全に保證す。

黨はプロレタリアートの意識的鐵則によつて結束せる統一の闘争組織體なり。

黨の強味は綱領の背反、黨規律の破壊及び黨内分派と相容れざるその團結力、意志並に行動の統一力を有する點にあり。

黨は黨員に對し、黨綱領並に黨規約の實現、黨及び黨諸機關の一切の決議遂行、黨陣營の統一、ソヴェエト聯邦内勤勞諸民族間並に世界各國プロレタリアとの同胞的、インターナショナル的關係の鞏化に關する積極的、自己犠牲的活動を要求す。

一、黨員及び黨員の義務に就て

一、黨綱領を承認し、黨機關中のいづれかの機關において活動し、黨規に服し、且つ黨費を納附する者を黨員となす。

二、黨員は左の諸義務を負ふ。

イ、最嚴格なる黨規律の遵守、黨及び國家の政治生活に對する積極的參加、黨の政策及び黨諸機關の決議の實施。

ロ、自己の思想的武裝の向上、マルクス・レーニン主義、黨の重要政治的、組織的決議の基礎把握並に黨外大衆に對する其等の倦まざる説明。



ハ、ソヴェート國家における支配的黨員として労働規律並に國家的規律の模範的遵守、自己の生産的、事務的資格を不斷に向上することによつて自己關係事務の技術獲得。

三、黨員採用は全然個人的方法をもつて行はるゝものとす。即ち新黨員の採用は規定の候補経験を有し、政治學校を卒業し、黨綱領及び規約に通曉せる候補者中より選抜するものにして、黨員として採用さるべき者はシン・サイザ一團、ソヴェート、労働組合、共産青年同盟、協同組合(コペラチヤ)、代議員會議において卓越せる活動振りを示せる労働者、共營農場員(コルホーズ)、赤軍兵士、學生及び勤務者にして、入黨候補者が曾て勤務せし、又は現在勤務中の機關の批判回答を俟つて是を採用す。

候補者の黨員採用規則は左の如し。  
イ、次の如く四種に區別す。(一)五年以上の生産経験を有する工業労働者(二)五年以下の生産経験を有する工業労働者、農業労働者並に労働者及び共營農場員出

身の赤軍兵士、組又は部處に直接活動中の技術員(三)共營農場員、手工業組合員、初等學校教員(四)其他の勤務員。  
ロ、第一種に屬する者の黨採用には五ヶ年間の黨籍を有する黨員三名の紹介を要す。第二種に屬する者は五ヶ年間の黨籍を有する黨員五名の紹介を要す。第三種に屬する者は五ヶ年間の黨籍を有する黨員五名の紹介並に機械トラクター配給所政治部或は區委員會代表の紹介を要す。第四種に屬する者は十ヶ年間の黨籍を有する黨員五名の紹介を要す。

(註) 右四種の範疇に該當する共産青年同盟員の黨採用にはレーニン共産青年同盟區委員會の紹介を以て黨員二名の紹介と見做す。  
ハ、他黨出身者は次の資格を有する黨員五名の紹介をもつて特に入黨せしむ。即ち十ヶ年間の黨籍を有する者三名及び革命前より黨籍を有する者二名の紹介、但し黨採用候補者の社會的地位如何に拘らず全聯邦共産黨中央委員會の絕對確認を受け、下級生産機關を経由するを要す。

(註) 中央委員會は他黨出身者の黨採用に關し各地方委員會、州委員會及び各民族

共産黨中央委員會に對し最後の決定權を賦與し得るものとす。

ニ、黨採用前紹介を確め、當該地方の黨員會是が調査の義務を有す。  
ホ、黨採用問題は豫め下級黨機關によつて審査し、該機關の全體會議において決定し、第一種、第二種の者の採用は區委員會又は市委員會により、第三種及び第四種の者は州委員會、地方委員會又は民族共産黨中央委員會の確認によつて效力を發生するものとす。  
ハ、二十歳以下の青年は總て全聯邦レーニン共産青年同盟を経るのみ入黨し得るものとす。

四、紹介者は無根據の紹介を爲したる場合、黨籍剝奪を含む黨罰に服し、被紹介者に對し責任を負ふ。  
五、候補者中より黨に採用される者の黨籍は當該下級黨機關の總會において入黨確認に關する決議採擇の日より起算す。

六、一機關の黨員は總て他の機關の事務管轄區へ移轉する場合は該管轄區の黨員に編入されるものとす。

(註) 黨員の一機關より他の機關へ移轉する場合には全聯邦共産黨中央委員會の規定に従ふものとす。

七、相當の理由なくして、三ヶ月間黨費を支拂はざる黨員並に黨員候補者は脱黨者と見做し、此の旨下級機關の黨員總會に報告す。

八、黨籍除名問題は該黨員の所屬する機關の總會により決定され、第一種及び第二種に屬する黨員の除名は州又は地方委員會の確認を要し、第三及び第四種に屬する黨員の除名は區又は市委員會の確認を要す、此の場合黨機關又は黨委員會の總會によつて除名の日より黨務より斥けらる。被除名黨員は黨機關紙に除名理由を發表せらる。

九、全聯邦共産黨中央委員會の定期決議により左記該當者の徹底的清黨カンパを行ふ。

イ、階級的異分子及び敵對分子。  
ロ、黨を欺瞞し、自己本来の見解を糊塗し、ハ、黨政策を破綻せしめる態度曖昧者。  
ニ、黨及び國家の鐵則を公然又は隱然破壊する者。

全聯邦共産黨

ホ、ブルジュニア分子と共に復活せる者。  
ハ、野心家、利己主義者及び官僚化分子。  
ト、道徳的自己破壊者、自己の不良行為によつて黨の價値を傷つけ黨旗を汚せし者。

チ、義務を遂行せず、黨の綱領、規約及び重要決議を體得せざる消極的黨員。  
ニ、黨員候補者に就て

一〇、入黨希望者は總て黨の綱領、規約、戰術に徹底的に通曉する爲め、又、候補者の個性確認に必要な候補在限期間を経るを要する。

二、候補者採用手續は黨員採用手續と全然同一なり(候補者の種類別分類、紹介の性質、紹介の審査、採用に關する黨機關の決議及び黨委員會の確認)。  
三、候補期間は次の如し。即ち第一種の者一ヶ年、第二種、第三種、第四種の者二ヶ年(但し、他黨より轉向する者は其の社會的地位如何に拘らず三ヶ年の候補期間を経なければならぬ)。

三、シン・サイザ一團に就て  
三、未だ入黨準備なき黨外の積極分子を全聯邦共産黨外廓組織たらしめんため

に無條件に黨機關一切の決議に服する全聯邦共産黨シン・サイザ一團を下級黨機關の所屬下に設置する。

一四、シン・パ一團員に採用するには黨工場委員會、黨機關委員會、其他の黨委員會、機械・トラクター配給所、國營農場、鐵道運輸政治部の決定及び黨員二名の紹介を要する。  
四、黨の組織構成に就て

一五、民主的中央集權主義を黨組織構成の指導原理となす。  
イ、黨規を嚴守し少數者は多數者に對し絕對に服従すべきこと。

ロ、下級黨機關並に黨員は悉く上級機關の決議を無條件的に實行する義務を負ふ。  
一六、全體會議、協議會、大會を各組織の最高指導機關とす。全體會議協議會及び大會は委員會を選出し其の委員會は執行機關となり組織内一切の當面の任務を指導する。

一七、黨組織の機構は左の如し。  
(イ)、ソヴェート聯邦—全聯邦大會—全聯邦共産黨中央委員會。  
(ロ)、州、地方、共和國—州協議會、地方



協議會、民族共産黨大會—州委員會、地方委員會、民族共産黨中央委員會。

(八)、市、區—市協議會、區協議會—市委員會、區委員會。

(九)、企業、部落、共營農場、機械・トラクター配給所、赤軍部隊、公共施設—全體會議、下級黨組織協議會、最下級黨委員會(黨工場委員會、黨製造所委員會其他)。

一八、右機關の從屬關係は上位より下位に及ぶものにして、即ち全聯邦大會、全聯邦共産黨中央委員會、州協議會、地方協議會、民族共産黨協議會並に大會、州委員會、地方委員會、民族共産黨中央委員會、市協議會、區協議會、市委員會、區委員會其他。

一九、黨の命令規則を徹底せしめるために全聯邦共産黨中央委員會以下の諸委員會内に生産部門別による課を設け、黨組織活動、幹部の配分並に養成、大衆に對するアデーション、生産上の宣傳、ソヴェート經濟並に黨機關の決議遂行の監視を爲さしむ。

産部門課は次の如し。

- イ、農業
- ロ、工業
- ハ、運輸
- ニ、計畫
- ヒ、商業
- ホ、政治
- ヘ、行政
- ヘ、黨指導機關
- ト、文化並にレーニン主義宣傳

五、黨中央組織に就て

三〇、黨大會は黨最高機關にして、定時大會は三年に一回(改正前規約では二年に一回を下らずとあり)以上召集し、臨時大會は中央委員會の裁量により又は臨時大會直前の黨大會に出席したる代表者三分の一以上の要求に基きて召集される。大會は前定時大會に出席したる黨員の半数以上参加を見たる場合成立したるものと認む。猶ほ黨大會代表者資格標準は中央委員會がこれを決定する。

三一、大會の任務は、イ、中央委員會、黨統制委員會、中央檢察委員會、其他中央組織の報告を聴取し、これを承認すること。ロ、黨の綱領及び規約の改正。ハ、當面の政策問題に關する黨の戰術方向の決定。ニ、中央委員會、黨統制委員を選出し、ソヴェート檢察委

員會の構成に關しては全聯邦中央執行委員會及び人民委員會の確認に對し内申を爲す。

三二、中央委員會は大會によつて選出され四ヶ月に一回以上定時總會を開く。中央委員會の組織は次の三局より成る。即ち、(一)政治局(政治活動を眼目となす)、(二)組織局(組織上の任務の全體的指導を爲す)、(三)書記局(當面の組織及び事務執行を爲す)。

三三、中央委員會は次回大會迄の期間、黨の全活動を指導し、中央諸機關紙編輯局の任命、地方の主要機關紙編輯長の裁決を爲し、同時に社會的意義を有する企業の組織指導に方る。

三四、黨統制委員會は、イ、黨並に中央委員會の決議の遂行如何を監督し、ロ、黨則紊亂者の責任を問ふ。

三五、黨中央檢察委員會は、イ、黨中央諸機關の事業遂行の迅速、正確、全聯邦共産黨中央委員會書記局の機能の如何。ロ、中央委員會の會計並にその企業に關する検査任務を司る。

六、地方、州、共和國の黨組織に就て

三六、州、地方、共和國の黨の最高機關は州、地方黨協議會或は民族共産黨大會、其の閉會期中の最高機關は州、地方委員會にして、其の活動は全聯邦共産黨及び其の指導機關の一般的決定によつて指導せらるゝものなり。大會は年一回召集され、臨時協議會は地方州其他の委員會の決定に基き黨組織の三分の一の要求により召集される。

三七、地方、州委員會、共和國における民族共産黨中央委員會は日常の任務遂行のため全聯邦共産黨中央委員會承認の執行機關及び書記長、書記を設け、書記は十二ヶ年以上の黨籍者たるを要する。

七、市・區(都市及び農村)黨組織に就て

三六、市・區黨協議會は市・區委員會により年一回以上、臨時協議會は市・區委員會の決議に基づき、又は市・區機關所屬人員三分の一の要求により召集さ

れ、右協議會は市・區委員會、檢察委員會、其他の市・管區施設の報告を聴取、確認し、市・區委員會、檢察委員會を選出し、又、地方、州協議會、民族共産黨大會代議員を選出する。

三六、市・區委員會書記は十ヶ年、區委員會書記は七ヶ年の黨籍を有する者たること。

三七、市・區委員會は諸企業、國營農場、共營農場、トラクター配給所等における黨の下級組織を結成し、全黨員の登録を行ひ、市、區内に黨の各種機關を組織し、その活動を指導す。又、市・區機關の指導下にある機關紙編輯者の任命をなす。

八、黨の下級組織に就て

三三、下級黨組織は共産黨の基礎を爲すものにして、三名以上の黨員を有する工場、國營農場、共營農場、經濟諸企業、赤軍分隊、村落、トラクター配給所、其他の施設内に組織される。而して黨員三名以下の場所には市、區委員會又は政治部の派遣する黨オルグを首脳と

する黨員候補或は共産青年同盟員のグループを設置する下級黨組織は區、市委員會或は政治部の承認を要する。

三三、三千人内外の多數黨員を有する大企業、共營農場等に於ては其の企業全體を占める下級黨組織内に區、市委員會或は政治部の承認を俟つて職場、部別の黨組織を結成することを得。

三四、下級黨組織は勞働者、農民大衆をして黨の指導機關に連絡せしめるもので、其の任務は次の如し。一、黨スロガン及び決議の實現を計るため大衆内に呼びかけること。二、シンパ及び新黨員の獲得及び其の政治活動。三、企業、國營農場、共營農場内における動搖、經濟紊亂に對する闘争、勞働者農民の生活條件改善に對する日常闘争。四、國家の經濟、政治活動に對する黨機關として積極的に参加すること。

三五、當面の任務遂行のため任期一ヶ年の下級黨委員會(十一名以下の委員より成る工場委員會等)を選出する。職場組織は下級黨委員會の確認せる一名の



黨オルグより成る。百名以下の黨員を合同する下級黨委員會における黨務は原則として現在生産に従事せる労働者によつて行はれる。千名以下の黨委員會に於ては生産に携はらざる有給職員を二三名、又、三千名内外の黨委員會では四五名を置かざるべからず。因みに下級黨委員會の書記は少くとも三ヶ年の黨籍を、又、黨オルグナイザーは二ヶ年以上の黨籍を有する者たること。

九、赤軍内の黨組織に就て

五、赤軍、艦隊、空軍内における黨務に關する一般的指導は全聯邦共産黨中央委員會軍事部の權限内にあるところの勞農赤軍政治局によつて行はれる。  
六、艦隊、軍隊政治部長は十ヶ年の黨籍を、又、軍團及び旅團の政治部長は六ヶ年の黨籍者たること。  
七、軍政治機關は地方の政治機關及び軍委員會指導者黨委員會に絶えず出席して地方黨委員會と密接な連絡を保つ義務を課せられる。

一〇、黨外組織内の黨グループに就て

六、黨外ソヴェート、労働、協同組合等の大會、協議會及び選舉機關等の大衆的組織にして、三名以上の黨員の居るところには黨グループを組織する。其の使命は黨の勢力強化に全面的努力を爲すこと、黨及びソヴェートの鐵則を鞏化し、黨及びソヴェートの命令が遂行せられたるや否やを檢討するにあつて、黨グループは全聯邦共産黨中央委員會、地方、州委員會、民族共産黨中央委員會、市・區委員會に絶對服従するものなり。  
一一、黨内民主主義及び黨規

規程に就て

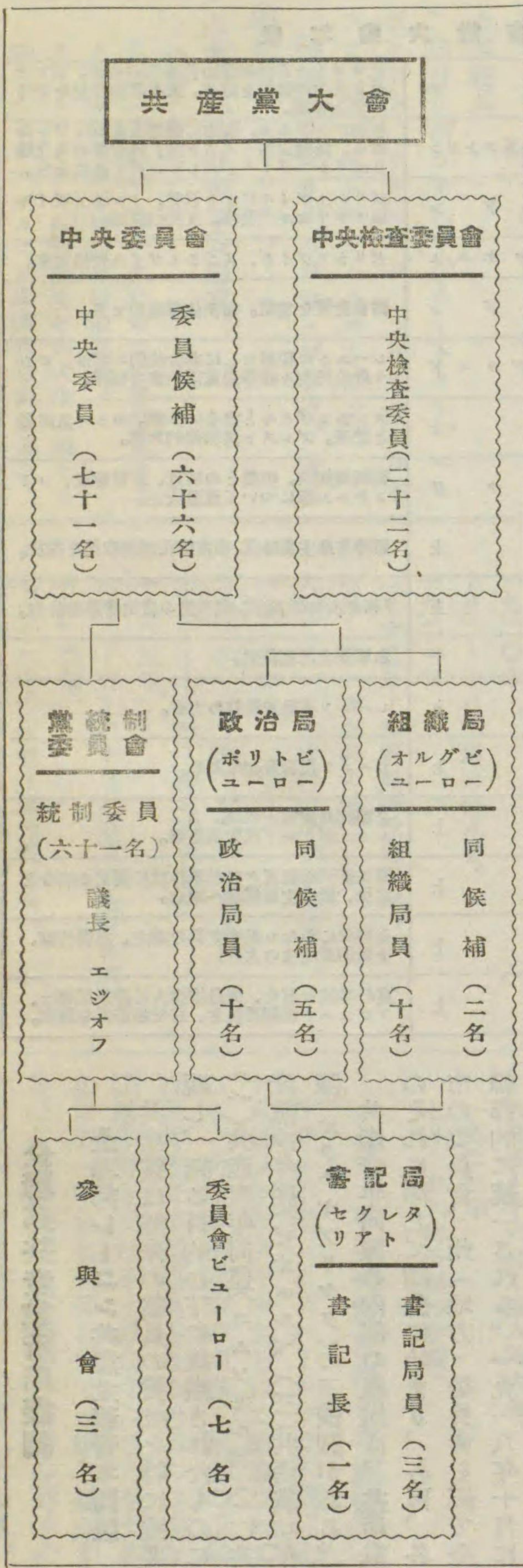
三、各黨員は黨内デモクラシーの原則に基づきポリシエヴェイキの自己批判を爲し、意識的にして機械的ならざる黨規の強化を計り黨政策問題に關する廣汎なる論争、特に全聯邦に關する論争によつて小數者の意見を黨大多數者の意見たらしめることに留意し、黨の單一性を破壊する分派の組織、プロレタリア獨裁力を動搖せしめるが如き事態の發生を防止することに努力する。而して全聯邦的規模の廣汎な論争を許される範圍は、イ、州又は共和國を代表する地方黨機關により必要と認められたる場合、ロ、中央委員會内において黨政策に關し最大多數の重要意見の存在せざる場合、ハ、中央委員會内に確乎たる意見存するも中央委員會において右意見を黨内批判により正當化する必要と認めたる場合。

四、一切の黨内分派の發生を防止し、黨の唯一性を維持するため、全聯邦黨中央委員會は懲罰又は除名手段をとり、中央委員會委員の規律破壊に對しては候補者級へ左遷し、最悪の場合黨籍剝奪處分に附すことの出來る權限を有す。但し中央委員會委員、同委員候補、黨統制委員會委員に對し右の最後の懲罰をなさんとする場合は中央委員候補及び黨統制委員會委員をも含む中央委員會總會を召集せざるべからず。而して

て右の如き黨最高指導者の總會において其の三分の二が候補級へ左遷又は黨籍剝奪を必要と認めた場合は、右懲罰手段を直ちに實行する義務がある。  
四、黨及びソヴェート中央機關の命令に對してこれを履行せず、又は黨の意見により有罪と認められた行爲に對しては左の如き處分を爲す、即ち  
イ、黨機關が犯したる場合は譴責又は解散。  
ロ、黨員が犯したる場合は各種の譴責手段

をとる。例へば譴責の公表、黨及びソヴェートの責任ある地位の一時的解任、黨籍剝奪、行政及び司法機關に對する罪狀通告と共に黨籍剝奪。  
四、黨統制委員會の訊問に對して眞實なる答辯を爲さざる黨員は即時黨籍を剝奪さる。  
一一、黨費に就て  
四、黨並に黨機關の資金は黨員費、黨經營事業收入其他より成り、黨員及び黨候補者の毎月納入すべき黨員費は左の

如くである。  
月額勞銀一〇〇留未滿……一〇 哥  
同一〇一留乃至一五〇留……六〇 哥  
同一五一留乃至二〇〇留……一〇 留  
同一二〇一留乃至二五〇留……一留五〇 哥  
同一二五一留乃至三〇〇留……二〇 留  
同一三〇〇留乃至三五〇留……勞銀の二%  
同一五〇〇留以上……同 三%  
因みに候補級に加入する場合は賃銀の二%を一時に支拂ふのである。



全聯邦共産黨



全聯邦共産黨大會年史

第1回	1898年	自 8月13日 至 3月15日	ミン ス ク	社会民主主義諸團體の代表名が會合。ロシア社会民主主義労働黨を結成。大會直後弾壓を受け事實上壊滅。
第2回	1903年	自 7月30日 至 8月13日	ブラツセル及ロンドン	最初ブラツセル、會中に彈壓されロンドンに移る。黨機關紙「イスクラ」内意見の對立起りボリスエヴィキとメンシエヴィキに分裂。
第3回	1909年	自 4月25日 至 5月10日	ロ ン ド ン	ボリスエヴィキにより召集。メンシエヴィキはブラツセルに召集。反動期開始。
第4回	1906年	1月23日	ストツクホルム	ボリスエヴィキ、メンシエヴィキ合同大會。
第5回	1907年	自 5月13日 至 6月1日	ロ ン ド ン	國會對策を審議。兩派依然融和せず。
第6回	1917年	自 8月8日 至 8月16日	ペトログラード	レーニンの参加なしに非合法的に開催。ロシア社会民主主義労働黨規約宣言採擇。
第7回	1918年	自 3月6日 至 3月8日	同 上	メンシエヴィキと完全に分離。ロシア共産黨と改稱。プレスト講和條約承認。
第8回	1919年	自 3月18日 至 3月23日	モ ス ク ワ	新綱領採決、中農との同盟、赤軍編成、コミンテルン等について重要決定。
第9回	1920年	自 3月29日 至 4月4日	同 上	戦時共産主義時代。非常時代經濟政策を採決。
第10回	1921年	自 3月8日 至 3月16日	同 上	「新經濟政策」時代。或程度の自由商業を許容。
第11回	1922年	自 3月27日 至 4月2日	同 上	赤軍北問題決定。
第12回	1923年	自 4月19日 至 4月25日	同 上	レーニン不参加最初の大會。
第13回	1924年	自 5月23日 至 5月31日	同 上	レーニン没後最初の大會。
第14回	1925年	自 12月18日 至 12月31日	同 上	全聯邦共産黨と改稱。レニングラード反對派登場。
第15回	1927年	自 12月2日 至 12月19日	同 上	國民經濟振興五ヶ年計畫作成に關する訓令を可決。社会主義建設へ躍進。
第16回	1930年	自 6月26日 至 7月13日	同 上	全戦線にわたる社会主義の躍進、富農清算、全面的集團化の大會。
第17回	1934年	自 1月25日 至 2月10日	同 上	實行委員會廢止、勞農檢察人民委員部廢止、ソヴェート統制委員會、黨統制委員會設立。

全聯邦共産黨所屬機關

全聯邦レーニン共産主義青年同盟

共産黨は將來の黨員の養成を特に重要視し、斯る目的の下に組織されたものに(一)共産青年同盟(コムソボル)、(二)共産少年團(ピオニル)、(三)共産黨幼年團(オクチャブリヤタ)の三機關がある。共産青年同盟の内部の組織は、共産黨のそれに準じて細胞に始まり、各區、各市の委員會、州(地方)委員會を経て全聯邦的に統一される。一九一八年十月に初めて結成し、ロシア共産青年同盟と稱したのであるが、一九二四年七月これにレーニンの名を加へ、一九二八年五月第八回大會に於て全聯邦レーニン共産青年同盟と改稱した。労働者、農民の青年は直に同盟員になることが出来るが、他の青年は候補たること一年半の後加入を許される。

現在同盟員は五百三十八萬人で、その内に、女子一百六十二萬四千五百七十人(全體の三〇・三%)あり、その社會的構

成は左の通りである。

労働者 一、五〇〇、〇〇〇人(三〇%)  
 コルホーズ員 一、五〇〇、〇〇〇人(三〇%)  
 と農業労働者 一、〇〇〇、〇〇〇人(二〇%)  
 學生 一、〇〇〇、〇〇〇人(二〇%)  
 其他 一、〇〇〇、〇〇〇人(二〇%)

△書記局

書記長 コサリオフ

書記 ボガチエフ、ウートキン、ペロ

ボロドフ、チエルガン

△事務局

局長||ボガチエフ、ウートキン、ペロ  
 ボロドフ、ウオルコフ、ソロキン、ムゲ  
 ラゼ、ブルスニキン、ニキーチン

機關紙コムモリスカヤ・ブラウダ責任

編輯者 ニキーチン

△全聯邦共産青年同盟史

一九一七年  
 六月二十四日—ロシア社会民主主義労働黨モスクワ委員會の下に青年同盟誕生。  
 八月—モスクワに労働青年の大衆組織たる第三インターナショナル労働青年同盟誕生。  
 八月三十一日—九月三日—ペトログラード

全聯邦共産黨

に於て第一回全市労働青年會議。

十月二十一日—兩青年同盟合同。

十月二十八日—モスクワに於て第一回國際青年デー舉行。

一九一八年

十月二十九日—十一月四日—モスクワに於て労働者及農民青年同盟第一回大會開催、共産青年同盟(コムソボル)創立。

一九一九年

十月五—八日—ロシア共産青年同盟第二回大會。

一九二〇年

十月二十—三十日—第三回大會。

一九二一年

二月十五日—同盟員再登録開始。

一九二二年

四月—第一回全露會議。

一九二三年

九月二十一—二十八日—第四回大會。

一九二四年

五月十六—十九日—第二回全露會議。

一九二五年

十月十一—十九日—第五回大會。

一九二六年

六月二十五—三十日—第三回全露會議。

一九二七年

七月十二—十八日—第六回大會。

一九二八年

五月二十五日—機關紙「コムソボリスカヤ・ブラウダ」第一號發刊。

一九二九年

五月十六—二十三日—第四回全露會議。

一九三〇年

三月十一—二十二日—第七回大會、全聯邦レーニン共産青年同盟と改稱。

一九三一年

三月二十四—三十日—第五回全聯邦會議。

一九三二年

二月二十三日—聯邦中央執行委員會より赤旗章を授與。

一九三三年

六月五—十六日—第八回大會。

一九三四年

七月—第六回全聯邦會議。

一九三五年

五月二十五日—機關紙「コムソボリスカヤ・ブラウダ」第一號發刊。

レーニン共産主義少年運動

共産少年團(ピオニル)は十歳以上十六歳以下の少年少女を以て組織されてゐる。共産青年同盟の指導、監督の下に將來共産青年同盟員となるために必要な訓練教育を受ける。團員は八名乃至十名を以て一班とし五班を以て一隊を編成する。日常の標語は「労働の事業の闘争に備へよ」、「常に備ふ」を以てしてゐる。



因に共産少年團員の總數は三、〇一四、九七一一人で、共産幼年團員の總數は五八四、三三三人である。右合計は三、五九九、三〇四人で其の隊數は七五、二六二である。

### 共産主義幼年運動

共産幼年團は七歳以上十一歳以下の幼年男女を以て組織されてゐる。團則に「幼年團員は少年團員、青年同盟員、共産黨員、労働者、農民の手傳をなすべし」「幼年團員は將來少年團員となることを心掛くべし」とあつて、その標語は少年團のそれと同様である。

一班五名とし、二十五名を以て一隊としてゐる。幼年團は一九二四年に組織され、革命後に出生し、當時七歳に達した幼年を最初の團員としたことに因んでオクチャブリヤタ（十月革命の兒）の意を其の名稱としたのである。

### 黨とソヴェートの關係

ソ聯邦に於ける政治組織がソヴェート

を基礎とすることは周知の事實であり、ソヴェート大會はソ聯邦に於ける最高機關であるが、これらのソヴェート機關は全て共産黨員が指導してをり、事實上ソヴェート政治は共産黨の政治であつて共産黨はソヴェートを通じて大衆の中に根をおろしてゐるわけである。従つてソヴェート機關は共産黨の決定を國家の名に於て行ふ爲の機關であるとも云へる。

ソ聯邦に於ける共産黨のソヴェート政權に對する關係に於て最も注目すべき點は、黨の機關そのものがソヴェート機關と結合し、制度的に、直接施政の上に參與してゐる事である。又比較的最近の重要な例としては、ソ聯邦政府の重要法令が人民會議長モロトフと黨中央委員會書記スターリンとの連名で、發せられてゐる事實で、此種法令は未だ正式の機關化してはゐないが、人民委員會と黨中央委員會との合同ブレナムなるものが存在してゐて、それに於て決定されるものと傳へられる。最後に指摘を要するは、近年來、農業、運輸方面に於て、當該人民委員部

以下主なる地方機關に、實質的には黨の機關たる政治部を設け、黨中央委員の任免する同部長をして人民委員以下主なる當該地方機關の長の代理を兼ねしめ、同方面に於ける黨機關の指導に當らしめると共に、又行政方面にも直接參與せしめてゐる事實で、此等は前記二つの場合と同様、黨のソヴェート機關支配が既に制度化されつゝある事を立證するものと言ふべきである。

## コミンテルン

### 共産黨インターナショナル

#### コミンテルン概史

一九一四年世界大戰の勃發に際して第二インターナショナルに屬する交戦各國の社會黨は、一九〇七年スツットガルト大會に於て採擇せる戦争反對の決議を破棄し競つて軍事豫算を可決し、第二インターナショナルは事實上茲に崩解するに至つた。そこでレーニン等の左翼革命黨は第二インターナショナルと分離して別個の國際團體組織を計畫しつゝあつたところ當時露國革命の成功するあり、右計畫は益々具體化するに至り、一九一九年三月遂に各國共産黨の國際團體たる共産インターナショナル（略稱コミンテルン）

コミンテルン

成立を見た。コミンテルンは第一及第二インターナショナルに對して第三インターナショナルと稱する。

コミンテルン（第三インターナショナル）は第二インターナショナルが漸進的改良的民主主義的であるに反して、急進的

革命共産主義的である。その主要なる政策を略記すれば

- 一、世界的共産主義社會招來のためプロレタリアート獨裁を實現
- 二、社會民主主義との決定的闘争
- 三、殖民地及半殖民地被壓迫大衆の解放
- 四、農業労働者及貧農の獲得、中農の中立化、富農及地主との闘争
- 五、協同組合による大衆の共産主義化等である。

コミンテルンは第二インターの如き聯合組織でなく、民主的中央集權組織であり、最高機關は世界大會で二年毎に開

催、大會閉會期間中は半年に一回召集の執行委員會これに代り、現在四十六名の委員と三十五名の委員候補より成立してゐる。執行委員會は更に幹部會を選出する。十九名の委員と十二名の候補より成り、二週間に一回集會し事實上の最高機關である。幹部會員中より互選される政治部は直接的な指導部を形成し、中歐部、英米部、スカンデナヴィヤ部、バルカン部、東洋部等の諸部を設けてゐる。

世界大會の選出する國際統制委員會はコミンテルン最高の統制機關であり、政治的意見の對立のため黨中央機關より懲戒された黨員がこれに對して抗告を提起せる場合これを裁斷し、又、委員會の必要を認め或は執行委員會の提案ある場合、これらの問題を調査し、更にコミンテルンの財政を監査する任務を有し、二十二名の委員より成つてゐる。

### コミンテルンの組織構成

A コミンテルン世界大會—コミンテルンの最高機關で少くも二年に一回の割合



で開催されることになつてをり、綱領、規約を變更する権利を有する、現在までに七回開かれてゐる。

B コミンテルン執行委員会 世界大會より次回世界大會に至る期間内に於ける執行機關で現在委員四十六名。候補三十五名。

執行委員会は委員中より幹部會を選出、幹部會は執行委員會の黨務を遂行する。第七回大會選出の幹部會員左の如し。

- △執行委員會幹部會(十九名)
- ゴットワルド(チ)、ドミトロフ(ブ)、カシヤン(佛)、コラロフ(ブ)、コブレニヒ(埃)、クウシネン(芬)、レインスキー(波)、マヌイルスキー(ソ)、マルチ(佛)、モスクウイン(ソ)、王明(支)、岡野(日)、ビーク(獨)、ボリツト(英)、スターリン(ソ)、トレス(佛)、フロリン(獨)、フォスター(米)、エルコリ(伊)。

- △同候補(二十名)
- ブラウダー(米)、ブロンコフスキー(波)、ガラヘル(、)、ガルランヂ(、)、ヘツケルト(獨)、ゲラー(獨)、コン・シン(支)、リンドロツト(、)、ロゾフスキー(ソ)、ミハ

ル(、)、ライモンド(、)、トウホミネン。更に執行委員會は書記局を選任、書記局は執行委員會、同幹部會並に組織局の執行機關である。

△書記局(七名)  
ドミトロフ(書記長)、エルコリ(伊)、マヌ

コミンテルン大會及總會開催年史

- △第一回大會 一九一九年三月二—十六日。三十ヶ國代表—五十二名 (議—三十四名、協—十八名)。
- △第二回大會 一九二〇年七月十九日—八月六日。四十一ヶ國代表二百十八名 (議—百六十九名、協—四十九名)。
- △第三回大會 一九二二年六月二十二日—七月十二日。五十二ヶ國代表六百五十五名 (議—二百九十一名、協—三百十四名)。
- 第一回擴大總會 一九二二年二月二十四日—三月二十九日。
- 第二回擴大總會 一九二二年六月七日—十一日。
- △第四回大會 一九二二年十一月五日—十二月十二日。五十八ヶ國代表四百八十八名 (議—三百四十三名、協—六十五名)。
- 第三回擴大總會 一九二三年六月十二日—二十三日。
- △第五回大會 一九二四年六月十七日—七月八日。四十九ヶ國代表五百十名 (議—三百四十六名、協—百六十四名)。
- 第四回擴大總會 一九三四年七月十日—十四日。
- 第五回擴大總會 一九二五年三月三十一日—四月六日。

イルスキー(ソ)、ビーク(獨)、クウシネン(芬)、マルチ(佛)、ゴットワルド(チ)。

△同候補(三名)  
モスクウイン(ソ)、フロリン(獨)、王明(支)。

第七回世界大會

一九二八年の第六回大會以來七年間に生じた客觀的主觀的情勢の變動を分析し全世界の勤勞者大衆に對し、一般的革命的見透しを與へ新たな戦争と革命に備へる目的を以て、第七回コミンテルン世界大會は全世界環視裡のモスクワに於て七月二十五日より八月二十日まで六十五支部代表五百十名(議決權所有者—三百七十一名、協議權所有者—百三十九名)参加の下に、堂々四週日にわたつて續行された。

開會劈頭、獨逸共産黨代表ウイヘルム・ビーク開會の辭を述べ、大會の意義を論じ、コミンテルン執行委員會の活動を報告、次いで幹部會の選舉に入り獨逸共産黨代表エルンスト・テールマン以下四十二名を選出、スターリンに對する挨拶を送つて第一回の會議を終つた。新選幹部會、起草委員會、資格委員構成左の如し。

△コミンテルン幹部會(四十二名)

コミンテルン

第六回擴大總會 一九二六年二月十七日—三月十五日。三十二ヶ國代表百三十名 (議—七十七名、協—五十三名)。

第七回擴大總會 一九二六年十一月二十二日—十二月十六日、代表百九十一名 (議—百名、協—九十一名)。

第八回擴大總會 一九二七年五月十八日—三十日。二十五ヶ國代表七十一名 (議—三十三名、協—三十八名)。

第九回總會 一九二八年二月九日—二十五日。二十七ヶ國代表九十二名。

△第六回大會 一九二八年七月十七日—九月一日。五十七ヶ國代表五百三十二名 (議—三百八十一名、協—百五十一名)。

第十回總會 一九二九年七月三日—三十ヶ國代表百八名 (議—三十六名、協—七十二名)。

擴大幹部會 一九三〇年二月十八日—二十八日。

第十一回總會 一九三一年三月二十六日—四月十一日。二十五ヶ國代表百八十名

第十二回總會 一九三二年八月二十七日—九月十五日。三十五ヶ國代表百七十四名 (議—三十八名、協—百三十六名)。

第十三回總會 一九三三年十一月二十八日—十二月十二日。

△第七回大會 一九三五年七月二十五日—八月二十日。五十ヶ國代表五百十名 (議—三百七十一名、協—百三十九名)。

〔註。議—議決權所有者。—協—協議權所有者〕

アルント・カルル、ベルガー、ブロンコフ

スキー、ブエノ、王明、ガルシオ・アント

ニオ、ゴルキツチ、ヘンダーソン、ゴツト

ワルド、ドミトロフ、ドロレス、カシヤン、

ケララー、クラーク、コウアチ、コン・シ

ン、コブレニヒ、クウシネン、ケンアベル、

ラセルダ、レインスキー、リンドルフト、

マヌイルスキー、マルチ、岡野、ペトロフ、



ビーク、ポリツト、ピヤトニツキ、ラム  
ズイ、レモン、スターリン、テールマン、  
トレス、フェルナ、フロリン、フォスタ  
ー、フウリニ、ハイエン、チオー・ホー  
シン、エルコリ。

△起草委員會(十一名)

ゲンリコフスキー、ジエクソン、デット、  
クノリン、コラロフ、ベラ・クン、リン  
ドーシン、ラメツト、タリー、ウリプリヒ  
ト、シユウエルマ。

△資格委員會(十八名)

アングレチス、ボルヘス、ウオルカニク、  
グリン、ダレム、ドラガノフ、コン・ユエ  
ン、コークス、クラエフスキー、ラカサ  
ルイ、リー・オツター、ミドリ、ブルフニ  
ヤク、ピヤトニツキ、セラノ、トレス、  
シエルマン、ユスウフ。

第七回世界大會決議

第七回コミンテルン世界大會の中心議  
題は戦争とファシズム反対、第二インテ  
ー系諸黨との統一戦線確立の三點に要約  
し得べく、第七回大會は左記四個の決議  
を採擇した。

A コミンテルン執行委員會の活動に  
關する決議(獨逸代表ビーク報告による)

一、第七回共産インターナショナル世  
界大會は共産インターナショナル執行委  
員會の政策並びに實際活動を支持する。  
二、第七回共産インターナショナル世  
界大會は民族部及び第二インターナシヨ  
ナル指導部に對し發せられたる反ファシ  
ズム、反資本及び反戦の統一活動提議に  
關する一九三三年三月、一九三四年十月  
並びに一九三五年四月附共産インターナ  
シヨナル執行委員會の宣告文を支持す  
る。總てこれらの提議は第二インターナ  
シヨナルの執行委員及びその各部大多數  
者により労働階級の利益に反して却下せ  
られたる遺憾なる事實及び社會民主主義  
労働者及びその機關の多くはファシズム  
排撃並びに労働大衆の利益擁護のため闘  
争する共産主義者に、相提携して反抗し  
つゝある歴史的意義を指摘して、第七回  
共産インターナショナル世界大會は共産  
インターナショナル執行委員會及び共産  
インターナショナルに加盟せる總ての黨

に對し、今後全面的に民族的並びに國際  
的規模における統一線確立を義務づける  
ものである。

三、第七回共産インターナショナル大  
會は共産黨の活動及びスローガンが廣汎  
な労働大衆、社會民主黨員にまで益々浸  
透しつゝあることを指摘する。この事實  
に鑑み、大會は共産インターナショナル  
の各部に對し最も短期間に社會民主的勞  
働者への進出を妨害するセクト的傳統の  
殘存物を克服し、從來屢々抽象的であり、  
且つ大衆にとり取つき難き傾向のあつた  
煽動及び宣傳の方法を變更し、最も具體  
的で、大衆の必要と日常利害關係ある方  
向に導くことを義務づけるものである。

四、第七回共産インターナショナル世  
界大會は共産インターナショナル各部の  
活動における次の如き重要な缺點を指  
摘する——統一戦線の戰術採用の遲延、  
政治的、經濟的内容を有する大衆の部分  
的要求に對し大衆を動員することを得ざ  
りしこと、ブルジョア・デモクラシーの  
遺物を保護する努力を必要とすることを

理解せざりしこと、植民地及び從屬國に  
おける帝國主義的民族戦線確立の必要を  
理解せざりしこと、ブルジョア政黨の創  
立せる改良主義、ファシスト労働組合、  
勤勞民の大衆的組織における活動を無視  
せること、勤勞婦人、農民、都市小ブル  
ジョア大衆の間における活動の意義を没  
却し、又、執行委員會の側よりする各部  
に對する政治的援助の緩慢、革命大衆の  
運動を指導すべき共産黨の役割及び責任  
の増大と、各部に對し活動の指導を集中  
化する必要とを考慮し、第七回世界大會  
は執行委員會に對し左の件を提議す。

A、世界労働運動の根本的な政治的、  
戰術的設定作成に重心を轉じ、總ゆる  
問題の解決は具體的條件と、各國家の  
特殊性に立脚し、原則として共産黨の  
内部組織の事務に直接干渉せざるこ  
と。

B、黨をして共産インターナショナル  
數次の大會及び執行委員會總會決議を  
基礎に突發的事變の場合、敏速且つ獨  
自的に共産主義運動の政治的、戰術的

コミンテルン

課題を正しく解決し得せしめる爲め、  
黨内に眞正ボリシエヴィキ的指導組織  
養成に不斷の援助を與へること。

C、共産黨とその思想的闘争に際して  
黨に實際的援助を與ふること。

D、自國內又は世界的共産主義運動に  
しろ、共産黨の利用に對し助力するこ  
と。但し一國の經驗を他國に向つて機  
械的に適用し、具體的マクルス主義的  
分析に代ふるに常套的、一般的公式を  
當嵌めざること。

E、共産インターナショナル指導機關  
と各部との連絡に、執行委員會の日常  
活動に共産インター最重要部の權威的  
代表者を一層積極的に参加せしめるこ  
とによつて密接ならしめる。

五、第七回共産インターナショナル世  
界大會は青年同盟並に共産黨が青年層に  
おける大衆的活動の重要性に對する認識  
不足と各國における該活動の不振とを指  
摘して共産インターナショナル並に青年  
共産インターナショナル執行委員會に對  
し、青年共産黨組織のセクト的門戸閉鎖

主義を克服し、青年共産黨員をブルジョ  
ア民主主義、改良主義及びファシスト黨  
並びに宗教的團體が組織せる一切の青年  
勤勞者の大衆機關(労働組合的なもの、  
文化關係及びスポーツ關係)に加盟せし  
め是等の機關内において×××××××  
××××××××××××××××××××××××  
し、若き勤勞民の物質的地位の改善及び  
權利獲得のために組織的闘争を行ひ、青  
年の總ゆる非ファシスト大衆機關の廣汎  
な統一戦線を確立せしめる。

六、第七回共産インターナショナル世  
界大會は近年ソヴェト聯邦における社  
會主義の勝利、資本主義諸國における恐  
慌、ドイツ・ファシズムの狂暴、全世界  
における新らしき戦争の危機等の影響を  
うけ、一般労働者及び勤勞大衆が改良主  
義より××××××××××××××××××××××××  
を開始せることを指摘する。第七回共産  
インターナショナル世大會大界は社會民主  
黨の各リーダーの抗壓にもかゝらわらず、勤  
勞階級の志向が××××××××××××××××××××××××  
共産インターナショナルの各部に對し、



プロレタリアート統一戦線及び資本、フ  
アシズムの進出に對する全勤勞階級の國  
民戦線獲得闘争過程と新戦争の危機過程  
とにおいてその注意を今後の自己隊列の  
強化と、共産主義の側に勞働階級の大部  
分を獲得することに向けしめることを提  
議する。

七、第七回共産インターナショナル世  
界大會はプロレタリアートの廣汎な大衆  
中の共産黨の勢力と黨員のエネルギー、  
犠牲心によつてのみ増大しつゝある政治  
的危機を××××××××××××××××××  
得ることを指摘する。今や資本主義諸國  
に政治的危機が増大しつゝある時、共産  
黨員の最重要にして決定的課題が從來の  
成功に油断せず、勞働階級との聯絡を擴  
大し數百萬勤勞者の信頼を獲得し、共産  
インターナショナルの各部を大衆的黨組  
織に變化せしめ、共産黨の勢力によつて  
勞働階級の大多數を獲得し、斯し××××  
××××××××××××××××××××××××  
とにある。

B フアシズムの攻勢と勞働階級統一

み、平和愛好者は赤軍の強化及之が積極  
的支援に強大なる利害を感ずべし。

(四) 大會は左の如き任務を全世界共  
産黨に課す。

(a) 平和とソ聯擁護の爲の闘争、獨逸  
及日本の戦争準備並に資本主義國の  
武装強化等に鑑み、共産黨の中心スロ  
ーガンは「平和の爲の闘争」なり。

(b) 戦争挑發者に反對する統一戦線の  
結成、獨逸波蘭並に日本に對し力を集  
中することはコミンテルンの最重要な  
る戦術なり。平和主義的團體を誘致す  
ることはブチ・ブルジョア、進歩的イ  
ンテリゲンチヤ婦人青年を動員する上  
に大なる意義を有す。又共産主義者は  
アムステルダム、反軍國主義及反ファ  
ッショ運動を援助し之を擴大するを要  
す。

(c) 帝國主義戦争反對の闘争と反ファ  
ッショ闘争とを結合すること。

(d) 軍國主義及軍備に對する闘争。

(e) ショーヴイニズム破壊の闘争、勞  
働者及勤勞大衆をプロレタリア的國際

戦線に於けるコミンテルンの任務に關す  
る決議(ブルガリヤ代表ドミトロフ報告に  
よる)

ファシズム勃興の爲勞働階級の戦線統  
一緊要なるに依り勞働者は社民黨其他  
所屬團體の如何を問はず之を共同行動に  
引入れ、場合に依つて黨員は反ファッシ  
ヨ的聯立政府に参加するも妨無し。又職  
業組合運動を統一しファッショ團體に加  
入して内部より之を切崩し、婦人團體の  
結合を計り殖民地殊に支那に反帝國主義  
線を普及せしめざるべからず。

戦線の統一には黨内分派の打破、社民  
黨とブルジョアとの提携の解消、勞働者  
をしてプロレタリア獨裁の必要を認めし  
め戦争に當りブルジョアを支持せざらし  
むることを要す。大會はコミンテルン及  
其の支部がファシズム資本の進出及戦争  
の脅威に對する行動の統一に付第二イン  
ターナショナル及其の諸黨派と直に交渉  
する用意あることを宣言す。

C 帝國主義者の新世界戦争準備に關  
する決議(伊太利代表エルコリ報告によ

主義精神に教育し、社會民主黨及ファ  
ッショのショーヴイニズムと戦ふこと  
を要す。

(f) 民族解放の爲の闘争及戦争に對す  
る支援、共産主義者は植民地及半植民  
地に於ける民族解放闘争を支持し、殊  
に日本其他の帝國主義者及國民黨に  
對する支那紅軍の闘争を極力支援せざ  
るべからず。支那共産黨は民族解放の  
戦線を擴大し全民族を之に誘致し以て  
日本其他帝國主義者の侵略を斷乎排  
撃すべし。

(五) 大會は共産黨が戦争に依り革命  
を齎し得ることを期待し之を希望し居る  
ものなりとの誹謗的主張を強く排撃す。  
各國の共産黨がソ聯の平和政策を支持し  
居れる事實は戦争を防止せんとし居る證  
據なり。共産主義者は新世界戦争が勞働  
階級の反對にも拘らず勃發することあら  
ば反戦分子をして平和闘争、對ファッシ  
ヨ國內戦争、對ブルジョア戦争に轉向せ  
しめんと努力するものなり。  
大會は共産主義者及革命的勤勞者が戦

る)

(一) 世界經濟恐慌及資本主義の矛盾  
並に世界市場に於ける經濟戦争の結果、  
世界の新分割は事實上開始せられたる  
が、極東に於て戦争を行ひつゝある日本  
帝國主義は既に世界新分割の端緒を開き  
たり。滿洲及北支の軍事的占領は支那に  
於ける帝國主義諸國間の勢力範圍の劃定  
及太平洋に於ける彼等の關係を調整し來  
れる華盛頓會議の事實上の消滅を暗示  
す。××の略奪的進軍は現在既に支那に  
於ける英米勢力の縮少を齎し、太平洋に  
於ける英米の立場を脅威し、ソ聯に對す  
る反革命戦争の準備行爲となりつゝあり。

(二) 帝國主義的矛盾尖鋭化の結果フ  
アッショ及資本主義諸國の軍閥は矛盾を  
解決する爲ソ聯を襲はんと企て居り、新  
帝國主義戦争勃發の危険は日一日と人類  
を脅威しつゝあり。

(三) 此の秋に當り勞農赤軍の能力は  
平和擁護の戦争に重大なる役割を演ずべ  
く、帝國主義國殊に獨逸、××、波蘭が  
傍若無人に軍備擴張を施行して居るに鑑  
争反對の方式として兵役の拒否、動員ボ  
イコット、軍事工業サボタージユ(妨害)  
の無政府主義的サンジカリズム的手段  
に依らざる様警告す。蓋し此の種の戦略  
は勞働者に害ありてブルジョアの報復を  
買ひ易く、勤勞者殊に兵士階級の反帝國  
主義闘争を困難ならしむ。

(六) 大會は戦争の場合レーニン、ロ  
ザルクセンブルグが提唱しシュツツトガ  
ルト第二インター大會採擇のテーゼたる  
「戦争の場合其の急速なる終止に努力  
すべく、且戦争に依る經濟的・政治的危機  
を國民大衆の政治的自覺並に資本家階級  
支配の破壊を促進する方向に指導するこ  
と」を支持す。

(七) 若しソ聯にして反革命戦争の爲  
赤軍を動員する必要に迫られた場合に  
は、共産主義者は赤軍の勝利の爲全勤勞  
者をして一切の手段及最有效なる方法に依り  
召集するを要す。

D ソ聯邦に於ける社會主義の成功と  
その世界的意義に關する決議(ソ聯邦代  
表マヌイルスキー報告による)



「ソ聯邦に於ける一國社會主義の建設實現し國力強大化したる結果世界民衆の意識及階級間の力の關係が有利に變化し、世界はプロレタリア發展の新時代に入れり。依て全力を擧げ之を援助強化しするは黨員の任務なり」

一部削除

大會に於ける對×演説の項、第六六頁より第六九頁まで削除す

コミンテルン最近の動向

第七回大會に於て反ファツシヨ統一人民戦線戦術を採用したコミンテルンの巧妙なる赤化工作は西洋に展開され

二萬四千を算した共產黨の影はいまや地上に認めるに由なき状態にある。第七回大會に於る反ファツシヨ、反帝國主義戦争統一戦線問題は其主要なる攻撃對象を獨逸に向けてをり、その後コミンテルン並にソ聯當局とヒットラー政権との間には執拗なる言論戦が展開されてゐる。

〔東歐及バルカンに於る工作〕

チエコスロヴキヤに於る黨員數は一九二八年當時百五十萬を算しソ聯共產黨に次ぐ大政黨となり反ファツシヨ民族獨立統一戦線に於る主要勢力となつてをり、ポーランドでは最近に於て反ソ的氣運高まり非合法黨たる共產黨への彈壓が強化されると共にポーランドのベルリンローマ樞軸への参加はコミンテルンにとつて一の打撃となつてゐる。トルコに於てはソ聯の技術的、經濟的援助強化に伴ひコミンテルン勢力は益々強化されてゐる。

〔對米工作〕

米國に於ては一九二一年成立せる米國共產黨が黨員三萬餘を擁し機關紙デーリ

コミンテルン

つゝあり、その動きは資本諸國爲政者の惱みの種となつてゐる。主要國別にコミンテルンの赤化工作を概観すれば左の通りである。

〔對歐工作〕

コミンテルン執行委員會幹部會は歐羅巴部と英米部の二部を設置し、歐羅巴部は更に西歐部、中歐部、バルカン部等に分け、機關紙として英佛獨三ヶ國を以てインプレコールを發刊、共產主義の宣傳に努むると同時に東歐諸國、バルチック、バルカン諸國に於る黨員養成のためモスクワにマルフレフスキー西方少數民族共產大學を設立してゐる。

〔對英工作〕

一九三五年のコミンテルン第七回大會に於てデイトロフ書記長は第六回大會以降の英國共產黨と獨立労働黨との統一戦線決議、労働組合に於る地位強化等によるほかストライキを指導し、經濟闘争より政治闘争を誘導し労働大衆の間に共產主義を扶植するに至つたことを認め共產黨とトレード・ユニオン系及労働黨の

大衆を味方に引入れるべく巧妙なる戦術を用ひてゐる。

〔對佛工作〕

佛國に於る共產黨に對する態度は著しく寛大であつた爲、コミンテルンは佛文「インプレコール」と「共產インターナショナル」を巴里に於て發行するほか佛國共產黨をして「ユマニテ」及「ボルシェヴィズムの手帳」を發行して赤化工作を行つてゐる。佛國共產黨は書記長トレス、これに社會黨よりカンヤン一派の合流するあり第六回大會當時に於て三萬二千三百名の黨員を有し活潑なる工作を行つてゐた處、三五年五月の佛ソ相互援助條約締結、六月に於るブルム人民戦線内閣の成立はコミンテルン活躍のために有利なる條件を與へてゐる。

〔對獨工作〕

ナチス政權成立前の獨逸に於るコミンテルンの活躍は一九一九年のキム第一回大會、メデラブボムの成立等々を以て記念されるが、ヒットラー治下に於る工作は全く地下に潜入して第六回大會當時十

ワーカークを發行、盛んに赤化工作を展開してゐる。民主主義を誇る米國に於て目下強力なる勢力となつてゐるCGTの組合組織はいまやコミンテルン勢力扶植のため好個の培養地と化してゐる。これと同時に、在米日本人共產黨が盛んに太平洋を越えて對白赤化工作を行つてゐることは注目し値する。

〔對西工作〕

佛蘭西に於る人民戦線運動と共に西班牙に於る人民戦線運動はいまや動亂の西班牙、相對立する左右兩翼抗争のうち最も果敢に展開されてゐる。コミンテルン勢力、トロツキー派、アナキスト派等共產勢力内部に於る紛争も動亂の進行と共に尖鋭化してゐるが、ソ聯の經濟的軍事的援助を背景とするコミンテルンは漸次その勢力を増大し、西班牙政府はいまや完全にソ聯勢力の掌中であり、フランスコ政權によつて代表される獨伊のファツシヨ勢力と政府軍の背後にあるソ佛の共產主義人民戦線勢力は今や西班牙を舞臺として流血の格闘を繼げてゐる。ファ

ツシヨ勝つか人民戦線派勝つか、その背後勢力の微妙なる動きにかゝつてをり俄かに判断し得ないところであるが、西班牙人民大衆のうちに根強く喰ひこんでゐる共產主義乃至革命的思想は容易に抜き得ないものがあり、歐洲の政局ひいては東洋を含めて世界の動向を決定する重要因子として西班牙動亂の將來は最も重要な關心事となつてゐる。

第二インターとの統戰交渉

西班牙動亂勃發を契機としてコミンテルンは改良主義社會黨組織たる第二インターナショナルに對し共同援助に關する交渉開始の提議をなし、三四年十月ブラツセルに於てコミンテルン側よりカシヤン(佛共產黨代表)、トレス(佛共產黨書記長)、第二インター側よりヴァンデヴェルデ(第二インター議長)、アドラー(同書記局長)出席したが不調に終り、同年十一月總會を開催した第二インターは援助協力運動に關しては、各支部がそれぞれの特種餘勢により自主的に統一戦線締結の自由を與へた旨カシヤン及トレス



に申し送つた。右は第三及第二インターの長年月に亘る反目抗争を廢棄し、共同工作に出でんとする最初の決議として注目に値する。

其他の國際組織

コミンテルンは其の創立以來各種の機關を創設しこれを通じて共產主義の宣傳に努め資本主義世界に對する一大敵國を形成するに至つた。主要なる國際組織を略述すれば左の如くである。

赤色労働組合インターナショナル

ナル(プロフィンテルン)

赤色労働組合インターナショナルと呼ばれてゐる。第一回大會が開催されたのは、一九二一年頃で一九三〇年八月第五回大會一九三二年第六回大會が開催された。六百萬以上を算するソヴェート労働組合を中心に獨逸、英國、米國、支那等世界各國の左翼的労働組合によつて此のインターナショナルは構成され機關紙として「赤色労働組合インターナショナル」を發行してゐる。書記長ロゾフスキー。

△大會開催年史

- 第一回大會—一九二一年七月—三十九日
  - 第二回大會—一九二二年十一月十九日—二十二月二日
  - 第三回大會—一九二四年七月八—二十二日
  - 第四回大會—一九二八年三月十六—三十日
  - 第五回大會—一九三〇年八月十五—三十日
- 赤色農民インターナショナル  
(クレステンテルン)

一九二四年モスクワに開かれた第一回國際大會には約四十ヶ國の左翼農民組合代表者が集り「全世界の農民と労働者團結せよ」のスローガンを掲げた。プロフィンテルンと密接な關係を持ち、機關誌「農民インターナショナル」を出してゐる。

共産青年インターナショナル

(キム)

青年インターナショナルとも呼んでゐる。ソヴェート始め各國青年共産黨の國際總聯合である。略稱イツキムはキムの執行機關である。

△大會開催年史

- 第一回—伯林—一九二〇年六月九—十三日

モツブルは今や質的にも思想的にも非常に成長しその活動によつて數十萬人の革命家の生命が救はれ、數萬人が刑務所から解放された。

書記長 スターツ

赤色スポーツ・インターナショナル

(クラースヌイ・スポルチンテル)

社會民主黨系のリユツツエルン・スポーツインターナショナルとの協力を蹶つて一九二一年ソヴェート聯邦を中心に組織、同年七月創立大會を開催した。第二回大會は一九二二年七月伯林で開催、翌二三年二月の擴大總會に於いて、コミンテルン、プロフィンテルン其他と戦線統一の必要を決議し年と共に發展を遂げて今日に及んだ。

第六回共産青年インター

大會

第七回コミンテルン世界大會を開催して各國抗議的となつたソ聯邦では、九月二十五日より十月十一日まで、第六回共産青年インターナショナル世界大會を

コミンテルン

モスクワ労働組合會館に極秘裡に舉行、三十三名より成る幹部會を選出、日本代表として高田某が幹部會員となつた。

コミンテルンと西班牙

西班牙では佛國よりも早く人民戦線派が組織されてゐる、一九三〇年プリモ・デ・リヴェラ將軍の獨裁政治失敗後、一九三一年の市區長選舉に於て共和派が大勝利、國王アルフォンソ十三世は國外に退出され、アルカラ・サモラが假大統領に就任、同年六月憲法議會の爲總選舉を行つた處左翼黨の大勝に歸し、以後二年間は左翼派全盛となつたが、經濟不況を招來し民心は左翼を離れ、一九三三年の總選舉では右翼派大勝利、中央黨のレルイスが右翼黨の支援の下に組閣したが、右翼の第一黨「ポブラル・アグラリアン」に支配される形勢となり閣員の更迭頻々と行はれ、一九三六年に至りサモラ大統領は議會解散を斷行した。然るに左右兩派の抗争は一九三四年のカタロニヤ自治問題以來常に相對抗してゐた、是等の情

- 第二回—イエナ(獨)後モスクワ—一九二一年五月十二—十三日
- 第三回—モスクワ—一九二二年十一月十二日—二十二月七日
- 第四回—モスクワ—一九二四年六月十五日—二十五日
- 第五回—モスクワ—一九二八年八月二十日—九月十八日
- 第六回—モスクワ—一九三五年九月二十五日—十月十一日

國際革命戦士救援會(モツブル)

我國では赤色救援會と通稱されてゐる。一九二二年來ボリシエヴィキの老闘士、舊政治犯人の發議により設立されたもので讀んで字の如く各國に於ける革命運動の戦士特に牢獄に奪はれ白色テラーに斃れた者の遺族を保護救援する機關である。

現在モツブルは六十七ヶ國に組織されて居り、その内三十六ヶ國に於ては非合法的組織となつてゐる。本年一月一日現在に於てモツブルは一〇、七五〇(千人)の會員を有しその内三百萬人以上は資本主義國及び植民地諸國の會員である。

勢下に總選舉が行はれた結果右翼はポブラル・アグラリアン黨を中心として、カトリック團體を始め王黨、其他右翼派團體と結束し國民主義を強調し反マルキシズムの旗印を立て、左翼黨に對抗、之に對し左翼黨は左翼共和黨を中心に労働同盟、共産黨、社會黨、青年社會主義聯盟、サンヂカリスト等が一團となつて抗争、所謂人民戦線派「フレンテ・ポブラル」を組織し十ヶ條から成る人民戦線派盟約を作つて右翼派に對抗した。

斯くて總選舉は一九三六年一月二十六日を期し舉行されたが、其結果左翼人民戦線派の大勝に歸し、左翼二六六名に對し右翼派一四二名、中央派六五名となり、左翼共和黨首領アサニヤは内閣を組織、其首班に列した。

アサニヤ内閣は就任すると共に過激なるマドリッド、バルセロナ、グラナダ等の各地極左分子の斷歴に乘出し約一ヶ月の後此暴動も鎮壓されたが、アサニヤは同年五月大統領に就任、後任としてキロガ内相が首相の地位についた、而して右



翼派に對する斷崖は益々加はり、右翼派王黨の首領カルボ・ソテロ博士の暗殺となり、之を導火線として七月十八日、現左翼黨政權に對する右翼黨の叛亂は爆發し、アフリカに於ける西班牙領モロッコに反政軍の烽起があり、次第に全國的に波及し革命的色彩を帯ぶるに至つた、斯くて、反政府軍はサン・セバスチアンを占領し次いでトレドを攻略し、マドリッドを包圍の態勢に在るが未だ之を陥らす持久戦を續けてゐる。

一九三六年九月四日、カバリエロ内閣成立と共に閣員中に二名の共產黨員を入れ、人民戦線内閣は益々極化し、ソ聯政府の政府軍援助は益々露骨化し積極性を加ふるに至つた。

人民戦線は思想上に佛ソ、對獨逸伊の抗争を惹起し、佛ソ兩國の人民戦線政府援助に對し、獨伊兩國は反政府軍を支持し、兩者の抗争は容易に終焉せず、ソ聯政府は黒海より多數の軍需品、戦車、飛行機、銃砲彈藥、兵員を西班牙に上陸せしめ、佛國も亦人民戦線派に多大の支援

を與へてゐる、之に對抗し獨伊兩國も義勇軍を西班牙に派遣して反政府軍を援助してゐる。

斯くて一九三七年に至つて西班牙不干渉委員會が組織されたが何等實效なく西班牙に於けるコミンテルンの暗躍は益々盛となり、ソ聯の對西人民戦線援助は益々盛んとなつてゐる。

是等兩派の抗争に對し英國は即時絶對不干渉を通告し、關係諸國も之に對し多少の條件を持ち出したが原則的に承認し第一回不干渉委員會は一九三六年九月九日倫敦に於て開催、英、伊、獨、ソ聯等二十六ヶ國が之に参加した、然るに其後數次の會合を行ひたるも何等實質的に効果なく、佛ソ兩國は依然人民戦線派を援助し、獨伊兩國は反政府軍に武器の供給を續けて居た。此時ソ聯政府は公式コミニケを以て獨伊を非難すると共に不干渉委員會を脱會する爆彈聲明を發し、此の結果同委員會は俄然紛糾を來し獨伊、葡對佛ソの對立は益々激化し、西班牙に於けるコミンテルンの赤化政策は此

機にカタロニヤ政府軍の中樞に深く喰ひ入りコミンテルン對フアツシヨ戦線線の深刻な抗争へと進展するに至つたのである。

### コミンテルンと支那

#### 不可侵條約と密約條項

日支兩國の全面的衝突が開始された後の八月二十一日、從來屢々問題になつた支那とソ聯との不可侵條約が南京において調印され二十九日支那側より其の内容が先づ發表された、日支紛争が高調に達した際突如として斯る條約を締結したことは支那が如何に此の條約締結を對日牽制の具に利用せんとして焦燥したかが解る、發表された内容は茲數年來、ソ聯が各國との間に締結したものと殆んど同様で消極的な相貌を呈してゐるが、併し現在對日抗戦に死力をつくしてゐる支那側の情勢と、一九三五年七月開催のモスクワにおけるコミンテルン第七回大會の決議たる「人民戦線結成、抗日戦第一主義」



に注意を拂ふならば此の一見消極的に見えるソ支不侵略條約の背後に何物かが隠されてゐるであらうことは現在の日支間の情勢から當然歸結され得るものであつた、果せるかな、條約締結發表間もなくソ聯内部の情勢に通ずるポーランドの半官アテ通信は九月一日ソ支不侵略條約の「秘密條項」なるものゝ成立を報じ、この附帶條項によつてソ聯政府は

一、アリノルド・エウエルミンダ司令官を團長とする軍事使節を支那に派遣することに決定した。

二、右軍事使節にはヤンソン大佐、フィアビニツチ大佐、ウビニイ少佐、ソリーリ少佐、ルンドベルグ大尉以下ソ聯赤軍の優秀將校が参加する。

三、更にコミンテルン書記長ゲオルギイ・デイミトロフも密令を帯びて空路蒙古人民共和國を通過、支那に乗込むことになつた、彼は日本軍の占領地域に於て共產暴動を煽動する意向である。

と、傳えたが、次いでパリ發行のル・ジュール紙はソ支密約の内容として左の如く指摘した。

一、ソ聯政府は國民政府に對し本年十一月末迄に次の武器を引渡す、飛行機三六二臺（内、戦闘機一五〇臺、偵察機一〇〇臺）、戦車二〇〇臺（内、重戦車二五臺、馬五〇〇頭、荷馬車二〇〇〇臺、自動車轉車二五〇〇臺、重砲牽引用トラクタ一五〇〇臺、小銃十五萬挺、銃彈十二萬個、藥筒六千萬個。

二、ソ聯政府はソヴェート人其他の義勇軍及び各部門における技術員を供給し、これに對し國民政府は俸給を拂ふほかソ聯國營保險會社の生命保險に附する。

三、國民政府は右軍需品對價の五〇%に相當する代價をソ聯國立銀行に供託する。

四、ソ聯政府は北支に於て支那シベリヤ聯絡鐵道の建設其他の利權を賦與される。

又、其後南京より確實なる情報として上海における我方に達した報道によれば、不可侵條約に附帶せる軍事的密約をして左の如く傳えてゐる。

一、支那はその國內におけるソヴェート地區を正式に承認すること。

二、從來ソ聯が支那紅軍に供給せる武器並に資金の援助を今度ば中央軍にも與へる

こと。  
三、抗日戦に關する限りソ支兩國は共同合作を爲すこと。  
四、南京政府は日本が政治的、經濟的に疲勞困憊するまで戦争を繼續すること。  
五、支那はソ聯の同意なくして日本との和平又は講和條約を締結せざること。

而して同南京情報は以上の密約が既に成立してゐる實證として第一項の具體化として南京政府が外蒙の主權を完全に拋棄し、外蒙をしてソ聯の一屬領化するに至つたとなし、更にソ聯は日本の襲撃を避けるためと稱し八月十五日以後上海、浦鹽間の定期航路を廢し浦鹽においてセーウエル號其他のソ聯船舶を密かにフランス船に偽裝中で、完成の上はソ聯人、外蒙人、支那人、鮮人等の赤軍幹部百二十名と武器、彈藥を載せ廣東方面に向ふものとみられてゐる、また日本艦隊の海上監視厳しく浦鹽よりの武器、彈藥、資金送附が困難なる爲、南露オデッサにおいて多數の船舶をフランス、ノールウエー、ギリシヤ等の船に偽裝して香港を経



て多數の戰爭資材を廣東へ向け送る計畫中であり、更に新疆、外蒙を経て陸路對支武器供給の計畫が着々と進行中で、特に新疆經由陸路連絡は確定的であると。斯る同種の報道はドイツ、イタリア其他の國の新聞にも現はれ、ソ支兩國間には不可侵條約のほかには他の密約が藏されてゐることが暴露されるに至つて、北支事變勃發當時は嚴正中立を標榜したドイツも日獨防共協定の精神に従ひ支那に對して好感を持たなくなり、又日本に對して兎角面白からぬ態度をとりつゝあつたイギリス輿論の一部にも警戒的言論を洩らすに至つたのは若し支那が赤化すればイギリスの支那における利權が危険になるばかりでなく、支那の隣りに印度を有つてゐるから脅威を感じるのは當然である。

擬て右の如くソ支不可侵條約は日支交戦のまさに酣にならんとした際突如締結發表されたものであるが、事ここに至る迄のコミンテルン並びに其の走狗たる、中國共產黨の暗躍を看過してはならぬ、

然らば支那とモスクワ共產インター(コミンテルン)との關係は如何にして今日の段階にまで發展したが、これを明らかにするには先づソ支關係の史的過程を辿らなければならぬ。

### 「コミンテルンとの關係

支那とソ聯との關係は一九一七年七月の有名なカラハン宣言に始まる、即ちソヴェート革命の成立と共に、同じく革命途上にある支那に對しソ聯政府は政府執行委員代理カラハンの名を以て北京政府(北方)及び廣東政府(南方)にソ支兩國の正式國交恢復に關する勸告の書簡を送つたのであるが、支那は時恰も南北對立の抗爭時代で外を顧みる暇がなかつたのと、ソヴェート革命に對して各國共に脅威を感じて居たので此の第一次カラハン宣言は南北政府共にこれを握り潰してしまつた。然しモスクワ政府は執拗にも重ねて翌一九二〇年九月第二次カラハン宣言を發したが、内容は第一次と同様で不平等條約破棄と、打倒帝國主義とを旗印

とし革命途上の支那にとつて最も受け容れらるべき好餌に充ちてゐた、それにも拘らず南北政府は再度これを黙殺したので、時恰も支那に中國共產黨が生まれ急進思想の勃興に附け込み、ソ聯政府はコミンテルンを動員して裏面より赤化工作に着手した、即ち第二次カラハン宣言に先立つ一九二〇年の春、コミンテルン極東部長ウオイチンスキイを支那に派遣して共產黨組織の基礎工作を爲さしめたのであつた、彼は支那共產主義者の巨頭である李大劉、陳獨秀等と協力して先づ中國共產黨を組織し、これを中心として學生運動、労働運動、農民運動の組織に着手した、此の當時中國共產黨の前身「マルクス主義研究會」の學生が親日政治家曹汝霖邸を焼打ちに参加して運動實踐の第一歩を爲したことがある。

一九二〇年七月中國共產黨第一次大會が開催され、コミンテルン代表マリアンが出席したが、彼は十一月孫文を訪問してソ支提携を力説したが機は未だ熟するに至らなかつた、越えて一九二二年日ソ

國交恢復交渉の長春會議に赴いたヨッフエは政府の命をうけて同會議終了後上海に於て孫文と會見し、忽ち兩者の諒解成り國民黨とソ聯との提携が實現し、有名な「孫文・ヨッフエ共同宣言」が發表されるに至つた。此の宣言こそは後に廣東政府が「聯俄容共」の政策を採用する基礎となつたもので、これによつて更に國民黨の北伐となり、孫文の死後蒋介石をして今日の國民黨專制政治を樹てる契機をつくつたものである。

斯して廣東國民政府とモスクワ政府との提携により國民黨とコミンテルンの合作が出来上り、國民黨は一九二四年一月改組し中國共產黨との協力を決定し、共產黨員の入黨を承認することになり、コミンテルンからはボロヂン、ガロン(現在のブリツユヘル元帥)を初め優秀な指導者を顧問として國民黨に入黨せしめ、又財的援助を與へた。一方國民政府は此の機會に北伐を敢行して全支統一のためソ聯赤衛軍に倣つて國民軍の編成に着手し、その準備のため時の參謀長であつた

コミンテルン

蒋介石をモスクワに派遣すると共に國民黨改組第四回大會に於て可決された反資本主義、反帝國主義を基調とする聯俄、容共、農工の三大政策に基きコミンテルンの指導により農民、労働者並びに都市におけるプロレタリアを組織し北方政府に對する武力討伐に併行して政治工作に着手した。

一九二五年三月孫文が北京で客死するや、蒋介石はその遺志を體して北伐を飽くまで續行したが、コミンテルンから派遣されたソ聯人が絶對的指導權を握り、ソ聯式革命の慘忍性を現はしたので、その過激なテロ行爲に對して國民黨内にも俄然反動が起り南昌の武装蜂起其他もすべて蒋介石に對するコミンテルンの策動であることが判つたので蒋介石は斷乎クイーデーターを敢行して政府顧問のボロヂン、ガロン、チフマーノフ以下多數のソ聯人を逮捕又は追放し、コミンテルンの指導本部たる廣東のソ聯總領事館の捜査を行ひ總領事ボカリスキイ以下全館員を逮捕し、更に武漢のソ聯總領事館を襲

つて全館員及ソ支共產黨百名を逮捕し、又上海に於ては共產黨の本部及びソ聯通商代表部事務所を搜索、大規模の共產黨彈壓を斷行、こゝに聯俄容共政策は採用以來四年にして崩壊するに至つた。

一方張作霖の反動的北方政府もコミンテルンの赤化工作に悩まされてゐたので、これに大彈壓を加える必要に迫り遂にこれが策動本部と認められた北京のソ聯大使館を軍隊を以て包圍大捜査を行ひ、李大劍以下の共產黨員二十餘人及びソ聯人十六人を逮捕し、李以下を即日銃殺した、これがためソ聯政府は漸昂してチエルニエフ代理大使の引揚を行つたが一九二八年六月偶々張作霖爆死事件が起り、これを契機に國民政府の南北統一が成功すると共に對赤化彈壓は益々熾烈となり、哈爾濱、齊々哈爾等におけるソ聯領事館の閉鎖、東支鐵道沿線の電信權の回收、更に東支鐵道の回收を斷行しようとしたので遂にソ聯はソ支關係の即時斷交を宣言、直ちに赤軍を國境に進撃せしめて、空軍、タンク等の化學部隊を以て



支那軍を散々に破り進撃僅かに五日にして十一月二十一日には滿洲里は赤軍に分領せられてしまつた。茲において十二月ソ聯政府と張學良との間にハバロフスクにおいて平和交渉が行はれ東支鐵道の原狀回復を條件として媾和が成立し、ソ支國交回復の正式會議はモスクワにおいて開かれることになり、會議は幾度か停頓しつゝ一九三一年に持越された、然るに突如九月十八日の柳條溝事件が勃發し滿洲事變となつた。

支那側は日本牽制のために急遽ソ支の國交を恢復するの必要を感じ、孫科、陳支仁等は復交論者の急先鋒であり、行政院の王兆銘等も亦、これを支持したので國民政府も遂に復交案を可決し、ソ聯政府とソ支不可侵條約の締結を條件に國交回復を提議せしめた。

然るに支那側が赤化宣傳禁止條項を固執したので、交渉は容易に進捗しなかつたが、滿洲における日本の進出に對してソ支共同戦線の必要を感じてゐたソ聯政府は外務人民委員リトウイノフをしてジ

ユネーヴにおいて支那代表顏慶惠と交渉せしめた結果、十二月十二日、日支紛争の聯盟會議の最中、今回の支那事變の際と同様、突如としてソ支國交回復條約を發表した。

斯て國交の恢復するやソ聯は條約中赤化宣傳禁止の條項を巧みに切抜けたので以後は大びらに赤化宣傳に乗出し、中國共產黨の活動を活潑ならしめ、共產黨は三十萬の紅軍を擁して瑞金にソヴェート政府を樹立するまでに大飛躍を爲したが、蔣介石の率ゆる五十萬の大軍と、その剿共工作成功して一九三五年秋には邊境方面に退却、分散するに至つた、然るに同年七月モスクワに開催された第七回コミンテルン大會は支那國內戰の停止、それによる諸勢力の合同、抗日人民戦線結成を決議するや、中國共產黨はこの決議に基いて抗日聯軍、國防政府の結成を提唱し、又孫文未亡人宋慶齡女史等の中華民族解放行動委員會（中華民族革命同盟の双生兒）は右決議に應じて「中國の反帝民族革命は抗日より開始せよ、對日

宣戰、不平等條約取消、中華民族臨時革命政府を樹立せよ、人民會議を召集せよ」等のスローガンを發表した。之等の人民戦線派は共產黨と共に張學良の東北軍を説得してこれを人民戦線内に獲得するに成功し、クーデターによつて西安事件を起し蔣介石を監禁し、彼をして容共抗日を餘儀なくせしめた。蔣介石監禁の第三日學良によつて彼に手交された要求は左の八ヶ條で、これを第七回コミンテルンの決議を具體化したものに外ならぬもので赤化支那の現狀はまさにこれが實現である。

- 一、改組國民政府、容納各黨各派、共同負責救國。
- 二、停止一切內戰。
- 三、立即釋放上海被捕之愛國領袖。
- 四、釋放全國一切政治犯。
- 五、開放民衆愛國運動。
- 六、保障人民集會結社等一切政治自由。
- 七、確實進行總理遺囑。
- 八、立即召開救國會議。

この八要求は蔣の身柄解放によつて消滅したとみてはならぬ、この八要求は現

在實踐に移され、共產軍討伐は完全に停止され、共產軍は中央軍に改編され、朱德の率ゆるそれは今や綏遠方面に移動し我が皇軍によつて占擧された北方の失地恢復に出でんとの情報すら傳えられてゐる、又、上海において逮捕された人民戦線派の領袖沈鈞儒、章乃器等の七人は保釋となり、トロツキストの首領陳獨秀も釋放され、又、日本に亡命してゐた左翼作家の郭沫若も逮捕令を取消されて上海に歸つて抗日戦線に活躍してゐる。

### 中國共產黨の抗日指導

次に中國共產黨（その背後にはコミンテルン）が抗日運動の指導を開始したのは一九二五年五月三十日の上海南京路事件に端を發し支那全土に波及した排日、英運動である。この時中國共產黨は聯俄容共政策を採用してから一年半を経過して居り中國共產黨の影響の下に「全國總工會」（プロフィンテルン支那支部）成立の直後でもあり、運動は國民黨、共產黨との指導の下に中、南支に於て特に

コミンテルン

### 支那共產黨の對日抗戰宣言

コミンテルン機關雜誌「コミュニスト・インクォーターナショナル」八月號は十三日一般讀者に配布されたが其の中に日支事變に關する七月二十三日附の支那共產黨中央執行委員會宣言が發表されてゐる、最初の第一項は宋哲元援助に關するものだが第二項以下の大要次の通り

- 一、二十九軍を援助し對日戰爭の爲め陸海空三軍を動員し同時に日本軍占領地に抗日國民軍を送り熱河並に滿洲國にバルチザン戦法を發展せしむべし
- 一、支那の全國國民を動員する爲め結社禁止法を廢止し愛國運動を認め政治犯人を釋放し、國民各層に人民戦線を結束せしむべし

一、抗日戰爭を徹底させるため日本と外交關係を斷絶し諸條約を廢棄し日貨をボイコットし支那にある日本人所有銀行、鑛山、工場その他の財産を沒收し日本大使館、領事館その他特別機關を閉鎖し支那人にして日本人の間諜、手



先となつてゐる者を逮捕すべし

一、支那中央政權と地方政權との間の一切の障壁を除去し民衆的政治を樹立、國內各派の接近を圖り政府機關内の親日分子を放逐すべし

一、祖國擁護の爲め抗日戦線を強化し支那共産黨と國民黨とは即時最も緊密なる提携をなすべし

一、國防力増大のため行政經濟農業、労働、教育各方面に新政策を實行すべし

一、活潑なる抗日外交政策を遲滞なく開始するため米英佛ソヴェト聯邦その他各國と支那支持のあらゆる協定を締結すべし

### 上海で暗躍する「コミンテルン」

支那事變以來上海を中心としてソ聯コミンテルンの宣傳工作はソ聯政府の公然たる對支援助と相俟つて益々熾烈化し殊に上海タツス通信を操縦してイギリス、フランス通信網に對し反目的デマ資料を提供交換して常に人民戦線國通信網と反

日共同戦線を張り世界における對日輿論の悪化を計り、國際聯盟に於て問題となつた我軍の非戦闘員空爆及支那漁船撃沈等の悪質デマの如きもコミンテルン支那駐在員の操つるところとみられた、即ちこれを證するものは上海に於て發行せられてゐる英文、華文新聞紙中、ソ聯側より物質的援助をうけてゐるもの左の數種あることである。

- 一、日刊英漢文「China Daily Herald」(編輯長米人)
- 一、「Shanghai Evening Post」
- 一、「China Press」
- 一、華文「中國導報」(週刊)
- 一、同「時事新報」

猶タツス通信上海支局長はソートフと稱し、その妻はアメリカン、ブツク・エンド・サプライ會社の支配人となりモスクワ發行の各種赤化書籍の配給に當つてゐる。

### むすび

斯の如くソ支關係の過去を顧みる時、

## 軍事國防

### 陸軍

#### 赤軍の沿革

一九一七年の三月革命で、帝政露西亞は崩壊し、ケーレンスキー・ミリニコフ・グチコフ等の臨時政府が組織された當時は尙東部戦線では露獨兩軍の戦闘は盛に行はれ、ケーレンスキーは自から戦線の兵士を激勵したが當時擡頭しつゝあつたボリシエヴィキー一派の無産革命派の勢力は刻々増大し同年十月ペトログラードの労働者先づ銃剣を採つて立ち、次で軍隊が之に加擔しケーレンスキー一派の社會黨政府を打倒し、茲にレーニン一派のボリシエヴィキーの組織する勞農政府が十月七日を以て組織された。

### 軍事國防

るレーニン一派は、十月八日革命の翌日「無併合無賠償即時講和」の宣言を發表し東部戦線四ヶ年の協力を破棄し、十一月二十六日獨軍に休戦を申込み、十二月二日より休戦商議を開始し十二月二十二日より講和談判を開始した。然るにこの講和談判はプレストリトウスクに開かれたのであるが、會議が未だ調印されないのにトロツキーは戦争の終結を促進せんが爲め一九一八年二月一日突如として全軍に復員令を發し、講和は成立せざるも戦争は終了せりと宣言した。之れが爲め戦線に残留する兵卒は恰も大河の決するが如く先を争ふて郷里に歸還し露軍は全く崩壊するに至つた。ドイツ軍は之に乗じて二月十八日休戦満期と共に總前進を開始し、長驅露都を脅威するに至り、ロシア當局は周章置く處を知らずドイツの

コミンテルンは總ゆる機會を捉へて支那の赤化をはかり、支那赤化の途上に障害となる日本に對して如何に支那内部に執拗なる工作を反覆しつゝあるかが判るであらう、コミンテルンの方針は弱體支那を先づ赤化し、然る後對滿、對日赤化策を採らんとするものであるが、今回の支那事變によつてコミンテルンの對支工作は遂に軍事的援助にまで發展し、コミンテルンの傀儡朱徳の率ゆる支那共産黨との正面衝突も近く行はれんとしてゐる、否すでに上海空中戦においてソ聯飛行士ミハイルフなる者は我が無敵空軍の撃墜に遭つてゐるのではないか、皇軍の支那膺懲はコミンテルンの魔手に操つられて抗日戦を開始した南京政府を反省せしめ、防共による日支提携が眞に東亞の安定を堅めるものであり、又、支那民族の幸福を齎すものであることを悟得せしめるにある。

提出せる總ての條件を承認し、遂に屈辱的なる講和條約に調印するの止むなきに至つた。之より先、一九一八年一月十五日人民委員會は義勇兵を持つてする赤衛軍の組織に關し法令を發布してゐるが、之は勞農赤衛軍の嚆矢とも云ふべきであつて、レーニン政府は之に依つて反ボリシエヴィキーに對抗すると共にプレストリトウスクに於ける講和談判の不調に備へんとした。當時レーニン政府の使用し得たる赤衛軍はペトログラード及びモスクワを中心とする約八萬人に過ぎない義勇軍であつて、内にやゝ軍隊的組織を有してゐたものは二個師團程度であつた。レーニン政府はドイツ軍の壓迫により、急遽ペトログラード及びモスクワに防衛司令官を置き、陸軍省參謀本部を改編して、最高軍事會議となしトロツキー自ら議長となり又軍事専門家招聘なる名目の下に舊將校を召集し、指揮官養成所を起し、ある程度の階級制を認め賞罰を明かにする等舊軍隊の制度を採用するに従つて漸次軍隊的價値を増大し、政府の運命も辛



ふじて危機を脱するを得るに至つた。斯くて一九一八年二月二十三日義勇應募になる赤衛軍組織に關する法令が發布され、爾來毎年二月二十三日を以て『赤軍デー』とし赤軍の創立記念日とされてゐる。

同年四月一日には赤色海軍の組織に關する法令が發布され、同年七月の第五回全露ソヴェート大會は赤衛軍組織に關する正式の承認を可決した、當時の赤軍總兵力は約三十萬人であつたが、五月二十五日附を以て義勇志願應募制を廢止し、滿十八歳より四十歳に至る義務兵役制實施の件が中央執行委員會から公布され、赤衛軍は『赤軍』と改稱さるゝに至つた。

赤軍の組織、制度

ソ聯邦の赤軍は、陸軍、海軍及び空軍の三軍から成り、陸軍中には正規軍、民兵團、特別軍(ゲ・ベ・ウ)及び護送隊があり、國防人民委員部(國防省)に委員長(大臣)以下、陸、海、空軍次長(國防次長)があり全軍を統率してゐる(一

九三七年一月二十七日改正實施)現任(一九三七年)委員は左の通りである。

- 國防人民委員長 ウオロシロフ元帥
陸軍次長 エゴロフ元帥
海軍次長 オルロフ海軍一等大將
空軍次長 アルクスニス一等大將
參謀總長 シヤポージニコフ元帥
極東特別軍司令官 ブリュツヘル元帥
騎兵監 ブジョンヌイ元帥

赤軍は其建設の主旨からして階級を廢し、階級を有せぬ事が一つの特長とされてゐた、然るに軍の統制上階級に類する制度の必要にせまられ従來の將校の階級たる少尉中尉等の稱號を廢し之に代るに職名を以て階級を區別し分隊長、小隊長等十二階級があり上下間には嚴格なる規律が存して居た、然るに一九三五年九月國防人民委員部は赤軍將校階級令を公布し、革命前の制度に立ち返り、各階級に應ずる稱號を制定し、幹部を終身官とし、閱歷力倆拔群の最高軍事指導官に對しては『ソヴェート聯邦元帥』の稱號が授けられる事となつた。

一九三五年九月二十二日の赤軍將校階級令の改正により従來の參謀部は參謀本部と改組され其組織を強化したが、更に將校階級、同呼稱を左の如く改稱した。

- 〔新階級令による將校稱號〕
一等軍大將 (コマンドーロム)
二等軍大將、軍團大將 (コムコール)
師團中將 (コムデーフ)
旅團少將 (コムブリツグ)
大佐 (ボルコウニツク)
少佐 (マイヨール)
大尉 (カピタン)
中尉 (スタルシ、レイテナント)
少尉 (レイテナント)

〔陸海空軍政治幹部〕

- 一等政治部大將、二等政治部大將 (一等及二等、アルメイスキー、コムミツサール)
軍團政治部大將 (コルブリスノイ、コムミツサール)
政治部中將、少將、大佐、少佐 (ヂウイデオンヌイ、ブリガヅヌイ、ボルコウヌイ、バタリオンヌイ、各コム

ミツサール)

政治部大尉 (スタールシ、ポリツルク)

〔陸空軍技術部〕

- 軍技術監 (アルミ・インジエネール)
軍團技術監 (コール・インジエネール)
師團技術監 (ヂイウ・インジエネール)
旅團技術監 (ブリグ・インジエネール)
一等技術正、二等技術正、三等技術正 (ウオエン・インジエネール)
一等技師、二等技師 (ウオエンテフニツク)

〔經理部幹部〕

- 軍主計監、軍團主計監、師團主計監、旅團主計監 (アルミンテンダント、コリンテンダント、ヂウインテンダント、ブリギンテンダント)

〔將校階級識別章〕

赤軍新階級令制定に伴ふ、ソ聯邦元帥以下、各將校の階級識別章左の如し。

(陸・空軍)

軍事國防

(階級)

(襟章)

(袖章)

- 元帥 赤色襟章に大金星一個、山形大金星一個、大金星一、山形形四
一等軍大將 大金星一、山形形四
二等軍大將 山形中幅金線四本
軍團大將 菱形章三個、金線三本
師團中將 菱形章二個、金線二本
旅團少將 菱形章一個、金線一本
聯隊大佐 矩形章三個、赤線三本
大隊少佐 矩形章二個、赤線二本
中隊大尉 矩形章一個、赤線一本
上級中尉 正方形三個、同小幅赤線三本
下級中尉 正方形二個、赤線二本
下士官ハ三角形の襟章、三個乃至一個を附す

〔兵科別襟章色別〕

- 赤軍各種兵科別、軍服襟章色別左の如し。
歩兵(紅色) 騎兵(淡青色)
砲兵(赤色) 航空兵(空色)
技術兵(青色) 裝甲兵(藍色)
化學兵(黒色) 經理兵(赤色)
衛生兵(赤色)

此外帽子鉢巻色別、歩兵「赤」、騎兵「青」、裝甲兵「黒」等の色別あり。

〔赤軍將校の服役年限〕

赤軍將校の服役年限及び進級、停年に關する規定は一九三五年改正令によつて左の如く規定された。

- 高級指揮官 (終身官とす)
聯隊指揮官 (八ヶ年以内)
大隊指揮官 (四ヶ年以内)
中隊指揮官 (三ヶ年以内)
中隊長(同補) (三ヶ年以内)
赤軍將校の現役、豫備役、服役年齢左の如し。

(官等)

(現役)

(豫備役)

- 高級將官 六〇歳迄 七十歳迄
大隊長級 四五歳迄 五五歳迄
中隊長級 四〇歳迄 五〇歳迄
陸、海、空軍、兵士の正規兵在隊年限、歸休年限左の如し。
陸軍兵 在隊二ヶ年 歸休三ヶ年
海軍兵 在隊三ヶ年 歸休二ヶ年
空軍兵 在隊四ヶ年 歸休一ヶ年



歸休期間には短期の勤務演習に召集される。

民兵軍は五ヶ年間に歩、砲兵は八ヶ月騎兵は十一ヶ月の教育を受け、残餘期間は歸休として、短期の勤務演習に召集せらる。

除外勤務兵は、五ヶ年間に六ヶ月の軍事教育を受ける。民兵軍及除外勤務兵の教育期間は五ヶ年の合計にして、之を各年度に分割するものとす。

豫備役期間を十四年とし二十六歳より三十四歳までを第一豫備役、三十五歳より四十歳までを第二豫備役とす豫備役の期間内には合計三ヶ月の勤務演習に召集せらる。

以上のほかに志願兵制度があつて十八歳より三十四歳までの勤勞者は、志願兵たることを得、その期間は一年以上とされてゐる。

ソ聯邦に於いては入營前に二ヶ月間の教育を施し苟くも體格検査に合格した者は正規軍に入るか、又は民兵軍に入るか、或は除外現役として必ず軍事教育を受

け、名實共に極端なる國民皆兵主義を實施してゐる。

又赤軍々人はソ聯邦内に於て、他の住民より最も優遇され、給與は現品支給で、聯隊長以上には自動車を支給されて居る。兵士の給料は最初一ヶ月一留四十五哥であつたが一九三三年末左の如く改正された。

下士官兵、月額六留より九留、班長以上、月額十五留より三十留  
士官學校生徒、三〇留より五〇留  
將校(俸給外増額高)四九留九、以上七一留四  
海軍將校(俸給増額當)三八、九留以上、七一、四留  
空軍兵員俸給増額高五〇、〇留以上八三、三留

右の内將校級の俸給は明示されてゐないが相當多額の支給を受けて居るものゝ如くである。

軍事豫算の増加は新兵器の整備増充兵舎の改善及び此の俸給及同増額高の増加に依ると稱せられてゐる。

### 高級幹部

赤軍の最高幹部は一九三七年六月の所謂陰謀事件發覺によつて、赤軍最高政治コミサール、ガマルニツク大將の自殺に、引續いて、國防次官トハチエフスキ元帥以下、ヤキール大將(レニングラード軍管區司令官)ウボレウチツチ將軍(白露軍管區司令官)エイデマン將軍(オソアビアヒム會長)ブートナ將軍(前駐英大使官附武官)コルク將軍(前モスクワ軍管區司令官)プリマコフ將軍(騎兵軍團長)フェリドマン將軍(赤軍總務部長)の八將軍が、キエフ條令によつて極刑に處せられ六月十二日死刑執行されて以來、當局の赤軍内部清掃工作は引續き行はれ、ゴブカチヨフ將軍、ヘツケル將軍(國防人民委員部外交部長)ルワンドフスキー將軍等も逮捕され、部内に大動搖を來たしたが、其後、後任補充が行はれ、現在、赤軍最高幹部として左記各將軍が就任してゐる。

★元帥(五名)

- ウオロシロフ元帥(國防人民委員)
- エゴロフ元帥(陸軍次長)
- ブジヨヌイ元帥(騎兵監)
- ブリユツヘル元帥(特別極東軍)
- シヤボシニコフ元帥(參謀總長)
- ★陸軍大將(政治部を含む)

- カームネフ大將(防空本部長)
- ペーロフ大將(モスクワ軍管區長)
- ドワイベンコ二等軍大將(沿ウオルガ管區)
- セヂヤキン二等軍大將(參謀次長)
- ヴアツエテス二等軍大將(國防大臣副官)
- ハレプスキー二等軍大將(裝甲隊本部長)
- トウボーイ二等軍大將(ハリコフ軍)
- レバンドフスキー二等軍大將(高架索軍)
- フエヂコ二等軍大將(沿海州軍)
- カシリン二等軍大將(北高架索軍)
- ★アメリカン二等軍政治部大將(キエフ)
- アロンシユタム(同)(極東)
- ヴエクリチエフ(同)(モスクワ)
- コジエヴニツク(同)(ハリコフ)
- メシス(同)(沿ウオルガ)
- スクトヴィン(同)(教育部長)
- シフレス(同)(經理大學長)
- スミルノフ(同)(レニングラード)
- ランドン(同)(赤星紙部長)

### 軍事國防

### 軍事教育

イッゴ(同上)(政治大學校長)  
ブーリン(同上)(白露)  
外に保安部(舊、ゲ・ベ・ウ)大將級五名、軍法務官(大將級一名)高等法院首席軍事參與官としてウリリツオフ外數名がある。

赤軍將兵の軍事教育は、軍事教育の外に政治教育を施して居り、此外一般的教育をも行つてゐる、従つて入隊の際文字を知らなかつた農民出の兵士も、除隊の際には文盲者は一人も居ない有様で、特殊技術を必要とする特科兵の教育には特に力を盡し、各種専門教育には大規模の施設を以て全力を之に傾倒してゐる。

次に指揮官の養成に就いて一言すれば廣大なる戦線、巨大なる軍隊及び多種多様の技術は、現代の戦闘指揮を頗る複雑ならしめてゐる、斯かる大規模の機構を正しく、巧妙に、組織的に指揮するには最高教育を受けた軍事専門家を充分に有する必要がある、斯かる専門家を陸軍大

學で養成してゐる。陸軍を改造した結果、最高軍事教育を有する指揮官を多數必要としたので、既設の陸、海、空、軍政各大學及び新設の若干の軍事大學に多數在校せしめるに至つた、目下軍事大學の在校生は非常に増加してゐる、増加の最も大なるものは技術部隊の指揮官及び軍事技術各種部門の技術専門家である。指揮官の養成は學校に限られてゐるのではなく、彼等は學校外に於いても絶えず各種の作業に参加して一日たりとも、一ヶ所に立つてゐない、赤軍はその専門を修得したポリシエヴィキの人員を有してゐるが、これを以つて足れりとせず、ソ聯邦の最高科學者は不撓不屈研究を繼續してゐる、又研究室で書籍を調べるのみではなく、實際との聯絡を失はぬやうに努めてゐる。

又軍事指揮官養成の爲左の學校が設けられ各自専門の課業を修得する事になつてゐる。

歩兵學校 モスクワ以下十三箇所在り、射撃部隊の指揮者を養成(修業期間二ヶ年)



半)

騎兵學校 レニングラード以下四箇所に在り、騎兵部隊指揮者を養成(修業期間二年半)  
砲兵學校 モスクワ以下七箇所に在り重砲野砲、高射砲部隊指揮者を養成する(修業期間三ヶ年三ヶ月)  
軍事技術學校 モスクワ、レニングラード技術部隊指揮者を養成す(修業期間三ヶ年三ヶ月)  
軍事連絡學校 レニングラード、キエフ軍事連絡部隊指揮者を養成す(修業期間三ヶ年三ヶ月)  
武器技術學校 レニングラードにあり各種軍隊に於ける武器技術指揮者を養成す(修業期間三ヶ年)  
射撃技術學校 レニングラードに在り射撃部隊指揮者を養成す(修業期間三ヶ年)  
交通學校 レニングラードに在り鐵道部隊指揮者を養成(修業期間三ヶ年)  
地形學々校 レニングラードに在り、軍事地形學指揮者を養成す(修業期間三ヶ年)  
戰車學校 アリョールに在り、戰車隊指揮者を養成す(修業期間三ヶ年)  
軍用自動車學校 モスクワに在り、乗用者

トラック、タンク専門の軍事技術家を養成す(修業期間二ヶ年)  
統一軍事學校 モスクワ、ミンスク、カザン、タシケント等にあり、歩兵、砲兵、騎兵等の各部隊指揮官を養成す(修業期間各部毎に異なる)

兵力及び裝備

ソ聯邦軍事當局は赤軍の兵力増加策として徵兵適齡の引下げを行ひ、一九三〇年八月十三日改正の『兵役義務に關する規則・第十條』を一部改正し、從來の適齡二十一歳を改めて徵收年度の一月一日を以て滿十九歳に達する者を現役に徵集する事を決議した。

而して一九三七年來に於ける赤軍の平時總兵力は一八五萬で、内譯、正規軍一三〇萬人、民兵部隊約三〇萬、特別軍隊約二五萬、となり正規軍の内譯左の如し。

Table with 2 columns: Unit Name, Personnel Count. Includes步兵師團 (80), 騎兵師團 (15), 飛行機數 (4,000), 戰車數 (4,500).

戰車聯隊 四  
同大隊 七一〇  
機械化兵團 四  
常備兵總員 百三十萬人内外  
赤軍は一九三七年末までに飛行機七、〇〇〇臺を整備すと傳えられて居るが詳細不明である。  
之等の赤軍は九大軍管區に分たれ、各軍管區司令官之を統率してゐる。  
軍管區別兵力配置左の如し。(除空軍)  
▼モスクワ軍管區(三個軍團)  
歩兵十個師團、騎兵二個師團  
▼レニングラード軍管區  
民兵三個師團、獨立三個師團、騎兵一個師團  
▼ウクライナ軍管區(八個軍團)  
歩兵八個師團、民兵七個師團、其他三個師團、騎兵四個師團  
▼ウオルガ軍管區(二個軍團)  
民兵九個師團、騎兵一個師團  
▼北カフカズ軍管區(二個軍團)  
歩兵四個師團、民兵二個師團、其他二個師團  
△白ロシア軍管區(五個軍團)

歩兵五個師團、民兵四個師團、騎兵三個師團

▼中央アツヤ軍管區(二個軍團)

歩兵三個師團、騎兵三個師團

▼シベリヤ軍管區

歩兵五個師團、民兵二個師團

▼極東特別軍(二個軍團)

歩兵十個師團、騎兵二個師團

而して是を更に兵種別兵團別に見ると左の通りである。

狙撃軍團本部(約二十個)、狙撃軍團(約九十隊)、騎兵軍團本部(約七個)、(騎兵師團(約三十隊)、機械化軍團(約四個)、機械化旅團(約十餘隊)、戰車聯隊(約五個)、戰車大隊(約一〇隊)、裝甲列車大隊(約十個)

〔師團配備兵器數〕

歩兵師團及び騎兵師團に於ける特種兵器即ち重輕機關銃配備數左の如し。

Table with 2 columns: Weapon Type, Quantity. Includes兵器種類 (步兵師團, 騎兵師團), 輕機關銃 (162挺), 重機關銃 (162挺), 計 (324挺).

軍事國防

野 砲 三六門(騎砲)二四門  
榴彈砲十二種 一二門 六門

計

四八門 三〇門

此外獨立騎兵旅團(三個聯隊)の裝備は、輕機關銃九六挺、重機關銃四八挺、野砲六門で正規以外の聯隊學校等の兵器を推算すれば本表より、輕、重機關銃各十八挺、野砲六門を増加する。

裝甲戰車隊

赤軍は國內戰當時白軍から分捕した數十臺の戰車、レノ型、「リカルド」型等を基礎として、一九二七年新型の戰車を組立てたが、これはその戰鬥能力に於て「レノ」型に劣るものであつた。そこで外國の新型の獲得に努力し遂に現代式新車を組立て、製造するに至つた。これは外國の有名な型に劣らない特殊性を有するものである。

赤軍タンクの武裝一般を摘記すると左の通りである。

前記ルノ型は既に舊式に屬するが三纏七砲一門及び機銃を有するもので輕快

赤軍用戰車要目

Table with 7 columns: Model, Type, Cannon, Machine Gun, Speed, Crew, Weight. Lists various tank models like 大型重戰車, 中型重戰車, etc.

走小型戰車で、二、三種、中型タンクの外、赤軍が最も重視してゐるのは重戰車で、内最新式のもの重量約八〇噸、乗員一二名、七纏六の砲二門、機銃四門を裝備してゐる。

此外赤軍には水陸兩用裝甲自動車があり野戰に於て河川の横斷、其他に無敵の威力を發揮するものと稱されてゐる、同自動車は三纏七砲一門、輕機銃二門を有

し、乗員四名、フロート有する四車輪附裝甲車で、英國ヴィッカーズ社製の最新タンク多數を有してゐる。



用戦車の主なるものを摘記すると左の通りである。

是等戦車は英國製又は之を模作したるもの多く、英國ヴィカース會社又は伊太利ファイアット會社製のもの多數あり、装甲自動車同様、水陸兼用の戦車もあると傳えられてゐる。

赤軍に於ける戦車増加は逐年目覺ましい數字を示して居るが一九三一年以降の増加率を示すと左の通りである。

赤軍戦車増加割合

1931年	500臺	1934年	3,000臺
1932年	1,500臺	1935年	4,000臺
1933年	2,000臺	1936年	4,500臺

化學戰部隊

一九二一年頃より將來の戦争には化學戰の必現を豫想し、之が研究施設に努力し來り、軍部及民間に各種の施設を行ひ國防軍事委員會、又化學戰特別研究委員會を設け更に常設部隊として化學聯隊及び同獨立大隊を設けたる外、一般軍隊に

瓦斯裝備を附加し之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。

又一般民間に對しては化學戰に關する研究並びに知識の普及の爲、國防飛行化學協會の活動目醒ましきものがある。

軍部の施設としては、次に示す如き規模のものがあり、化學兵器の製造並びに使用に關する研究、戰闘法の演練等を實施してゐる。

化學戰特別研究委員會

化學戰部

化學兵器研究所

化學兵器製造所

高等化學戰學校(將校教育)

速成化學戰學校(下士教育)

モスクワ化學聯隊

化學戰獨立大隊

六箇所

四箇所以上

一箇所

一聯隊

三大隊

又士官學校に於ては豫科學年に於て個人防護法を、初級年には化學兵器に關する理論上の知識を與へ、且つ實際的動作を一層完全ならしめ上級學年に於ては、以上の外軍事化學に關する理論及實際的知識の教育法をも授けてゐる。

從來化學戰に關する教育普及の爲、軍管區司令部に軍事化學指導官を置いて居たが、最近に於ては軍師團步兵聯隊、騎兵師團獨立騎兵旅團等には總て化學小隊が設けられてゐる之等の化學戰部隊は防護及煙幕の使用を主務とするが一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用する事も出来るのである。

斯く新兵器、新部隊の増設に對する軍事豫算の歳出額は年々莫大な數字に上り、年々増大する一方で、殊に一九三五年以降に於けるソ聯軍事費の膨脹は驚く可き額に達してゐる。

空中デサント部隊

空中デサント部隊は赤軍が創始した獨特の新戰術で、赤軍主腦部は特に本部隊の整備養成に力癩を入れてゐる、ウオロシイロフ元帥は此の空中デサント部隊の効果を特に強調し、廣大なる戰線に於ける敵陣地の後方攪亂には極めて有效な戰法であると論じてゐる。

空中デサント部隊とは大型飛行機を以

ソ聯10ヶ年間の國防豫算歳出表

1927年	635,480,000留	1933年	1,573,700,000留
1928年	780,000,000留	1934年	1,669,000,000留
1929年	979,000,000留	1935年	8,200,000,000留
1930年	1,159,000,000留	1936年	14,816,000,000留
1931年	1,159,000,000留	1937年	20,102,000,000留
1932年	1,390,000,000留	1938年	.....

て歩兵隊を多數敵陣地後方にパラシュートを以て降下せしめ敵陣を奇襲するもので、初めて此部隊が公開されたのは一九三五年秋期、キエフを中心として行はれた赤軍大演習に於て實施され、此際は約一千名の武裝せる兵員が飛行機上より降下したが、當時の戰評では此の隊の效果に對し、數に於て劣つた爲相手軍の逆襲に會ひ充分な效果は擧げられなかつたが敵陣後方攪亂の役目は充分盡し得たと稱されてゐる。

兵員が機關銃、大砲、小型タンク等を携へて降下し、相當の効果を收めたと報ぜられてゐる。ソ聯に於けるパラシュート降下熱の盛んな事は世界第一であり、政府當局乃至オソオビアヒムは盛んに勞農青年間に普及に勉めて居るが、赤軍の空中デサント階員養成によるパラシュート降下術修了者は一九三五年に二二、〇〇〇名、一九三六年、六〇、〇〇〇名、一九三七年、一〇〇、〇〇〇名(豫定)となつてゐる。

トーチカ陣地

次で一九三六年、ミンスクを中心とする赤軍大演習に於ては更に一千五百名の

軍事國防

ソ聯赤軍の新創出戰術の一つとして「トーチカ」(小型砲臺)がある、トーチカとは露語で點(・)を意味し「豆砲臺」の意味で、此のトーチカを國境線上に數十米の間隙を置いて並列し防禦陣地を形成して居るが、西部國境及び東部國境に多數築造されてゐる。トーチカの構造はベトン作りの厚さ約二米突位の天井及び壁を有し、内部は直徑五、六米から十米位までのもの多く、銃眼を有し、機關銃及び小經砲を以て敵を掃射する裝置となつてゐる、其外觀は土又は草木を以て完全に覆はれ外部より發見を困難ならしめてゐる。トーチカは前述の如く堅固なベトン作りの堡壘であり、普通飛行機の爆彈、野砲彈位では容易に破壊されない、而して各トーチカは地下道で連絡されて居るので一つのトーチカから他のトーチカへの通行連絡も自由であり後方陣地への通路も開けて居る。

此外國境附近距離には敵を偽る偽裝トーチカが多數設けられ是等は眞物のトーチカ



チカに比し著しく露出されてゐるので一見判別し得ると稱されてゐる。

### 建軍の要旨と素質

赤軍建設の目的は資本主義諸國の攻撃に對しソヴェト聯邦を擁護するを主とするも、尙狀況によつて資本主義……のブレタリアートの……際し之を……するを認めて居る。

赤軍野外教令の綱領中に赤軍の任務として次の如く述べてゐる。

「前略——赤軍は更にその存在する事實を以て……の被壓迫労働者の大衆が……の爲めにする……をしつゝあるものなり。」と。

之れ婉曲に其積極的任務を表明するものにして過去ソ聯邦政府の對外施設を見るに、その然るは外蒙古並に「エストニア」事件に徴し明瞭である。

前述の如くソヴェト聯邦に於ける國防は露國民の祖國の防禦にあらずして労働……たるソ聯邦の擁護なるをもつて、國防は只……の權利にして二者以外

の階級は剣を執つて國防に任ずるの權利を附與せられぬ。

次に赤軍内部の黨員の割合も少なからぬ變化をなした。一九二一年には赤軍内部の黨員の割合は七%、二八年には黨員一二・八%、青年黨員一四・五%であつたが、三三年には黨員三五%、青年黨員二四%にして、これらは赤軍全體の五九%を占めてゐる。

### 指揮官の素質

赤軍の建設期に於ける指揮官の構成人員は頗る貧弱であつた。これがため指揮官の充實に全力を傾注し、今日ではプロレタリアの事業に絶対に忠實な指揮官の構成體を有するに至つた。彼等の大部分は國內戰に遭遇し、ソヴェトの學校で教育を受けたものであり、過半数は労働者農民の出身である。赤軍は若き指揮官を増大せしめたのみならず、舊軍隊の軍事専門家をポリシエヴィキ的環境に順應せしめたので、彼等は今日では黨員となつてゐる。

赤軍兵士の階級構成は、依然農民が中堅となつて居るが逐年労働者數を増加して來た、是等は主として革命的分子を特に入隊せしめた結果である。

階級	1921年	1928年	1933年
労働者	18%	21%	43%
農民	71%	67%	47%
其他	11%	12%	10%

一九二一年以降、三三年に至る各階級別入隊者比率は別表の如くである。

要するに赤軍は革命的指揮官の養成に於ては大なる好成績を獲得した。然し非黨員の指揮官を赤軍は不要であると考へてゐない、非黨員指揮官の割合は非常に少く彼等は偶然な形式的原因に依つて黨外にゐるが、赤軍は黨員と同様彼等に信頼してゐる。

### 軍事國防

軍隊の編制、常備兵額並に毎年徵集すべき兵員の配置、配屬其他陸海空軍に關する一切の業務は、國防人民委員會議議長を議長とする革命軍事會議之れを管掌してゐたが廢止以來は國防人民委員會議の管掌に屬してゐる。

此の國防人民委員會の組織は總參謀本部、赤軍本部、兵器本部、政治部、海軍本部、空軍本部其他種々の本部から成立されてゐる。

指揮官の基幹の概要に就き若干の數字を引用しやう。軍管區長は全部黨員、狙撃軍團長も全部黨員その内三三%は陸軍大學卒業、六七%は最高級幹部講習所卒業、狙撃師團長の九三%は黨員その内二五%は陸軍大學卒業、七五%は最高級幹部講習所卒業、騎兵師團長の九五%は黨員、その内四三%は陸軍大學卒業他は最高級幹部講習所卒業、狙撃師團長の八八%は黨員、その内一三%は陸軍大學卒業他は講習所卒業。騎兵師團長も大體これと同様である。大隊長の七二%、中隊(小隊を含む)長の六九%は黨員。航空旅團長の七八%、航空大隊長の七七%、獨立航空部隊長の八五%は黨員である。

一九三六年に於ける指揮官中の黨員比率は左の通りである。

- 軍團長(大將級) 一〇〇・〇%
- 師團長(中將級) 九〇・〇%
- 聯隊長(大佐級) 七二・〇%
- 一般將校(佐官、尉官) 六八・三%
- 兵士(各科兵) 四九・三%

然らば右の如き主旨に従つて建設され

官に對し目付役であつたコミサール制度も漸次廢止せられつゝある。之れは赤軍の團結が益々固められて最早コミサール制度を置く必要がなくなつたことを示すものであつて、赤軍は精神的にも既に安全なる域に達したと云ふことが出來やう。

### 特別軍(ゲ・ベ・ウ)

ソ聯邦に於ては、一般軍隊の外に國家保安隊(ゲ・ベ・ウ)の軍隊があり、ゲ・ベ・ウ軍隊は、その數十五萬人に達し、専ら國內の反革命叛亂の鎮定、交通の保護、國境警備に當る外、普通軍隊内にも混入して軍規を監視し、諸外國に於ける憲兵隊の組織を擴大充實したる如きもので、一朝有事の際には國內の治安維持に任ずるもので、秘密裁判權及刑務執行權の一部を附與され、一般民衆及び軍兵の恐怖の的となつてゐる。

一九三四年に至りゲ・ベ・ウの機構は大改革が加へられ、秘密裁判權及び刑務執行權の權限を著しく縮小され内務人民



委員部の一部局として存在するに至つたが之等は表面の事でありソ聯邦の國際聯盟加入其他の對外工作の一方と見られてゐる。

此外、護送軍隊と言ふのがあり、其數は七、八萬人に達するが、此れは戰時に際し敵軍捕虜の護送、平時に在つては囚人の集團的移送監視等を行ふものである。

### 特別極東軍

ソ聯邦の極東軍備は、滿洲事變後、日ソ滿三國關係の複雑化に伴ひ、兵力の増強、裝備の充實、編制改革等、事變前に比し數倍するに至り、ことに一九三七年支那事變突發後に於ては、外蒙、並びに新疆方面の軍事工作は、對支軍事援助と相俟つて益々露骨となり來つてゐる。

極東ソ領の赤軍は最初三師團と騎兵二旅團であつたが一九二九年の東支事件以來一師團を増加して極東軍を編成しブリュツヘル將軍を總司令に任命し而もクラスノヤルスク以東を管理せしめて更に其

兵力を増加し、其後も依然其編成を解かず東方經略の後據となしてゐたが、滿洲事變後更に西伯利及歐露から兵力を増派せられ、最近に於ては歩兵十師團騎兵二師團と一旅團を算するに至り、其總兵力は十五萬に達するものゝ如くである。尙ゲ・ペ・ウの兵力著しく増大し、國境の警備は固より國內の取締りも至嚴となつた。

加ふるに從來二等裝備であつた極東軍は、一等裝備に改編せられて、其人員を整備し裝備を改め特に歩騎兵師團には機械化部隊の配屬を見、又戰車並飛行機も著しく増加せられて其數各々一、〇〇〇臺を下らず、尙陸續増加の模様である。殊に飛行機は最新式の機種を以て更新せられ、且、最近超重爆撃機（搭載重量約七噸にして航續距離約二、五〇〇斤に及ぶ）百數臺を整備し、本國に於ける航空勢力は短時間の移動性と相俟つて、極東に於ける制空權の獲得を企圖してゐるのが伺はれる。

極東特別軍の現有勢力は約三〇萬と稱

されてゐるが其内譯を示すと左の通りである。

步兵師團	十六個團
騎兵師團	五個團
裝甲兵團	九個團

飛行機及び戰車數、各々約一、五〇〇臺而して滿洲國との接境地中樞要の地區、即ちボグラニチナヤ東方地區、黑龍江及松花江合流點附近、武市附近及滿洲里西方ボルヂヤ附近には極めて堅固なる永久要塞地帯を銳意構築中なるものゝ如く最新式ペトン式築城法によるトーチカ陣地は國境線一帶に亘つて構築せられ、其數、數百ヶ所に達する。之等は勿論防禦的な施設と見做し得ざるにあらざるも、近年築城が常に攻勢的據點として利用せられ、或は集中掩護陣地として、偉大な役割を果しあるに濫みれば、此等築城あるの故を以てソ聯邦は防禦的なりと安心するは過早ではあるまいか、況んや何れの國と雖も自國の軍備を攻勢的なりと吹聴するが如き事なきに於て然りである。更に超重爆撃機の整備の如き、如何

に好意的に見るも防禦的兵器とは説明することは出来ない其他赤軍除隊兵のホルホーズ移民鐵道の複線工事、浦鹽要塞の修覆、同港に於ける船渠の修理、潜水艦の建造、沿海州及後貝加爾に於ける大演習等看過し得ざるものである。

### 赤軍の再檢討

スターリンの赤軍肅正で却つて赤軍は強化されるといふ見透しが有力のようである、此の肅正の目的が若し近年軍の裝備にのみ汲々として政治的訓練の缺けた赤軍を共產黨本來の革命精神で鍛錬し直さうといふ黨幹部の方針から出たものとすれば正しいといへよう、ドイツの専門家は近年の赤軍の士氣、即ち精神力については軍の裝備に逆比例する精神力の低下を指摘してゐるのである、彼は「今日の赤軍は裝備は遙かに劣るも信念に燃えてゐた一九二〇年の軍隊と異り革命精神の水準が著しく低下してゐると喝破し「二百臺の飛行機が戰鬪隊形を組んで分列式を行つたり、一千人のパラシュータ

ーを落下させたりすることと軍の士氣とは別である」と言つてゐる。猶ほドイツの専門家は最近の赤軍に就て次の如き再檢討を行つてゐる。

赤軍は素質すぐれ、歩兵も良好であり、騎兵は更に優秀である、併し技術的兵器は實戰によらねば價値を判定し得ない、ソ聯は現在兵力に三、四倍する軍隊を裝備するに足る資材を有してゐるが、軍需品や瓦斯の製造状態は如何であるか、ソ聯は勿論資源豊富であるがレーニンも言つたやうに問題は生産よりも組織と配給に存するのである、戰時における物資の消耗は少くとも平時の二倍に上り生産を凌駕する、準備の缺乏した場合には外國より補給を受けねばならぬが、ソ聯は之を何處から得ようとするか。

此のドイツ専門家は赤軍を再檢討するに當つて赤軍最大の未知數は同國の參謀本部であり、その眞價は頗る疑問であつて、世界で參謀本部と稱し得るのは獨佛及び日本伊太利の參謀本部位のもので、ソ波戰爭に徴するも、ソ聯の參謀本部は

一九一四年開戰當時のベルリン、パリ軍首腦部に比するよりは、寧ろ師團が兵團の參謀部に近いものであると評してゐる。

### 赤軍の新徵集令

ソ聯國防人民委員部は一九三七年八月十日付國防人民委員ウオロシロフ元帥布告第一四五及一四六號を以て赤軍將兵、内務人民委員部附屬國境警備兵及國內警備兵の除隊並びに豫備役編入を命令すると同時に定期徵集命令を發した、布告内容左の通りである。

〔除隊に關する布告〕（第一四五號）

一、勞農赤軍、内務人民委員部國境保安隊及國內保安隊より左記規定期間の勤務を満了したる兵、下士官、士官を除隊せしむ

- イ、一九三五年召集二年兵役滿期のもの
- ロ、一九三四年召集三年兵役滿期のもの
- ハ、一九三三年召集四年兵役滿期のもの
- ニ、一九三六年召集高等教育終了者、一九三五年召集海軍將士にして豫備下士官及士官試験を通過したるもの



二、除隊期間

イ、陸軍、空軍、海軍に於ては一九三七年十月一日より十二月一日まで  
 ロ、内務人民委員部附屬國境保安隊に於ては一九三七年十二月一日、同國內保安隊に於ては一九三七年十二月三十日まで  
 三、布告は各中隊、各部隊、師團、艦隊、乗組員の全てに亘つて告示するものとす

〔徴兵に關する布告〕(第一四六號)

一、一九一五年生れのソ聯市民、一九一六年生れにして一九三六年に徴集せられざりし市民、同年以前生れにして徴集延期々間經過せる市民を一九三七年九月一日より十月一日までの期間内に勞農赤軍の實際軍務に徴集す  
 一、一九〇七年生れの市民にして徴集を延期せるものは徴集を免除し第一豫備役に編入す

海軍

赤色海軍の沿革

ソ聯邦海軍は、革命の内亂により崩壊

せる軍隊の再建に際し、當局は先づ陸軍の整備に着手し、次で空軍の建設に乗出したが、陸、空兩軍の整備完了と共に一九三五年以來海軍の充實擴張に乗り出したもので、ソ聯軍備中、赤色艦隊は最後に取残されて居たものである。

ソ聯邦は其國土、地勢の關係上他の列國の如く強力なる大艦隊を必要とせず、日露戦争による帝政露西亞の大艦隊の滅亡後一時、露西亞海軍復興運動が起り、艦隊再建期成委員會が組織されたが、未だ其實績を擧げざるに歐洲大戰となり次で革命の混亂に陥り、軍事當局も海軍に對する諸計畫を極度に縮少し艦艇の如き苟も修繕の出来る限り之を利用し、愈々望みなきものは廢艦處分を行つて、その缺陷は新兵器を以て補填する方策に出た。一九二九年五月陸海軍部長は赤色海軍は過去二年間に着々整理を進め、六隻廢艦處分を行ひ十隻新造せるを以て實勢力に於て一萬三千噸を増加したが、其十隻は特種な小型軍艦であつた。

繰て従前の海軍工廠を見るに、艦艇の

建造修繕を行ふが、一齊に經濟的工業機關と化し主として普通船舶の建造修理と農具製作に力を振つてゐた、即ち根本に於て、工廠の性質が一變してゐたのである。

上述の理由により、軍艦には革命前既に老齡なりしもの多く、從て驅逐艦或は潜水艦中に若干新式のものある以外に他は悉く老朽艦である。但し一九二九年から小規模ながらも外海の演習を行ひ、或は獨逸訪問に出動せるが如き事實に徴しても、ソ聯邦海軍は今や整理時代を了つて漸く充實期に入つたものと見るべきであらう。

一九三五年初頭フィンランド灣に舉行されたバルチック艦隊の大演習に於て、ソ聯海軍の缺陷は遺憾なく暴露され、就中潜水艦戦に於て更に幾多の研究を要する事をソ聯當局も認識し、専ら潜水艦による戦技訓練に主力を注ぎ其熟練せる乗組將兵の養成に勉めて居り一九三五年夏期バルチック海に於ける大型潜水艦の沈没慘事を惹起し乗組の練習生五十餘名が

殉職した事は赤色艦隊空前の椿事であつた。

一九三六年以降、補助艦艇の充實から一躍して主力艦の増建を企圖したが、多年此種の巨艦建造を行はなかつたソ聯に於ては現在の新式主力艦の建造は不可能なので、勢ひ其建造を外國に依頼することとなり、一九三七年六月對英二千萬磅のクレジット設定により英國製海軍用、軍器を多數購入し舊式艦の改装に充用し更に佛國に對しては、バルチック海に於ける獨逸海軍に對抗する爲、新式潜水艦を注文したと傳へられてゐる。

其他極東に於ける海面に對しては、一九三七年七月十七日調印された『英ソ海軍條約』に依り、質的制限を受けざる事を承認され、現在、浦鹽其他の軍港、要港に對しても全力を盡して大擴張と充實に餘念なき状態である。

教育と階級

ソ聯邦海軍の兵員は一九三七年現在、四萬人で、内譯將校階級に屬するもの二

千五百名、之等海軍士官の養成は海軍兵學校があつて、志願者中より優秀なる者を選抜し入學せしめて居る、此外機關學校、政治學校、飛行學校、水路學校等があり、之等諸學校は何れも二ケ年乃至三ケ年の修業年限を以て修了となつてゐる。

兵學校には生徒科と補習科の二科があり各學校の修學科目左の通りである。

〔海軍諸學校〕

1 海軍兵學校

〔生徒科〕 各國の兵學校に同じ、入學資格としては海軍兵又は九年學業修了者にして年齢十六歳以上二十三歳以下の者たる事を要する、入學志願は主として、青年共產黨の地方機關を通じて行はれ、願書を其の細胞に提出すべく、青年共產黨に關係のない者も出願するを得るが細胞の推薦を要する入學には勞働者及其子弟が優先する。

〔補習科〕 兵學校出身の尉官中より選抜して砲術、航海、水雷等の専門に就て教育を施す。

- 2 機關學校、兵學校生徒科に準ずる。
- 3 海軍政治學校 海軍の政治部員を養成する事を目的として社會科學の外に兵學並に普通教育をも授ける。入學資格は兵學校生徒科と大同小異である。
- 4 海軍航空學校 海軍飛行將校を養成する。
- 5 海軍水路學校 航空航海に關する將校を養成する。
- 6 海軍大學 修業年限は三年であつて左の二科に大別する。

〔兵學科〕

戰略戰術等を教へる。

〔技術科〕

機械、電氣、造船、海圖、砲術の諸科がある。學生は大體尉官級である。

一九三五年九月、赤軍の個人的階級制施行され、陸空と並び海軍將校の階級稱號が制定されたが、此新制度に基く將校階級の名稱は左の如し。

- 〔海軍將校稱號〕 一九三五年九月制定
- 一等艦隊大將 (一等フラグマン・フロート)
  - 二等艦隊大將 (二等フラグマン・フロート)



海軍中將 (一等フラグマン)  
 同 少將 (二等フラグマン)  
 同 大佐 (一等カビタイン)  
 同 中佐 (二等カビタイン)  
 同 少佐 (三等カビタイン)  
 同 大尉 (カビタン・レイテナント)  
 同 中尉 (スタルシ・レイテナント)  
 同 少尉 (レイテナント)

政治部、幹部將校の稱號は陸軍の部と同である。

〔海軍技術幹部〕

艦隊技術監 (インシエネル・フラグマン・フロ  
 一タ)

一等技術監 (一等インシエネル・フラグマン)  
 二等技術監 (二等インシエネル・フラグマン)  
 三等技術監 (三等インシエネル・フラグマン)  
 以下技術幹部は陸軍と同一。

〔赤色海軍首脳部〕

一九三七年現在  
 ソ聯邦海軍首脳者中、反革命陰謀に連座し又は其嫌疑を以て逮捕された將官連もあり、太平洋艦隊司令長官グイクトロフ大將其他、消息不明の者も多數あるが、オルロフ海軍長官以下現主腦部の額振は

次の通りである。

國防次長、海軍長官、一等海軍大將  
 オルロフ  
 バルチック艦隊長官、二等海軍大將  
 ガルレル  
 太平洋艦隊長官代理、二等海軍大將  
 キレ  
 黒海艦隊長官、二等海軍大將  
 コザヤノフ  
 バルチック艦隊政治部長 (政・大將)  
 グリシン  
 黒海艦隊政治部長 (政・大將)  
 ゴーギン  
 太平洋艦隊政治部長 (政・大將)  
 ゼムスコフ

〔海軍旗、章種類〕

一九三五年改正  
 ソ聯邦軍艦旗は従來まで赤地に斜十字及白十字を配し中央白圓内に星章を附したるものを使用してゐたが、一九三五年九月新に海軍旗章令を發布し、軍艦旗を改正する外、新たに左の二十種に亘り新海軍旗を制定した。

軍艦旗 勳功表彰軍艦旗 艦首旗、海岸要塞旗 長旗 雜役船旗 測量船旗、

而して各艦隊の配備状況左の通りである。

〔バルチック艦隊所屬〕

戰艦 二二三、三七〇噸型三隻、ミハイ  
 ルフルンゼ號、アクチャプリスカ  
 ヤレポリユーツイヤ號、マラート  
 號、一二、〇〇〇噸型一隻  
 巡洋艦 六、八〇〇噸型オローラ號外若干  
 航空母艦 七、六〇〇噸型クラスヌイモ  
 リヤク號(一隻)  
 大型驅逐艦 一、三〇〇噸型 一二隻  
 小型驅逐艦 六〇〇噸型 三隻  
 潜水母艦 三、〇〇〇噸型 二隻  
 スモリーヌイ號、コンムーナ號  
 潜水艦 一、〇〇〇噸型約五隻、七〇〇  
 噸型約二〇隻、水雷艇千噸以上約  
 五隻、千噸以下約二〇隻、敷設艦  
 二千噸乃至五千噸型四隻、掃海艇  
 五百噸未滿一五隻、雜役船一〇隻  
 飛行機約二〇〇機

〔黒海艦隊所屬〕  
 戰艦 二二三、三七〇噸型一隻、パリジ

軍事國防

スカヤ・コンムーナ號  
 巡洋艦 七、六〇〇噸型一隻、クラスヌ  
 イカフカズ號、六八〇〇噸型一隻、  
 チェルオンナヤ・ウクライナ號、  
 プロフィンテルン號

〔裏海艦隊所屬〕

大型驅逐艦 一、三〇〇噸型七隻、小型  
 驅逐艦四百噸型四隻、砲艦千五百  
 噸型一〇隻、潜水艦千噸型三隻七  
 百噸型三隻、水雷艇四隻、其他雜  
 船數隻飛行機約一〇〇機

〔太平洋艦隊所屬〕  
 砲艦 六百噸型二隻、水雷艇、五八〇  
 噸型六隻、雜役船數隻、飛行機五〇  
 機

〔太平洋艦隊所屬〕

河用砲艦 千噸型十隻、二百噸型十餘隻、  
 潜水母艦一隻(三千噸型)、潜水艦  
 千噸型、約二〇隻、七〇〇噸型約  
 三〇隻、特務艦二千噸型五隻、高  
 速水雷艇七十噸型六〇隻、雜役船  
 數隻、飛行機三〇〇機

極東艦隊所屬の最新式艦は一九三四年  
 伊太利より購入の八二〇噸型砲艦二隻で

水先船旗、燈船旗 國防人民委員 (國  
 防大臣) 旗 赤軍參謀本部長旗 海軍  
 部長旗 海軍兵監旗 海軍區司令官旗  
 艦隊司令官旗 戰隊司令官旗 司令  
 旗 艇隊司令旗 先任旗 港務部長旗  
 測量隊指揮官旗 內務人民委員部國境  
 警備艦艇旗 內務人民委員 (內務大臣)  
 旗

軍港及艦隊の編成

ソ聯邦艦隊は其主力をバルチック海及  
 極東に注いでゐるが、全海軍を四つに分  
 ち、バルチック艦隊、黒海艦隊、裏海艦  
 隊及び太平洋艦隊とする、而して軍港及  
 び要港を左の管區に分つてゐる。

〔軍港〕 レニングラード、クロンシュタット  
 (以上バルチック海) ウラヂオストク (極  
 東) セバストポリ (黒海)  
 〔要港〕 アルハンゲリスク (白海) ハバロフ  
 スク (極東) ニコラエフ、オデッサ (黒海) ム  
 ルマンスク (バレンツ海)  
 〔其他〕 準要港としてはバク、オラニエ  
 バウム、チルケ、ニコラエフスク、ブラゴ  
 ウエシチエンスク等がある。

一九三五年夏艦裝を了り既に北海に出動  
 してゐる。  
 又、高速水雷艇は水雷發射管二門を有  
 し四十哩の快速を出し得るものである。

ソ聯邦海軍主要艦艇要目  
 戰艦 四隻 (93,480 噸)

艦名	排水量 (噸)	速力 (節)	主砲	副砲	水雷管	雷管	竣工年
カヤ・スーナ	23,370	23.0	30 12門	12 16門	45 4門	4門	1915
スーナ	23,370	23.0	30 12門	12 16門	45 4門	4門	1914
ヤレポリ	23,370	23.0	30 12門	12 16門	45 4門	4門	1914
ミハイ	23,370	23.0	30 12門	12 16門	45 4門	4門	1915

〔註〕 1937年夏、米國造船所と35,000噸型戰艦二隻建造契約成立を傳へられてゐる。



甲級巡洋艦一隻 (7,600噸)

艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲	高角砲	水雷發射管	竣工年度
クラスヌイ・カフカズ號	7,600	33.0	20糎 8門	12糎 4門	45糎 12門	1931

〔註〕 1937年英ソ海軍協定により甲級巡洋艦七隻の建造を容認さる。

乙級巡洋艦四隻 (27,180噸)

艦名	排水量(噸)	速力(節)	主砲	高角砲	水雷發射管	竣工年度
チエルウオンナヤ・ウクライナ號	6,800	29.5	13糎 15門	10糎 4門	53糎 2門	1913
プロフィンテルン號	6,800	29.5	13糎 15門	10糎 4門	53糎 2門	1915
コンミンテルン號	6,750	23.0	13糎 14門	8糎 4門	45糎 2門	1905
オーロラ號	6,830	20.5	13糎 10門	6糎 5門	45糎 2門	1903

〔註〕 目下建造中のもの四隻(5,000噸級) 20,000噸あり。

航空母艦一隻 (7,600噸)

艦名	排水量(噸)	速力(節)	適要
クラスヌイ・モリヤク號	7,600	18.0	戰鬥機 18臺 偵察機 9臺

〔註〕 本艦は大戦當時の未成巡洋艦を改装せるものと稱さる。

最新驅逐艦要目

艦名	排水量(噸)	主砲	水雷發射管	竣工年度
レニングラード號	2,600	12糎 5門	53糎 6門	1935

〔註〕 其他の驅逐艦は本文参照。

最新大型潜水艦要目

艦名	排水量(噸)	速力(節)	備砲	水雷發射管	竣工年度
ガリバリデエツ號	1,039(水上)	15.0(水上)	10糎半 1門	53糎 6門	1935
	1,335(水中)	8.0(水中)	其他 2門		

〔註〕 同型のもの 1937年(現在) 約十隻を有するものゝ如し。

現有勢力

〔主力艦〕 ソ聯邦海軍の現有勢力は(別表参照) 戰艦四隻、ミハイル・フルンゼ

號、バリージスカヤ・コンムトナ號、マラート號、オクチャプリスカヤ・レウオリエチヤ號の舊式戰艦のみで、之等は改装されたと稱するも帝政時代の建造に

係るものである。

一九三七年八月、ソ聯邦政府は大型主力艦を米國に注文する代表機關としてニューヨークにカーブ輸出入會社を設立し

た。即ち同會社は社長にモロトフ氏の義弟サミエル・カーブ氏を据え既に四〇糎砲九門を搭載する三萬五千噸主力艦一隻を注文した、之が爲め同社は數名のソ聯技師及米國の退役海軍將校多數を雇入れ今後尙三萬五千噸級主力艦三隻四〇糎砲三十門を注文するものと見られる、右巨砲搭載に關しては米國に於て搭載の可否如何が多量の議論の的となつたものであるが米國海軍省の意向は右搭載を可とし而して、竣工の場合の検査等も海軍省は一切關與せずとして決定を見たものである。

〇〇噸)としてバルチック艦隊に配備されてゐるが、同艦は戰鬥機一八臺、偵察機九臺を搭載すると稱されて居る、然るに専門家筋では右航空母艦の存在は疑問としてゐる。

〔驅逐艦〕 最新式驅逐艦は一九三五年竣工のレニングラード號(二、六〇〇噸)で同艦は嚮導驅逐艦として有力なものであるが、此外主なるものを列記すれば左の通りである。

〔巡洋艦〕 ソ聯邦海軍は現在甲級巡洋艦として一九三一年竣工のクラスヌイ・カフガズ號を有してゐるが、此外チエルウオンナヤウクライナ號、プロフィンテルン號、コンミンテルン號、オーロラ號等を有し、新銳巡洋艦としてウオロシロフ號(七、六〇〇噸)クラスヌイ・ベツサラビヤ號(同上)がある。

〔航空母艦〕 歐洲大戦當時の未成巡洋艦を最近竣工せしめ「赤色水兵號」七、六

軍事國防

フェリツクス・ジエルジンスキー號、ネザモトジニツク號、ベトロフスキー號、シヤウミン號(以上一三二六噸、發射管十二門、速力三三哩)カールマルクス號、カリニン號(以上一三五〇噸級、發射管九門、速力三二哩)レーニン號、スターリン號、エンゲルス號、ジノウイエーフ號、ルイコーフ號、ウオイコーフ號、ウオロダルスキー號、ウリツキー號(以上一二六〇噸型、發射管九門、速力三二哩)フルンゼ號(一一〇〇噸、發射管四門、速力三四哩)カール・リユーブクネヒト號、ヤコフ・スエルドロフ號、アルフアートル號、マルキン號、バキンスキー號、ラボーチー號、ウスリーエ

ツ號、ゼレシニヤコーフ號、ガイダマーク號(以上五八〇噸型、發射管三門、速力二五哩)ソヴェトヌイ號、マルチ號、バゲナ號、シユミット號(以上四〇〇噸級、發射管二門、速力二六哩)



ポリトラボーニツク號、ポリトルーク號、マルクシスト號、コムニスト號、シヤフル  
テル號、ラボーチー號、プロレタリー號、  
コムミサール號、コムナール號、クラスノ、  
フロリテツ號、クラスノ・アルメーエツ號、  
ダワリシチ號、バトラーク號、アロード  
ウオーエツ號等。

極東海軍の現勢

ソ聯邦の海軍再建設並びに強化は四〇  
糶砲搭載巨艦の對米注文によつても其の  
危大なる意圖が窺はれるが、極東におけ  
る造船所の建設強化も此の海軍擴張計畫  
に應じて着々進捗してゐる模様で最近の  
情報によれば黒龍江沿岸の軍都コムソモ  
リスク市にソ聯邦第一級の造船所建設中  
である、同造船所は一九三三年起工、三六  
年竣工の豫定であつたが完成せず一九三  
七年末に竣工、規模は造船臺三基、船渠  
三基を備へ、三、四千噸級の艦船の建造修  
理が出来る、斯る大造船所を日本海沿岸  
の港灣に建設せずして殊更黒龍江の中流  
に建設したことは意味深いものがある、

元來極東の造船事業は第二次五ヶ年計畫  
以來勃興したもので、それ以前には海洋  
艦船の建造は行はず専ら浦鹽及びブラ  
ゴウエシチエンスク等における數箇の造  
船所において艦船の修理、漁業用船舶の  
組立並びに大傳馬船の建造が行はれて  
たに過ぎなかつたものである、然るに現  
在浦鹽のウオロシロフ極東造船所では潜  
水艦、驅逐艦の建造及び一般船舶の修理  
を行つてをり、現在職工數三千五百名と  
稱せられてゐる、一九三四年に作業を開  
始せるハバロフスク郊外のキーロフ造船  
所も相當に近代設備を有し潜水艦の組  
立てや艦船の修理を行ひ従業員も千五百  
人を算する、此他黒龍江の上、中流のプ  
ラゴエシチエンスク、スラセフスク等の  
造船所は河江船建造に従事してゐる。  
〔浦鹽方面の軍備〕 浦鹽方面に於けるソ  
聯邦海軍の軍備状況は、最新型、大型潜水  
艦の増加と、其他補助艦艇の著しく隻數  
を増した事が特に注目を索き、舊帝制時  
代の軍港改装完備を爲し商船を改造した  
る特務艦五隻(各二千噸級)の外一九三

四年秋伊太利ゼノアのアンサルド造船所  
で建造された最新式砲艦P・S・20號、  
P・S・8の兩艦(各八二〇噸)があり、  
此外潜水母艦一隻、高速水雷艇約六、七  
十隻(速力最大四〇浬)を有してゐる、  
當水雷艇は潜水艇防禦が目的で魚雷發射  
管各二門を有し、乗組員各十數名相當の  
軍艦に抵抗し得るものである。潜水艦は  
五十餘隻を擁し此の外多く陸路により歐  
露から部分品を輸送し帝制時代の海軍工  
廠を復活組立工事をなしつつあり、又、  
一九三七年黒海から廻航された九千噸級  
の大浮ドックが同地に廻航された。飛行  
機は北アムール灣に面したオケアンスカ  
ヤに一ヶ大隊(水上機三十臺を有しこれ  
はイタリー製ザボイヤ型重爆撃機と偵察  
機で、此外ウスリイ灣奧アメリカ灣に水  
上飛行隊の根據地がある。要塞は南部ウ  
スリイ方面のボンエツト並にスラヴァン  
カ方面に構築ルスキ島防備工事完成  
し、全島總て砲臺と永久築城で動かぬ軍  
艦に等しくムラヴォーフ、アムールスキ  
の背面砲臺は革命後廢棄せるものを最

近構築完成し、三十五糶の大口径砲數門  
を備えてゐる。此外アメリカ灣方面に堅  
固な塹壕並に砲臺を有しスーチヤン炭坑  
付近の砲臺と鐵道を通じアメリカ灣砲臺  
よりウスリイ鐵道に聯絡せしめてゐる。

〔黒龍江沿海州方面〕 同江には河用砲艦  
十八隻以上あり、大部分は帝制時代のも  
のであり、大型砲艦は九五〇噸小型は一  
八五噸である、此外タイクボート數十隻  
を有し、航空母艦二隻、哈府付近ウスリ  
イ河に面したクラスナヤ・レーチカには  
水上飛行隊あり、一ヶ中隊十數機あつて、  
なほ續々配屬せらるゝ模様である黒龍江  
海軍力は相當強大にして滿洲國松花江艦  
隊に比し斷然優勢である。尼港に海軍飛  
行隊あり、約三〇機を有す。

此外、黒龍江上には砲艇と稱する大型  
モーターボート(約二十噸内外)が數十  
隻配備され盛んに滿洲國側沿岸を侵犯し  
て居るが、一九三七年六月三十日、是等  
砲艇三隻は黒龍江上滿ソ國境水路に於て  
滿洲國領の乾岔子島、滿領水道に侵入し、  
一部は同島に兵員を上陸せしめたる爲我

監視員に射撃され、ソ聯砲艇一隻は轟沈、  
死傷者五名を出したが、之等砲艇は黒龍  
江艦隊に屬するソ聯海軍の一部を爲すも  
のである。

〔北樺太、勘察加方面〕 北樺太ア港に海  
軍飛行隊一ヶ大隊(三十機)、同陸戰隊用  
戰車十臺、勘察加ペ港に海軍航空隊根據  
地を置き西海岸北キシカ、東海岸ウスカ  
ムに分遣所を設置し、ガソリンタンクを  
設備し且つ浦鹽基點に民間航空路浦鹽、  
北樺太、アヤン、オホツク諸港に使用、  
飛行機は何れもイタリー製サボイヤ式五  
十五型で何時でも水上爆撃偵察機に轉身  
し得る性能を有してゐる。此外ペトロパ  
ウロフスクに海軍要港あり、オホツク方  
面のナガエオも重要基地としての建設が  
行はれてゐる、同方面の警備は夏期の漁  
業季節には浦鹽方面より多數の艦艇が派  
遣されるが、主として監視艦ウオロフス  
キー號(約二千噸)ダリニウオストク號  
等が配備されてゐる。

北氷洋の海軍施設

ソ聯邦北洋航路本部は一九三七年度北  
氷洋開發計畫によつてムルマンスク要港  
と極東浦鹽軍港を結ぶ東西連絡航路の完  
成に邁進して居るが本計畫が完成の曉に  
は歐露のソ聯バルチック艦隊と極東太平  
洋海面に於けるソ聯海軍の勢力は著しく  
増大することとなるが、開發計畫左の通  
りである。

※一九三七年度、開發費五七八、〇〇〇、  
〇〇〇留内、運輸關係豫算一〇九、七  
〇〇、〇〇〇留で之を細目に分つと左  
の通りである。

△船舶建造費……四五、八三〇、〇〇〇留  
内譯、碎氷船スクーリン級二隻

碎氷商船セブモルブチ級二隻

江用船舶(鋼製)

同上(木製)

△港灣修理費……二、〇〇〇、〇〇〇留



△港灣施設費……四〇、一二〇、〇〇〇留  
内譯、ヂクソン港 一、〇〇〇、〇〇〇留

ムルマンスク造船所費 三五、〇〇〇、〇〇〇留  
チクソ外二港所要費 一、五〇〇、〇〇〇留  
船舶冬營施設費 二、六二〇、〇〇〇留

△航路施設費……七六〇、〇〇〇留  
航空關係費 一三、七一〇、〇〇〇留  
電信氣象局費 四、二九〇、〇〇〇留  
其他の諸施設費 二、九九〇、〇〇〇留  
因みに北洋航路開發費は一九三三年度に於て四五、〇〇〇、〇〇〇留、一九三六年度四八五、〇〇〇、〇〇〇留で一九三七年度は一躍五七八、〇〇〇、〇〇〇留に増加されたものである。

### 商船隊の現勢

ソ聯海軍の第二陣、豫備隊としての商船隊の役割は戦時に在つては極めて重要なものであつて、軍事輸送のみならず、

假裝巡洋艦として活用し得るものであつて一朝有事の際に於ける商船隊の勢力は決して輕視し得ぬのである。

ソ聯邦所有商船隻數は一九二六年以來急激なる増加を來し一九三七年には六二五隻(登簿噸數一、二一九、一六八噸)に達し、一隻當り平均登簿噸數一、九四八噸である。

※用途別船種隻數左の如し。

旅客専用	四隻	貨物船	二七五隻
客貨船	九四隻	油槽船	八隻
雑役船	一七〇隻	合計	六五五隻

※原動力別隻數内譯

蒸汽船	四九〇隻	八五、三五噸
内燃機船	一二八隻	三五、二三噸
帆船其他	七隻	六、七〇噸

※海面別配船隻數内譯

黒海	一三〇隻	三九、一七五噸
バルチック海	一九三隻	二五、八四噸
極東方面	一一三隻	二七、四九噸
カスピ海	一〇六隻	一七、三七噸
北氷洋	五二隻	八、〇三噸
アゾフ海	三一隻	四、三三噸

是等船舶の平均船齡は一六、〇一年で各船種別平均船齡左の如し。

内燃機船	平均船齡	七・七六年
蒸汽船	(同上)	一九・二年
帆船其他	(同上)	二九・三年

ソ聯現有商船竣工年度別 (種類別百分比)

(竣工年度)	(蒸 汽)	(内 燃)	(帆 船)
1885年迄	1.5%	—	—
1890年迄	1.3%	0.8%	—
1895年迄	3.2%	0.4%	37.1%
1900年迄	10.7%	1.3%	11.0%
1905年迄	9.3%	—	6.1%
1910年迄	4.5%	4.2%	—
1915年迄	11.7%	2.7%	—
1920年迄	26.9%	0.4%	35.2%
1925年	12.6%	4.7%	10.6%
1930年	12.7%	44.6%	—
1935年	6.5%	40.9%	—
1936年	(調査未了)		

ソ聯邦内で建造された現有商船一九二隻(内譯蒸汽船一〇八隻内燃機船八四隻)の各海面配船隻數及び最近十數ヶ年の商船増加状況を噸數を示すと左の通りである。

### 空 軍

#### 空軍部隊の編成

ソ聯邦空軍は最近異常なる擴張充實が行はれ世界第一位の空軍國たらんとしてゐる。

ソ聯邦に於ける航空部隊は陸軍海軍と共に空軍として獨立し、國防人民委員部に直屬し、國防次長之を統率する。

空軍には飛行隊、氣球隊及び航空船隊の三種があり、飛行隊の單位は大隊で、大隊には參謀部、政治部、經濟部、聯絡部、補給部があり、大隊が集まつて航空兵團を組織して居る、航空兵團は、空軍師團に當るもので、一大隊は三中隊を以てし、大隊中の中隊は二小隊を以て組織され、一小隊は飛行機三臺を以て編成されてゐる。

又獨立飛行中隊は飛行機十二臺を以て編成され將來大隊に充實される豫定である。

元來ソ聯邦は海軍力が他の列強に比し

極めて劣勢なるに鑑み、之を充足する意味より空軍に對しては全力を傾倒して充實を計り、一九二二年空軍創設當時には約二十中隊を有するに過ぎなかつたが、一九三三年には一九四中隊となり一九三五年には二百四十二中隊に充實されてゐる。

使用機も最初は獨、佛、英、米、伊等の諸國より購入した外國機のみであつたが、國內航空工業の進歩と共に其技術も發達し、現在ではほとんど全部ソ聯邦獨特の軍用機が使用され、就中重爆撃機級の大型金屬機に於ては他の列強に劣らざる優秀なものがあり、近年に至るまで他の列強より劣勢にあつた驅逐隊も、永年使用したフオツカーD13型を廢しソ聯式の單座及復座の新軍用機を使用するに至り、今や空軍の整備は全く完備したと言つてよいのである。

空軍陸上部隊の兵員は三萬五千を有してゐる。空軍所在地は左の各地である。

(軍 管 區)	(本部所在地)
モスクワ軍管區	(モスクワ)

ソ聯建造船舶諸海面配備隻數

(海面名)	(蒸汽船)	(内燃船)	合計
バルチック海	41隻	12隻	53隻
カスピ海	28隻	20隻	48隻
黒海	3隻	39隻	42隻
極東	17隻	8隻	25隻
アゾフ海	9隻	5隻	14隻
北氷洋	10隻	—	10隻
合計	108隻	84隻	192隻

最近十三ヶ年間の商船増加状況

年 度	合計噸數	年 度	合計噸數
1924	339,000	1931	604,000
1925	222,000	1932	685,000
1926	323,000	1933	843,000
1927	309,000	1934	942,000
1928	377,000	1935	1,114,000
1929	441,000	1936	1,218,000
1930	532,000	1937	(調査未了)



レンニグラード軍管區(レニングラード)	ウクライナ軍管區(ハリコフ)	白ロシア軍管區(スモレンスク)	ウオルガ軍管區(サマラ)	カフカズ軍管區(ロストフ)	西比利軍管區(ノヴォシビリスク)	中央アジア軍管區(タシケント)	カフガス赤旗隊(チフリ)					
第一飛行隊	第三飛行隊	第四飛行隊(水上)	第二飛行隊	第五飛行隊	第六飛行隊	第七飛行隊	第八飛行隊	第九飛行隊(水上)	第十飛行隊	第十一飛行隊	第十二飛行隊	第十三飛行隊

ノヴォシビリスク	第十四飛行隊	ブリヤンスク	第十五飛行隊	タシケント	第十六飛行隊	スパスコエ	第十八飛行隊	チフリ	第十九飛行隊	ハリコフ	第二十飛行隊				
外に獨立大隊、陸上飛行隊四十九隊、水上飛行隊六隊、計五十五隊があり、獨立中隊陸上六十三、水上十三、計七十六隊がある。															
偵察隊	約 八〇中隊	驅逐隊	同 六八中隊	爆撃隊	同 四九中隊	訓練用	同 三三中隊	水上飛行隊	同 二〇〇中隊	偵察隊	約 一二中隊	驅逐隊	同 五中隊	爆撃隊	同 三三中隊
總計	同 二〇中隊	計	同 二一四中隊												

偵察機	九(内豫備三)	驅逐機	一〇(内豫備二)	爆撃機	九(内豫備三)	獨立中隊所屬機數	一一二	氣球	二個	砲兵	用 一〇中隊	裝甲列車協同	三三中隊	航空船隊	一三三中隊	總計	二四八中隊
-----	---------	-----	----------	-----	---------	----------	-----	----	----	----	--------	--------	------	------	-------	----	-------

空軍の統帥、教育

ソ聯中央執行委員會は一九三七年一月二十七日、國防人民委員部(國防省)の官制の一部を改正、國防大臣の下に、陸海空の三次官を置き、各次官は其長官として軍の統帥を司ることとなり、空軍最高主腦部として左の諸氏が就任した。

- 國防次長 アルクスニス一等軍大將
- (空軍長官) カイメネフ一等軍大將
- 防空本部長 トカチエフ一等軍大將
- 民間航空本部長 トカチエフ一等軍大將

而して一九三七年度に於ける空軍現有機數四、〇〇〇臺中内譯、重爆撃機一、四〇〇臺、輕爆撃機一、七〇〇臺、偵察機一、五〇〇臺、第二線用一、四〇〇臺と稱され、空軍兵員は全國より最優秀者を嚴選入隊せしむる制度を取り、従つて空軍兵士は他兵科の者より其素質に於て著しく優秀で、特に困難なる空中操作に於て良く其任務を遂行し遺憾なきを期して居る、最近空軍兵士の選抜入隊に際して特に、グライダーの操縦術を修了した者に對して優先權が與へられ素質の向上による精兵主義により戰鬥能力の強大を企圖してゐる。

空軍兵員に對し専門的知識を授くる爲左の各種の學校があり、將校下士は之に入學して航空技術の訓練を受ける。

- 飛行學校 (操縦術を教授す)
- 戰鬥學校 (空中戰術を教授す)
- 偵察學校 (地上偵察を教授す)
- 爆撃學校 (爆撃演習を教授す)
- 高等飛行學校 (宙返其他を教授す)
- 航空大學 (航空學理を教授す)

軍事國防

又此外航空氣象科、航空器具技術科、航空寫真科、航空無電科等があり、各學校の修業年限は一ケ年乃至一ケ年半である。

飛行機操縦術を修業する飛行學校に於ては最近戰鬥機の速力増加、其他性能向上に伴ひ従來までU型練習機による操縦練習より直接軍用機の操縦に移る事は困難視されて來たので、更に中間練習機の必要を生じ最近AIR型練習機を採用し練習生の教育方針を一變高速力機に對する豫備訓練を行つてゐる。

軍用飛行機の種類

(偵察機) R・3型一葉半式金屬機は多年ソ聯空軍の偵察機として使用されて居たが、新型機の出現によつて現在は練習機に格下げされた。

R・5型、は偵察兼輕爆用で複座式一葉半、機銃四、爆彈二〇〇珄を携行し得る。

R・6型、は復葉偵察機で三座式、機

銃四、爆彈五〇〇珄を携行、双發動機付である。

此外、戰鬥偵察兼用機としてAIR・7型機がある。

(戰鬥機) 驅逐機

I・7型、單座戰鬥機は全金屬製の高性能機で、本機の出現によつてソ聯空軍は従來まで使用して居た、I・4型、I・6型等の戰鬥機を廢止して第一線用から後退せしめたが、更に同機より優秀なI・16型・17型機が出現、軍の最新鋭機として活躍してゐる、同機は時速四五〇浬の高速機である。

DI・3型戰鬥機、同機は複葉式、複座機であるが、最近戰鬥機の性能向上に伴ひ二人乗機を以て良く單座機に匹敵する飛行性能を發揮し其武裝は増大さるゝに至つたので、佛國に於て此複座戰鬥機を採用し、漸次各國採用さるゝに至つたものである。

A・イ・エル・低翼單葉も最新型複座戰鬥機で我國の「神風號」とほとんど同型であるが速力其他は遙かに劣等である。



I・16型、I・17型の兩機は、一九三七年（現在）使用中の第一線用機であり、ライト・サイクロン（米國）七五〇馬力の發動機を裝備する強力なもので、此種の戦闘機は現在一千臺以上所有してゐるものと見られてゐる。

〔爆撃機〕

爆撃機はソ聯空軍が全世界に誇るもので、有名なANT型、の巨人機を使用してゐる。

ANT・4型（TB・1型）は五名の乗員と機銃五挺、爆弾八〇〇斤を携行し、一、〇〇〇斤の航続力を有する。

ANT・6型（TB・3型）は四發動

機附の大型機で、乗員一〇名、機銃八、爆弾二、〇〇〇斤を携行し、二、〇〇〇斤の航続力を有してゐる。ANT・14型（AB・7型）本機は超重爆乃至兵員輸送機として使用されるもので五發動機裝備、機銃六乃至八挺、武装兵三十六名を搭載し任意の地域に飛行、或は空中デザート

ソ聯航空軍飛行機・性能要項 (1937)

偵察機

型式	乗員	發動機(馬力)	時速(軒)	航続距離	武裝
ANT・3	2	L・D型 450	225	700軒	機銃4
R-5	2	M・17型 680	270	1000軒	機銃4 爆弾200斤
R-6	3	600H.P. 二基	300	800軒	機銃4 爆弾500斤

戦闘機

型式	乗員	發動機(馬力)	時速(軒)	上昇力	武裝
I・7	1	M・17型 680	340		機銃2
I・9	1	同上	390		同上
I・16	1	W・C型 750	400		同上
D・I・3	2	M・17型 680	300	3000米へ6分	機銃4
AIR・7	2	M・22型 500	330	3000米へ11分	同上
I・17	1	M・32型 750	450	3000米へ5分	同上

爆撃機

型式	乗員	發動機(馬力)	時速(軒)	航続距離	武裝爆弾量
ANT・4	5	BMW・680 二基	207	1000軒	機銃6 爆弾800斤
ANT・6	5	M・34型680四基	280	2000軒	機銃8 爆弾2000斤
ANT・14	5	M・22型500五基	280	2100軒	機銃8 爆弾2000斤

水上機

種類	型式	發動機(馬力)	速度(軒)	航続距離	武裝
單座・戰	MI・4	690	300	600軒	機銃2
偵察機	MR・5	690	254	1000軒	同上
爆撃機	MDR・1	680 二基	215	同上	機銃3 爆弾400斤
哨戒機	MDR・2	680 二基	215	1540軒	機銃4-6
雷撃機	MTB・1	680 二基	200	1500軒	機銃6 爆弾700斤

練習機

型式	乗員	發動機(馬力)	時速(軒)	上昇力	上昇限度
U・1	2	M・17型 120	135	3000米へ19分	4.500米
U・2	2	M・17型 100	155	3000米へ20分	4.000米
I・2	2	NAMI型 100	156	3000米へ23分	5.000米

部隊を搭乘せしめ敵地深く侵入し後方擾亂を行ふものである。

〔水上機〕

水上單座戦闘機としてMI・4型機があり、偵察用飛行艇（複葉）としてMR・5型、ハインケル（獨）HD・15型がある。

MDR・I型は水上偵察兼爆撃機で一葉半式飛行艇、機銃三と爆弾四〇〇斤を携行出来る。MDR・II型は長距離海洋哨戒用飛行艇で航続距離一、五〇〇軒。

MTB・I型は魚形水雷發射用の雷撃機で航続距離一、五〇〇軒、双發動機附、之を爆撃機に代用すると爆弾七〇〇斤を携行する事が出来る。

ソ聯航空軍の水上機中、伊太利ミラノ市のサボイヤ會社で製作されたサボイヤ・マルケツチ55型水上機は極東方面にも多數配備され平時は空中輸送用としてオホーツク、カムチャツカ方面の海洋航路を飛行して居るが有時の際は直ちに重爆撃機として使用され恐るべき性能を發揮するものである。

軍事國防

〔練習機〕

ソ聯空軍使用の練習機は二種あり、U・2型及びU・1型を使用、兩機共ソ聯製M・17型發動機を裝備する複座機で、此の飛行機は民間航空隊（アエロ・フロート）其他に於ても、交通産業方面に使用してゐる。

〔水上機の根據地〕

水上機の根據地はレニングラード、クロンシタツト、オラニエバウ（以上バルチック沿岸）セバストーポリ、オデツサ、ペテルゴフ、エフトパリア、ニコラエフ（以上黒海沿岸）ハバロフスク、浦鹽、ペトロパウロフスク（以上極東）の各地で専ら海軍と協同作戦する。

氣球隊

ソ聯邦に於て氣球を軍用として採用したのは一九二三年頃からであるが、舊帝政時代には相當古くから研究され露土戰役の際既にセワストーポリ要塞に於て、使用したのが實戰に使用した嚆矢で、日露戰役當時には既に浦鹽軍港に氣球隊が

設置されてゐた。

又、當時のバルチック艦隊も海軍用氣球を携帶東航したが日本海々戰に際し日本軍に捕獲され使用するに至らずして止み、歐洲大戰に於ても目覺しき活躍を演ずる事なくして止んだ。

飛行機が發達せる今日、氣球隊の存置は無意義の如く考へらるゝも、歐洲大戰に於ける經驗に於て砲兵との共同聯絡を保ち正確なる着弾觀測を行ふには飛行機による偵察以上の正確さを有する事が實證され、列國共今尙氣球隊を存続せしめて居る。

ソ聯邦の氣球隊には二種あつて、其一つは砲兵と協同して着弾觀測を行ふものと、装甲列車砲と協同して作戦するものがある。

氣球隊の單位は中隊で、一中隊は氣球二個を以て編成され全國に十中隊を有してゐる。

〔氣球中隊所在地〕

氣球第一中隊 モスクワ  
同 第二中隊 レニングラード



- 同 第三中隊 オデッサ
- 同 第四中隊 ウオロネツ
- 同 第五中隊 レニングラード
- 同 第六中隊 モギレフ
- 同 第七中隊 キエフ
- 同 第八中隊 ウオログダ
- 同 第九中隊 クロンシタツト
- 同 第十中隊 セバストポリ

此外、装甲列車と協同する砲彈觀測用氣球隊三隊があり、常に同列車と行動を共にしてゐる。

### 航空船隊

ソ聯當局は航空船の軍用價値に注目し現に航空船隊二隊を有してゐる一九三〇年八月獨逸エツケナー博士をモスクワに招き、ツエツペリン型飛行船數隻を全國民の鑛金により建造することとなり、一九三一年四月一十萬留の資金を得之を以てレーニン飛行船隊（七隊）の建造に充當しかの『グラーフ・ツエツペリン』のモスクワ訪問飛行はソヴェト聯邦の大飛行船建造熱を益煽り、レーニン飛行船隊所屬七隻の内三隻は一九三二年に於て

完成された。  
次で一九三三年には更に二隻が完成された。B・4號及びB・5號船が是である。  
B・3號船は半金屬製で、B・4號、B・5號の兩船は小型練習用飛行船である。  
B・6號及B・7號船は半硬式飛行船で其等は何れもソ聯飛行船工場（デリジヤプリストロイ）で製作され、設計は先年北極探險飛行の失敗で伊太利を追はれソ聯邦に招聘されてゐるウンベルト・ノビレ少將の指導によるものである。  
B・8號船は一九三六年竣成し、既に北極方面の連絡飛行に従事し、三十時間以上の滞空にも成功し好成績を収めてゐる。  
B・9號船は一九三七年、設計を完了し直ちに着工されたもので容積二五、〇〇〇立方米の大型、半硬式飛行船である。發動機は獨逸のシーメンス型（Siemens）又はチタン型（Titan）ベ・ム・ベ・ミ型（BMB-3）等を使用し、最大速度は

ソ聯邦現有飛行船要目（1937年）

型式	乗員	容積(立方米)	全長(米)	發動機	同基数
B-1	7	2,200	45	75馬力	2
B-2	18	5,000	48	230馬力	2
B-3	12	6,500	...	300馬力	2
B-4	6	2,460	45	185馬力	1
B-5	..	2,100	...	不詳	...
B-5	20	18,500	105	260馬力	3
B-7	15	9,500	..	不詳	...
B-8	要目不詳・1937年春滞空30時間の試験飛行に成功				
B-9	容積25,000立方米の半硬式（目下建造中）				

B・2號船の時速二二〇浬を最高に、B・6號船は一一三浬、其他は八〇浬内外である。

航続時間は何れも十時間内外でB・5號船は半硬式である。

B・6號はモスクワ・ユウエルドロフスク間の定期航空に就航、B・8號は一九三八年五月一日よりモスクワ・レニングラード間第五〇浬の定期航空に就航し

てゐる、飛行船による右兩地間の翹破時間、片道約九時間、往復約十七時間で平均時速約一一〇浬である。

斯の如く航空船を重視し、空中に於ける交通の用途に飽迄使用せんとして居るソ聯航空當事者は、一九三七年春、獨逸の巨船ヒンデンブルグ號爆破慘事に刺激され、將來飛行船用瓦斯として絶対に爆發の恐れなきヘリウム瓦斯の使用を企圖し、國內中部地方に於て此のヘリウム瓦斯採取が可能なる事判明した爲直ちに同地方に同瓦斯採取加工、工場の新設に着手し大量生産を企圖、飛行船の安全性を計らんとしてゐる。

### 國防飛行化學協會

〔組織沿革〕

ソ聯邦に於ける民間航空團體の中樞を爲し軍事航空を助成するものは國防飛行化學協會（オソ・アビアヒム）である。革命の内亂戦が終結した一九二〇年代の初期ソ聯航空事業の進歩を助成する目的を以て設立された民間有志の團體たる

『飛行隊の友の會』『ザガビヤ』が組織されたが、此の兩團體は『飛行化學協會』（アビアヒム）に合併され、其後一九二七年一月、飛行化學協會と國防飛行協會とが合併して『國防飛行化學協會』（オソ・アビアヒム）が組織さるゝに至つたのである。

オソアビアヒムの組織は會長以下二十七名の幹部から成立し、會長として長年其職に在つたエイデマン將軍は過般のトハチエフスキー元帥事件に連座して刑死し、是以來同協會内部には動搖を來してゐるが、一九三七年現在の會員數は二百萬人に達すると言はれてゐる。

オソアビアヒムの會員は創設後第一年の一九二八年に於ては僅か四〇〇萬人に過ぎなかつたが一九三六年には一、八〇〇萬人となり、一九三七年には二、〇〇〇萬人に達した模様で、創立當初は全人口の八割を占むる農民階級の入會者が極めて少なく、當事者は之が爲農民間に『國防週刊』其他を開催して入會を勧誘した結果全會員の三二％は農民となり、労働

者は三四％、官吏二五％、學生六％、其他三％と言ふ順序となつてゐる。一九二八年以降十ヶ年間に於ける、オソアビアヒムの會員増加數を表示すると左の通りである。

1928年	400萬人
1929年	500萬人
1930年	900萬人
1931年	1,000萬人
1932年	1,200萬人
1933年	1,400萬人
1934年	1,600萬人
1935年	1,700萬人
1936年	1,800萬人
1937年	2,000萬人

ソ聯邦に於ては農民階級及び労働者は他の黨機關と同様其組織の主體たらしむる必要があるので、全労働者の七〇％が飛行協會々員となつて居る。共産黨員及青年共産黨員の大部分は、當然入會すべきものとして勧誘されてゐる。

國防飛行化學協會の目的とする處は其名に示す如く、國防に貢献するのであるが、其遂行は聯邦の社會主義建設と言ふ根本精神を基本として居る事は勿論である。



〔同協會の事業概要〕

同協會は先年既に數千萬留を投じて五百臺の飛行機と多數の戦車を建造して赤軍に献納し赤軍演習、航空演習、壯丁徵集、兵營改善等の事業にも参加助力軍事に貢献してゐる。

更に國防宣傳の爲建築せる「國防の家」一六五、國防圖書館及參考館三八、軍事圖書閱覽所一七〇〇〇に及んで居るが、其後更に國防の家二、〇〇〇、赤軍の家内陳列室一、二〇〇、農民の家内陳列室二、〇〇〇、農民圖書館陳列室三、〇〇〇が新設されてゐる。

又、各所に軍事訓練所を設け多數の青年に軍事教育を施して居るが、既に設置された其等の機關は、軍事知識クラブ二七、〇七〇個所、其處に於て教習を受けたるもの七一六、〇〇〇人、射撃クラブ一五、〇〇〇個所、教習人員三四一、〇〇〇人で同クラブ附屬の射撃場は四、〇八〇個所に達してゐる。

其他全國各地に乘馬學校、グライダー學校等を開設し、各種の競技會を開催し

て居るがクリミヤのコクテペリに於けるグライダー競技大會は世界的に有名で幾多の世界新レコードを樹立してゐる。

ことに最近空中列車の實現に向つて各種の實驗を行ひ空軍と聯絡して多大の好果を收めてゐる。

而して更に國防の重大さ、諸列強の反革命的攻撃を顧慮し、國民皆兵の實を擧ぐべく左の諸案を實施してゐる。

各種の小教習所を隨時に或る單位に合併し會員の訓練を便するのみならず教育者及教育資料を精選活用すること。

今日迄の軍事教育は歩兵を主眼としたが將來機械化し科學化する戦闘の趨勢に鑑み砲兵隊、戦車隊等の豫備員の養成を行ひ其専門的智識を授け、歩兵教育に際しても機關銃、歩兵砲射撃等の如き特殊教育に重きを置き赤軍の豫備員として動員し得る様訓練する事。

國民の軍事思想を鼓吹する爲、行軍演習野營等を行ひ馬術競技等を盛に行ふ事。

在郷軍人を勧誘して指導者たらしめ資

力を努めて教育材料の充實完備の爲使用する外各年毎に實行すべき訓練表を作り一九三六年中には七百萬人の訓練者を養成した。

又全國民に航空思想の普及宣傳の爲、飛行競技會巡回飛行、講演會を開催し、航空の觀念を涵養し飛行知識普及會の數は二、四〇〇、飛行クラブは二千に達せんとして居るが近く之を更に増加せしめ倍加する計畫を樹てゐる、航空機の製作は從來飛行機のみ偏してゐたが今後は飛行船にも努力する爲其資金を募集し、人員の養成も亦稍もすれば操縦者のみに重きを置いてゐたが、今後は技術者をも養成する事となり、更に輕飛行機製作所を設け全國各地に飛行練習所二五を増設せんとしてゐる。協會は既に國防化學大學を開設したが、更に中學程度の化學知識の普及向上を計る爲、化學技術者の養成に着目し、單に學校に於てのみならず、民衆の化學知識の向上、化學文盲者の撲滅を期して居る。

赤軍一般

ソ聯邦の軍機保護法

刑法中拔萃

問諜並に情報の蒐集及交付  
(一九二五年八月十四日附)

聯邦中央執行委員會及人民委員會會議は聯邦及各共和國の刑事立法基本法第三條に基き左の通決定す

第一條 問諜即ち特に保護すべき内容を有する國家の秘密情報を外國の國家及革命團體又は個人に交付し又は交付するの目的を以て竊取若は蒐集する者は社會的保護手段として三年以上の自由剝奪に處し若し之が國家の利益に重大なる結果を及ぼし又は及ぼし得べきときは銃殺に處す

〔備考〕  
一、特に保護すべき國家の秘密とは聯邦人民委員會會議に依り確認せられ一般に公表せらるべき特別の表に列擧せられたる情報を謂ふ

軍事國防

二、軍事問諜に關しては一九二四年十月三十一日附聯邦執行委員會に依り確認せられたる軍事犯罪法第十六條(左記参照)は依然效力を有す

軍事犯罪法  
(一九二四年十月三十一日附)

第十六條 軍事問諜即ちソ聯邦の兵備及國防に關する情報を蒐集し又は之を外國の政府反革命團體及敵軍に交付したるときは銃殺に處す

第二條 特に保護すべき内容を有する國家の秘密(第一條備考一)に非ずと雖も法律又は官公署及企業の指導者の命令に依り公表を禁止せられたる經濟情報を蒐集し又は第一條に列擧せられたる團體又は個人に有償又は無償にて交付したる者は社會的保護手段として三年以下の嚴重なる隔離を伴ひ又は伴はざる自由剝奪に處す

第三條 各共和國中央執行委員會は本決定に基き現行刑法を改正すへし特に保護すべき内容を有する國家の秘密たる情報表の確認  
(一九二六年四月二十七日附)

一九二五年八月二十四日附聯邦中央執行委員會及人民委員會會議の(問諜並に公表せられざる經濟情報の蒐集及交付)に關する決定(第一條備考一)に基き聯邦人民委員會會議は左の通決定す

一 軍事情報

一 勞農赤軍の部隊、司令部及官衙の配置並に軍事的保護の對象物但し陸海軍人民委員の特別訓令中に指摘せられたるものを除く

二 聯邦兵力の編成、數量、養成、技術的裝備、財政、給與及一般狀態

三 赤軍の動員及作戰計畫(一般的及部分的)、計算、企畫、方策並に赤軍、産業、運輸、通信及國家一般の動員裝備

四 軍需工業全般並に軍需注文を引受けたる其の他の工業の配置、施設、能力、會計、生産計畫

五 技術上其の他の新規國防手段の發明

六 秘密又は公表すべからざるものと布告せられたる聯邦國防に關係ある出版



物及文書並に同出版物若は文書に基く諸資料

七 國軍の資金状態、聯邦の收支勘定及金融計畫

八 發見、發明若は技術的改良にして勞働國防會議又は聯邦最高國民經濟會議幹部會の決定に依り國家に對し特に重要なる意義を有し秘密に付すべきものと認められたるもの

九 各國の貨物の輸出入に關係ある計畫若は豫定又は各個の貨物の輸出基金に關する細目情報

三 其の他の情報

一〇 ソ聯邦及外國間の交渉及協定並に外交政策及外國貿易上に於てソ聯邦の一切の措置及言動に關する情報中公表せられたる資料に基かざるもの

露西亞共和國刑法(一九三四年)

第五十八條拔萃 賣國の行爲即ちソ聯邦人に依り行はれたるソ聯邦の軍隊、國家的獨立又は其の領土保全を害すべき行爲例へは間諜行爲、軍機若は國家的

秘密の漏洩、敵側若は外國への逃亡に對しては其全財産を沒收し之を銃殺に處す但し情狀酌量すべきときは十年の自由剝奪(註ソ聯邦に於ける銃殺に次ぐ最高刑)及全財産の沒收に處す

ソ聯邦法令要覽中拔萃

刑法典刑事犯規定中賣國罪に關する新條項挿入の件本決定を以て國事犯に關する案文を左の通追補せり

一 ソ聯邦の兵力、國家の獨立又は其の領土保全を害すべきソ聯邦人の犯行即ち間諜行爲、軍事若は國家機密漏泄、敵國加擔及國外逃走若は逃翔は之を祖國に對する背信行爲と認め行爲者を極刑に處す(銃殺の上全財産を沒收す)情狀酌量すべきときは十年の自由刑に處し全財産を沒收す

二 軍人前號の罪を犯したるときは極刑に處す(銃殺の上全財産を沒收す)

三 軍人外國へ逃亡又は逃翔したる場合に於て其の家族にして成年に達せる者當該行爲を幫助し又は其の情を知て官

憲に申告せざるときは五年以上十年以下の自由刑に處し全財産を沒收す

前項に該當せざる成年家族にして犯罪時迄犯人と同居し又は犯人の扶養を受けたる者は選舉權を剝奪五年間西伯利亞の遠隔地へ追放す

四 計畫中又は既遂の賣國行爲を知て之を官憲に申告せざる軍人は十年の自由刑に處す軍人以外の者にして申告せざるときは六月以上の自由刑に處す

國境地帯入境及居住

國境地帯入境及居住に關するソ聯邦中央執行委員會及人民委員會決議

國境地帯入境居住に關するより嚴格なる秩序設定の爲ソ聯邦中央委員會及人民委員會は左の通決議す

一 國境地帯並に入境禁止區域に入境せんとする者にして該地帯及區域内に常任せざるものはソ聯邦内務人民委員會の機關の許可を得るを要す國境地帯並に入境禁止區域に入境せる者は現地に

於て居住に關する内務人民委員會機關の許可證を受けざるべからず

(註) 本案は旅券制度の施行せられある黒海沿岸保護地帯には之を適用せざるものとす

二 入境禁止國境地帯並に國境地帯幅員變更(一九二七年ソ聯邦國境守備條例第九條A及B)はソ聯邦人民委員會の決議に依り之を決定す

三 國境地帯及入境禁止區域の入境及居住法侵害即ち内務人民委員會機關の許可なくして國境地帯及入境禁止區域に入境せる者、居住許可證を他人に讓渡せる者、他人の許可證を使用せる者及許可證の登錄を怠りたる者等は内務人民委員會附屬特別協議會の決定に基き一年以上三年以下の追放刑に處す

内務人民委員會の許可なくして入境せる者及或國境地帯或入境禁止國境地帯居住に關する登錄法を侵害せる者に對し其の管區内居住を許容せる村ソヴェト議長、企業長及建設長等亦同じ

赤軍の捕虜活用法

(訊問の理論と實際)

捕虜乃至投降者の供給する情報が戰鬥を著しく有利に導き、時として戰爭の結末に大影響を及ぼしたと云ふ様な歴史的實例を引用することは止めやう、そうした實例は世界大戰中だけでも實に夥しい數に上つてをり、これを悉く一小論文に引用することは到底不可能であるからである。

赤軍の偵察參考資料としての捕虜及投降者の役割の重要性は將來の戰爭に於て著しく高められねばならない。我が歩兵操典(第三六條)は捕虜及投降者の訊問に依つて入手し得る情報を特に重要視してゐる、然し日常軍事教練に於てのこと

は考慮されてゐるのであらうか? 見るところ必ずしも常に考慮されてゐると思はれない。特に偵察問題を研究する集團課業、實地教練に於ける捕虜對象の情報資料、殊に投降者から得る資料のことは屢々全く等閑に附されてゐる、

時にこれらの課業に於て捕虜訊問の必要が指摘される場合、指揮官は只簡單に「捕虜は訊問に答へることを拒否する」といふ説明をする、課業に於てはロシア語を理解しない實際の捕虜が登場する場合が屢々ある、従つて訊問は敵國の言葉でなされねばならない。文法を無視した一知半解の外國語で行はれる訊問は可なり無意味な質問を提起することとなり、その返答も甚だ辻褄の合はないものとなるのである。

實地課業に於て取扱はれる捕虜は屢々殆んど何も知らず又理解もしない人間として登場する。彼の知つてゐることと云へば只自己の所屬中隊が陣營してゐた附近の森の端れ、或は圓形の森位のものである。従つて斯る捕虜に對する訊問者側の興味も早くも消え失せて了ふのも不思議はない。課業乃至實地教練に於てなされる捕虜の訊問は斯く簡單容易なものであつてはならない。

敵が砲火を浴せ、攻撃し、防禦する場



合それらの敵に對して如何に處するかは既に我々は研究し盡してゐる。何故ならば斯る場合には敵の戰術をよく理解し、その戰術の範圍内に於て行動すれば足りるからである。然し捕虜に對する戰術は何處にも記されておらず如何なる教令にも示されてゐない。假裝捕虜の態度、訊問に對する應答は一に該課業、及實地教練の教官個人の裁量如何に依るのである。繰り返し述べるが戰爭中に於て實際の捕虜の區々の供述を大體なりとも豫知することは容易なことではない。

従つて、大抵の場合教官は最も簡單、且つ容易な方法を探るのである、即ち捕虜は全然返答を拒否するか或は自分の中隊以外何物も知らないといふ假定を作り上げて終ふ。教官が創り上げた戰術的狀況を複雑化し、敵の一切の狀態を聽講者の前に暴露し偵察者の神經を働かせやうとする期待も亦教官をして同じ途に追ひやるのである。

我々は多くの我が教官達の有する斯る

傾向を非難するものではない。何となれば疑もなく斯る傾向も亦肯定さるべき點を有つてゐるからである。然し我々の確保に依れば斯る傾向の中には最も重要な缺陷、即ち、第一に我々は要領を得た訊問を實際にやつておらず、第二にこれは最も重要なことであるが、偵察情報この重要な源泉を正當に評價してゐないと云ふ缺點が含まれてゐる。

我々は捕虜の士官をのみ利用せんとする傾向を多分に有つてゐる。これは周知の如く士官は多くのことを知つており、多大の情報を提供し得るからといふのである。そして兵卒に對しては身を入れて訊問しやうとはしない、蓋し兵卒はその視野に限りがあり軍の下層部に關する情報を得る爲めにのみ利用し得るに過ぎないと考へ、兵卒は偵察機關、若しくは聯隊本部に對しては何等かの情報を提供し得るだらうが、然し參謀本部にとつては捕虜兵卒の價値は零であると思つてゐるようである。併しこのことは全然間違つてゐる。然しそれに就いては後述する

こととして差當り捕虜或は逃降者の問題に對する注意の不足は只に日常の實施教育に於てのみ見られる現象ではないと云ふことを指摘しなければならぬ。

最近偵察勤務問題に對して多大の注意を拂ふに至つた我赤軍機關紙は殘念ながら偵察知識の最も重要な源泉たる捕虜に關し論議することは極めて稀である。外國陸軍に於ては偵察に關する軍事的文獻に於ても同様―捕虜の問題は重要な地位を占めてゐる。

〔捕虜の供給資料〕

この問題は根本的なものである、若し捕虜が何等か貴重な情報を供給し得るものであるなら戰時に於てより効果のある結果を得るため平時に於てこの問題を詳細に研究することは意義あることであらう。

然らば捕虜は何を供給し得るか？より詳しく云へば彼は何を知つてゐるだらうか？士官、下士官ではなく兵卒を例にとらう、西部ヨーロッパの戰場に於ては兵卒は尠くとも次のことを知つてゐる筈で

ある。

- 一、中隊指揮官から總司令官に至る自己の直屬長官名及官位。
- 二、自己の直屬長官―所屬聯隊の士官から師團長に至る―の全風貌。
- 三、聯隊番號、所屬師團（旅團）編入聯隊番號、師團番號軍團、番號、軍隊名稱。
- 四、所屬中隊、大隊、聯隊及師團成員。
- 五、中隊、大隊、聯隊の組織（これらの情報は所謂確定資料の調査にとつて極めて貴重なるものである）
- 六、所屬中隊、大隊、聯隊、師團の軍備狀態。
- 七、所屬大隊、聯隊の部隊所在地（捕虜の瞬間に於ける）
- 八、所屬師團の他の聯隊所在地及隣接地師團の聯隊所在地。
- 九、所屬聯隊、師團本部（時に軍團の）所在地。
- 一〇、所屬大隊、聯隊の防備の特徴、監視點、基本火點、側面、掩隊、砲兵、繫陣地、砲の種類。
- 一一、中隊、大隊時に聯隊師團に於ける化學的攻撃、防備手段の有無。
- 一二、裝甲自動車及タンクの有無。

軍事國防

一三、所屬中隊、大隊、聯隊の最近の任務。

一四、最高編合の任務。

一五、統帥部の動向。

一六、中隊、大隊、聯隊の物質的狀態、特に軍需品の狀態。

一七、所屬中隊、大隊、聯隊の政治的、道德的狀態。

一八、平時に於ける聯隊勤務地及聯隊番號。

一九、戰爭開始に際しての聯隊名の變更、新部隊の形成。

二〇、新部隊の到來地名、該部隊の舊參戰地及戰團名、戦死傷者數。

二一、掩隊の配置。

二二、飛行場及着陸場の所在地。

二三、空中挺身隊の有無、その所在地及推定利用價値。

二四、銃後に於ける防備及其組織。

二五、銃後の施設機關、大倉庫及配給所。

二六、道路及狭軌鐵道の有無並びに狀態。

二七、戰爭開始と同時に創設された軍需品工場。

二八、平時に於ては不明なりしが戰爭開始と共に現はれた新兵器。

二九、地方住民の階級層、政治的傾向、經濟狀態及交戦品に對するその態度。

三〇、敵國及敵國軍隊内に於けるソ聯邦並びに赤軍に對する煽動程度。

〔捕虜活用の結論〕

敵國軍隊の兵卒が有する知識情報は大體以上の如きものである。上記事項に關する知識乃至情報の多くが甚だ誇張的に陥るといふことは全くあり得ない。或は云ふ、上記の兵卒からは全然期待出來ないと。然しそれは間違つてゐる。

上記の項目は一九一六年舊帝制時代軍隊の兵卒の知識程度に應じて作成されたものであり（尤も當時の軍隊と我々を隔つる時を考慮して若干の調整を加へたが）我々個人の經驗を基礎としてつくられたものである。

將來の戰爭に於て我々の捕虜となる敵國軍隊の兵卒が舊帝制時代軍隊の兵卒よりも知識を有すること尠いなどは考へられない。

これに就いて若干の説明を加へやう。自己の長官名、聯隊番號、成員、部隊組織等々は日常勤務に於て兵卒は充分熟知してゐる、だが歩兵の兵卒は砲兵、砲



種、タンクのシステム、科學的攻撃手段に就いて知つてゐるであらうか？この問題に應へるには外國軍隊の法規を充分研究する必要がある。

若干の法規(例へば獨逸の歩兵操典)には歩兵は一切の他の兵種に關し充分の知識を有たなければならぬと強調されてゐる。ここに於ても疑のあり得ないことは明らかである。

然し何によつて兵卒は隣接部隊、飛行場所在地、後方部隊の防備、參謀部、後方機關を知り得るか？、再び舊帝制時代の軍隊の例を引用しなければならぬ。

帝國主義戰爭に参加した者は誰しも戦線に於ける兵卒が只に自己の隣接部隊のみならず、何十軒と云ふ遠距離に配置された部隊をも熟知してゐたといふことはよく記憶してゐる。

その理由は例へば第一ンペリヤ狙撃隊には彼の兄弟が第七擲彈隊には從兄弟が更にトウラ六七五義勇軍中には彼の同郷人が勤務してゐたと云ふ様な關係に依るのである。兵卒はこれらの近親者同

郷人と密接な聯絡を保ち、その悦びや苦しみを分ち合ひニユースを取りかはしたのである、彼は全參謀部を知つてゐた。何故なら參謀部は軍隊に奉仕してゐたから、彼は後方の要塞を熟知してゐた。何故ならばそれは休戦中彼が築いたものであるから。攻撃の準備に就いても彼は知らざるを得なかつた。勿論何人と雖も兵卒に對しては如何なる作戦指令も發表しなかつた。然し攻撃開始前戦線には幾多の新軍隊、砲兵隊が到着し、莫大な武器が輸送された、これが何を意味するか？兵卒はよく理解してゐたのである。

捕虜が提供し得る情報が如何に詳細であり従つて貴重なものであり得るかは、一九一四—一八年の歐洲大戰に於て獨逸軍隊の諜報部長を務めたニコライ大佐の左記の證言に依つても明らかであらう。

「敵國軍隊背後の間諜の活動範圍は餘りに狭く、軍司令部の諜報的期待を全く充たすことが出来なかつた、佛蘭西戦線に於ける獨逸情報のも最も貴重な出所は捕虜であつた。その或る者は時に殆んど信じ難い程詳

細を極めた模範的な供述を與へた」我々は、この事實に對し、我が指揮官就中偵察勤務指揮官の慎重な注意を促したい。

獨逸軍隊の間諜に依る諜報は平時に於て最も有力なものゝ一つと見做されてゐた。然しそれにも係らず上記諜報部長が間諜は司令部の諜報的期待を全く充たし得ず、最も貴重な情報の出所は捕虜であつたと述べてゐるならば、最も重要な情報の出所たる捕虜の供述を無視し、捕虜兵卒は訊問に値しない等と考へてゐる人に對しては一考する必要がある。

斯くの如く捕虜兵卒は情報にとつて極めて貴重な廣汎なる知識を有つてゐるのである、斯る知識の意義は我が司令部にとつて極めて重要なものである。  
(赤軍メリベルグ少佐記)

### 航空事業

#### 民間航空

##### ソ聯航空の沿革

ソ聯邦が航空事業に着目したのは内亂戦が平靜に歸した一九二一年である。

然し當時は未だソ聯邦は航空に對する何等の知識をも有しなかつたと言つても良い位で、帝政當時の残存飛行機及飛行士を有するに過ぎなかつた、而して西歐に於ける優秀なる航空技術の獲得を急務とし、先づ獨逸より多數の飛行技師及び製作技術家を招聘し、聯邦内に飛行機工場を設置し、獨逸人技師指導の下にソ聯人は茲に大空への飛躍に目覺めたのである。

而して『全力を擧げて空中へ！』なる標語の下に鋭意發展に向つて努力した結果、同年獨逸のルフト・ハンザ航空會社と合同でデル・ルフト航空會社が創立された。

次いで、翌一九二二年五月に上記のデル・ルフト會社はモスクワ・ケニーニツヒベルグ間のソ聯邦最初の定期航空を開始した。

其後『ドプロリヨット』(義勇飛行隊)が組織され、『ウクルグ・ウオズドフ・プーチ』(ウクライナ航空會社)も成立し短距離の國內定期航空が鐵道運輸の便なき地方に開始され、アビアヒム(飛行化學協會)が組織されて以來同國の航空界果然活氣を呈するに至り、ソ聯邦全土を何處へでも飛行して行ける國たらしめんとすを目標として航空路の延長を計り、後國防化學協會と合併して國防飛行化學協會(オソアビアヒム)が成立した。(軍事

##### 國防篇、空軍の項参照)

次いで國內航空工業の發達は第一次五ヶ年計畫の重工業部門の進捗と共に益々進展して幾多の優秀機の完成に成功し、ソ聯邦獨特の新機軸を出しソ聯航空界の勝利を全世界に誇つてゐる。

ソ聯邦に於ける民間航空の任務は定期航空による貨客の輸送以外、郵便飛行、未開地の航空寫真に依る地圖作製、飛行測量、農村事業の調査、森林火災の防止、水路調査、田園に於ける害蟲驅除、等で全國航空網化計畫の前堤として國內至る處に飛行場及不時着場が設置され、廣大なる地域を有し然も交通不便なる全土を航空路を以て完全に連絡せんとし着着其成果を収めて居るのである。

##### ソ聯國産機の成功

ソ聯邦に於ける飛行機は當初に於ては何れも外國製を使用し獨のエンケルスを始め、英、米、佛、伊等の機體を購入して居つたが一九二四年頃より漸次國內に於て機體の製作を完成し、現在に於ては



僅少の外國機を使用する外、大部分は國産機に換へられてゐる。

ソ聯邦中央航空力學研究所に於ては主任技師ア・エヌ・ツポレフ氏、エム・カー・カリニン技師等が新型機の製作に腐心した結果幾多のソ聯獨特の大型多發動機付全金屬製機等も製作され、軍用機も精巧な機體を有するに至つた。

ツポレフ技師の製作せる『ANT1號』『プロレタリア號』『同2號』『飛び行く甲蟲號』『ソヴェートの翼號』『赤き翼號』『勞農國土號』其他カリニン氏の多發動機單葉『K・7型』全電氣溶接による金屬機『スターリ・4型』機等も世界に誇るものと言はれてゐる。

一九三五年五月墜落したマクシムゴリキー級の巨人機十六機は既に其の建造に着手された。同機は専ら商業航空其他宣傳に使用されるものであるが有時の際には超重爆撃機として活動、武裝せる歩兵約八十名を乗せて空中デツサント部隊としての役割を演ずる。

ソ聯邦に於ける最初の長距離飛行は一

九二一年一月、ウエリング飛行士が獨逸製の『エルファード』式飛行機を以てポルトラツカ、ケルク間を二三時間四五分を以て飛行したのに始まり、一九二五年には四臺の獨逸製『エンケル』低翼單葉が翼を揃へてモスクワ、北平間六、六二五軒の長距離連結飛行に成功し一九二六年には純ソ聯式ANT型機をグローモフ飛行士操縦モスクワを出發し三日間に伯林、巴里、羅馬、ウイン、ブライグ、ワルシャワの各都市を訪問し無事歸還した。

又同型の『我等の答禮號』は朝日新聞社機のモスクワ訪問飛行の答禮として一九二七年シエスタコフ飛行士操縦の下に東京に飛來しモスクワ・東京間二萬二千軒を翔破した。

一九二九年にはグローモフ飛行士が『ソヴェートの翼號』に十名の同乗者を載せ、モスクワより出發獨佛伊英及び波蘭等の西歐巡回に成功し九千三十九軒を飛行した。

同年『ソヴェート國土號』はシエスタコフ飛行士外五名を乗せ、モスクワ(西)のは翼の効率を實驗する風洞實驗部で、六〇〇馬力の電動機を以て直徑六米の送風器を回轉せしめ、實物飛行機の翼の風揚力、揚力と抗力の關係等を實驗し得るのである。

此外、機體の強度を實驗する破壊試驗室、水上機のフロート又は飛行艇の離水、抵抗等他を實驗する大水路(長さ二〇〇米、幅八米、深さ六米)があり茲で水力流體力學の實驗を行つてゐる。

先年空中衝突の椿事で墜落の厄に會つた世界第一の陸上巨人機『マクシム・ゴリキー號』(ANT・20型)は同研究所のツポレフ所長以下、最主腦部の智能を絞つて設計されたもので、一九三七年六月モスクワより北極經由、北米に無着陸飛行を敢行した『ANT・25型』機の如きも、先年、巴里、東京間無着陸飛行に際し西伯利の廣原に墜落した佛國のドウアティンヌ式單葉『トレジュニオン號』の殘骸をモスクワに運搬し、『ツアギ』の技術員立會の下に検討を行ひ設計されたものである。

伯利亞經由)紐育間の大飛行に成功し、ソヴェート機の姿を初めて米國に印し、一九三〇年にはR5型機はモスクワからクリミヤ、アンガラ、チフリス、テヘラン、カブール、カシケント、オレンブルグを巡回してモスクワに歸還する南方巡回飛行を行つた。

一九三二年には有名なウオトビヤノフ飛行士はモスクワ・ハバロフスク間(八千軒)の大飛行を敢行し、一九三三年にはデムチェンコ飛行士のミラノ(オデツサ經由)ハバロフスク間の大飛行が決行された。

次いでレワネフスキー飛行士は米國飛行家を同乗せしめハバロフスクを出發しアナヅイルを經由してアラスカに飛行し、一九三四年に入つて有名な極北探險船チユルスキン號救援の大冒險飛行が敢行され、全世界の賞讃の嵐を浴びたのである。

### 航空力學研究所

ソ聯邦の航空力學研究所(ツアギ)は

『ツアギ』に於ては空軍用、各種軍用飛行機の性能向上、外國製新型飛行機の購入による自國機の設計改良を行ひ、民間航空用の各種機體の製作實驗も行つてゐる。

同研究所に於ける航空理論の權威者としてソ聯學士院のチャブリギン教授があり、同教授は航空學理、就中翼理論の世界的權威者とし有名なデユウコフスキー教授の後任者を以て目されてゐる。

最近航空事業の急速なる進歩に伴つて研究部門も多岐に分れ『ツアギ』に於ける實驗のみでは不足を告ぐるに至り、中央部と別個に専門的の獨立航空部門の研究部が設立された、中央航空發動機協會、全聯邦航空機材研究所、中央航空氣象觀測所、水力學研究所等が其の主なるものである。

『ツアギ』は一九三八年十二月を以て創立滿二十週年を迎ふることゝなつた。

### 航空工業一般

ソ聯邦航空工業の缺陷は優秀な發動機

同研究所の實驗設備中最も大規模なも

同研究所の組織は左の各部門から成立してゐる。

▽飛行實驗部、新型飛行機の性能試験を行ふ。

▽飛行科學部、航空機材の耐久力其他の實驗。

▽航空物理部、航空力學的諸理論を研究する。



工場を有せぬ事であると稱され、熟練せるメカニシヤンの欠亡も其一つに數へられてゐる。

ソ聯當局は此點について最近頭を悩ましてゐるが現在ソ聯邦内第一の模範的航空發動機工場であるモスクワ第二十四工場でさへ、職工の技術未熟の爲著しく其能力が劣つて居り、僅少の修理に對しても多大の時間を要する有様である。

飛行機の設計は(前記)中央航空力學研究所に於て相當のものを案出してゐるが、國內多數の飛行機工場の大部分は修理工場であつて實際に製作を行つて居る者は極めて少なく其内最も著名なものは左記四工場である。

〔タガンログ飛行機工場〕

同工場は一九三五年に始めてアゾフ海沿岸に設立されたもので、主として旅客機、郵便機、輕飛行機の製作に従事してゐる、従業員七、〇〇〇名、年生産能力一、〇〇〇臺と稱されてゐる。

〔フライイ飛行機工場〕

同工場はソ聯邦で最も完備せる新式工

場であるが、其前身は獨逸のエンケルス飛行機會社のソ聯邦内分工場として設置されたものであつて、現在同工場の主要技術員の多くは獨逸専門家の指導によつて製作技術を習得したものである。

同工場は全金屬製の大型多發動機附飛行機の専門製作工場で、ソ聯邦の大部分の多發動機附巨人機、重爆撃機、ANT-9型、大型旅客機等は何れも此處で製作される。

一九三七年、上半期に於ける従業員總數は四、〇〇〇名で、飛行機の年生産高一、五〇〇臺と公稱されてゐる。

〔ドウクス飛行機工場〕

此の飛行機工場はモスクワ郊外に在つて専ら軍用機、就中、戦闘機及び偵察機を専門に製作してゐる、ソ聯空軍自慢の「I」型戦闘機乃至「R」型偵察機は何れも當工場で製作され、目下盛んに擴張工事が施行されてゐる。

〔ウオロネジ飛行機工場〕

同工場は軍用機専門工場で、小型高速戦闘機を主として製作、ウオロネジには

飛行隊もあり之等の補給工場として修理其他も行つてゐる、年産能力一、五〇〇臺。

〔其他の飛行機工場〕

上記大工場の外、相當設備の完備せるものはオソアピアヒム第一工場(年生産高約六〇〇臺)同第二十二工場(年生産高約四〇〇臺)モロトフスキー第八十一工場(年生産高約二五〇臺)バルチツク海軍工廠(年生産高約二五〇臺)ポリシエヴィク工場(年生産高約二〇〇臺)等がある。

ソ聯邦内の飛行機製作工場數は二十數ヶ所あり、航空發動機工場は約八ヶ所、部分品製作所約二十ヶ所、修理工場約一〇ヶ所で、合工場の生産能力一日平均二臺の割と公表されてゐる。

航空輸送

ソ聯邦の航空輸送は一九二二年開始された。獨ソ合辦のデル・ルフト會社のモスクワ・ケーニヒスベルヒ間に始まり、漸次各地方へ延長され、一九三七年には五

萬料を突破したと稱されてゐるが、同國の航空路は其の半數以上は不定期線であり、五萬料に亘る航空路に毎日就航してゐるのではない。

北部地方は夏期約三ヶ月間位就航し、冬期は休航して居るもの多く、其他の線も一週一回乃至二回の飛行が行はれてゐる定期航空路も多いので、航空路の延長としては五萬料以上に達するが實際の定期航空路線は其半數以下と見てよいのである。

ソ聯邦に於ける主要航空路線(一九三七年)左の如し。

〔現行主要航空路〕

- ▽モスクワ—スウェルドロフスク—ノーウ
- オシビルスク—イルクーツク—オルロフ
- ウラヂオストツク(八、〇四二料)
- ▽スウェルドロフスク—タウダーノ—ウイ
- ポルト(二、〇〇〇料)
- ▽モスクワ—ミネラリヌイエ—ウオズイ—
- バクウ
- ▽モスクワ—ロストフ—ナドン—ソーチ—
- チフリヌ—バクウ(一、四五〇料)
- ▽エリスター—アストラハン

航空事業

▽クラスノウオドスク—チャルチニイ—タ

シケント(一、六五〇料)

▽マゲニトゴルスク—クヌタナイ、セミバ

ラチンスク(一、二〇〇料)

▽ヤクーツク—ネサメーツマイ—イルフロラ

(一、二〇〇料)

▽ヤクーツク—ワイリニイスク(五〇〇料)

▽クラスノヴオドスク—ズギンスコエ

(一、六〇〇料)

▽ウイテム—ホダイホ(三八〇料)

▽クズネツク—ミヌシンスク—クイズイル

(七〇〇料)

▽アルハンゲリスク—コトラス—スイクツ

イワル(九三〇料)

▽アルハンゲリスク—チリマ河口—イジマ

(五八五料)

▽モスクワ—モレンスク—ミンスク—

リヤンスク—キーエフ(七九〇料)

▽カザン—ウファ—アマグニトゴルスク

(七二〇料)

▽モスクワ—ウオロネジ—スターリングラ

ード(九四五料)

▽モスクワ—レニングラード(六四四料)

▽レニングラード—ペトロバウロフスク

(三六五料)

ソ聯邦製現用商業用飛行機要目 (1937)

型式	發動機	基數	搭載量(噸)	旅客數(人)	速度(時/料)
ANT・9	GR-230	3	1.690	9	170
ANT・14	JP-480	5	6.680	32	.....
AIR・5	W・H-200	1	580	3	152
AIR・6	M・11-100	1	380	2	155
K・5	M・15-450	1	1.500	8	.....
K・6	GR-420	1	.....	郵便物	.....
STR・2	M・26-300	.....	775	4	.....

- ▽ベンザ—サラトフ(一九〇料)
- ▽マリンスク—アレクサンドロフスク
- (二八〇料)
- ▽ドネプロベトロフスク—シムフェロポリ
- (四三五料)
- ▽ベクウ—クラスノウオドスク(二九〇料)
- ▽タシケント—ウラチニイ—スターリンナ
- バド(三二〇料)

ソ聯最初の定期航空路たるモスクワ・ケーニヒスベルヒ間のデル・ルフト線は其



ソ聯邦航空輸送実績 (1930-36)

年 度	空路延長 (千)	旅 客 (人)	郵便物 (噸)	貨 物 (噸)
1923	400	230	1.8	0.1
1930	26,316	12,000	116.6	134.3
1931	27,716	19,000	324.2	228.3
1932	30,300	27,200	430.0	450.0
1933	37,000	41,600	1,700.0	800.0
1934	42,400	68,500	2,700.0	6,100.0
1935	46,800	59,000	4,300.0	9,200.0
1936	48,000	167,000	5,500.0	17,000.0
1937	55,000	180,000	6,200.0	.....

〔註〕 1937年度は豫定計畫に基く概数を示す。

北極探險飛行

一九三七年三月二十二日、シユミツト博士を隊長とするソ聯北極探險隊員四十二名は飛行機五臺に分乗しモスクワを出発、ルドルフ島に向ひ、同地に於て萬端の準備を整へ、五月二十一日、第一番機

同 ノウオシビリスク間	二五	三八〇
同 サマラ間	二五	一八〇
ウラン・ウデ・唐倫間	二〇	三〇〇
哈府・尼港	三九	五六〇

天文磁氣學者	フエオドロフ
無線電信技師	クレンケリ
同 通信士	イワーノフ

▽第三番機(機體同上)

アレクセーフ飛行士、カズロフ飛行士等。

▽第四番機(機體同上)

マツルク飛行士、タルーゼ飛行士其他。

▽第五番機(ANT・7型機)

ゴロウイン飛行士、外に貨物搭載。

而して右隊員中學術探險隊員四名の學者外數名は一ケ年間を北極上で過すこととなり一年半分の食糧、其他を用意して冬籠りを行ひ、諸種の學術調査を行つてゐる而して調査の結果は無電で刻々とモスクワへ報ぜられた。

スターリン空路

ソ聯邦のソ米連絡無着陸飛行は一九三六年夏決行されたが途中機體の故障の爲モスクワに引返し中止され、一九三七年六月再舉決行され、大成功裡に多年懸案

▽一番機搭乗者氏名(N・一七〇號)

隊長 北氷洋水路局長	シユミツト
飛行長(ソ聯の英雄)	ウオトビヤノフ
飛行士(副操縦士)	パブシキン
航空機關士	パセーイン
同	ペテーニン
空軍少佐	スピリーリン
水理學者	パバーニン
水流調査學者	シルシヨフ

後伯林まで延長されたが、デル・ルフト會社の解散と共に一時獨逸のルフト・ハンザ會社が代行、一九三六年末、ソ側の期限満了、ソ獨關係の悪化と共に一九三七年春中止され、西方諸國との航空路としてはチエツコ國のプラーグ線、ルーマニヤ線、レニングラード瑞典線等が新たに開始されてゐる。

(主要區間賃金表)

(航空區間)	旅客	貨物(噸)
モスクワ・カザン間	一〇五	一・五〇
同 スエルドロフスク間	一八〇	二・五〇
同 オムスク間	三三〇	三・三〇

のスターリン空路は茲に完成された。

(第一回飛行)

一九三七年六月十八日、ANT(二十五型發動機AM・三四型八〇〇馬力)にチカロフ、バイツコフ兩飛行士、ベリヤコフ航空士の三名搭乗午前四時五分シチエルコフ飛行場を出發、コラ半島よりルドルフ島上空を通過、北極上空を経て六月二十日午前八時二十二分、ヴァンク1ヴァのピアソン飛行場に無事着陸した、モスクワ出發以來全翔破時間六十三時間十七分である。

(第二回飛行)

一九三七年七月十二日(使用機同上、第二號)グロームフ、ユマシエーフ兩飛行士、グニーリン通信士搭乗、モスクワ飛行場を出發後、大體第一回飛行経路と同一進路を以て飛行を續け、北極上空を通過、次いでカナダ大陸を横斷、シアトル上空より太平洋岸を南下してロスアンゼルスに出で、更に南進してサンディエゴ附近のマルチフィールド飛行場に無事安着した、時に七月十四日午前九時四十分、

モスクワ出發以來の全翔破時間六十二時間十七分で、第一回飛行の記録を更新した。

(第三回飛行)

前後二回のソ米無着陸飛行成功に調子づいたソ聯當局は、更に第三回飛行を計畫し、一九三七年八月十二日(使用機同上N・二〇九號)にソ聯邦のリンディ、レヴァネフスキー飛行士外四名が搭乗、午後六時十五分モスクワを出發したが、北極を通過後、北氷洋よりカナダ大陸上空附近にて無電連絡が中絶、遂に行衛不明となつた、三番機行衛不明の報と共にソ米兩國より搜索の爲飛行機を出動せしめ又、ソ側は碎氷船クラシン號を遭難地附近に派遣したが發見するに至らず絶望と確認された。

ANT式大型飛行機

ソ聯邦の代表的飛行機として有名な「ANT」式飛行は、現航空力學研究所長、AN・ツポレフ博士の設計になるもので、初期に製作された中型のANT・

3型、同4型等も相當優秀な機體と稱されてゐるが、ANT・6型以後の大型飛行機に於てことに有名である。

ANT式飛行機の要目左の如し。

〔ANT・6型〕 ソ聯空軍の重爆撃機として使用されてゐるもので、四發動機附近翼單葉機航續距離二、〇〇〇斤に達し最大速度二八〇斤、爆彈約二、〇〇〇斤を搭載し得。

〔ANT・9型〕 聯邦内主要航空路に使用されてゐる大型旅客機で三發動機付、時速一七一斤、航續力約六時間、旅客數九名、搭載量一、六九〇斤。

〔ANT・14型〕 五發動機附大型飛行機で、時速一七五斤、乗客三六名を搭載し得、全搭載量六、六八〇斤、國內宣傳用として「ブラウダ號」と言ふのがある、世界有數の陸上大飛行機で、軍用としても使用されてゐる。

〔ANT・20型〕 ソ聯が世界に誇つた有名な「マクシム・ゴリキー號」が此型である、發動機八基を裝備、全馬力七千馬力と言ふ巨大なものであつたが一九三



五年五月空中衝突で墜落以來此型は製作されない、乗客八十二名を搭乗せしめ得ると稱されてゐる。

〔ANT・25型〕 全金屬製低翼、單發動機付單葉機、一九三五年に歐亞北氷洋經由九千數百軒無着陸大飛行を行つた長距離記録用飛行機で一九三七年夏、チカロフ飛行士がモスクワ、北極、北米連絡無着陸飛行を行ひ更に第二回としてグロモフ飛行士が同航路を飛行しスターリン空路を開拓した機體である。

〔ANT・35型〕 全金屬製十人乗快速旅客機でモスクワ・レニングラード間を平均時速三五〇軒で翔破、ツアギのアルハングリスキー技師が製作主任となり建造された優秀機、一九三七年夏開通された、レニングラード・ストツクホルム間の外國航空路に使用されてゐる。

〔ANT・40型〕 モスクワのツアギ工場で製作されたもの、M・一〇三型八六〇馬力の發動機二基裝備、一九三六年十一月アレクセーフ飛行士が本機によつて重量一噸を搭載して高度一二、一二三米に

上昇し、重量搭載上昇世界新記録を樹立した。

### グライダー

ソ聯邦の帆走飛行界は最近急激な進歩を示し種々の世界的大記録を樹立し、滞空三十八時間、長距離五三九軒等の驚異的レコードも作成されてゐる。

ソ聯邦で始めてグライダーに着目し初めたのは一九二三年で、此年の秋クリミヤで最初の競技會が開催され十一機の出場機中八機までは飛行不能に陥り、滞空一時間五分、直距離一、五軒に過ぎず機體も多くは獨逸製を使用して居たが一九二五年頃より獨逸の滑空家を招聘して以來製作方面にも技術方面にも幾多の改良進歩が見られオソアビヒムの一事業として直轄さるゝに及んで果然隆興の機運に向つて來たのである。

一九三〇年の大會にはコチツ氏が一五〇〇米の高空に上昇し、ウエスラウ氏は三四軒八〇の周廻距離を滑翔し、スタペンチエノフ氏は十時間二十二分の滞空に

成功した。

此頃から次第に純ソヴェート製の機體も製作され獨逸製に劣らざる優秀機の設計にも成功した。

而して一九三三年に至つてソ聯邦の滑空界は目覺しき進歩を遂げ七月下旬より八月月上旬に亘り、モスクワ州内のグライダー競技會が開催され次いで八月下旬より九月月上旬に亘つてクリミヤのコクテベリに於て第九回全聯邦グライダー大會が開催された。當日はアソアビヒム會長エイデマン氏を初め空軍總司令アルクニスク氏等も參會し幾多の新記録が作成された。即ち左の如し。

〔滞空〕	單座機	一五時間四七分	アノヒン
	複座機	一三時間一七分	ガフリシ
	三座機	九時間	プレスコフ
〔高度〕	單座機	二、六〇〇米	シモノフ
	複座機	二、二六〇米	ガフリシ
〔宙返〕	單座機	一八四回	ボロジン
	複座機	二〇九回	同

### 〔曳航〕

一機連結 三、五五〇軒 スコモズロフ  
一九三四年の第十回全聯邦グライダー大會は八月下旬より九月中旬に亘りクリミヤのコクテベリに開催され百餘機が參加したが、シモノフ氏は滞空三五時間一分の新記録を作成し、飛行機に依る曳航に於ては三機曳航五人乗グライダーの曳航等、空中列車の實驗に成功し其他無尾翼式三角型グライダーの滞空等も行はれた。

一九三四年に於ける新記録左の如し。

〔滞空〕	單座機	三五時間一分	シモノフ
	複座機	一四時間一七分	スホムリノフ
〔宙返〕	單座機	二二七回	ボロジン
〔曳航〕	三機連結	一、三〇〇軒 (七時間)	

一九三五年にはソ聯邦帆走飛行界は更に一大飛躍を爲し、新型高性能グライダーの設計が完成した、同機はコスレニコフ技師の設計に成るもので鷗型翼の新式な機體でD・K・3型と稱されてゐる。

### 航空事業

此外モスクワ、レニングラード、カザン、キエフ等で新型グライダーが製作され、從來定評ある優秀機スタリネツ・二型を改良した四型が現はれ空中列車は、單機曳航から多機曳航が行はれ、同年二月には五機曳航、四月には六機曳航、六月には七機曳航の空中列車の飛行が成功してゐる。

一九三五年の第十一回全聯邦グライダー大會の成績左の如し。

〔滞空〕	單座機	三八時間四〇分	スホムリノフ
	複座機	二九時間	リシツイン
	三座機	一一時間	コーシツ
〔女子滞空〕	單座機	一二時間九分	ゼリヨンコフ
〔曳航〕	七機連結飛行二回(野外滑翔)		

スホムリノフの滞空三十八時間四十分の滞空記録は、一九三三年獨逸のシュミット滑空士が作成した滞空三十六時間三十七分の世界記録を更新したものである。

一九三六年には、新型機としてエメリ

ヤノフ技師設計の『スタハノウエツ號』快速グライダー『赤色元帥號』『GN・7型』高性能機等が作られ、ツィラ附近でグライダー五機曳航による高度三、五〇〇米の高空飛行が行はれ、更に九月にはウクライナ附近でカルタシヨフ滑空士は五〇一軒の長距離帆走飛行が行はれた。

一九三六年度までに於けるソ聯グライダーの最高記録を一括すると左の如し。

〔滞空〕	單座機	三八時間四〇分	スホムリノフ
	複座機	二九時間	リシツイン
	三座機	一一時間三〇分	コーシツ
〔距離〕	單座機	五〇一軒	カルタシヨフ
〔高度〕	單座機	四、二七五米	オフシヤニコフ
〔宙返〕	單座機	三〇〇回	シモノフ
	複座機	二〇九回	ボロザン
〔女子滞空〕	單座機	一五時間三九分	ニトセンスカヤ

一九三七年の帆走飛行  
一九三七年のソ聯邦グライダー界は前



年に比し更に一段と進歩した、七月にはドニエプロベトロフスクで、グライダー滑翔飛行大会が開催され、約二十團體が参加した、同大会に於てソ聯グライダー操縦士のスポーツ達成を改善し種々なる氣候條件に於ける飛行技術を獲得すると同時にスポーツ用グライダーの飛行性能を検討するために直線遠距離飛行、高度飛行、單獨乃至集團速力飛行等が行はれた。ソ聯グライダー界は一九三六年度に於て滑空士カルターシヨフは無着陸直線滑空に五〇一、二籽の記録を樹立、オフシヤニコフは上昇高度四、二七五米（世界記録四、三二五米）で世界記録に迫り、キンメルマンは指定地滑空に一八〇籽記録を樹立、イリチエンコは二人乗グライダーで一三三、四七籽を翔破、複座機による世界記録を樹立した、斯く急速の進展振を示してゐるグライダー飛行は全聯邦に流行し、オソアビアヒムは之が發達普及に極力努力を試みた結果全聯邦内に數百のクラブと數萬の練習者を獲得するに至つた。

一九三六・七年の主な飛行

一九三七年度に於けるソ聯グライダー界の最大の收獲は、五月五日、モスクワに於てラストルグエフ滑空士が「GN・7型」高性能グライダーを操縦し、ウオロネジ州のデウイツアまで五三九籽六二三の長距離滑翔に成功し、グライダーの世界長距離レコードを更新した、同記録は一九三五年獨逸のエルシュネル外三名が暴風前線の上昇氣流を利用して滑翔した五〇四籽二〇〇の世界記録を破つたもので巴里の國際航空聯盟本部から正式記録として公認された。  
同年七月ソ聯飛行士ロギノフは複座式飛行機を操縦、單座式グライダー「G九號」を曳航（グライダー操縦士フヨードロフ）九十二分間にして二・一〇五米の成層圏内に到達、三十分後グライダーは出發點に着陸した。  
一九三七年八月十八日全聯邦「航空デー」を舉行し北極征服飛行、ソ聯—北極—

けた。  
△三六年十二月八日、セワストポールに於てリヤベンコ・イリインスキー兩飛行士「ANT・22」號水上機に貨物十噸搭載し、九四二米の高度に上昇。  
△三七年二月、フアリフ飛行士双發動機付「CCPH・120」號機に搭乘して極北大飛行に出發、二四、〇〇〇籽空路の冬季翔破を決行。  
△三七年三月二十一日、ソ聯空の英雄ヴオドビアノフの操縦する司令機「CCPH・170」號機北極水上に着陸探險隊長シュミット博士等十三名の探險隊員水上に上陸數日ならずしてモロコフ、アレクセエフ、マズルカ三名の操縦する探險機三機北極に着陸司令機と合流して北極水上にソ聯の赤旗を樹立、これに先だつこと二週日ゴロヴィン飛行士の雙發動機付探險機北極上空を飛行。  
△三七年六月十八日未明、ソ聯空の英雄チカロフ、バイドウコフ、ベリヤコフ三名「ANT・25」號機に搭乘モス

クワ—北極—北米空路開拓に出發、同二十日大飛行完了、十九時三十分機は米國ポートランド附近に着陸、こゝに北極經由米國連絡の夢は實現された。  
△これより一月ならずして七月十二日未明、ソ聯空の英雄グロモフ、ユマシエフ、ダニリン三名「ANT・25」號機に搭乘してモスクワ—北極—北米無着陸飛行に出發「スターリン空路」を延長してメキシコ國境附近に着陸直線長距離世界記録を破る。  
△五月十四日、ソ聯空の英雄バイドウコフ及カスタナエフ五千噸商業貨物積載四發動機付輸送機にて二、〇〇〇籽の速度記録樹立。  
△五月二十三日、ボリナ・オシペンコ女史貨物無積載水上機にて八、八六四米に上昇、三日後商業貨物五百及一千噸搭載高度記録二を樹立。  
△七月四日、イリナ・ウインネフスカヤ及カーチャ・メドニコワ競技機にて六、五一八米に上昇女子世界高度記録を樹立。

北米のスターリン空路開拓を祝祭したソ聯では同日付新聞紙上に最近一年間（一九三六年八月十八日—一九三七年八月十八日）の飛行記録を掲載してソ聯航空事業の躍進を誇示した、即ち左の通りである。  
△三六年八月十八日（航空デー）ソ聯空の英雄モロコフ極北大飛行を完成してチウコトカ半島アナドイルに到着、「CCCP・H2號」水上機搭乗のモロコフは極北全土及北洋航路（ベリリング海峡より白海まで延長二六、〇〇〇餘籽）を翔破、始めて北洋（東から西へ横断）大飛行を完成。  
△ソ聯高度飛行コツキナキ、ユマシエフ、アレクセエフ、ニウフチコフ、リブキン等三六年度に於て商業貨物搭載高度世界記録を破る。  
△三六年九月十三日、ソ聯空の英雄レヴァネフスキー、操縦士レフチエンコ兩名ロスアンゼルス—モスクワ延長一九、〇〇〇籽の大飛行を完成、ソ米を結んで東西兩半球連絡飛行に先鞭をつ

△ラストルグエフ及イリチエンコ兩滑空士は單座式及複座式グライダーによる長距離滑空の世界記録を樹立。  
△七月二十四日、共產青年同盟中央委員會カツプ争奪競技機によるモスクワ—セワストポール—モスクワ間飛行競技舉行。  
△七月二十八日、落下傘手カイタノフ大尉は九、八〇〇米の高度より降下を行ひ世界記録樹立。  
△斯くて三六—三七航空年度に於てソ聯航空界は國際航空聯盟公認世界新記録十八を樹立した。  
ソ聯の官飛行用旅客機  
ソ聯民間飛行レニングラード研究所飛行機製作所では一九三七年夏新快速郵便旅客機「LIG-8」號の組立を完成した、設計者は技師ゲ・イ・バクシヤエフ氏、該機は複座式（四席）輕單葉機で二七〇馬力のソ聯モーター「MG-31」が裝備されてをり、試験飛行の結果は毎時二五五籽の速力を出すことに成功した。（平均時速二一六籽）



外

交

ソ聯外交の全貌

一、ソ聯外交の全貌

一國社會主義の完全なる實現と、ソヴェト政權の勢力範圍擴張の爲めに世界革命の實現を目標とするソ聯において外交の指標は、勿論、これが遂行を助力する點にある。従つてソ聯の外交は社會主義建設途上の祖國防衛のために他の資本主義諸國との危険なる摩擦を緩和し、他面近年充實せる國防力を背景にマキャヴェリズム及恫喝外交の本質を發揮することである、ソ聯政府の常に唱ふるところの「平和主義」は國內の整備、國力の充實を實現するに至る迄の偽裝標語であると共に對手の虚を突き之を屈服追従せしめんとするところの恫喝標語でもあ

る、而して初期のソ聯外交は主として前者であつた、それは共產ソヴェト國家の出現に驚愕した資本主義諸國の反ソ共同戦線に遇ひ重圍のうちにあつたからである、即ち一九三〇年七月ソ聯外務人民委員にリトウイノフが就任した際の聲明はソヴェト政權維持の爲めに如何に對外平和政策に奔命してゐたか判るのである。

「我が對外政策の最重要の任務は我が社會主義建設を外部的動搖から自由と平和的條件によつて保證することである。：我々は地球上の六分の一を占める資本主義國家の包圍裡にあつて一國社會主義建設を遂行しなければならぬ。それ故に、我々は二つの社會的體制の平和的共存方法を發見し實現することにある。」又、スターリンの「我々は他國の土地

の一片たりとも欲しない代りに、自國の土地の一片たりとも何人にも與へない」といふ有名な言葉も當時におけるソ聯外交の「平和政策」の基調を爲してゐた。然るに其後、各國の經濟的不況による新市場獲得戦の開始されるに及んで不況に喘ぐ各國よりの觸手に對し經濟乃至國交關係を結び或ひは隣接諸國と不侵略條約を締結し、或は相互援助條約、又は集團平和保障條約の如きを締結して國防力の充實と共にその初期の「平和外交」はその假面をかなぐり棄て、茲に所謂赤色恫喝外交の本質を現はすに至つた、これは日滿兩國を目標とする外蒙との軍事協定、ドイツを目標とする佛ソ相互條約、又軍事秘密條項を附帶すると傳えられるソ支不可侵條約及び最近におけるスペイン不干渉案をめぐり、ソ聯がスペイン赤色政權に對し公然たる援助を聲明し、獨伊兩國に多大の衝動を與へた如きソ聯が強壓外交に轉化せるを證するものである。

一方ソ聯はソヴェト政權の脅威ファシズムの勃興に對しては英、佛、米に極公然と「最近日獨軍事協定締結及びこれに對するポーランドとの提携に關する情報」が現はれた、このことは全く豫想されたことである」といひ日獨による反ソ戰爭に備へて軍備強化の必要を強調したのであつた。

力親善外交を以て臨み、ソ聯外交の別働機關コミンテルンと共に日獨伊三國の反

共產戦線に對し人民戦線の結成を以て對抗せんとしてゐる。即ち外交政策を以て日獨伊の孤立化を計り、思想を以て國民の反ファシズム戦線を誘導せんとするものである。最後にソ聯外交の特質として銘記すべきはコミンテルンとの密接不可分の關係である。ソ聯が世界共產化を目標とし、ソ聯外交が又、此の線に沿ふて推進せんとしつゝあることは前に述べた通りであるが、コミンテルン綱領の一章「ソ聯邦の意義とその國際的義務」のうちこの關係が明瞭に述べられてゐる、即ち

「プロレタリアートの獨裁及び社會主義建設の國として、勞働者階級の偉大なる勝利の國として、勞働者と農民の同盟の國、マルクス主義、文化の旗の下に進む國としてソヴェト聯邦は不可避的に全被壓迫階級の世界的運動の基礎たり、國際革命の爐であり、世界歴史の最大要因たるものである。ソヴェト聯邦に於て、世界のプロレタリアートは先づ眞實に自己の祖國を獲得

し、植民地運動にとつては最大の引力の中心となる。」

従つてソ聯外交の動向はコミンテルンの對外戦術によつて常に左右されることを知らなければならぬ。

二、最近ソ聯外交の基調

近年ソ聯政府の總ゆる對外及び對内政策の基調は三大反ソ強國、日本、ドイツ及びイタリーに對する對戰準備の呼びかけであるといつても過言ではない、殊に昭和十一年十一月二十五日成立した日獨防共協定がソ聯に與へた衝撃は多大なものがあつた、尤も該協定の成立は決してソ聯の豫想しない、抜打的な出來事ではなく、極東に於ては滿洲國の成立、ヨーロッパに於てはヒットラー政權の樹立されて以來、ソ聯政府及び其の代辯者は「日本のシベリヤ侵略」及び「ドイツのウクライナ侵略」、「東西からするソ聯邦襲撃」のための日獨同盟を絶えず繰返し宣傳してきた、而して一九三六年一月開催のソ聯中央委員會總會においてもモロトフは

三、日獨孤立化政策

従つて斯る認識に基くソ聯の外交政策は日獨を共同敵國とする對戰準備のもとに日本及びドイツをそれ／＼國際關係から孤立化することであつた、即ち此の政策の現はれとして従來反ソ戰爭遂行の機關として攻撃してきた國際聯盟への參加、フランス及びチェコスロヴァキヤとの相互援助條約の締結、英ソ海軍協定及びクレヂット設定等であり、又イギリスとの接近、アメリカとの近接、蒙古人民共和國との相互援助條約の締結等であつた。

四、コミンテルンと共同

ソ聯政府はかゝる正面からの對外活動



と並んでソ聯政府の別働隊を爲すコミンテルンを通じて日本及びドイツの内外政策を攪亂する暗躍を行つた、一九三五年七月八月にモスクワで開かれたコミンテルン第七回大會はファシズムに對する人民共同戦線運動の展開、最も侵略的な列強としてドイツ及び日本に對する攻撃の集中、植民地における反帝國主義運動の激發等々を指令し、そして其後此のコミンテルンの方針は着々として實現されるに至つた、即ちフランス及びスペインに於て人民戦線政府が樹立されて、ナチ・ドイツ、イタリー・ファシズムの政治的基礎を脅かし、支那には執拗な抗日運動が展開されて遂に今次の支那事變を見るに至つた。

### 五、外交と國內對策

一方日獨對戰準備を基調とする國內政策に於ては國防力鞏化のための第一次、第二次五ヶ年計畫の強行、狂熱的な軍備擴張、祖國防衛主義の鼓吹、間接的な對戰準備としての、種々なる國內後方安定

策、例へばトロツキイ、ジノウイエフ派事件以後引續き行はれてゐる反政府運動の徹底的彈壓、清黨運動、民主主義的新憲法の採用等々は明白に反ソ戦争の切迫を豫想して遂行された諸政策である。

ソヴェート聯邦のかゝる全面的な反日獨政策は因となり果となつて必然的に、日ソ關係、獨ソ關係の惡化に導かざるを得なかつたのである。かゝる對立の激化に拍車をかけたものは、極東に於ける日・滿・ソ・蒙間に頻發する國境紛争、スペインに於けるファシズム對人民戦線の生死的武力抗争であつた。特に動亂のスペインを挟んで反ファシズム戦線の指導國ソヴェート聯邦と反ソ戦線の指導國ドイツは正面衝突するに至つた。ドイツ及びイタリーの反政府軍援助に對抗して、ソヴェート聯邦は政府軍の援助、スペイン赤化に躍起となつた。ソヴェート政府がトロツキイ・ジノウイエフ事件にドイツ秘密警察『ゲシュタツポ』の關與してゐることを暴露して、ドイツ・ファシズムの攻撃に全力をそゝいだのに對し、ドイツはニユーロルンベルグのナチス黨大會に於ける「ボルシェヴィズムに對する宣戰布告」を以て應酬した。ドイツ、イタリー、オーストリーの反ソヴェート共同戦線の結成に對して、ソヴェート政府はドイツその他の國の技師の大衆的逮捕を以て答へた、等々。

### 六、ソヴェート大會の呼應

斯してソ聯政府の豫想乃至杞憂は現實的事實となつて遂に日獨協定が成立するに至つた。かねて豫想してゐた事とはいへ日獨協定が現實となつたのを見て、ソ

煽り立てた。

### 七、外交方針と軍備

ソ聯政府は斯の如く日獨協定に直面して驚愕したが、一方これを機會に從前より採り來つた對日獨戰政策をより全面的に強化することによつて協定成立に應酬し、次のような尨大な軍備擴張計畫を樹立した。

- (一) 現在の陸軍兵力を二年以内に三百萬に増員する。
- (二) 空軍兵力を二年以内に三倍に増加し、年々養成すべき飛行士數を五萬名に増加する。
- (三) 國防人民委員ウオロシロフ元帥の下に軍需工業人民委員部を新設、軍需品の補給に遺憾なからしむ。
- (四) 外敵の空襲をうけ易い地方にある軍需工場を國內に移轉する。

かくて軍備が強化されるにつれて、ソヴェート軍指導部の國防に對する態度が積極的、強硬的になりつゝあることは注目に價する。以前ソヴェート聯邦は自己の平和政策の證左として、軍備撤廢をス

ローガンとしてゐた。然るに最近では一面には第二次世界戦争の切迫と、他面には五ヶ年計畫の成功による軍事工業の發展の結果、ソヴェート軍首脳部はこの軍備撤廢のローガンを、「平和維持の最善の手段は、他國から襲撃されぬ最大の軍備を持つことである」といふ標語に變更するに至つた。又「敵に自國領土の一寸も讓るな(スタリリン)といふスローガンが、最近では『敵を敵の領土で殲滅せよ』(ウオロシロフ)とか、『今や赤軍は何れの國に對しても勝利を得ることは一點の疑もない、たゞ問題は如何にして損害を少くして勝利を得るかにある』(トハチエフスキー)といふ豪語に代つてゐる。

第八回ソヴェート大會、第六回極東地方ソヴェート大會は、かゝる示威的演説で滿されてゐた。

### 八、二面的對外政策

日獨・日伊協定成立後に於けるソヴェート外交の目標は、反ボルシェヴィズム

聯政府は今更乍ら狼狽の色を隠すことが出来なかつた、好轉しかけた日ソ間の紛争處理並びに懸案が協定成立を契機として急轉直下の再び惡化した、例へば協定成立し調印の前夜にあつた日ソ漁業條約がソ聯政府において調印を「國內事情」といふ口實の下に無期延期された。そしてソ聯政府及その機關紙を通じて熾烈な攻撃を浴せた、彼等は日獨協定を以て「兩國の侵略主義者が世界地圖を更へる目的を以て新しい世界戦争を準備してゐる日獨軍事同盟に外ならない」と斷じ、「かゝる情勢に面して平和と集團的安全保證を確立しようとするには更に監視を嚴重にして好戰國家と、その陰謀に對して闘争しなければならぬ」と述べた。又、折しも新憲法採用のためモスクワで開かれてゐた第八回臨時ソヴェート大會は日獨防共協定排撃の示威大會の如き觀を呈し、政府首脳部は日獨協定の攻撃に全力を集中し、日獨による反ソ戦争の脅威を絶叫し、赤色陸海空三軍の威力を誇示し、軍備強化の必要を宣傳し愛國熱を



戦線の指導國たる日・獨・伊に平和の攪亂者、侵略國の烙印をおし、これらの國と對立關係にあり、現状維持を欲する諸國の反ソ戦線への参加を牽制し、更にこれに對抗するプロツクを結成することである。即ち極東に於ける英・米・ソ・支の反日陣營の結成、ヨーロッパに於ける英・佛・ソ・チエツコ等の反獨・伊陣營の結成を目指してゐるのである。

然しソ聯邦は自國が社會主義國家であるといふ性質上、かゝる資本主義列強と強固なプロツクを作り得るものでないことを知悉してゐる、かゝるプロツクは一定の限度に止まり、各國における階級對立の激化と共に斯るプロツクは崩壊するのならず、逆に原則的、宿命的な對立に轉化して自己の敵となる運命にあることを知悉してゐる。そこでソ聯邦は頼りとする勢力が自國と各國における赤化勢力以外にないと考へてゐる、一方に於て一國社會主義建設の理論に基づくソ聯邦の一時的な資本主義諸國との平和關係の樹立と他方コミンテルンを通じての各國に

おける赤化運動の激發といふソ聯邦政府の二面的對外政策はこゝから生じる。

### 九、伊首相の與へた衝動

最後に極めて最近に至つてソ聯の極東政策に深刻な衝動を與へた事件は一九三七年九月二十八日ベルリン訪問のムツソリーニ首相が獨伊親善の歴史的デモンストレーションにおいて共產主義排撃の爲めには言論を以てして不十分なる場合は武力に訴へるも敢て辭せずとの獅子吼をなし大膽な對ソ威嚇をしたことである、これに對しクレムリンが極度に神經を失らしたのも當然であつた。支那事變勃發以來クレムリンの巨頭が極東に對し硬軟兩派對立の状態にあつたが、スターリン氏は共產主義對資本主義戦線において西を正面、東を背面となし、うしろ向きになつて背面にのみ力を入れ正面を閉却するは危険だとの自重論を堅持して來たものである、今度の兩巨頭のベルリン會見でスターリン氏自身はいよゝゝその所見を強め極東政策の強硬論者は明かに

押へられた形にあり、正面からかく強く嚇されてはうしろ向きになつてはゐられない、しかし軟派の勝利をもつて直ちにこのまゝ引下ると観るは當らぬ、むしろその政策をカモフラージュするため却つて強がりを示し虚勢を張るはボルシェヴィストの當套政策であるから、ソ聯今後の極東政策並びに對獨伊政策は一層の強がりを示すものと見なければならぬ。

### 一九三六年の對外關係

#### 一 月

##### 一、佛ソ通商條約

一月六日巴里に於て佛ソ通商條約調印せられた、同條約によればソ側の對佛輸出に付ては一九三四年一月十一日のソ佛暫定通商取極と同様なる最低税、輸入數量が定められ、ソ側への輸入に付ては對佛輸出に相當する分の買附を佛國に於て行ふことを定めてゐる。

##### ニ、モロトフの外交演説

一月十日第七回ソヴェート大會第二回

會議における一九三五年ソ聯外交に關するモロトフ首相の演説要旨左の如し

「ソ聯邦と列國との關係との關係は一九三五年中大體に於て正常に進展せる旨を述べたる上

- A 接壤各國は何れも對ソ關係に於て不安を感じることなき事態にして又歐洲問題に於ける平和保障問題につき東歐バクト失敗せるもソ佛、ソ、チエツコ兩國相互援助條約の締結を見、イーデン英外相來訪以來、英との關係好轉可能となり、米とは經濟方面大體可なるも唯同國一部に人為的なる反ソ宣傳あり、猶ベルギー、ルクセンブルグ、コロムビヤと國交樹立せるも、ウルガイとは斷交せりとてウルガイの態度に付嘲笑を加へ、且右に付ソ政府は國際聯盟に申出る所あつたと述べ
- B 特に對獨、對日關係に重點を置き大いに獨の侵略宣傳を非難し、右に關聯して波蘭、芬蘭の一部の態度を難し、ソ聯に對する攻撃し、獨逸に於ける矛盾状態を示さんとて一九三五年四月九日獨政府より二億馬克、五個年信用條約締結の提議あり右は現に順調實行中なる處最近獨側は更に大なる期限十年の貸付問題に付申出

外 交

の次第あり。

吾人は今日格別之を必要とせざるも右に應諾したる如き其の事例なりと言ひ續いて對日關係並に國防充實問題に言及し

- C 對國際聯盟關係に於てソ聯邦は加入後も自己本來の主義に變化無しとて伊紛争を捉へ伊國フアシズムの態度を論難しソ聯としては特に主義上エチオピアの平等權及獨立を認むるものにして之に反する行動には總て反對にして以て聯盟に忠實なることを示せりとし今や日獨に次ぎ伊も侵略行爲に出でんとする國際状態なればソ聯邦の責任は一層大なるものあり左れど新たな大戦争を企圖するものは其計畫實現前自滅することあり得べし而も敢てソ聯を討つものあれば赤軍之を排撃すべきを疑はずと豪語し
- D 今や吾人は眞に幸福なる生活に入りつつあり帝國主義者にして尙ソ聯民の制壓を斷念せず外國地主、資本家等をして之に當らしめんとするも右企圖は吾人の力薄弱なりし過去に於ても實現不能なりや況や國內安定の今日其不可能は言ふを俟たず

と結んでゐる

### 三、對佛、希、リスアニヤ

#### 通商協定締結

一月十五日ソ聯邦當局は佛、希臘及リスアニア各國との間に一九三六年度通商協定成立せる旨タス通信報として左記の通り發表した、右はいづれも翌日の各新聞に掲載されたが、各協定の内容に關しては何等觸れる處がない。

##### A ソ佛通商協定

一九三六年一月三日巴里に於て駐佛ソ聯通商代表ドヴォライツキイと佛國商務省通商條約局長ボンネフォン・クラボンとの間に一九三六年度佛ソ通商協定「バラツフェー」せられた。

##### B ソ希通商條約

一九三六年一月十五日雅典に於て駐希ソ聯邦全權代表アダムソンと希臘經濟大臣カネロプロスとの間に一九三六年度通商條約締結せられた。

##### C ソリ間取引協定

一九三六年一月十五日ソ聯邦外國貿易人民委員部に於て同人民委員部通商代表部長官レーヴィンとリスアニア國代表ノルカイチスとの間に一九三六年度に於ける



ソ聯邦、リスアニア兩國の商品取引量及其内容を律する取引協定締結せられリスアニア側よりは駐ソ公使バルトルウシヤイチス立會つた。

四、駐リ初代白國公使及リ公使着任

客年七月十二日巴里に於て同地ソ聯邦及白耳義兩國大使間に兩國間正常外交關係の樹立並に公使交換に關する公文の交換行はれたる處其後ソ側は外務部政務第三部長ルビーニン氏を在ブラツセル、ソ聯公使に任命し同公使は既に信任狀の捧呈を了し居る趣なるが白耳義國側にては客年十一月ポール、ル、テリエを初代の駐ソ公使に任命し同公使は一月十三日着莫同月十九日中央執行委員會議長カリニン氏に信任狀の捧呈を了したり、尙テリエ公使の略歴左の如し。

ポール、ル、テリエ氏、一八七九年生、一九〇二年外務省に入り一九一七—一九一九年在米公使館參事官、一九一九年在英大使館參事官、一九二五年より今回の任命迄公使の資格に於て外務省政務局長たり。

二月

五、ソ羅通商協定成立

ソ聯政府とルーマニヤ政府は二月十七日戦後初めて通商協定を締結したが、該通商協定の要點左の如し。

- 一、最惠國條項の原則を採用す。
- 二、ソ聯政府はルーマニヤ商品を購入、代償は現金を以て國立銀行に於て支拂ふ。

六、ソ佛關稅協定

ソ聯邦産商品の對佛輸入關稅率及ソ聯邦を通過して他國へ輸送する佛國商品に徵する通過稅率を定むる佛ソ兩國間關稅協定は二月四日巴里に於て成立し、ソ側は駐佛大使ボチヨムキン及通商代表ドヴォライツキー、佛國側はフランダン、マルセル・レニエー及ジオルデ・ボンネー之に署名した。

三月

七、スターリンの對外意見

三月一日スターリンは米國スクリツプス、ホワード新聞社長ロイ、ハワードと

三、最近數日間における外蒙國境方面の事態に就ては日本側は右方面に軍隊集結中なるが如きも目下の所、何等國境衝突を計畫し居る形跡は認められないと答へた。

四、獨逸の對ソ侵略計畫に就ては歴史上侵略的意圖を有する國家が接壤國にあらざる相手國を襲はんが爲には實力を行使し、或はこれを租借するの形式にて第三國の國境を利用し得べく、一九一四年獨逸のベルギー侵入は前者に屬し、一九一八年のラトヴィヤ侵入は後者に屬す、獨逸がその目的貫徹の爲、如何なる國境を利用すべきやは承知せざるが國境を貸與すべき物好もあるべしと答へた。

五、戰爭は何時勃發すべきやに就ては現今の戰爭は宣戰の布告なくして開始せらるゝを以て或は不意に勃發するやも知れず、されど他方平和愛好者も漸次優勢となりつゝあり、殊に彼等は公然輿論に訴え聯盟等の防禦物を擁して奮闘しうる利益あるに反し、平和反對者

は秘密裡に策動せざるべからざる不利あり、而も其結果彼等は自暴自棄的に開戦を決することもなきやにあらず、ソ佛同盟の批准は平和愛好者の成功の一にして戰爭防遏に何等かの貢獻を爲すべし。

六、世界の如何なる方面にて戰爭勃發の危険最大なりやの問題に關しては之が震源地二つあり、其一是極東日本にして右は同國軍閥が他國に對し屢々威嚇的聲明を繰返し居るに依り之を知るべく其二是獨逸なり。而も其何れが一層危険に瀕するや今斷言困難なるも右兩者が現存し且活躍し居るは事實にして是等二大戰爭根源地に比すれば、伊エ紛争の如き一小エピソードに過ぎず、目下極東震源地に於ける活動最小なる如く見ゆるも、何時其中心が歐洲に移動するや保し難し。現にヒットラーは一佛國記者に對するインタヴューに於て所謂平和的決心を披瀝する積りなりしならんも、其言辭中にはソ佛に對する脅迫以外何物もなかりしが如き之

會談した、右に於てスターリンはハワードの質問に對し劈頭極東問題を説き、次で獨逸を中心とする歐洲問題、赤化宣傳及世界革命問題、ソ米問題に言及し且之に關聯し國家社會主義、共產主義、ファシズム等の主義的異同を論じ最後に本年中に發布せらるゝ見込なりとのソ聯新憲法殊に新選舉法に付説明を加へたが東西兩國境に於ける戰爭の危険如何に關する應答振左の如し。

一、東京に於ける二月事件の極東問題に及ぼす影響に付ては未だ資料に乏しく事態不明なりとて回答を避けたり。

二、外蒙問題に付ては日本が外蒙を襲撃し其獨立を侵さんとするに至らばソ聯は外蒙援助を餘儀なくせらるべく、右は外務人民委員代理ストモニヤコフが最近日本大使に對し一九二一年以來ソ聯と外蒙との間に存する不變の友好關係を指摘し、聲明したる通りなり、從て日本側にしてウランバートル占領を企つるに於てはソ聯も勢ひ積極的行動に出づることあるべしと答へた。

七、尙スターリンの答辯中對外宣傳に關する部分要點左の通り。

ソ聯は曾て世界革命の意圖を藏せることなし又實力を用ひて自國の政治的主張を他國に強いんとするが如く信ぜられ居るとせば、右は笑ふべき誤解なりと云はざるを得ず、革命は他の諸國にも勃發すべきも何れも自國革命運動家の意思に依りてのみ敢行せらるべきものにして革命の輸出の如きは一顧の價値なき暴擧と稱すべきのみ、他國に於ける革命宣傳禁止義務の履行がソ聯の意圖と相容れずとせば米ソ國交開始に當りリトヴィノフがルーズベルトに與へたる書翰中第四項に於て約せる宣傳の禁遏は無意味にあらずやとの質問なるも元來米ソ兩國は共に政治的避難民の庇護を宣揚し居り、若し吾人がソ聯にある外國の政治的避難民に對し同情を寄せ居れりとの非難ありとせば米國に於ては庇護權がソ聯に於けるより遙に廣義に解釋せられ居る點を指摘



し得ざるを得ず、在米白系露人中には米國人の援助に依り反ソ行動を恣にする者鮮からざるにも拘らず、吾人は敢て之に抗議せんとする意嚮を有せず、要するに右は各國内部の問題にしてリトウイノフ、ルーズベルト協定の如きも自國官吏に對し相手國に對する内政干渉を戒むることを目標とせるものと云ふべし、コミンテルン第七回大會に於ける米國委員プロウダー及ダーシーの言動は米國政府の協力に依る顛覆を首肯せしむるものなるが如く傳へらるる處、余は同人等の言動及論旨に付ては何等記憶なきも米國共產黨は米國人に依りて組織せられたる合法的政黨なる以上前記兩代表の演説の如きは米國に於て日常の茶飯事なるべしと信ぜらる、米國共產主義者等の言動に付ソ政府の責任呼ばはりを爲すが如きは筋道違も甚しく吾人は唯々兩國友好關係の持續を望むのみ。

ハ、アフガン外相訪ソ

歐洲巡歴中のアフガン外相フアイズ・

ムハメツド・ハンは三月十四日モスクワに到着した。

九、ソ土友好條約延長批准

一九二五年十二月十七日附ソ土友好中止條約延長(一九四五年十一月七日迄)議定書は三五年十一月七日調印せられたが右批准は一九二二年のソ土條約調印十五年記念に當る三月十六日モスクワに於て交換せられた。

一〇、ソ佛互助條約批准交換

三月二十七日巴里に於てフランダン、リトウイノフ間に一九三五年五月二日調印せられたる佛ソ相互援助條約批准書交換せられ同協定は同日より實施せられたり。

二、ソ阿不侵略條約延長

三月二十九日外務人民委員代理クレスチンスキーと莫斯科滞在中のアフガン外相フアイズ・ムハメツド・ハンの間に一九三一年六月二十四日附兩國中立及相互不侵略條約有效期間十年間延長(一九四六年三月迄)に關する議定書署名せられたり。

三、加リ通商協定

加奈陀政府は自由黨の貿易政策に基きソ政府との間にも通商條約締結の交渉を開始せりと云はるゝが、首相マツケンジ・キングは三月三十一日下院に於て右報道を確認左の如く言明せり、「加奈陀政府はソ政府との通商條約締結の交渉を開始したるが目下關係機關を通じて引續き交渉を進めあり」と。

四月

三、ソ蒙相互援助議定書發表

ソ聯政府は機關紙(イスクウエスチヤ四月八日發行)を以て三月十二日調印のソ蒙相互援助議定書を左の如く發表した。「ソヴェート社會主義共和國聯邦政府並に蒙古人民共和国政府は一九三一年蒙古人民共和国の領土が赤軍援助の下にソ聯邦領土に侵入したる陸軍部隊と關聯ある白衛軍より解放せられて以來兩國間に存在する不斷の友好關係に準據し、極東に於ける平和の大義を支持し、且兩國間に存在する友好關係を更

に促進補強せんとする希望に基き一九三四年十一月二十七日以來兩國間に存續し、軍事的攻撃の脅威を回避し且阻止する爲一切の手段に依り相互援助する旨を規定し、且又何れかの第三國がソ聯邦乃至蒙古人民共和国に對し攻撃を加ふる場合、相互に援助協力を賦與する旨規定したる紳士協定を議定書の形式に於て構成するに決定し、上述目的の爲本議定書に調印せり。

第一條 第三國によりソ聯邦乃至蒙古人民共和国領土が攻撃を受くる脅威發生する場合にはソ聯邦並に蒙古人民共和国政府は發生したる情勢に就き即時共用して考慮を加へ兩國領土の安全を保護する爲必要と思惟せらるゝ一切の手段を講ずることを約す

第二條 ソ聯邦政府並に蒙古人民共和国政府は締約國の一方に對し軍事的攻撃が加へらるゝ場合には軍事的援助その他一切の援助を相互に提供することを約す

外 交

第三條 ソ聯邦政府並に蒙古人民共和

議を發した。

四、ソ蒙議定書に關する支那の抗議とソ聯の回答

一九三六年四月七日附駐支ソ聯大使ボゴモロフ宛支那外交部長張群の公文及一九三六年四月八日附駐ソ支那代理大使宛ソ聯外務人民委員リトウイノフの公文發表せられたる處右公文に於て支那側はソ蒙議定書に對し嚴重抗議し右議定書の締結は不法なる故承認するを得ず、支那は之に拘束せられざる旨聲明せるが、ソ側は支那側の抗議は何等根據なく、ソ蒙議定書締結の事實及同議定書各條項は支那の主權を毫も侵犯するものにあらず、一九二四年九月二十日附ソ奉協定締結當時支那政府より之に對し何等抗議に接せざりしことに見るもソ聯側にソ蒙議定書締結の權利あるは明かなりと支那側の抗議を一蹴した。

三、駐阿大使の更迭

四月十六日、アフガン駐在ソ聯邦大使スタルクはスクウイルスキイと交迭せられた。



一六、海峽再武装に關する對土回答

四月十六日ソ聯外務人民委員リトウイノフは駐ソ土耳其大使ゼキヤイ・アパイデンに對し標題記載の問題に關する土耳其政府の公文に對する回答公文を手交した、右公文においてリトウイノフは海峽地帯に土耳其の主權を完全に保有せざるべからずとの主張は一九二二年及一九二三年のローザンヌ會議以來ソ聯政府の終始一貫不變の意見なり、全般平和の保障なく戰爭の脅威歴然たり。今日の情勢に對應し土耳其が其領土安全確保のため海峽制度を變更せんと冀求するは尤も至極なりとなし、ソ聯は海峽問題會議に欣然參加する用意ある旨通告せり。

一七、諾威外相のソ聯邦來訪

諾威外相ヘルヴグン、コットは本年四月羅馬尼に於て開催せられたる國際歴史會議出席後波蘭を訪問の上四月二十日當國正式訪問の爲來莫ソ側は外務人民委員部員を波蘭國境迄派遣せる外、リトウイノフ以下關係者多數驛頭に迎へたり、コット外相は同日先づリトウイノフを往

訪、リトウイノフは同夜コット歓迎の晩餐會を催したるがソ側よりは人民委員會

議長代理メジュラウク、外國貿易人民委員ローゼンゴリツ、通信人民委員ルイコフ、教育人民委員ブノフ、保健人民委員カミンスキイ、國防人民委員代理トハチエフスキイ等出席せり。右の席上リトウイノフは歓迎の辭に於て北洋開發史に於けるソ諾兩國の關係淺からざる點より説き、ナンセン、アムンゼンを以てソ聯邦の北洋征覇事業に於ける教祖なりと賞へ、兩國の關係が圓滿に發達しつゝあるは欣快に堪へずと述べたる上世界平和の脅かされ居る折柄善隣國外相の來訪は深き意義を有すと言へるに對し、コットはソ聯邦は大國なるに反し諾威は歐洲最小の一國なるが平和を望む念に於ては他國に譲らず一般平和擁護の見地よりソ諾兩國は一層協調するの要ありと答へ夜會に入り外交團其他ソ側關係者等の出席ありたり、二十一日コットはクレムリン宮殿を見物後、聯邦中央執行委員會議長カリニン及人民委員會議長モロトフを

往訪、モロトフの午餐會に臨み(ソ側はウ

オロシロフ、ミコヤン、ルズタツク、アンチボフ、リトウイノフ、ローゼンゴリツ、グリニコ、ウンシユリフト、ブルガニン等出席)夜はソ側の招待にて大劇場のバレを觀覽せり、二十二日はレーニン廟を訪れ聯邦學士院の午餐招待に出席、同夜は在莫斯科諾威公使館に於てメジュラウク、リトウイノフ、ローゼンゴリツ、クレステンスキイ、ストモニヤコフ等ソ側要人を招きて晩餐會を催し(引續き外交團及記者團を加へて夜會に移れり)滞在日程を終了、二十三日莫斯科發レニングラードを経て歸國の途に就けり。コット外相のソ聯邦來訪に關し四月二十日各紙は其略歴を記載せるが、同日イズヴェスチヤ紙は『ソ聯邦と諾威』と題する評論を掲げ、兩國の正式關係は一九二一年九月二日設定せられて以來何等の繋争もなく圓滿なる發達を遂げ來れり、又一九二五年兩國間に通商航海條約の締結を見經濟關係調整せられたるが、ソ聯邦の輸出入貨物にして海運國諾威の船舶

に依りて輸送せらるゝもの少からず、ソ諸兩國は陸上に於てこそ界を接せざるも北氷洋に於ては善隣の關係に在り、又諾威の海獸捕獲船は白海及北氷洋歐露領海に於て海獸捕獲の利權を有し、又ソ聯邦は諾威の主權下に在るスピツツベルゲン諸島に於て炭坑を經營し(アルククタクウゴリ)北氷洋航路に就航するソヴェート船舶並に北部地方の工業に對し良質の燃料を供給し居れり、其他兩國間には近年文化上及體育上の關係も漸次密接となりつゝあり、ソ聯邦は平和政策を堅持し居ること世界周知の通りなるが、平和を愛好する諸國との協力に依り今後益々平和擁護の運動を強化する要あるべきを以てコット外相のソ聯邦來訪は兩國の親善關係を増進せしむるのみならず、國際時局の上よりするも特に深き意義を有すと論述せり。

五 月

一八、英ソ海軍交渉開始

ソ聯邦政府は英國政府の招請に應じ兩

外 交

國內に海軍條約締結に關する交渉を開始するに決定、五月五日英國政府に其旨通達せり。交渉は近く倫敦に於て兩國代表者間に開催せらるゝ豫定なるが英國政府提案に依る會議々題左の如し、(一)建艦通報(二)建艦に關する質的制限(三)各艦種に關する新定義の設定。

一九、ソ獨通商及支拂協定締結

五月五日のジュールナル・ド・モスクワ紙は四月二十九日柏林に於て駐獨ソ聯邦通商代表デ・カンデラキと獨逸國經濟大臣シヤハトとの間に一九三六年度ソ獨間通商及支拂調整に關する協定署名せられたる旨報道したるが、右に關しイズヴェスチヤ紙はソ聯邦外國貿易人民委員ローゼンゴリツの名を以て一九三六年一月十九日附訓令に定めたるソ聯邦商品輸出制限國中より獨逸を除外し、ソ聯邦輸出貿易機關及其他の經濟機關はソ獨經濟協定に定めたる條件に従ひ一九三六年五月八日以降ソヴェート商品の對獨輸出を爲し得べき旨の命令發せられたることを報道せり。

元來ソ聯邦の輸出制限令は嚴重なる爲替管理を施行しソ側機關の輸出品代金に付自由處分を認めざる葡萄牙、羅馬尼、ユーゴスラヴィア、洪牙利及獨逸の五ヶ國に對する報道を目的とするに在りたりと解せらるゝ處、右の内羅馬尼に付ては本年二月十八日ブカレストに於て署名せられたるソ羅間一九三六年度通商及支拂調整に關する協定の發効と共に前記輸出制限撤廢せられ、今又獨逸に對する制限撤去せられたるを以て一九三六年一月十七日附聯邦人民委員會決定及一月十九日附前記訓令の適用を受くる國は、葡萄牙、ユーゴスラヴィア及洪牙利の三國のみとなれり。

二〇、條 約 批 准

聯邦中央執行委員會は左記條約を批准せり。  
(一) 一九三五年十一月六日締結せられたるソ致問領事協定。  
(二) 一九三四年七月二十五日雅典に於て署名せられたる Deng 熱病防疫に關する國際條約。



三、ロンドン英ソ親善の夕

五月十五日マクドリーを委員長とする英ソ下院委員会はロンドンに於て駐英ソ聯大使マイスキイを招待して午餐會を催したるが、之には英國勞働黨代議士勞働組合勞働消費組合代表多數列席せり、席上英國勞働組合總評議會長フアインドレイ英國勞働黨中央委員長及ジェンネー・アダムソン女史はソ聯の國內困難克服及其平和不可分理論遂行に祝意と賛意を表明し次いで勞働組合總評議會書記長シートリンは右平和不可分政策實行の要を強調し、フアインズムは戰爭を以て最高の義舉なりと宣言して戰爭惹起に努め居れり、平和の友は事態を認識せざるべからず、フアインズム獨裁官等の横暴は決議乃至祈禱を以て之を抑止すべくもあらず、平和は不可分なりとの信念より出發してのみ戰爭を防止し得るなり、獨逸フアインズムはソ聯攻撃を準備しライン地方に軍事施設をなし手をかへ品をかへてソ聯との隣接國境を『借款せんと』なし居れり、吾人にして若し縱令小國と雖も之が潰滅せ

らるゝを傍視せんか、之全般的の勃發を意味すべし、歐洲諸國全部の社會黨及勞働組合は右を確信す、單に平和を希望し戰爭を怖るゝのみにては不充分なり、平和は組織せざるべからずと演說せり。

六月

三、ソ丁小包郵便交換協定

六月二十九日ソ聯外務人民委員部に於てソ聯邦丁抹國間小包郵便交換協定成立し、ソ側は人民委員代理クレステンスキイ、丁抹側は駐ソ公使オヴェー・エンゼル署名せり。

七月

三、唐努國民共和國建國十五週年記念祭

七月六日は唐努(トウフ)國民共和國建國十五週年記念日に當るを以てソ聯邦政府はショートマンを首班とするハカツシヤ自治州、ブリヤト・モンゴル自治共和國、クラスノヤルスク各地方各代表團を唐努に派遣せる外非軍事航空隊西部西

日露溢血に因り逝去した。

三、米ソ通商條約實施期間延長

一九三五年七月十三日米ソ兩國政府間に締結せられし通商條約は七月十二日を以て満期となるが米ソ兩國政府は同條約の實施を更に一年延長するに決定十一日ソ聯邦政府より之を發表せり。

過去一年間に於けるソ聯邦の米貨購入量は豫定の三千萬弗三千五百萬弗に上る好成績にして更に一九三二年乃至一九三四年の三年間に於ける年平均二千百萬弗に比ぶれば異常なる進展を示し居れり。

三、英國の對ソ一千萬磅信用

七月二十八日在英ソ聯通商代表オゼルスキイと英國商務省代表輸出信用局長ニクソンとの間に公文交換の形式により一千萬磅信用對ソ提供協定締結せられた、同信用は本年八月一日より一九三七年九月三十日迄の期間に發せられる對英ソ聯注文に對する現金支拂に當てられるものにして年利五分五厘、期限五ヶ年である。

八月

三、海峽新協定批准

ソ聯邦中央執行委員會幹部會は七月二十日モントルールにおいて調印せられた海峽に關する新協定を八月一日批准した。

三、太平洋會議に於けるソ聯邦

八月十五日より合衆國カルフォルニア州ヨセミテ國立公園に於て例年の如く太平洋問題研究所主催の下に太平洋國際會議が開かれ米、英、加、澳、新西蘭、比、日、和の外從來オブザーバーを派遣したソ聯が本年始めて全權代表を派遣した、之一九三四年にソ聯太平洋研究所が國際太平洋問題研究所に一支部として加入したからである、議題は合衆國の復興案並に太平洋沿岸の國際狀勢に對する其影響、世界市場への日本の進出、ソ聯の經濟的發展及民族政策、支那の社會經濟的改造、太平洋に於ける政治勢力の均衡の變化並に太平洋問題の平和的調整の可能性であつた、ソ聯代表はソ聯太平洋研

伯利管理局長代理チユーソフの指揮する飛行機三臺を派遣、三機は六日ニジネウジンスクを出發後三時間にして唐努首都クイズイルに到達せるが、サヤン山系越の飛行は之を嚆矢とす。クイズイル飛行場に小フラル議長ケムチク・オオル、内閣議長チユルミト・タン、國民革命黨書記トカ以上出迎を爲したるが、プロフの操縦する一機は市の上空に於て高等飛行を演じ市民の喝采を博せり、他方ソ政府は乗用自動車七臺、ボータブル式發聲映寫機二臺を寄贈し、又七月中には常設映畫館を開設する計畫にて市民に好感を以て迎へられ居れるが、ソ側映畫技師は最初の試みとして唐努各國内地の實狀を撮影し居れり、尙クイズイルに開かれたる定期市にはソ側より價額約百萬留の各種商品出陳あり、賣行良好なり。

三、チチエリン逝去

前外務人民委員チチエリンは一九二五年糖尿病を患ひて以來レウマチスを併發其後血脈硬化症を伴ふに至り外交界を退き加療中であつたが、一九三六年七月七

究所長モトイレフ及イズウエスチヤ米國特派員ロムであつた。

三、英ソ海軍協定

英ソ兩國代表は前後三ヶ月に亘る折衝の結果七月三十日新海軍協定案の大綱を決定し近く最終起草を完了して調印するに意見一致を見たりしが協定案の内容は新海軍條約を基調としてソヴェト政府の特殊地位に關聯し諸重要綱目を含みあるが其一項に英ソ兩國政府は協定案の成立と共に直ちに調印するが之が批准は英國政府が獨、波、丁の各國政府と同一協定を締結せし後になすべしとあり。

三、ソ聯邦軍部代表のブラ

一、ケ訪問

師團長メレツコフ及カザコフ、コンドルセフ兩大佐より成るソ聯邦赤軍代表團はチエツコ軍の大演習に参加せんが爲八月十八日ブライグ市を訪問、佛、羅、ユゴスラヴィヤ代表と共に大統領ベネツニに謁見した。

三、ソ聯邦軍部代表の巴里訪問

巴里附近に行はるゝ佛國大演習に参加



する爲ソ聯邦赤軍代表第一級軍令官ヤキ  
ル及旅團長ラチンスキイが巴里を訪問せ  
り、數回の演習及諸都市に於ける防空演  
習に参加せる赤軍代表は九月二日の送別  
宴に於て現在の條件下に於て佛ソ陸軍並  
に空軍の親善關係は平和の有力なる一支  
柱なる旨力説せり。

三、ソ聯邦と白・ルクセンブル  
グ經濟同盟との通商協定

八月二十一日外務人民委員リトウイノ  
フと白耳義特別使節ポール・デ・テリエ  
との間に一九三五年九月五日に締結せし  
ソ聯邦と白・ルクセンブルグ經濟同盟と  
の臨時通商協定の批准書が交換せられた  
り。

三、佛國航空代表の訪莫

八月二十二日佛國下院航空委員會議長  
ボストロの率ゐる佛國航空代表團(主  
として下院議員及航空省代表)が名飛行  
士コドスに操縦せられて莫斯科に飛來せ  
り。

三、駐西大使の任命

八月二十八日ソ聯中央執行委員會はマ

ルセル・イズライレイヴィチ・ローゼン  
ベルグを駐西全權大使に任命したり。新  
大使は同日マドリッドに到着せり。

三、國際平和大會とソ聯邦

九月三日より六日にかけて白耳義ブラ  
ツセル市に國際平和大會が開催せられた  
り、同大會には四十ヶ國の代表が出席し  
ソ聯邦代表も之に参加したるがソ聯邦は  
大會準備の爲に労働組合、學界、協同組  
合、作家同盟、婦人、スポーツ團體等の  
代表者より全聯邦平和運動委員會を組織  
し全國の平和運動を統一指導することゝ  
なり同委員會に依りブラツセル大會への  
ソ聯邦代表としてシュヴェルニーク、ソ  
ボリ、アルチユヒナ、スモリヤンスキ  
イ、(以上労働組合代表)グロブキン(學  
者代表)アレクセイ・トルストイ及ミハ  
イル・シヨロホフ(作家代表)ワリヤ  
シ(協同組合代表)が選ばれたり。  
尙シシュヴェルニークはヴァンデルヴェ  
ルデ、セシル卿、エリオール等と共に幹事  
席に座し大會を指導し而て大會参加者總  
數は四千人に上りたり。

九 月

三、ソ聯邦と加奈陀の經濟的接近

加奈陀貿易大臣エイラーは一九三一年  
二月二十七日以降實施せられた若干のソ  
聯邦商品に對する輸入禁止を解除する旨  
ソ聯外國貿易人民委員部に通知したが、  
之に對してソ聯貿易當局は加奈陀商品の  
買入禁止及加奈陀商船のチャーター禁止  
を解除することに決定した。

三、阿富汗陸相の訪莫

阿富汗陸相シャフ・モハメツド・ハン  
は參謀總長オマル・モハメツド・ハン、  
駐伊武官アブド・ウス・サマド・ハンを從  
ヘネゴレロエを経由莫斯科に到着せり、  
驛頭には國防人民委員部長トハチエフ  
スキイ元帥、莫斯科軍管區司令次官、軍  
團長ゴルバーチエフ其他の要人が出迎へ  
た。

十 月

三、北樺太油田協定調印

北樺太油田試掘權延長交渉は北樺太石

油會社とソ聯當局との間に五ヶ年間延長  
の原則的諒解が成立、爾來引續きソ聯側  
の提出せる交換條件取極を中心に細目協  
定の交渉を行つたが十月十日モスクワに  
於て北樺太油田利權契約更改に關する正  
式調印が行はれた。

三、西班牙問題に關する  
マイスキイの宣言

二十三日倫敦に於ける西班牙内亂不干  
涉問題に關する國際委員會の席上ソ聯代  
表マイスキイ大使は左の如き宣言を發せ  
り。

ソヴェート政府は西班牙内亂不干涉協  
約に参加するに當り、締約各國が協約  
を嚴守し内亂の速に鎮定せらるゝを期  
待せり。然るに協約成立以來締約各國  
政府は組織的に協約を蹂躪し反政府軍  
に武器を供給し而も何等の制裁をも受  
け居らず、就中ポルトガル領土は反政  
府軍に對する武器供給の主要根據地と  
なるに至れるが、一方合法的西班牙政  
府は軍需品輸入の方策無く事實上ボイ  
コットを受くるに至れり。協約蹂躪の

外 交

四、外蒙首相訪莫

外蒙首相兼外相アモールは同國內閣書  
記官長、新舊駐ソ外交代表を伴ひソ聯邦  
外務、輕工業、外國貿易各次長、中央執  
行委員會民族會議書記官、外務人民委員  
部關係官、國防人民委員部外事課長、莫  
斯科衛戍司令官並に駐ソ外蒙及唐努外交  
代表者等の出迎を受け二十八日莫斯科に  
到着せり。

十 一 月

四、六十回誕生日に於ける  
リトウイノフの演説

リトウイノフの進退に付て最近内外に  
於て兎角の噂あり。又スターリン重態説  
を傳ふるものありし處十一月七日の革命  
記念日に於ける觀兵式に際しスターリン  
とリトウイノフとは相携へてレーニン廟  
上黨最高幹部の席に最先に姿を現はした  
るがリトウイノフが同席に着きたるは今  
回初めてなる關係もあり、右は大いに衆  
目を惹きたり。更に十日中央執行委員會  
幹部會に於て海軍々人、スポーツマン、



併優等に對する勳章授與式行はれたる際、曩に六十回誕生日に當りレーニン勳章を贈られたるリトウイノフも之が授與を受け其席上左の如き演説を爲せり。

余に外交上の功績ありたりとせば夫は忠實にレーニン、スターリンの指揮に従ひたるものと認むべき處、ソ聯外交の基調は一貫したる平和政策に在り曩に軍備全廢を提唱せるに對し之を以てソ聯に弱點あるが爲なりと誤信せるものありたるが既に軍備国力共に充實し何人もソ聯に弱點ありと信ぜざるに到れる今日に於ても尙ソ聯は右提唱を維持するものにしてソ聯が軍備の充實を討れるは全然他國の攻撃に備へんが爲なり、而してソ聯は右提唱が容れられざるに鑑み一般的平和維持の趣旨より相次いで不侵略條約、集團的保障條約、侵略者の定義條約並に聯盟規約に基く國際連帶の強化を提唱し來れり、世上には斯る平和機構の破綻を説く者あるも未だ最善の努力を試みずして破綻を云爲するは決して當を得たるもの

右以外に實際的目的ありとは思考せられず、云々。

十二月

沿バルチック諸國に關するジユダノフの演説

タリーン發タス電報はエストニア國のベリヴァレト紙外二、三新聞紙が在國ソ聯代理公使はエストニア外務省を往訪しジユダノフ(共產黨レーニングラード地方委員會書記長)のソヴェート大會席上爲したる演説中何等エストニアを威嚇するが如き文字なき旨聲明せる一趣並に事件は獨逸御用通信社がジユダノフの演説の内容を全然歪曲し而も之をリトウイノフの演説なりとして流布し、ソ聯と沿バルチック諸國關係の悪化を狙ひたる結果、フアツシヨ系新聞は逸早く之を報道したるも前記ベリヴァレト紙は慎重なる態度を執り事件の真相を掲載せりと報道し、尙右演説中例へば芬蘭の如き小國が大フアツシヨに對し反ソ戰略策源地を供給し其手先となれるが如きこ

外 交

にあらず、否却て破綻しつゝあるは一方向平和を唱へ他方侵略に志し口實を設けて軍備擴張に寧日なき資本主義國の政策に非ずや、今や歐洲諸國としてはソ聯の提唱に基く防禦的集團保障制度を採るか又は侵略國の提議に従ひ彼等と共にプロツクを形成するかの二途あるのみなるが國防力の偉大なるを信頼するソ聯としては暫く其成行を靜觀せんのみ。併乍歐洲平和の柱石はソ聯なり、侵略者は此事實を知るが故にソ聯を孤立せしむることに汲々とし居れるがソ聯の孤立に加擔する者は聽て侵略者の從屬國たるに至るべし、余は本日余に與へられたる榮譽に報いんが爲確信を以て今後ともソ聯の平和政策實行に邁進すべし。

リトウイノフの演説

臨時ソヴェート大會二十八日の會議に於てリトウイノフはソ聯の國際情勢報告は大會の日程になきもスターリンの希望もあり一言すべしとて要領左の演説を爲

とあらんか、結局馬鹿を見るは此等小國なるべしとの一節あるが、右は獨逸の急所を突きたるものゝ如く扱てこそ彼等は反對にソ聯と沿バルチック諸國離間策を試みたるなるべしと附記してゐる。

コムソモル號の撃沈

十一月初頭以來ジブラルタル附近にてソ聯船の西班牙叛軍に依る臨檢引致頻々と報ぜられ叛軍攻撃に利用せられてゐるが、二十日附タス通信に依れば六千九百噸の滿備鐵を積載してポーチより白耳義ガン港へ向ひつゝあつたソ聯モーター船コムソモル號は十二月十四日西班牙叛軍所屬巡洋艦に依り撃沈せられた。

日ソ漁業條約暫定取極締結

日ソ漁業條約第二次暫定取極が二十八日午後モスクワにおいて調印せられた。

一九三七年の對外關係

一月

併行本部公判とドイツ

モスクワの反革命「併行本部」公判連日行はれ、ドイツの諜報機關が事件に參

せり。

今やソ聯は歐羅巴式民主主義に還元せるやに傳へられて居るが、吾人の民主主義及自由は名は同一なるも事實同じからず、次に西班牙問題に付獨伊側は反政府軍援助軍事行動に依り一切の物質的破壊行爲を助長し居り、フアンズムの戦争挑發は益々白熱化し來り、殊に宣傳に全力を傾注し而も其孤立状態を蔽はんが爲、聯盟の外に同じく孤立者の友を求め防共プロツクを結ぶこととなり、其結果獨伊間及日獨協約の締結となり、更に伊は日本に對し同種の協約の締結を提議せりと確聞す、日本政府は國內危険思想防遏に従事し居り乍ら所定の目的を達し得ずして外國警察に援助を求めざるを得ざるや、將又獨逸の政治犯人收容所が狹隘を感じたる場合、日本政府が自國內の刑務所に共產主義者の居住を許容せんとの意義なりや、更に締約國は共產主義出版物を相互に貸與し又はフアツシヨ新聞の共同發刊を企圖するにあるが恐らく

與してゐるとの供述が行はれた爲めドイツ官民の感情を極度に刺戟し、一時獨ソ國交斷絶説が傳えられた。(ソ聯陰謀事件)参照)

有田・ユレネフ會談

駐日ソ聯大使ユレネフは本國政府の歸朝命令により二月五日東京發歸國することになつたので二十四日正午有田外相を訪問、滿ソ國境委員會議設置、日ソ漁業條約調印、日獨防共協定等の諸問題を中心とする日ソ國交調整の具體的方針につき一時間互に互り重要懇談を遂げた、午後一時から官邸で同大使の送別午餐會が開かれた。

併行本部公判と日本

日本外務當局は二十七日公判における被告の陳述は全く虚構なる旨當局談の形式を以て發表した。(日ソ關係參照)

米國新大使着任

ブリット前駐ソ大使の後任としてジョゼフ・イ・デヴィスは一月二十五日カリニニに親任狀を捧呈した。

ツワ新外交代表着任



タンナ・ツワ共和国の前駐ソ大使ロブサンの後任としてハワクチャバは二十五日カリニンに親任状を捧呈した。

六、ソ政府の外蒙古工業化會社

ソ聯邦政府は六百萬留の資本金を以て「モンゴルストロイ」と稱する外蒙古工業株式會社を設立した、右會社は外蒙古に於て工業的企業を建設するを目的とするもので外蒙側は右に對し既に同意を與へた、猶同會社の株式はソ聯邦政府が所有する。

二月

七、芬ソ兩外交交驛

二月八日ホルスチ芬蘭外相一行はモスクワに到着し外務部に於てリトウイノフ氏以下と會見し同日夜リトウイノフ氏の歓迎宴あり、席上リ氏は外相今次の來訪を歓迎しソ聯が帝政時代に抑壓せられたる芬蘭の獨立を承認し、續いて同國との友好關係に努めたことを述べ、進んでソ聯が一般平和の爲集團の平和保障に努力し居るにも拘らず好戰的國家の存するこ

とを擧げて宣傳的言辭を弄しソ聯の外交政策を理解するは兩國關係増進上重要にして且世界平和に資すべしと爲し、尙ホルスチ外相は豫て聯盟理事會に盡力されて居るがソ聯亦右目的達成を望むと述べた。

之に對しホルスチ外相は芬蘭國外相のソ聯正式訪問は今回を以て嚆矢と爲す處、滯在中兩國利害問題に關し討議し度いと思ふ、芬蘭としては從來の通り接壤諸國との自好關係維持に努め集團的平和保障事業支持に盡し居るものなることを述べて應答する所があつた。

二月八日モスクワに於ける芬蘭外相ホルスチ氏の歡迎會の席上リトウイノフ氏は今回の訪問が單なる友好關係の増進に止まらず常に周圍の好戰的國家に依り其の實現を阻止せられつつあるソ聯邦の平和的一般外交政策に對し特に了解と同情を表明せんことを求めたに對しホルスチ氏は、芬蘭はソ聯邦に對する時も同時に常に他の諸外國と同様國際聯盟に立脚する友好關係を維持することを願ふものな

行衛不明となりたるエ國漁夫十名と同様ソ聯邦側の爲逮捕せられソ聯邦内に拉致せられたるものなること今回判明したる旨を報じ、ウース、エーステイ紙は右事件闡明の爲エソ國境委員會を招集せんことを要求した、エストーン諸新聞の報ずる所に依れば右の外にもエソ間國境地方に於て幾多の事件發生せる趣にして、例へば數日前ソ聯側國境警備兵はエストーン側漁夫に對し射撃を加へ該漁夫は逃走するを得たるも彼等の馬は攻撃者側の手に歸し又ペーヴアレト紙の報ずる所に依れば、去る一月三十一日エソ國境警備兵間に射撃交換行はれ、即ちワスクナル

ヴアより遠からざる地點(註、結氷せるペイブス湖の氷上なる由)に於てソ聯邦國境警備兵五名は恰も該地點に於て兩國境界線上に樅枝を立てつつあつた(註、該警備兵は氷上に於ける兩國國境を明かならしむる爲樅枝を立てんとしたるものなりし由)エストーン國境警備兵に接近し之に對し射撃を開始しエストーン側も之に應射しソ聯邦側は遂に退却せるがエ

とを擧げて宣傳的言辭を弄しソ聯の外交政策を理解するは兩國關係増進上重要にして且世界平和に資すべしと爲し、尙ホルスチ外相は豫て聯盟理事會に盡力されて居るがソ聯亦右目的達成を望むと述べた。

ストニア側には死傷者なかつた由、尙エストーン側諸新聞の主張する所に依れば右射撃交換はエ國領域内に於て行はれたものであると。

七日ソ聯邦國境警備隊は先般ペイブス湖水上に於て逮捕せられ國境を越えソ聯邦内に拉致せられたるエストーン漁夫を送還した、即右國境紛争事件も亦普通の方法、換言すれば國境委員會の交渉に依り解決せられた。

三月

一、マイスキー大使の演説

三月十三日ソ聯大使マイスキーは倫敦で、一般に戰爭殊に對ソ戰爭の危機は過去十五箇月間に増大せること、事實上軍事同盟に均しき日獨「ラプロンシュマン」を見るも明かであるが、之と共にソ軍備も増大し單獨で如何なる侵略をも排撃する力がある。歐洲は聯盟強化が戰爭地方化かの何れかを選ぶべき秋に達して居るが、ソ聯は前者を選んだ。平和及デモクラシーを是なりとする他の諸國も、其の

る旨を繰返し力説し個別的にソ聯邦のみと特殊の關係に入ることを婉曲に斷つた點は大體今回の訪問の結果を暗示するものと見ることが出来る。

ハ、ソ聯參謀總長のバルト訪問

バルト三國諸新聞は本月十二、三日頃よりソ聯參謀總長イエゴロフ元帥が客年五月行はれたるバルト三國參謀總長のソ聯往訪に對する答禮の意味にてバルト三國を來訪すべき旨報道せる處元帥は本月十四日莫斯科出發、同十五日リスアニア國首府カウナス着、同十六日リ國獨立記念日式典にも參列し次で同十九日ラトウイア國首府リガ着、ラ國訪問終了後更にエストーン國首府タリリンに赴き本月二十四日エ國獨立記念日式典にも參列する由である。

九、エストーン國ソ聯邦間國境紛争

ワスクナルヴア附近のエストーン、ソ聯邦間國境に於てエ國側國境警備兵一名行衛不明となれる事件に關聯しエ國諸新聞は該警備兵は數日前ベスプス湖に於て

選ぶ所を明かにし、戰爭防止努力に伴ふ危険、又必要あらば犠牲をも拂ふの用意がなければならぬとの演説を爲したが、十四、五日各紙は右を以て或は對獨警告なりとし、或は大使本來の任務を逸脱し赴任國內政關與とも見らるべき斯る政治演説を爲すの適否に付き疑問を示し、本演説に付き下院にて質問があろうと見て居る。

二、日本大使官邸に投石

三月二十八日早朝モスクワ日本大使館邸に投石した者があり、表玄関右側相當高き明り取り二重窓(硝子厚さ四分の一吋)に約一尺大の穴を開けて拳二個大重量一三〇瓦の石塊(鐵鑊の如し)一個投ぜられて居たが、露人夜番の言に依れば朝六時頃附近立番の民警より右は朝四時半頃一共產青年の爲した仕業で、同青年は既に逮捕せられ居る旨の申出に接した趣である。

三、英ソ信用協定の成績

三月九日のイズヴェスチャ紙によれば客年七月成立の英ソ信用協定の實績を見



るに註文の割當は若干の場合受渡期間の法外に長期なること價格の法外に高き等の困難に遭遇したけれども好成績を示した。現在迄の註文總額は約五百五十萬磅であるが内主要品はタービン、タービンダイナモ、タービンポンプ、タービン・ベンチレーター、フロートング・ドック蒸氣機關、壓搾器等二百十萬磅、受渡期間六箇月乃至二十二箇月、各種金屬耕作機百九十萬磅受渡期間八箇月乃至二十四箇月である。協定に依れば註文の割當は本年末迄に完了する筈にして、正常の價格及受渡期間申入あるに於ては信用の全額(一千萬磅)が利用されることになるであらうと觀測せらる。

四月

三、米ソ談合説

ソ聯の海軍擴張計畫に對する米國の技術的援助説に關し四月十六日紐育のヘラルド・トリビュン、華府のヘラルド・ボルチモア・サン等は十五日附倫敦特電を掲げ、『倫敦外交界方面の消息に依れ

ば、ソ聯は大規模の海軍擴張計畫に着手せんとしつあり、之が爲米國より技術的乃至財的援助を求めんとし、數箇月來米國との間に右に關する話合を行ひつつある』旨を報じた。

四、ソ獨談合説

獨ソ接近説の流布に關し佛國のタン紙は四月九日の紙上に於てヒットラー總統が百八十度の政策轉換を斷行し、ソ聯政府と握手することも決してあり得ぬことではないとの意見を述べて左の如く論じた。

『先づGPUの首領ヤーコグ前内務人民委員の逮捕に付一九二四年レーニンの死去當時スターリン書記長と共にソ聯邦を

一五、對獨論調惡化

に信仰して居た譯ではない。而も今やロシヤ歴史上の偉人は公然賞揚され、新憲法には共產主義信條と兩立せぬ條項が規定されてゐるではないか。尤も共產主義の活動には今尙華かな分野が残されて居る外國への宣傳が之だ。然し宣傳工作は世界革命を信奉する青年に満足を與へ、ポリシエヴィズム打倒を標榜する獨逸政府に對抗して、友邦を糾合する手段に過ぎぬ。獨逸人恐怖はソ聯政府の外國宣傳活躍の一因だが、壽府に於けるソ聯政府の態度、就中佛獨兩國の接近を阻害し様とするのも以上の方針から出て居る。ソ聯邦に於ける猶太人勢力の減退に依り、獨ソ兩國接近の障壁は緩和され、又ルーデンドルフ元帥並に獨逸軍部の一部が獨ソ兩國の親善を主張して居ることを思ふ時、獨ソ兩國政府の再握手は考へられぬことではない。

モスクワの諸新聞は獨逸に對し種々論評を掲げた、就中四月十五日イズヴェスチヤは「平和の破壊者」と題し「獨は塊、洪、羅馬尼、致國、芬蘭、バルト諸國、波蘭等の國內事情に大なる關心を有し、各般の工作を爲し居るのに鑑みれば、フアツシズムが如何にソ聯に向て虎視眈々たるかは想像に難からず。最近のトロツキスト事件は日獨の手先との聯絡を暴露した。獨は猶祖國愛の名の下に中東歐諸國內獨逸人の反逆を唆し、或は各國のフアツシヨ分子の政權奪取を支持し居るが如き、及一國に於ける破壊工作は相互保障組織全體に對する打撃である。宜しくテロリズム防止條約作成の壽府委員會及西班牙不干渉委員會の如き機關の機能を發揮せしめなければならぬ」と論じ又四月十七日イズヴェスチヤは「シヤハトの外國訪問に關し獨に於て侵略政策を抛棄せざる限り、倫敦も紐育も資金を供しなことが明かにせられ、英佛は益々軍備を整へ、世界市場の軍需品は値上りの

牛耳つて居た共產黨の巨頭ジノヴィエフ、カメネフ、トロツキ、ブハーリン、レイコフ、等が相次いで失脚し、今や之等の巨頭に代りスターリン書記長と並んで赤軍の御大ウオロシロフ元帥の勢力が伸張するに至つた。ウオロシロフ元帥の擡頭、即ち赤軍勢力の伸張は現下ソ聯邦の特徴だ。赤軍は共產黨よりも強力な現ソ聯邦體制の支柱であり、自然軍人はソ聯邦内の特權階級を構成してゐる。更にソ聯邦に於ける最近の著しい事象は猶太人勢力の減退で、レーニン在世當時共產黨政治部を牛耳つて居た猶太人は漸次失脚し、今や僅に一人(カガノヴィツチ交通人民委員)を残すに過ぎない。然し以上ソ聯邦の動向を見て直にソ聯邦の資本主義復歸を豫想するのは間違つて居よう。ソ聯邦の行方は結局ロシア人の傳統、換言すれば、アジア的傳統に適合した專制的軍國主義的官僚的全體主義的國家だらう。共產主義は曾てソ聯邦の宗教であつたから當局は、依然共產主義を禮拜して居るが、必ずしも共產主義を眞實

一途にあり、之れシヤハトが壽府に於て平和的空御世辭を述べ何物かを釣らんとせる眞意であつてシヤハトは歐洲の經濟協調にソ聯が参加することさへ反對せざる態度を示し、ソ獨貿易の増加を引合に出して居るが、右貿易關係は事實惡化するのみでシヤハトの聲明の欺瞞的なるを知るべく、又ソ獨交渉乃至接近説流布せられ居るか、其の出所の如き之を推測するに難からぬ。」と論じ同日のブラウダも亦同様の趣旨を述べ、「第三帝國の新ゼスチユアに欺瞞さるる者は獨の侵略計畫を援くる者である。」と論じ、又十八日イズヴェスチヤはヒットラー及ルーデンドルフ最近の關係に付きルーデンドルフがヒットラーの反ソ政策を難じたとか、或はルーデンドルフをソ獨親善論者なりと爲すの滑稽であるを述べ、唯ルーデンドルフが大戦勃發の場合佛を電光石火撃碎せんとする論者たるは豫想に難からずと爲し、更に十九日ブラウダは西班牙及葡萄牙の阿弗利加屬領に對する獨逸の眞意を解説し、獨伊の阿弗利加屬領に對する獨



逸の眞意を解説し、獨伊の阿弗利加計畫が、英佛の阿弗利加及亞細亞方面領土と本國間の聯絡を脅かす次第を強調し、頻りに獨逸に對し警戒の必要あることを説いてゐる。

二六、ソ佛相互援助條約二週年

五月五日のイズヴェスチャ紙は、ソ佛相互援助條約締結二週年に當り「二箇年間の教訓」と題する論文を掲げ、同條約は廣範圍の平和組織を目的としたものであるが、獨逸側の反對に依り狭められ今日の形となつたと云へ、一層廣範圍の戰爭防止協定に至る階梯として締結せられたるものである。然るに締結後二年間の國際情勢は、本條約の目標とする平和組織とは相反する方向を示して居り、而も右は佛國が平和組織の基礎として本條約を取扱はないことが與つて力ありとの趣旨を論じたが、更に五月十六日の同紙は、ソ致相互援助條約二週年の論文を掲げ、同條約の締結に伴ひ兩國間に一層密接なる協力關係發達しつつあり、又同條約が中歐に於ける獨伊フアシストの工

作を困難ならしめたること疑の餘地なきに、致國內には今猶同條約を破棄し獨逸との接近に努力しつつある政治團體及個人の人存するは事實である。然るに過去二箇年の經驗は侵略者の狂的攻撃にも拘らず、同條約が何等其の効果を失はざるのみならず、歐洲に於ける平和保持の機關としての意義を強めつつあるとの趣旨を論じた。

二七、ソ佛外相會談の意義

五月二十日のイズヴェスチャ紙はリトウイノフの佛首相及外相との會談に關し、「右は佛ソ親善を表示したる意義深きものにして、特に倫敦に於ける英佛政治家の會談直後に行はれたるものなることは注意するを要す。其の主眼點たる平和の不可分、集團機構に於ける平和保障及國際聯盟に對する忠實の表示はフアシスト國の野心を封する有力なる手段なり」との趣旨を論じ、他の新聞も同趣旨の評論を掲げた。

五月

二八、太平洋不侵略問題

五月二十一日のイズヴェスチャ紙は英帝國會議に於て濠洲首相が太平洋諸國間不侵略條約締結問題を提唱せることに關聯して論評を掲げ、右地方的協定の締結は等しく日本の侵略の脅威を感じる太平洋諸國の利益のみならず日本自身の利益にも合致する。何となれば右協定の締結は何人か日本を侵さんとしつゝありと國民を欺きつゝある者の欺瞞を終熄せしむるものであるからである。素より日本は右締結に反對すべきこと明かなるも、若し列強にして之が締結に付き積極的支持し、集約的安全保障組織創設の意思と用意を表示し、且日本をして協力か又は完全なる孤立かの一を擇ばざるを得ざらしむるに於ては其の締結可能とならう。而して太平洋に於ける平和組織の政策は穩健分子の意嚮にも合致するものである。尙本政策成功の爲には、第一に列國が太平洋に於ける平和の爲の鬭争を豫め拋棄することなく、侵略者と協調することなく、其の無遠慮なる要求の前に屈

しない決心が肝要である。云々と論じた。

六月

二九、赤軍驅逐艦獨艦を襲撃

獨巡洋艦ライプツヒ號は六月十八日午後、赤軍驅逐艇の襲撃を受けたるも幸ひ命中せず。同艦は去る十五日朝アルジエリア、オラン方面に於て赤軍驅逐艇三隻より各一回の襲撃を受けたるも、何れも命中せず。右は態と公表を抑へ居りたるが、今回は實に同艦に對する四回目の襲撃にしてヒ總統は右の報告に接し、十八日夜半十二時ライン地方旅行先より飛行機にて歸伯し、協議の上在英獨大使をして英、佛、伊各委員に右事件を緊急通告せしめたが、獨政府は右赤軍の挑發行爲に對する對策は、今や四國協定に依る協同事項となすも新に此の種事件の再發迄黙過するに同意せぬであらうと。

右に付獨逸各新聞は論説を掲げ、過般のドイツチュランド號事件と併せ本事件を重大視し政府を督勵すると共に、四國

外交

協同委員會の嚴重なる措置を慫慂した。

三〇、ソ・ラ國交強化

六月十八日のモスクワ各紙によれば、ラトキヤ國外相はモロトフ及リトウイノフと數次會談したが其の結果兩國の國交は益々強めらるるの見込あること、並に兩國は主なる國際問題に付意見一致し、集團的安全保障其の他聯盟の原則に従ひ國際平和の爲協力一致するの用意あるものであるとのタス發表が掲載された。

三一、ラ・ソ通商條約改訂

六月二十一日ポチヨムキン外務次長とラトキヤ國ムンテルス外相との間に、一九三三年十二月四日締結のソ、ラ通商條約第二條（最惠國待遇に對する例外）及第四條（在ラソ聯通商代表に關する規定）並に同附屬議定書第三項（鐵道運賃問題）の改訂に關する議定書に調印を見た。

三二、乾念子島問題

此の項は「日滿ソ關係」参照。

七月

三三、ソ波國境事件

七月二十四日のソ聯各紙はタス通信として七月五日ソ波國境スラウツキイ國境部隊管區に於て波蘭側より二名の武裝越境者あり、ソ側警備隊より射殺されたが屍體より間諜資料銃器及身許に關する書類發覺せられ右書類により一名は波蘭國境警備隊シマノフスキイ中尉なることを判明した、ソ側に死傷なく本件につき波蘭外務省に抗議方を同地ソ聯大使館に訓令したと報じてゐる。

三四、天津ソ聯領事館闖入事件

在天津ソ聯領事館白露天闖入事件に關しベルリナー・ツァイツング紙は「モスクワ政府東京政府に紛争を挑む」との大見出の下に、ソ聯政府は白系露人の惡戯なること明白なる今次事件を口實として日本政府に抗議を提出したが、重光大使が本件はボルシェビキと白系露人の紛争で日本の關知する所にあらず、と右抗議を一蹴せるは尤ものことであると述べた。（日ソ關係）参照

三五、英ソ海軍協定



七月十八日各紙は十七日ロンドンに於て英ソ海軍協定署名せられた旨報道し、尙右英ソ軍協定署名せられた旨報道し、尙右英ソ協定は主要軍艦の質的制限及建艦に關する情報交換に付規定し、尙獨逸も亦同様の義務を負担すること、及日ソ間に當該問題に關する特殊の協定締結せられざる場合等につき審理された。

三、ユレーネフ信任状を手交す

駐獨ソ聯全權大使ユレーネフは二十三日ヒットラーを訪問し信任状を手交して着任の辭を述べたのに對しヒットラーは答辭を與へた。終つてユレーネフは參事官アスタホフ及び通商代表ネボムニヤンチイを引合せた。

三、ラトヴィヤ外相の歸國

六月十五日來莫し滯ソ中のラトヴィヤ外相ムンテルスは二十三日レーニングラード・ソヴェート議長の招宴に最後の交驛をなし、二十四日午後一行を從へて歸國の途についたが、この機會に同外相とソ聯當局との間に一九三三年十二月四日

附の兩國通商協定の一部改訂に關する議定書が調印された。

六、スラウツキイ駐日大使に任命

ソ聯邦中央執行委員會幹部會は本日エム・エム・スラウツキイを駐日大使に任命した。その略歴左の如し。

ミハイル・ミハイロヴィチ・スラウツキイは一八九八年クレメンチユグ市に生れ、高等工業學校に學び、一九一九—二〇〇年にプハラ駐在ロシア共和國外交代表部第一書記となり、一九二〇—二一年にヘラト(アフガニスタン)の副領事、後に總領事に任ぜられた。一九二一—二三年に外務人民委員部近東部報告係及補佐役となり、一九二二—二四年にタヴリツ(イラン)の總領事となり、一九二四年から二七年までイラン駐在のソ聯邦外交代表並に外交代表代理の第一書記を勤め、一九二八—二九年に外務人民委員部中亞部長附、三〇—三一年にタシケント駐在外務人民委員部代表となり、三一年以降はハルビン駐在總領事であつた。

二、瑞典外相の莫斯科公式訪問

瑞典外務大臣サンドラーは、最近ソ獨定期航空連絡に代つて開始されたソ瑞定期連絡機に搭乘して七月八日公式に莫斯科を訪問して來たが、右に關し九日のイズヴェスチヤ及ブラウダ兩紙は何れも歓迎の論文を掲げ、バルチック海を自己の内海とし、同海岸岸諸國民を征服せんと企てつゝあるフアツシヨ侵略者の脅威は、聯盟の機構内に於ける平和及集團的安全の強化に依りてのみ之を防止し得るものであつて、從て聯盟主義に忠實なる瑞典外相の來訪は、吾人の最も欣ぶ所であるとの趣旨を述べて居る。

三、リ土益々親善

トルコ外務大臣テフィク・リュシチユ・アラスはイランより十三日、又同國內務大臣シユクリユ・カヤ、國民議會議員アバク及シエン・オザンは西歐より十二日夫々モスクワに到着したが、右に關し十二日のブラウダ紙はソ聯邦とトルコと題し大要左の論説を掲げ、同日のイズヴェスチヤ紙も亦略同趣旨の歡迎論説を掲げた。

「侵略的國家にしてトルコ國と親交を保つは同國を自己の侵略目的に利用せんが爲である。又或期間戰爭を欲せざる帝國主義國にしてトルコと政治的協調を保ち一般平和及集團的安全保障に協力するものありとするも右は専ら爲にせんとするものである。眞の平和主義に立脚してトルコと親善關係を結び居るはソ聯邦のみにして歐洲の侵略主義國は此のソ土親善關係の破壊の企つること一再ならざるも、右は親善關係の維持せんとする兩國政府の強き意思の爲に失敗に歸しつゝある。今次の土國政府要人の來訪は、右親善關係に關する新なるデモストレーションとして大なる政治意義を有する。」

尙兩大臣一行は七月十六日モスクワ發歸國の途に就いたが、十七日當地各新聞は右兩大臣がソ側要人と國際問題に關し友好的に意見の交換を行つた旨を報じてゐる。

三、小協商諸國の動向に不安

ソ聯邦は近時小協商諸國の動向に關し不安と不滿の意を抱き居り現に七月十九

日のブラウダ紙はチエコスロワキヤ内閣の更迭に關聯し大命は再び前首相に降りたる處其の所屬する農民黨の右派は内政に於ては社會黨を迫出してヒットラーの代辯たるヘンラインの黨を引入れんとし、外政にありては獨逸、伊太利に接近し佛國人民線戰をも毛嫌ひしソ、チ相互援助條約に反對せんとするもので、要するに今時の政變は同國反動勢力の力試しなりとの論評を掲げたが、翌二十日の同紙は更にルーマニヤの政策を攻撃し、最近頻繁に行はれた波蘭、羅馬尼交渉は集團的安全保障に付殆ど觸るゝことなく、右會談の結果は他の小協商國殊に致國と羅馬尼との關係を弱め、羅馬尼と佛國との協力を終止し、反ソ的政策を強化せんとするに外ならぬ、即ち、波蘭、羅馬尼間には小協商の解體及致國の孤立に關する問題、並にソ聯邦西歐國境に沿ふ所謂「防疫」地區の設定問題に付論議せられたる趣の處、右地區の設定は致國が獨逸より侵略せられた場合事實上ソ致援助條約の適用を困難ならしむることを目的と

するものである。而して羅馬尼は示威的に反ソ的傾向を明かにし居れる處、客年末に於ける帝政時代の在ブカレスト露西亞公使ホクレフスキ・ゴジョールに對する敍勳、羅馬尼皇帝が過般波蘭名譽聯隊長の地位を贈られた際同聯隊に與へたる訓示の反ソ的言辭に満ちたりしこと、ソ羅國境事件が近來増加せること等其の適例である。未確定の國境を有する同國の利益と斯る冒險政策とは決して相一致すべからざること。早ければ早き程同國及歐洲平和の爲に可なりと論じて居る。

三、米國艦隊の浦鹽訪問

二十八日米國アジア艦隊、巡洋艦、オーガスト號がヤーネル司令官旗を掲げ四隻で浦鹽を訪問した。太平洋艦隊司令官代理、二等大尉オルロフ並に三等大尉チエルノンチエク及びモスコイより來れるソ聯邦駐在米國武官フアイモンヴィ中佐が之を迎へた。兩國要路者の交驛を終へて後、夜に入つて祝宴が開かれ又シャビエでは兩國艦隊乗組員の爲特別興行が催された。



三、米ソ通商協定

八月六日ソ聯外務人民委員部はタス通信發表としてリトウイノフ及デヴィス米大使は四日米ソ通商新協定成立せるを以て公文交換を行ひソ聯邦商品の對米輸入に對し、又ソ聯邦に對する米國の輸出條件に付、無條件制限の最惠待遇を適用する旨協定せるが、右交換公文は六日ソ聯邦人民委員會議の裁可を得、米國大統領亦之を布告せるを以て、同日より發効したることを發表せり。

尤も六日米國大使館發表の公文に依れば、右最惠待遇は數個の例外規定あり、又ソ聯邦は米國品の購入を著しく増加する爲の措置を執るべき旨約して居るが、二日附米大使の照會に對しリトウイノフは、五日附を以てソ聯邦經濟機關は、今後一箇年間に少くとも四千萬弗の米國品を購入する意向なる旨回答し居れり。今次の米ソ通商協定に關し各紙論評を

掲げたるが、就中八月八日イヅヴェスチヤ紙は、「ソ機訪米飛行に對する米の歡迎は、米國一般の對ソ同情の證左。又米國軍艦の浦鹽訪問は、今後の米ソ接近の爲に、重要事項として、現下日本の××鏡化せる事態に於て、特別の意義あり戰爭の捲添を欲せず、而して日獨より太平洋及米大陸に於て利益の脅威を感ずる米國が、平和の維持、集團保障の支持者たるソ聯と聯絡を強化せんとするは當然なり。新協定は米ソ通商關係の法的基礎を擴大せるに依り、通商擴張の強固なる前提を作れること論なく、新協定に於ては少くともソの對米註文四千萬弗を下らざるべく、斯くて特に現下歐亞の不安なる事態に於て平和強化の重要ファクターたる米ソ關係の強化に寄與すべし」とて、新協定の意義を特に吹聴し、又同日のモスクワ・デイリー・ニュース紙も、社説に於て同趣旨を論じた。

四、米ソ外交

駐ソ米國大使は七月十六日のハル國務長官の聲明を同二十二日リトウイノフの

もとに齎らしてその中に述べられた諸原則に對する意見を求めた。同聲明は米國の立場を次の如く説明する。今日世界各所に見る磨擦は延いて全世界に及ぶもので従つて各國の權利、利害に觸れ又米國の關係する所であり、茲に聲明を發する所以である。米國は年來世界の現平和維持を固持し國際間に紛争の起る場合之を平和交渉に俟ち常時國際協定の原則を支持し、國際信義を重んじ、又國際通商を滑らかにし機會均等を重んじ、軍備に至つては他國に應じて縮小増大の用意がある。米國は同盟の如き拘束は避けるが以上の諸原則を實行する平和手段の行使に協同作業を期待するものである。

之に對してリトウイノフの返答が二十三日なされた。即ち余はソ聯邦の一般的立場と規を一にする諸問題を含むハル長官の聲明に多大の關心を持つた。國際紛争に關する問題は余の國際聯盟に提議した平和不可分、集團的安全の原則に現はれてゐる。其他の諸點に於てもソ聯邦は實力行使の制止、内政の不干渉、紛争の

平和交渉、國際信義の嚴守等を外交政策に實施して居り軍備全廢其他は十年前に提議した所である。尙ハル長官の言はれる協同作業は恒久の平和會議の範圍内に於て意味があり、切迫する世界各地方の情勢は各國民の反撃を受け即ち國際聯盟の積極化と並んで局地的條約の締結に現はれてゐる。最後に各國の平和に對する連帶性、非意志の同時的にして週期的宣言も少からず有意義だと考へるが、ソ聯邦は之に對して常に用意がある。

三、米ソ通商關係

ソ聯邦より北極を経て米國に通ずる航空路突破にチカロフ等が成功し次いでグロモフが記録を作り、一方米國太平洋艦隊の浦鹽訪問が行はれたが、米國の現状維持、ソヴェイトとの緊密化は故なき事ではない。この時に當つて八月四日モスクワで調印された通商協定は重要な役割をなすもので、之は一九三五年七月に締結された米ソ通商協定並に翌三六年之が一年延長のものを更改したのである。米國々務長官の書簡を引用すれば、ソ聯邦

の米國からの輸入額は、一九三四年七月以降一年間の一千六百八十萬弗から三五年七月以降一年間の三千六百萬弗に上つた。乍併一九三五年の協定は初めてのこの故適用に制限があり、ソ聯品輸出の刺戟を與へ、輸出額は一九三五年の一千七百八十萬弗から三六年の二千五十萬弗に増加したに過ぎない。然るに新協定は最惠國條款の適用を見、この結果例へば特別輸入税を課されて來たソヴェイト石炭は今後之を免れ又米國からソヴェイトの輸入にも該條款が適用される事になり舊協定でも三千萬弗以上に上つた輸入額は今後四千萬弗を超すことにならう。斯の如き兩國通商の緊密化は延いて國際關係に對し全世界に對しても影響する所少ないであらう。

三、佛國保健大臣のキエフ訪問

十四日ブラーグより夫人、令息同伴にて佛國保健大臣リニカールが飛行機でキエフに飛來した。ウクライナ駐在聯邦外務人民委員全權代理エヴエロヴィチ、ウクライナ共和國保健人民委員事務取扱カ

リツキイ其他が迎へた。同大臣は三日間キエフに滞在し、ウクライナ首都の醫療施設其他著名の建設を視察ウクライナの某ホルホーズをも訪れる豫定である。

三、丁抹特命全權使節の歸莫

駐ソ丁抹特命全權使節オ・エンゲリはモスコイに歸還し直ちに活動を始めた。

三、波蘭領事館の閉鎖

波ソ間の外交折衝により本年十二月一日から波蘭のトビリシ總領事館及びハリコフ領事館を閉鎖する事となつた。

三、ソ支不可侵條約

八月二十九日南京に於てソ支不可侵條約が調印された。(ソ支關係參照)

三、ソ聯汽船擊沈さる

二日午後ソ聯汽船ヴラゴエフ號(三、一〇〇トン)は黒海沿岸オデッサよりフランス地中海岸のセートに向け航行中、エーヂ海のスキロスト島とプサラ島の間において某國潜水艦より水雷射撃を受け沈没した、潜水艦の國籍は不明だがロ



ンドンでも一般にイタリイ潜水艦の仕業と睨まれてをり、一日アフリカ北海アルニジエー沖でソヴェエト汽船テイミリアゼフ號(二、一五一トシヤ)が同様國籍不明の潜水艦により撃沈された直後のこととて今後の成行頗る注目されてゐる。

四、緩芬河領事館閉鎖

在緩芬河ソ聯領事館は一日閉鎖、領事ガルブツォフは二日歸國した。

三、ソ聯民衆激昂

九月一日地中海西部におけるソ聯汽船チミリアゼフ號(二、一五一噸撃沈)事件に引續き二日更にギリシヤ近海においてブラゴイエフ號(三、一〇〇噸)が某國潜水艦に撃沈された。この報告はソ聯政府ならびに一般大衆に多大の衝撃を與へ、各地の工場労働組合、共營農場その他においては一齊に職場大會を開き政府及び共産黨に對し強硬抗議方を要求してゐる、ソ聯各新聞紙も全紙面を擧げて撃沈事件に憤激し就中イズヴェスチヤ紙の如きは「フアシストの海賊共にかゝる劫掠行為がそのまゝ濟むと思つては大間違

ひだと言ふことを知らしめよう」と敦囑いてゐる、今までのところ責任國の名は未だどの新聞にも明示されてゐないが、一般の輿論の激昂に鑑み、ソ聯政府はこの責任國と外交關係斷絶の強硬態度に出るか否かは最近トハチエフスキー事件以來動搖せるソ聯國內の現状を表示するものとして、モスクワ外交界注目の的となつてゐる。

三、ソ聯船撃沈と抗議

地中海に於けるソヴェエト商船撃沈に對するソヴェエト政府の對伊抗議全文は左の通り發表された。

一、ソヴェエト大使館はイタリイ政府に對しソヴェエト商船に對する攻撃的所爲の確證を握つてゐる事實につきその注意を喚起するものである、右の攻撃的所爲とは去る八月三十日午後十時ソヴェエト商船テイミリアゼフ號がカーヂフより石炭を積載してポートサイドに向ふ途中アルジェー東方沖合百二十軒の水面に於てイタリイ潜水艦により撃沈

し且責任者の處罰を要求する。

四、ソ聯の抗議一蹴さる

六日ソヴェエト政府よりイタリイ政府に對してなされたソヴェエト汽船二隻撃沈事件に關する抗議通牒は將に開催の運びに向つてゐる地中海會議を暗礁に乗上げしめる危険ありとしてソヴェエト政府の政治的眞意が注目されてゐる。

即ち右のソヴェエト通牒は先般東部地中海に於て國籍不明の潜水艦から水雷發射を受けて二隻のソヴェエト汽船が沈没せしめられた事件を取上げて、これをイタリイ側の責任なりと断定し、損害賠償と責任者の處罰をイタリイ政府に要求したものである。

これに對しチアノ外相は右はイタリイ政府の全然關知せざる所であるとなして、かゝる責任を負ふことを拒み、ソヴェエト政府の要求を一蹴した、かくして地中海會議を前にしてソ伊關係は緊張を示し輿論は激昂してゐるがローマ官邊は尙慎重を持し、あらゆる場合に對處する覺悟を以て冷靜に事態の推移を注視して

ゐる。

四、日本領事館の閉鎖要求

ソヴェエト政府は八月二十六日モスクワ大使館を通じてオデッサ及びノヴォシビルスクの帝國領事館の閉鎖を要求して來たが帝國政府がこれを拒絶したため九月十五日をもつて右帝國領事館に對するソヴェエト政府の公認を取消すに決し十三日この旨發表した、取消しの理由としてソヴェエト政府は左の如く述べてゐる。

ソヴェエトは日本に領事館六つを有するに過ぎないが、日本はソヴェエトに八つの領事館をもつてゐる、しかもオデッサ及びノヴォシビルスクには日本人は在留せず、また日本は同地に海運關係も持つてゐない。

(日本政府の聲明は「日ソ關係」参照)

四、南京爆撃とソ聯政府

ストラウツキー駐日ソ聯大使は本國政府の訓令に基き帝國海軍の南京空爆に對する抗議を二十六日文書を以て帝國外務省に通達した、抗議内容は「在南京ソ聯大使館は自己の使命に基

されたこと並に九月一日午前六時半ソヴェエト商船ブラゴエフ號がアスファルト用瀝青を積載してアゾフ海のマリウボル港からフランスのセツト港に向ふ途中スキロス島を去る十五哩の沖合でこれ亦同様の襲撃を受けた事件を指すものである、公海を航行中の船舶に對し然もイタリイ政府とは正常外交關係にあるソヴェエト聯邦の商船に對しかゝる行為に出たことは單に人道的原理に反するのみならず最も汎く且基本的に認められた國際法の觀念に對する明瞭な違反であることにつきイタリイ政府に對し斷乎たる抗議を提出する。

一、ソヴェエト政府はソヴェエトの國旗を掲揚せる商船に對するイタリイ海軍の前記の如き攻撃的行爲の政治的並に物質的結果はイタリイ政府が全的に其の責に任すべきものとする。

一、ソヴェエト大使館はイタリイ政府に對し將來斯る攻撃的行爲の再發を防止しソヴェエト政府並に前記船舶の船員又は其の家族に與へた損害を十分賠償

いて避難せず、日本軍飛行機の空爆により生ずる事あるべきソ聯大使館並にソ聯市民の生命財産其他の損害について賠償要求の權利を保留する」といふにある。

四、ボ駐支大使歸國

駐支大使ボゴモロフは大使館附武官レピン少將と共に本國政府の召電に接し二十八日飛行機にて南京出發新疆經由歸國の途についた、南京歸任は十月末の豫定である、歸莫の目的につき連戰連敗の支那に對する援助政策轉換の爲めと傳えられた。

自一九一八年對外關係

一九一八年から一九三五年末まで、ソ聯邦の重要外交問題を年度順に列擧すれば、戰時共産時代から新經濟政策時代、更に第一次第二次五ヶ年計畫時代と興味ある變化を示してゐる。

一九一八年

十一月十三日 全露中央執行委員會、ブ



レスト、リトフスク條約廢棄を宣言。

一九一九年

十二月三十一日||エストニアと休戰條約調印。

一九二〇年

一月二十日||聯合國、一九一九年十月十日宣言の對ソ封鎖を正式に解除。

二月二日||ロシア共和國對エストニア平和條約調印。

四月六日||極東共和國樹立宣言。

七月十二日||ロシア共和國對リトワニアの國交恢復條約調印。

八月十一日||ロシア共和國對ラトヴィヤ平和條約調印。

十月十二日||ロシア共和國及ウクライナ共和國對波蘭、平和豫備協定並に休戰條約調印。

十月十四日||ロシア共和國對芬蘭、平和條約調印。

一九二一年

二月二十六日||ロシア共和國對波斯、復交條約調印。

二月二十八日||ロシア共和國對阿富汗、復交條約調印。

復交條約調印。

三月十六日||ロシア共和國、對土耳其古條約調印。ロシア共和國、對英國通商條約調印。

三月十八日||ロシア共和國及ウクライナ共和國、對波蘭平和條約調印。

五月六日||獨逸との暫定協約調印。

九月二日||ロシア共和國、對諾威暫定協約調印。

十二月七日||ロシア共和國、對奧地利暫定協約調印。

十二月二十六日||ロシア共和國、對伊太利豫備協定調印。

一九二二年

一月七日||ロシア共和國ゼノア會議に參加。

五月十六日||ロシア共和國對獨逸政治條約ラツパロに於て調印。

六月五日||ロシア共和國對チエツコスロワキヤ復交暫定條約調印。

十一月十五日||全露中央執行委員會、極東共和國のロシア共和國への合併を宣言。

十二月二日||ロシア共和國、波蘭、ラトヴィヤ、フィンランド及びエストニア間の軍縮會議モスクワに於て開催。

四月二十三日||ロシア共和國對丁抹豫備協定調印。

一九二三年

二月二十八日||ソ英復交。

二月七日||ソ伊復交。

二月十五日||三月十日||ソ諾復交。

二月二十五日||二十七日||ソ埃復交。

三月八日||ソ希復交。

三月十五日||十八日||ソ瑞典復交。

五月三十一日||ソ支復交。

六月十八日||ソ丁復交。

八月八日||ソ英一般條約調印。

十月二十八日||ソ佛復交。

一九二五年

一月二十日||日ソ復交。

十二月十七日||ソ土修好及中立條約調印。

一九二六年

十月三十日||一九二五年、一九二九年及び不侵略條約調印。

一月三十一日||一九三一年締結せるソ土諸條約存続に關する議定書調印。

一月二十一日||フィンランドと不侵略條約調印。

二月五日||ラトヴィヤと不侵略條約調印。

四月二十二日||フィンランドと和協手續に關する協約調印。

五月四日||エストニアとの不侵略條約調印。

六月十六日||エストニアと和協手續に關する協約調印。

六月十八日||ラトヴィヤと和協手續に關する協約調印。

七月二十五日||波蘭と不侵略條約調印。

十一月二十五日||波蘭と和協手續に關する協約調印。

十一月二十九日||佛蘭西と不侵略條約調印。

十一月二十九日||佛蘭西と和協手續に關する協約調印。

四月二十四日||ソ獨修好及中立條約調印。

八月三十一日||ソ阿富汗中立及相互不侵略條約調印。

九月十八日||ソ・リトワニア修好中立條約調印。

一九二七年

十月一日||ソ波斯保障及中立條約調印。

二月十五日||軍縮會議準備委員會に於てソ聯代表より軍備即時協約案提出。

三月二十三日||軍縮會議準備委員會に於てソ聯代表より軍縮協約案提出。

十一月一日||ソ聯イエメン修好及通商條約調印。

一九二九年

一月二十五日||獨逸との和協手續に關する協約調印。

二月九日||ソ聯邦、波蘭、ラトヴィヤ、エストニア及ルーマニア間に、ケロツグ條約期限實施に關するモスクワ議定書調印。

五月二十七日||東支鐵道紛爭事件勃發。